

観世音寺公験案の集成と研究

二〇一九・二〇二〇年度一般共同研究研究成果報告書

研究代表者 森 哲 也

(九州大学大学院人文科学研究所・専門研究員)

観世音寺公験案の集成と研究

二〇一九・二〇二〇年度一般共同研究研究成果報告書

研究代表者 森 哲 也

(九州大学大学院人文科学研究院・専門研究員)

目次

共同研究の概要

観世音寺公験案の基礎的研究



森 哲也

一二世紀前半の東大寺別当と観世音寺・鎮西米―特に寛助に注目して―

三輪 眞嗣

補説・『観世音寺資財帳』原本ならびに同資財帳複製の調査

森 哲也

観世音寺公験案集成稿

森 哲也編

∴ 1

∴ 3

∴ 26

∴ 41

∴ 44

共同研究の概要

研究課題名 観世音寺公験案の集成と研究

◎二〇一九年度

○研究組織

【研究代表者】

森哲也（九州大学大学院人文科学研究院・専門研究員）

【所外共同研究員】

原田諭（福岡市博物館市史編さん室・嘱託員）

三輪眞嗣（神奈川県立金沢文庫・学芸員）

【所内共同研究者】

山口英男（古代史料部・教授）＊所内担当者

遠藤基郎（古文書古記録部・教授）

稲田奈津子（画像史料解析センター・古代史料部・准教授）

○主要な研究成果

【論文】

・三輪眞嗣「和泉国久米田寺の律僧集団についての予備的考察」（『金澤文庫研究』三四四、二〇二〇年三月、査読なし）

【史料紹介】

・森哲也「『東大寺古文書』と『諸文書部類』―東大寺文書写本の紹介―」（『古文書研究』八八、二〇一九―二〇二〇年二月、査読あり）

・東大寺中性院襖下張文書研究会（岩永紘和・宇佐美倫太郎・納田敬悟・坂東俊彦・三輪眞嗣・横内裕人）「史料紹介 東大寺中性院襖下張文書」（『南都佛教』一〇一、二〇二〇年三月、査読なし）

【学会発表】

・森哲也（一瀬智（九州国立博物館）と）「九州国立博物館所蔵の東大寺文書」（二〇一九年度九州史学会大会日本史部会、二〇一九年二月）

◎二〇二〇年度

○研究組織

【研究代表者】

森哲也（九州大学大学院人文科学研究院・専門研究員）

【所外共同研究員】

重松敏彦（太宰府市公文書館・会計年度任用職員）

三輪眞嗣（神奈川県立金沢文庫・学芸員）

【所内共同研究者】

遠藤基郎（古文書古記録部・教授）＊所内担当者

山口英男（古代史料部・教授）

稲田奈津子（画像史料解析センター・古代史料部・准教授）

○主要な研究成果

【論文】

・三輪眞嗣「中世前期東大寺の修学振興と学侶」（『洛北史学』二二、二〇二〇年六月、査読あり）

・同「観世音寺末寺化の再検討―東大寺別当寛助を中心に―」（本報告書、査読なし）

・森哲也「観世音寺公験案の基礎的考察」（本報告書、査読なし）

・同「観世音寺公験案の成立」（坂上康俊編『古代の九州と交流』高志

書院、二〇二二年刊行予定)

【史料紹介】

- ・ 遠藤基郎 (佐藤健治と) 「『資料紹介』『古文書手鑑 (檜のくち葉)』」
『MUSEUM』六八九、二〇二〇年一月、査読あり)
- ・ 森哲也編 「観世音寺公験案集成稿」 (本報告書、査読なし)

【研究余録】

- ・ 森哲也 「『東大寺古文書』と『諸文書部類』の意義」 (『日本歴史』八
七六、二〇二二年五月、査読あり)

【書評等】

- ・ 森哲也 「二〇一九年の歴史学界―回顧と展望―日本古代六」 (『史学雑
誌』一二九―五、二〇二〇年五月、査読あり)
- ・ 遠藤基郎 「(書評) 東大寺史研究所編『東大寺要録』一 (東大寺叢書
一)」 (『日本歴史』八六五、二〇二〇年六月、依頼あり)
- ・ 三輪眞嗣 「(書評) 岡野浩二著『中世地方寺院の交流と表象』」 (『史
学雑誌』一三〇―二、二〇二二年二月、依頼あり)

【学会発表】

- ・ 三輪眞嗣 「応永・永享期における東大寺の物寺と院家」 (国際日本文
化研究センター主催 応永・永享期文化論研究会、二〇二〇年九月、
招待あり)

観世音寺公験案の基礎的考察

森 哲也

はじめに

『続日本紀』和銅二(七〇九)年二月戊子(二日)条等によれば、筑紫観世音寺は母斉明追福のため、天智天皇が発願したと伝えられる寺院である。同寺は保安元(一一二〇)年、その東大寺末寺化に伴い、八世紀代以来の伝来文書について公験案を作成し東大寺に進上した¹。同時に進められた、保安元年六月二八日の観世音寺公験案文目録〔筒井寛秀氏所蔵文書・平一一―補二九九〕(以下、保安元年目録)には、観世音寺公験案四五点²が記載される。現在、この観世音寺公験案(以下、公験案と略すことがある)は、東大寺図書館を始め、国立公文書館(内閣文庫)、東京大学文学部、早稲田大学、大東急記念文庫、九州国立博物館等の寺外各所にも分蔵され、様態・内容を確認できる公験案は二四点を数える(うち一点は焼失、二点は正文)。

本共同研究では、確認可能な公験案を集成・翻刻して広く学界の共有財産化を図るとともに、地方寺院における文書保管のあり方等、公験案の分析を行うことを目的としている。本稿では、筆者によるこれまでの研究を踏まえ³、公験案の全体像を整理した本稿末の「観世音寺公験案対照表」(以下、対照表)、ならびに本報告書所収「観世音寺公験案集成稿」(以下、集成稿)を基に、公験案の作成・伝来を対象として基礎的考察を行う。行論に際し、別稿で詳説した内容に関しては、なるべく結論的に述べるに止め、関係註も簡略化した⁴が、補訂を加えた部分もある。また、公験案、その構成文書に言及する場合、対照表と集成稿の番号(1〜45)と、構成文書の番号(①〜)、文書名を使用した⁵。

第一章 公験案の作成

第一節 原文書の状況(1)―正文・案文―

第一項 発信文書

公験案の原文書―ここでは正文であったか否かを問わず、公験案が基づいたものを原文書と称する―は、今日に至るまでの間に姿を消し現存を確認できない。本章では、公験案に残された痕跡を手がかりに、原文書の状況、公験案の作成手順をたどりたい。第一節では、原文書の状態(正文か、案文か)を整理することとし、まず観世音寺の発信文書(解・牒)から採り上げる。上申文書の解に宛所はないが、事書や本文末で「府裁」「国裁」を請う点から判断し、宛先ごとに公験案順に整理すると次の如くである。解のうち、大宰府宛は6①、10③、12①、19①、22①、23②⑤、28①、⑤で、筑前国宛は12⑦となる。すべての裁可の主体には関説しないが⁴、いずれも大宰府、筑前国による外題が施され、観世音寺の上申に対して判断が示されている。牒は、大宰府宛として18①(前欠であるが、本文末で府裁を請う)、19⑦、28⑨⑩、31④、⑥、37③、筑前国宛として12⑩、41①が残るが、これらもほとんどに大宰府(19⑦、28⑨⑩、31④、⑥、37③)、筑前国(12⑩)の外題が認められる。

この外題部分の形式として、I裁可文言+在判(花押主の註記あり)、II裁可文言+在判(花押主の註記なし)、III裁可文言のみ、の大きく三つを確認できる。I形式の例として、19①には「件具楽田事、可依中古以後例之由、下知已了。但猶理不尽者、新府御下向^(大宰府)之日、可訴申歟。在少卿判^(盛房卿)」とあり、原文書にも裁可の文言と大宰少式藤原盛房の花押が記されていたことを示す。II形式が、原文書の外題の花押に人名、官職等の註記が付されておらず、そのため公験案作成時に花押主が判らなかつた

事例と判断できるから、I形式は、観世音寺が受け取った段階で花押主について註記しており、公驗案作成時にそれを踏まえて表現したと考えられる。

II形式の12①「件黒嶋并抱岐庄等勘出／早可免除、不可寄徴之。／在判」に関しては、大式藤原長房の在任が確認できる。IIに区分できるものを「在判」の事例も含めて示すと、23②、④、⑤、31④、⑥が挙げられる。22①「在御判」は22全体が抄写でしか知られないため詳細不明ながら、大式藤原実政もしくは権帥藤原伊房が候補となる。筑前国の事例として12⑦があり、⑩のうち「可切敷。可停／止之。／判」は、⑨や11②に見える「少式兼大介源朝臣」が候補である。

III形式に属するものとして、10③、19⑦、23③、28⑨～⑪（袖）、37③がある。28①「府御判云、…」は、原文書では「判」、「判云」であったか⁵、もしくは裁可文言のみであったものを、公驗案作成に際し大宰府の判である点を明示するため「府御判云」としたことが想定され、28⑤、⑪（奥）も同様であろう。

外題部分について注目されるのは、本文とは異なる筆致で書写している点である。ある案件について観世音寺が申上する解や牒は、大宰府、筑前国に送られて裁可された後、その内容が観世音寺に伝えられる、という流れになる。この流れと、外題が本文と異なる筆致である点を合わせ考えると、観世音寺の解や牒は、要望に対する裁可が書き入れられた後、観世音寺に戻ってきたものと理解できる。すなわち、これらの原文書は正文であったと考えられる⁷。

この点を前提として、発信文書を対象に署判部を自署等のまま写すか、それとも「在判」「在御判」（以下、「」を省く場合がある）としているか、という点を検討する。筆致から自署を写したと判断できるものとして、6①、10④、12⑦、⑩、23②～④、28①がある。しかし、他に自署と在判とが混在するものもある。12①は他が自署風の中で、都維那法師一人が在判である。自署風の署判も崩れている点からすると、原文書の自署が草名や

花押であったため、公驗案作成時に在判としたと推測できる（28⑤、⑨も同様か）。19①の自署風の中に混じる難読の僧名は、公驗案作成時に判読できず原文書の自署の形をなぞった可能性が考えられる。

古文書学の上で「案文を作るとき、花押の形を模写することはない。「在判」と書いて、正文に花押があることを示すのである」とされる⁸。19⑦は、すべて「造名」で草名や花押であったことを示す。41①の観世音寺僧の署判部は「在判」と「正印」の記載が併記される。「正印」の意味は判然としないが⁹、かりに草名・花押に対する正式の自署を意味するのであれば、原文書に自署と草名・花押が併記されていたことを示し、正文であったと解することができる。すべて在判の28⑩、⑪、31④、⑥、37③は、花押が在判とされたものと理解できる。ただ、18①は講師二人が自署風、都維那僧、上座僧、寺主僧、俗官の大宰大監二人は在判である。貞観一〇（八六八）年段階で、官人の自署はさほど崩されなれないと思われるので、この在判は草名や花押だけでなく、通常の自署の場合を含むと考えられる。以上から、署判が自署風の場合は原文書においても自署であったと判断され、在判については、原文書が草名・花押や、判読困難の場合の他、自署の場合も想定できる。

第二項 受信文書

ここでは、観世音寺の受信文書を検討する。職能主義と当事者主義の議論とも関わるが¹⁰、宛所として観世音寺、その関係者を明記するものから採り上げる。これらの原文書は一部を除き正文であったと理解される。

大宰府の発給文書中、大宰府牒案（19⑨、39）、大宰府国政所牒案（35①）は署名も自署風で、原文書が正文であったと理解できる。大宰府牒案のうち、斉衡二（八五五）年の32は大典が自署風、少式が在御判で、延暦一八（七九九）年の45は大典、少式ともに在判である。在御判、在判は、年次から見て草名や花押ではない自署の存在を示すと考えられる。23⑥、⑦（大宰府の外題あり）は、署判が在判、在御判、外題が在合御判で、33は少典、少式ともに在判、31⑤大宰府政所牒案（同上）も、署判が在判、

外題が在少卿判であるが、これらも自署、花押の存在を示す。44 大宰府牒案（国師所宛）の署判は自署風で、原文書は正文と解される¹¹。10③大宰府政所下文案（筑前国把岐庄司宛）は、観世音寺の主張を認める内容と宛所から正文と判断してよいであろう。36③大宰府移案は、具体的な人名が不明ながら大宰少典の署判が認められ、正文とも思えるが、第二節で後述するように36全体として正文とは認めがたい。

筑前国の発給文書として、筑前国牒案（15、18②）、筑前国司牒案（19⑧）の国司の署名は自署風で、正文であったと考えられる。

その他、18③内蔵寮博士庄牒案、④前斎院高子内親王家莊牒案、19②観世音寺音楽々頭監代山村助正解（「寺家裁」を請う）の署判は自署風で、正文であったと考えられる。6②安楽寺牒案の安楽寺僧は在判であるが、花押や自署の存在を示すと見なせば、原文書は正文であったと理解できる。

次に、観世音寺以外が宛所の文書を検討する（以下の署判部は、特に断らない限り在判）。大宰府発給文書のうち、符は18⑥（筑前国司宛）のみ。

署判は自署風であり、当事者主義により正文がもたらされたものか。6④、⑥大宰府政所牒案（ともに安楽寺^衙宛）では、冒頭に牒本文と筆致を変えた「案之案文」の文言が付される。これは「之を案ずるに案文」と訓め、観世音寺が所持していたものが正文ではないことを意味する。逆にいえば、この文言が付されない、6中の観世音寺宛でない（または宛所がない）他の文書は正文であったとも解釈できる。このうち③山口村住人等言上状案は、碓井封山口村の住人等が安楽寺使による人馬の被害を注進したものの。署判は自署風で、観世音寺宛に出された正文と解される。⑤安楽寺留守所牒案（府政所^衙宛）も僧名が記されるので、正文がもたらされたと考えられる。同じ安楽寺宛の大宰府政所牒案でも⑦には先述の文言がなく、④、⑥との対比から正文の可能性を指摘できる。文言の存在・不存在の意味を公験案全体に拡大できる保証はないが、こうした文言が付される事例の存在は、他の宛所でも正文がもたらされることを示しているよう。

下文として、10①大宰府下文案は袖判の初見とされている（権帥藤原伊

房が在任）。大宰府政所下文では、11①の外題「在判^{江帥御判}」は、権帥大江匡房の花押と註記の存在を意味しており、具体的な裁可内容は本文中に「権中納言兼都督大江卿宣、可依／前例之由下知者」と見える。外題の筆致は本文とは変えてあり、内容も勘案すれば、正文であったことを示している。同様の袖判をもつ12⑧、31①、②、③も、正文と見なしうる。19⑥の署判部には在判、名ともになく、原文書に忠実ならば正文であったとは考えられない。23⑧大宰府序下文案は、文末の文言「司宜承知……」から税司宛と判る。税司の納米から金堂仁王長講の仏僧供を支出すること等を命じた、同日付の⑦大宰府牒案とセットであり、⑦を正文と理解できるのであれば、⑧も正文であった可能性がある。12⑪によれば、筑前国黒嶋荘立券の「公験之府符」は、治安二（一〇二二）年一月二日に筑前国に給い、同月一七日に筑前国は符を郡司に下したという。それを観恵が筑前「国之田所」から書写して入手したもので、正文は「故秦大夫御館」にあると、のことであるから、原文書は案文であったと判る。

筑前国発給文書のうち、筑前国符案4①、②は、②に続けて「件公験正文式通、依 官符之旨、為令進官／進 上了。／延久四年六月十一日（以下、当時の観世音寺三綱等の署判）」と、延久の莊園整理にともない正文が進官された旨を記す。保安元年目録の註記「不進本書／進案文」も上記の事情を記しており（ただし、誤って前文書3に付す）、4が正文からではなく、案文をさらに写したものである点を確認した。以上を字義通りに理解すれば、原文書は4①、②の案文と上記の文言・署判を記したもので、本来①、②の原本は当事者主義に従って観世音寺にもたらされた正文と考えられる。19⑤の少式兼大介藤原朝臣の署判は右つきの小字で「永道」と記されており、原文書が正文であった可能性がある。実物の観察では、筑前国司序宣案のうち11②の宛所中の「上座」、事書中の「式段」、事実書冒頭の「右、依有本寺」の文字は、他の部分より墨色が薄く、筆致も少し異なるように見える。これは公験案作成時、まず当該箇所を空けて他の部分を写し、後に空白部を書き入れたことを示す。④の宛所「上座」

部分も同様で、他の上座郡司宛筑前国司宣案(12③、④、⑥、⑨)、12②筑前国庁政所下文案では、そのような現象を観察できないから、11作成時の事情によるものかと思われる。

続いて、上申文書のうち大宰府宛と見なせるものを採り上げる。5嘉麻郡司解案は、観世音寺領確井封の見作田、荒田について、「府国／并本寺使」が勘録した結果を注進する。律令制の原則では筑前国への上申となるが、延久元(一〇六九)年段階では、直接的には大宰府宛で、外題「下田所／在御判」も大式藤原顕家による裁可であろう。署判に在判と「凶師判官代王則季」が混在する点を重視すれば、**併**文書は解の正文に外題がなされ観世音寺に送達されたものと理解できる。10②大宰府公文所問注勘状案は、大宰府の御定を仰ぐもので、本文と筆致を変えた外題「年来依弁来寺可領」をもつ(権帥藤原伊房が在任)。署判は在判ながら、観世音寺領に關する裁可である点から見て、外題を加えた正文が観世音寺に渡されたものと理解できる(23①大宰府公文所勘申案も同様の事例)。19③大宰府蕃客所注進状案は、観世音寺の法会における呉樂の所役を注進する。蕃客所は大宰府の所の一つで形式上は大宰府宛となるが¹²、在判と自署風が混在しており、正文が観世音寺に伝えられたのである。28④大宰府実檢使論田注進状案は、内容から同年の③大宰府政所下文案、⑤観世音寺三綱等解案とセットで理解すべきもので、⑤の原文書は正文と考えられるが、④と③については判断が難しい。12②大宰府兵馬所解案、37②大宰府左郭勘申案も自署風と在判が混在し、後者は奥に大宰府の外題(権帥藤原伊周、大式藤原有国、少式藤原某が在任)があり、これらも正文が観世音寺に伝えられたと判断される。

物品の下行・出納に関するものとして、23⑨大宰府税司下行日記案は、⑧大宰府庁下文案を受けた仏供料米下行の記録。原簿は税司に保管されたのであるから、下行米とともに観世音寺に送られた伝票に相当しよう。造観世音寺行事所請文案25①、②、④は、仏具等作成のため観世音寺に必要な物品を請う。観世音寺に正文がもたらされたはずであるが、送り状と

して物品とともに造観世音寺行事所に戻ったとすれば、原文書は観世音寺に残された控えとも理解でき、いずれとも決しがたい。③金白銅下用日記案は下用の帳簿で、袖に内容を確認する大宰大監の判が付され、筆致が本文と変えてあるので、原文書は正文であろう。⑤観世音寺資財実否勘文は、実物と出納記録を照合し、問題点を観世音寺と大宰府官人が記す。⑥観世音寺宝蔵収納品下用日記は、大式藤原有国による宝物の度重なる下用、下用帳を召し上げたままの帰京について、観世音寺所司が後日のため記す。それらが事実である旨の判があり(権帥平惟仲が在任)、筆致を本文と変えていることから、正文であったと考えられる。

筑前国関係では、35②筑前国早良郡人夫三家連豊繼解案(早良郡司の判)、③筑前国早良郡額田郷人夫三家連息嶋戸口豊繼解案(同上)は、①も含め奴婢進上の関係文書として貼り継がれ、観世音寺にもたらされたと理解される。郡判の署名で、②に「早良勝^{在判}弟子」(③も同じ)、③に「三宅連^{在判}黄金」(②は「三家連^{在判}」のみ)とあり、観世音寺僧の署判でも、②は「上坐半位僧^{在判}定信」、③は「上坐半位僧^{在判}定信」と記される。在判と自署とが重複する理由は判然としないものの、公驗案作成時、自署を在判とした上で、判読した名を記した可能性が考えられる。④太政官判(弁・史の位署と延喜七年二月三日の日付)は、私見では「延喜の奴婢停止令」に関わる記載で、観世音寺が奴婢を所有する根拠①③を太政官(弁官)において審査したことを示す¹³。位署が自署風である点からすると、貼り継がれた①③の末尾に④の判を記したものが観世音寺に戻されて伝来し、それを原文書として公驗案が作成されたと考えられる。18⑤筑前国田文所檢田文案は、観世音寺と高子内親王家の係争地に關し、仁寿二(八五二)年班図帳の調査結果を記したものの(⑥大宰府符案をうけての措置)。署判は名を記すので、原文書は正文であった可能性がある。

41②源敏家地林地施入状案の講師、三綱、寺司等の署判は、①観世音寺牒案と同様、在判と「正印」が併記される。「正印」を草名・花押に対する正式の自署と解せるならば、両者が併記されており、正文であったこ

とを示す。その場合、①②と一連の売券を構成する③穂浪郡司解案、④笠小門門子家地林治田売券案（「笠小門々子」、観世音寺上座「良延」の名を記す）、⑤筑前国美作真生等治田売券案（「美作真生」、「美作利明」の名を記す。④⑤ともに郡判部は在判）も、正文であったと理解できる。

第二節 原文書の状況（2）―成巻・未成巻―

第二節では、公験案作成段階における原文書の成巻、未成巻の問題について考察するが、以下の点から、未成巻状態であった原文書の存在が浮かんでくる。

ア．構成文書が料紙内で完結する事例

成巻の文書を書写する場合、分量を計算して貼り継いだ料紙上に写すのが効率的で（状況により料紙を切り貼りすることもありうる）¹⁴、原文書と同様に料紙を完結させる必要はなく、次の文書が続けて写せばよいはずである。ところが、公験案中には6①、11③、25①、⑤（最終行末尾がわずかに次紙にかかる）、28③、31①、35①、41①のように、構成文書が料紙内で完結するものがあり、その中には料紙奥までの間に書写可能な余白をもつもの（11③）も存在する。

イ．書写に反映する欠損状況（空白）が次文書以下に及ばない事例

18①は、原文書が前欠であったことが明らかで、本文中にも原文書の大きな欠損に由来するらしい空白がある。その一方で、②以下に大きな空白は見られない。これは原文書がすでに成巻されており、湿損等のため冒頭近くが欠損していたことを示すのかもしれない。しかし、②以下にまったく影響が見られない点の不審であり、むしろ個別に保管されていたことで影響が及ばなかったと見るべきであろう。

このように、未成巻状態の原文書が存在したと考えられる一方で、公験案作成時点で継紙上に記されていたと理解できる事例も確認できる。前述のように、4の原文書は正文ではなく案文であり、②に付された田所勘判案（朱書）が①を写す料紙にかかる点を重視するならば、それは継紙上に

書写されていたのであろう。36は四つの部分からなるが¹⁵、欠損部が前半に多く後半には少ない印象で、③大宰府移案、④観世音寺水陸田目録案は、単独の原文書に基づくとも思われる。しかし、①某状案、②観世音寺田園山林図案の記載があまりにも断片的である点、③末尾に、捺された「府印」を二カ所と記す点、④二行目の細字註「御笠郡」は、もともと直上の「田卅町」ではなく、前行の「筑前国観世音寺」に付されたものが混入したと考えられる点¹⁶を勘案すると、全体として奈良時代初頭までの観世音寺領に関わる抜き書きがあり―これが公験案作成時の観世音寺の認識として、奥裏書「大宝縁起」、保安元年目録「大宝四年縁起」の記載につながる―、それが欠損したものを原文書として36が書写されたと考えられる。このように解すれば前半に欠損が多い点の説明が可能であろう。この抜き書きの原型をあえて推測すれば、2下巻第15紙・山章に見える観世音寺の「流記」が注目され、その記述からすると、この「流記」は延暦八年以前の成立と理解できる。

未成巻分は、公験案作成時に原文書を並べて書写することになるので、次に構成文書の配列順について考察を加える。全体を通覧すると、基本的に時系列の逆順（新↓古）に配列される原則が看取されるが、時系列順の部分もあるので、個別に検討しておきたい。

4については、観世音寺に存在した案文が、時系列順に継紙上に書写されていたため生じた現象と説明できる。時系列順のうち、もつとも事例が多いのが同年の場合である。6①、②は承徳二（一〇九八）年、③、④は永長二（一〇九七）年で、それぞれ日付順に並ぶ。ただし、同じ永長二年の④⑦は逆順となるが、④と⑥の冒頭には「案之案文」とあるので、原文書が案文であった点が影響した可能性がある。12では無年号（「即刻」）の⑤を夾み④、⑥が日付順であるが、内容から見て⑤は⑥とセットであり、同じ寛治六（一〇九二）年のものと推測される。23④、⑤は、ともに永祚二（九九〇）年と記すが、永延三（九八九）年八月八日に永祚改元、同二年十一月七日に正暦改元なので、⑤は正暦改元を反映しておらず、単純に

計算すれば⑥の「永延四年三月十三日」も永祚二年に相当する。したがって、同年ながら④、⑤は時系列順、⑤、⑥は逆順となるが、⑦⑧が永延三年で、「永延四年三月十三日」の⑥を文字通りに配列したとすれば、例外ではない。25①④は治暦二（一〇六六）年の日付順。35①、②は、解と郡判が一体で、②、③が同年であるものの、①③全体としては逆順といえる。④は奴婢所有の根拠を太政官において審査した「判」と考えられるので、正文が観世音寺から進上される際に①③が成巻され、それに④が加えられて観世音寺に返却されたのであろう。36①は大宝二（七〇二）年正月以前と推定されており、①と②、③と④はそれぞれ時系列順、②と③は逆順となるが、これは上述した抜き書き的なものの事情によると思われる。41は全体が天慶三（九四〇）年で、①④が逆順、④、⑤は日付順となるが、観世音寺への施入の段階で関係文書がこのように貼り継がれていた可能性がある。18は同じ貞観一〇年ながら①、②は逆順、②、③は時系列順、④、⑤は時系列順であるが同年ではない。この錯雑とした配列の事情については成案を得ない。

以上から、一部例外が見られるものの、各公験案内の文書は全体として時系列の逆順で配列され、同年の場合は日付順に並ぶとの原則が看取される。同年でも逆順の事例は、全体の原則に引かれたのであろう。こうした原則が見出せるのは、原文書の多くが未成巻で、公験案作成時に配列を決めて書写したことを示すと評価でき、さらに、公験案作成と同時に多くの原文書が成巻された可能性も考えられよう。

最後に、2の表題「延喜五年資財帳」在庄々惣目録は、観世音寺作成の保安元年目録の「延喜資財帳」ではなく、東大寺別当寛信の文書整理を反映した、仁平三（一一五三）年四月二九日の東大寺諸莊園文書目録「慈光明院所蔵文書・平六―二七八三」（以下、仁平三年目録）¹⁸の「延喜五年資財帳」と、24の旧表紙表題「嘉保 年資財帳」但不行交替も、保安元年目録「勅封蔵宝物実録帳」ではなく、仁平三年目録「嘉保元年同帳」（嘉保）に、それぞれ合致する（対照表参照）。この点から見て、両者の表題は寛信による文書

整理に際して記されたと考えられ、観世音寺段階では存在していなかった可能性が高い。公験案作成以前に多くの原文書が成巻されていたならば、何らかの表題が必要とされたであろうし、公験案作成の際もそれを踏襲すれば、奥裏書（次節参照）は不要と思われる、表題の観点からも原文書が多く未成巻状態にあったことが推測される。なお、公験案の原文書を含む伝来文書の保管場所については判然としない。近隣の安楽寺では「於公験者、被著宝蔵於御封」という（6①）。これを参考にすれば、観世音寺においても宝蔵に保管されていた可能性がある。

第三節 署判・捺印・奥裏書等

各公験案書写の後、それぞれの奥に「件公験、為本寺沙汰、書移案文、進上之」の文言が記され、観世音寺所司が署判を加えた。集成稿に明らかのように、改行位置がやや異なる事例があるものの、その文言は確認できる限り同一である（33は「案文」を書き落とす）。署判部の様子も各公験案ほぼ同じで、まとめて作業が行われた解される。その後、紙継目に正位置から左回りに約四五度傾けて、観世音寺所司の署判部には正位置に、それぞれ朱印が捺された。第一紙の本文冒頭付近（19、23、28、41、45）や、冒頭からやや離れて（32、39）正位置に捺したものもあるが、その基準については明瞭でない。

印文は高島英之氏による「観脩里印」の読みが支持される¹⁹。本印は正平一八（一一三三）年一月二八日の観世音寺戒牒にも捺されており²⁰、その時点までの存在が知られる。かつて同様の印面を有する木印が観世音寺に伝来しており、中山平次郎氏は「観」一字と釈読した²¹。2中巻14紙・通三宝物章の銅印二面中の記載「観字、方一寸二分」に注目したものであろう。釈読自体は成立し難いものの、印文の冒頭一文字だけを記載したのであれば、2は公験案に捺された印の現物（もしくは使用劣化による改鑄の可能性を考慮すれば、その前身）を記録した可能性が考えられる。

奥裏書が記された時期は、公験案の紙数と、保安元年目録、仁平三年目

録に見える紙数とを比較し、保安と仁平の間で一枚増加した事例(5、23、25、33、35、38)が手がかりとなる(対照表参照)。この現象は、観世音寺での作業を終えた公験案が大宰府に送られ、大宰府官人が連署した際、余白が狭く大宰府で料紙を継ぎ足した場合に、紙数が一枚増加したことを示しており、5、11、23、25、33、35の最後の紙継目には、観世音寺の朱印が捺されていない。このうち25、33、35の奥裏書は最後ではなく、その一紙前の料紙にあるので、大宰府で料紙が継ぎ足される以前、観世音寺の段階で記されたことを明示しており²²、伝存を確認できない38も同様であろう。

その後、公験案はリストである保安元年目録とともに東大寺に進上されたが、保安元年目録では、1、2、24の文書名の上部に「雖入目録／不進」との異筆註記が残る(欠損が見られる1、24の分も2と対照して同文と判る)。これは東大寺側で保安元年目録と公験案とを照合し、未進上分に註記したもので、この三点は仁平三年目録には見えるから、それまでに東大寺に進上されている。天承元(一一三一)年九月二五日の観世音寺解(国公・平五―二二〇七・東五―一二〇)によれば、観世音寺領把岐莊をめぐる相論に際し、観世音寺は「養老絵図并院使主計属義保実檢勘文」を副え、公家に言上し裁可を求めよう東大寺に上申しているので、この時に1が東大寺に進上されたと考えられる。

付属する往来軸は、題籤の記載が保安元年目録の公験案名と類似するか(対照表参照)、東大寺への進上段階で付けられていたとも思えるが、わざわざ「観世音寺」と記す点、観世音寺で書かれた奥裏書の存在、往来軸は頭部の題籤部分が折れやすく、官司内の備用文書類につけられるのが主目的であったことが正倉院文書に関して指摘されている点²³からすれば、東大寺送付後の作成と理解できる。記録所への提出のため公験案をもとに案文を作成する際の書写分担を示した、保元三(一一五八)年六月一二日の東大寺政所仰文(国公・平六―二九七三・東五―一二四)には、担当者に続けて公験案の略称が記される。その略称に奥裏書と同一(6、10、11、

12、23、28)、ほぼ同一か類似(18、19、32、33、35、36、39、41、45)のものが見えるので、この段階ではまだ往来軸が付けられていなかった可能性が考えられる。

公験案の端裏書、端書のうち、数字のみ、もしくは「第プラス数字」で示された分は(対照表参照)、仁平三年目録の結の順序に対応しており、寛信による整理に際し書き加えられたものと考えられる²⁴。

第二章 東大寺送付後の公験案

第二章では、東大寺送付後の公験案の状況を追うこととし、まず、東大寺が作成した各種文書目録に見える公験案の記載を整理する。

対照表には(1)保安元年目録、(2)仁平三年目録に加え、(3)保元二年目録Ⅱ保元二(一一五七)年九月一四日の観世音寺封・莊等公験目録(国公・平六―二九〇二・東五―一二三)、(4)保元三年目録土代Ⅱ保元三年六月一五日の東大寺進上筑前国観世音寺文書目録土代(東成九九・平六―二九三三・東九―九二四)、(5)保元三年目録案Ⅱ(後欠、保元三年カ)東大寺進上筑前国観世音寺文書目録案(国公十東末三―一一一五・平九―四七七五・東五―一二七)に記載された公験案名・紙数をまとめている。既述のように(1)は観世音寺が公験案を東大寺に進上した際の目録で、(2)は別当寛信による東大寺伝来文書の修補・整理を反映したもの。整理により東大寺文書は五個の公験唐櫃、雑文書櫃等に分類・保管されて印蔵に納められ(公験案は第五唐櫃に属し、合計六つの結に細分)、この方式は唐櫃を造り替えた弘安三(一二八〇)年の大勸進聖守の時点までは守られていた²⁵。(3)は別当寛暁の召により京進された文書の目録で、結を単位とする文書の分類は(2)に対応している。(4)によれば、公験案は大宰府官人の署判が加えられているので「如正文」と扱われており、それをさらに書写した案文が作成されて、両者が記録所に提出された。(5)の文書配列は(4)と酷似し、(4)に加筆修正痕が見えるので(4)が土代、(5)が案と考えられる。

目録記載の紙数が(1)と(2)の間で異なる場合については前章で説明を加えた。(2)の紙数のみが異なる6、9、12、37のうち、37以外は第五唐櫃中の第二結に属しており、それに書き誤まりと見られる事例が多いのは、(2)の記載に何か原因があると推察される(37は単純な誤記か)。その他、10は第七紙が大宰府官人連署のわずか一行のみのため六枚と認識されたものか。24も冒頭から末尾までは二一紙で構成され、その次に横界線のみの一紙が継がれる。したがって厳密には二二枚であるが、本文は二一枚で完結しており、最後の二紙は数えられなかったと考えられる²⁶。13、22は(1)、(2)が一致し(3)と(5)とは異なる。両者は現物を確認できないが、伝存する28、36も保元三年の数字が(1)、(2)と異なる。単純な誤記かもしれないが、保元三年の場合、公驗案をもとにさらに案文が作成されており、それが誤まりの原因となった可能性もある²⁷。以上、記載された紙数の異同には理由を求められると考えられ、文書目録の記載と公驗案の状況はよく一致すると理解してよい。

次に、東大寺印蔵における公驗案の出納の歩みをたどる。

長寛二(一一六四)年七月二二日の威儀師玄巖観世音寺文書進上状(大倉文化財団・平七―三二九一)によると、筑前国確井・金生封の「天曆田図一帖^{六十七枚}」、「金生封公驗一卷^{国符 十八枚}」、「確井封券文一卷^{九枚}」、「同封実検帳一卷^{七枚}」、「大府施行文一卷^{四枚}」、「金生封絵図一楨^紙」が、「召」により印蔵から撰び出され進上された(冒頭から四点が3、7、4、5に該当し、残る二点も仁平三年目録等に記載あり)。対応する文書出納日記断簡〔東末三―一一―一〇四〕も同一内容の出蔵を記録するが、ここでは「召」の横に「白川律師御房」と記す。安元元(一一七五)年八月七日の東大寺領莊園文書目録〔早大・平七―三七〇〇〕等で、東大寺別当の顕恵が「白河法印」と称されるから、「白川律師御房」は律師時代の顕恵を指すと考えられる。そうすると、この文書出蔵は顕恵の意志によるもので(当時の別当は寛遍)、こうした彼の立場が次の別当就任へとつながるのである。顕恵の死後、生前に借り出していた文書の行方が問題化するが(次

述)、その取り出しは別当就任以前から始まっていたのである。なお、前述進上状の料紙面中央付近には墨横線が引かれるが、これは列挙された文書の返納を確認してのものと考えられる。

承安五(一一七五)年五月日の東大寺莊園文書注文〔東末三―一一―一八・平七―三六九〇〕は、端裏に「白川御任被召文書注文」と記す如く、

顕恵が召し上げて未返納の文書を列記する。観世音寺関係では「一卷^{三枚}、

長保四年請文^{肥後国五仏常燈例文}」、「一卷^{十枚}、正曆四年大石山北両封公驗」、

「一卷^{十六枚}、延久三年賀駄御園府宣等」、「一卷^{廿一枚}、長曆二年肥前国五

ヶ庄公驗」、「一卷^{八枚}、寛仁四年山鹿郡桑公驗」、「一卷^{十一枚}、元慶七年壹

岐嶋継埼公驗」、「一卷^{六枚}、天仁二年観音講例文」、「一卷^{十四枚}、嘉保三年

大石山北公驗」の「本文書八卷」と、「寺務之間、次第證文等」が未返却

であった。最初の七点が34、8、17、20、21、29、26で、最後の「嘉保三

年大石山北公驗」も仁平三年目録等に見える。興味深いのは、いずれも当

該文書の現存を確認できない点である(往来軸も同様)。顕恵の未返納文

書を記したらしい、年次未詳(承安五年カ)の東大寺印蔵不見文書目録〔東

末三―一一―二九〕の「観世音寺文書八卷」も、この「本文書八卷」に該

当すると考えられ、その後も印蔵に返却された形跡が確認できない。した

がって、これらは観世音寺からの進上後、半世紀余りで東大寺から姿を消

したことになるが、取り出された文書名・数量が判明している点からすれ

ば、文書出納日記により正確に出蔵を記録していたことは疑いなく、返却

をめぐる混乱は、顕恵が「俄以入滅」(前掲、東大寺領莊園文書目録)し

た影響が大きいと考えられる。

寺外別当が印蔵から取り出した観世音寺文書が、その死により行方不明

となる事態は、鎌倉初期の別当勝賢の時にも起こっている。その顛末を記

す建仁元(一一〇一)年七月一五日の法印弁曉置文〔九州国立博物館所蔵

文書〕によると、大治三(一一二八)年分以下の「観世音寺惣勘文」七卷

は戻ったものの、他の「年々惣勘文、年貢送文、又 宣旨院宣等規模文書」

は紛失したままであった²⁸。現存を確認できない公驗案中には、この時に

失われたものがあつたかもしれない。

その後の出納に関しては具体的な手がかりをえないが、嘉暦四（一三二九）年四月七日の東大寺領絵図等借用状（『古文書手鑑（櫛のくち葉）』・文化庁所蔵（堂本四郎氏旧蔵）²⁹）に、西室院家に「養老絵図壹卷」を貸し出した記載がある。確認できる限り他の存在が知られないことから、観世音寺の1「養老絵図」と判断してよいであろう。

第三章 公験案の近世・近代

本章では、近世・近代における公験案の状況をまとめていく。最初に、近世・近代の点検記録に見える公験案の記載を確認し、寺外流出分に関しては、どの段階まで東大寺所蔵であつたかの目安としたい³⁰。

(6) 『南都東大寺等書籍目録（東大寺油倉書籍之覚）』（『松雲公採集遺編類纂一四 書籍五』）、『南都有之書物之覚（南都書籍搜索記）』（『公益財団法人東洋文庫所蔵、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵』）は、延宝九（天和元、一六八一）年八月、加賀前田家が行つた古文書の調査結果を記す。当時、東大寺上司の油倉（印蔵）に所蔵されていた東大寺文書の一端をうかがうことができ、**24**、**28**が記録されている。

(7) 『東大寺宝物古文書古器物目録』（江藤正澄『拾式部集 続共』、九州大学附属図書館所蔵）は、明治八（一八七五）年三月一〇日、奈良の広瀬神社大宮司であつた江藤正澄が、中條良策の蔵本（父中條良蔵の蔵書）を謄写したものであるが、内容は穂井田忠友が天保五（一八三四）年に行つた調査にまで溯ると考えられる。**19**のみ記す。

(8) 『東大寺東南院庫中古文書目録（東大寺東南院六合辛櫃古文書目録）』（宮内庁書陵部所蔵『什宝録』所収）は、明治八年、東南院文書を含む文書類を東京へ移送する際に作成されたもので、**10**を記す。

(9) 『古文書検査目録抄』（国立公文書館所蔵）は、明治一〇年一〜五月、内務省図書館の岡谷繁実・吉村春峰らによる調査目録の抄出と考えられ

る。**4**、**15**を記載。

(10) 小杉楳邨『関西地方古書画古器物縦覧調査記録』（早稲田大学図書館所蔵）、『東大寺所蔵文書々籍』（小杉楳邨『徴古雑抄古文中乙』所収、国文学研究資料館所蔵）は、京都・奈良・大阪・滋賀等を対象とする、明治二一〜二二年の「畿内宝物取調」の折に作成されたもの。**5**、**8**、**11**、**12**、**23**、**25**、**35**、**44**が記録される。

現在その所在を確認できない公験案中には、印譜の按文や写本により、ある段階までの存在や概要が知られるものがある。たとえば、江戸時代の東大寺僧成慶が作成した印譜によつて、当時まで**14**、**9**、**30**が伝存していたことが判り³¹、集成稿にも示すように、江藤正澄『寧楽雜纂』一（九州大学附属図書館所蔵）には**22**の抄出が記録される。

次に、寺外流出の公験案ごとに伝来の事情を整理する。同様の伝来過程を示すものは合叙し、検討結果は集成稿および対照表「伝来過程」の項にまとめた。

2. 延喜資財帳 大正三（一九一四）年七月発行の『筑紫史談』第貳集の彙報に以下の記述が見える³²。

本誌第一集に、石川成章氏の発表せられたる延喜年間観世音寺資財帳は、一千余年前に於ける同寺の繁昌の程を窺知せられて、最も珍重すべきものなるが、頃日在京会員中嶋利一郎氏の来翰に依れば、右の資財帳の原本は、伯爵田中光頭氏の所蔵する処なりしが、近頃伯爵の手を離れて大阪の市場に移りたりとも言ひ、又た其後東京美術学校の所有に帰したとの噂もあるとの事也。何れにしても、此資財帳（原）と喜保資財帳とを比較研究して、之を現時残存せる遺址と什物とに参照せば、発明する処のもの多々あるべし。

これによれば、**2**は田中光頭から大阪の市場を経て東京美術学校（現、東京藝術大学）に入ったことになる。田中光頭は天保一四年〜昭和一一（一九三九）年、号は青山。土佐に生まれ、明治維新後には元老院議員、警視總監、宮内大臣等を歴任した官僚・政治家であるが、古典籍・古経巻を蒐

集して『古経題跋随見録』『古芸余香』を著すなど、学芸への理解も深い人物であった³³。江藤正澄による写本の奥書（観世音寺所蔵）から、**2**は明治八年二月の時点で東大寺所蔵であるので³⁴、田中の所蔵となったのは、それ以降となる。同資財帳の脱落断簡（現在の³⁴上巻と中巻の間に位置）が、明治二八年四月以前に西村兼文から近藤瓶城に送られており、この間に東大寺から流出したと理解される。断簡に関与した西村兼文は、文政二二（一八二九）年〜明治二九年。もと西本願寺の寺侍で、幕末には尊攘派、倒幕側の人物と往来したという。古書・古文書に通じ、晩年は奈良県庁において宝物取調主任を務めており、断簡の入手も、その立場によるところが大さかったものと推測される。近藤瓶城・圭造の父子が編集・発行を行った『史料通信叢誌』第八篇後・筑前の項に、断簡の模写（一部）が掲載される（明治二八年四月発行）³⁵、影写本『近藤圭造氏所蔵文書』（明治四〇年五月影写）にも収載される。西村兼文は田中光頭との間に古書籍をめぐる関係があったことが知られるので³⁶、田中が**2**を入手する際にも西村が関与した可能性がある。

2が東京美術学校（現、東京藝術大学）に入ったのは大正二年一月で、当時の校長であった正木直彦が、その経緯を次のように回想している³⁸。

大正二年頃の事であるが、田中光頭伯がその所蔵品を大阪の美術倶楽部で入札売立をせられた事がある。その目録を見たところが、嘗て伯爵のところで見せて、非常によいものであると思つた観世音寺資財帳が載つて居る。これは是非、他に散逸させたくは無い、と思つたが学校には金が無い。ところで資財帳は伎楽の方の大切な文献であるから、音楽学校あたりで取つて置いて呉れ、ばよい、と思つたので、音楽学校長に勧めて見た。しかし、

『音楽学校が美術品を買ふのに多額な金を出すことは出来ませんナ。……』

とあつて話にならん。と云つて、愚図々々してゐれば、他へ売却されてしまふ。そこで思ひ切つて大阪へ出張してゐる中村好古堂に、そ

れの入札を電報で命じてしまつたのであつた。然し、是非欲しいので頼みはしたものの、大変に高く落札したりしては困る、と案じて居つた。

すると運よく、他にはそれを望む人が無く、意外に安い値で落札入手することが出来たのであつた。これは全く入札の場所が大阪であつたが為に、その貴重さを知る者が無かつたからで、もしそれが東京での事であつたら、到底、美術学校の手などには入らなかつた事と思ふ。思へば、何が仕合せするか判らぬものである。

此の資財帳は、間もなく国宝に指定された。その後、正木の回想にあるように、**2**は昭和六年一月一九日に国宝に指定された。

6. (碓井御封) 山口造寺等文書、25. 勅封蔵宝物下用帳、37. 郭内畠地例文 **6**は東大寺から外部に出た事情が判る稀少な例であるが、それを含めて他の東京大学所蔵の**25**、**37**についても関説する。蜷川式胤『八重の残花』明治八年六月一四日条に、以下の記述が見える（行論の便宜上、文書名の下部にA〜Eを付した）³⁹。

・昨日、龍松院よりさそわれテ衆議所へも参り、蔵くらられる古文書取りく見せられ申候、内一、二枚往来呉る也、如左、(中略)

- 一、東大寺阿波国新嶋庄券第三寺解復弘仁田承和十二年 (A)
- 一、府牒 観世音寺 保安元年六月廿八日ノ文書 (B)
- 一、観音寺三綱等解 永徳二年四月一日 (C)
- 一、天満宮安楽寺留守所牒 府政所衙 永長二年六月廿八日 (D)
- 保安元年六月廿八日 古文書

一、黒田庄工夫等解申進申文事 天喜四年三月廿七日文書 (E)

右ハ、惣持院、龍松院ヨリ贈らる、右兩人モ数々持帰らる、又ハ大はし、稻生、其外人々ニモ、龍松院贈られ申候事、此姿ニテハ心無き者ニ贈られ候ニ付、追々器物も無くなり、又ハ心無き者ハ、玉を玉とせず、石ノ如シ、依心有ル物ハ、望て大切ニ存するも世の宝とハなれり、

全体公役中事故二、受ぬか至当なれ共、世ノ中ノ宝とせんハ、持帰ル方可然候事、

C、Dが6①、⑤に相当し、続けて「保安元年六月廿八日 古文書」と記す点から見て、構成文書すべてを示さないものの、この時に6が蝮川式胤に送られたと判明する。Bに関して、判明している公験案中で大宰府牒を含むものは32、33、37、39、45で、いずれも寺外に流出している。このうち、三点の文書からなる37を除外できるならば、大宰府牒のみで構成される32、33、39、45が候補となる。一方で、6と同じく25の旧蔵者が根岸武香であった点に注目すれば、37の可能性も捨てきれず、比定できない。いずれにしても、『八重の残花』の記述から、寺外流出文書に關し、寺内の關係者が提供していたという事情の一端が見えてくる⁴⁰。蝮川式胤（天保六年〜明治一五年）は、京都東寺の公人の家に生まれ、維新後、明治五年に行われた社寺宝物調査に参加、博物館建設の上申を行うなど、古器旧物の調査・保存に力を注いだ⁴¹。

6、25の旧蔵者根岸武香（天保一〇年〜明治三五年）は、維新後に埼玉の県会議員、貴族院議員等を務めたが、『日本古印史稿本』を著すなど学者としての活動も知られる。彼の収集した古文書・古典籍類の多くは、国立国会図書館に引き継がれ、近世以降の根岸家の文書は埼玉県立文書館に所蔵される⁴²。37は影写本『東京帝国大学文科大学所蔵文書』（大正三年九月影写）に収められるのみで、その所在を確認できず、関東大震災により焼失したと考えられている。根岸武香旧蔵の公験案を含む観世音寺文書、東大寺文書が東京大学に入った事情について、大日本古文書は以下のよう

に述べる⁴³。
別集一及ビ二ノ前半ハ、文学部所蔵文書ヲ収ム。コノ文書ハ、明治三十年代ヨリ大正末ニ互リ、文学部国史研究室ノ研究費及ビ黒板勝美氏ノ私費等ニテ購入シ、或ハ明治三十年代、東大寺ヨリ贈与セラレタル平安期ヨリ室町末ニ至ル同寺ノ文書ナリ。

10. (把岐御庄) 松永法師相論文書 東南院文書が皇室に献納された時

期については諸説あるが（明治五年、八年等）、東大寺側では明治二〇年段階でも献納の意識はなかったとされる。10を含む東南七―一〜九は、明治八〜一五年に浅草文庫で整理された正倉院古文書の続修後集から、同二年以前に除かれて成立した⁴⁴。

11. (把岐御庄) 勘返田沙汰文書 11の旧蔵者、福井家は代々の医家であり、福井需（榕亭）の文庫は崇蘭館として古典籍の蒐集で知られ⁴⁵、福井成功は彼の曾孫にあたる。福井家における史料採訪（明治三五年四月八日）について、三上参次が次のように報告している（「保安元年六月筑前把岐庄勘返田文書」が11に該当）⁴⁶。

八日には葛野郡衣笠村なる福井成功氏の所蔵品を見る。其の天平宝字三年十一月十四日付越中国射水郡鳴戸郷に於ける東大寺開田地図は、昨秋奈良正倉院に於て出張編纂員の撮影せし御物と相伴へるもの、また延暦八年六月十五日の勅旨所牒は内侍司典侍和氣朝臣^虫、征東大使紀朝臣^{美古佐}の名の見えたるものにて、並に珍重すべきものなれば直に之を撮影せり。（中略）此の他、寛弘二年四月十四日の公卿勘文は小右記、権記等の是日陣定の条の説明となるべく、また保安元年六月筑前把岐庄勘返田文書など、併せて、王代に於ける政事の一斑を見るべし。（中略）福井氏は尚此の外に経卷、書籍、器具等の考古の資料となり、歴史の徴證となるべきものを多く所蔵せり。

その後の行方に関し、『大宰府・太宰府天満宮史料』五―二二一、三六〇〜三六一、三七七、六一―二八〜一三〇は構成文書を「馬越恭平氏旧蔵文書」とする。馬越恭平は弘化元（一八四四）〜昭和八年で⁴⁷、影写本『酒井宇吉氏所蔵文書』が昭和二四年九月の影写であるから、馬越のもとにあったのは、酒井宇吉（古書肆一誠堂）に移る以前と考えられる。影写本に記録された往来軸は、現状では所在を確認できない。

13. (船越御庄) 四至勝示文書 13の往来軸は、レクチグラフ『八代恒治氏所蔵文書一』（昭和一〇年七月撮影）の段階から、保延三（一一三七）年三月日の筑前国観世音寺封莊作田地子段米注進状（平五―二二二六六）の

それに転用されており、現状も同様である。伝来に関わった八代恒治は、明治く大正時代の日本史学者八代国治の嗣子⁴⁸。

15. (船越御庄) 塩釜例文 影写本『尊勝院文書』の段階(明治二一年五月影写)で付属していた往来軸に関しては、現所在を確認できない。

18. 一切経田文書、35. 早良奴婢例文 前述のように、18と35は小杉楹(郵が調査を行った明治二一年六月段階では東大寺所蔵であったが、江藤正澄『都能家津都』(九州大学附属図書館所蔵)に、江藤が明治二三年に「大沢清臣珍藏」として両者を略写するので、さほど時をおかずに東大寺を出て大沢清臣の手に移ったと考えられる。現状では両者は一つの木箱に収められ、ともに見返しと末尾に小杉楹郵の蔵書印(「杉園蔵」等)が認められるので、大沢↓小杉と移動したことが判る。木箱の蓋裏には「弘文荘」の朱印影が残り、18、35ともに古書肆弘文荘の朱印「月明荘」が確認できる他、添えられた紙片に「蜂須賀家旧蔵／昭和四三・夏購入／平安遺文一所収」とあり、伝来過程に関する手がかりが残る⁴⁹。大沢清臣(天保四年く明治二五年)は、大和に生まれ、谷森善臣から国史を学び、彼の山陵調査に従事した。明治に入り諸陵寮、教部省、内務省、宮内省の官員を勤め、龍田神社大宮司、広田神社大宮司等を歴任した⁵⁰。この間、大沢と小杉は教部省や内務省で職場を同じくしており、18、35が大沢から小杉に譲られる素地が形成されたと思われる。小杉楹郵(天保五年く明治四三年)は、号は杉園、春蘭。徳島藩主蜂須賀家の陪臣の家系で、維新後、教部省、内務省、文部省に出仕し『古事類苑』の編纂にも従事した。国史・国文・書道・美術に広範な学識を有し、大八洲学会、考古学会、日本歴史地理学会の創設にも関わっている⁵¹。

その後、18、35は影写本『東大寺文書 附興福寺所管・阿波国圀園文書(侯爵蜂須賀茂韶氏所蔵)』(大正五年九月影写)に収録される。両者が小杉楹郵のもとから蜂須賀侯爵家に移ったのは、大宝二(七〇二)年筑前国鳴瀬川辺里戸籍等と同様⁵²、もと徳島藩主として小杉の主筋に当たる関係からと考えられる。35、18の表題には、それぞれ「観音寺文書 甲」、「観

音寺文書 乙」と記される。小杉旧蔵の天平四(七三二)年の「山背国愛宕郡計帳断簡」、天平勝宝四(七五二)年四月六日・七日の「写経所経文」(いずれも静岡県立美術館所蔵)に関し、前者に見える「粟田忌寸」と後者に見える「板野采女国造栗直若子」「板野命婦」を、それぞれ粟田阿波、板野阿波国板野郡のように、小杉が出身地四国の阿波に引き付けて蒐集したと考えられており⁵³、これを参考にすれば、四国の観音寺にちなむ蒐集・命名の可能性もあろう。

19. 呉楽田文書、24. 勅封蔵宝物実録帳、28. 郭内田公驗 重野安繹『文書探訪日記』明治二一年八月七く一〇日条によると、国立公文書館(内閣文庫)所蔵の19、24、28は、内閣臨時修史局編修長の重野が小原正棟(号は竹香)から購入の交渉をうけたもので、同年一月一九日に購入が実現している⁵⁴。

七日、晴。滞坂^(マヤ)。小原正棟^{北浜五丁目十六番地寓作州津山人竹香ト号ス}ヲ訪ヒ、所蔵ノ古文書ヲ觀ル。大抵五百年以上ノモノ、一モ贗物ナシ。多年集ムル所ト云。

八日、晴。滞阪(中略)。松浦掌記、小原正棟ノ宅ニ向フ。文書借用ノ件ナリ。正棟モ亦旅寓ニ来ル。

九日、晴。小原正棟所蔵ノ文書ヲ持参ス。其種類ハ左ノ如シ。山城国古文書^{点四}、大和国古文書^{点十}、同田券類^{点十}、撰津国古文書^{点八}、美濃国古文書^{点八}、周防国古文書^{点二}、伊賀国古文書^{点十七}、^(マヤ)太宰府観世音寺古文書^{点廿一}、雑古文書^{点二十}、合計百三拾二点、此文書二百六拾六通、外ニ正平古鏡一面、朝鮮版千字文一冊、木下長嘯子文一卷ナリ。右文書ノ年代ハ天平勝宝ヨリ応永ニ至ル^{応永以降ノ者ハ僅ニ二三通アルノミ}。十日、晴。小原正棟来ル。昨日ノ文書、悉皆価ヲ以テ内閣ニ納メン事ヲ乞フ。因テ右等ノ談ハ帰京ノ後ニ譲リ、姑ク証書ヲ付シテ之ヲ借ル。

小原竹香(正棟)は、文化一二(一八一五)年く明治二六年。現在の岡山県津山市、徳守神社の神官の家に生まれ、維新後、京都権参事、奈良県典事に任じられたが、公務を辞して大阪に移住した。詩文に長じて骨董に鑑識があり、古書収集や文人との交流を行ったという⁵⁵。東大阪市額田町

の妙徳寺（かつて大阪市福島中三丁目に所在）に現存する彼の墓石には、表面に「小原竹香先生之墓」、裏面に「明治廿八年十月新建／小原彦太郎／竹香内子／小琴謹識」と刻まれる。古書の鑑定に長じた彼が奈良や大阪で活動する間に、公験案を含む東大寺文書等を入手する機会が得られたと考えられる。

22・筑前国五仏聖米例文 抄出が江藤正澄『寧楽雜纂』一（九州大学附属図書館所蔵）に残る⁵⁶。

31・学校東田文書 旧蔵者の松浦伯爵家は、もと肥前平戸藩主。松浦詮（天保一年～明治四一年）は維新後、伯爵・貴族院議員となる。御歌所参侯、歌文国語学会会長等も務めた文化人、骨董・古典籍の蒐集家として知られる。厚は彼の子息で、元治元（一八六四）年～昭和九年⁵⁷。昭和六年一〇月に行われた松浦家収蔵品の売り立て（於東京美術倶楽部）に出品された「観音寺古文書」が31に相当する⁵⁸。31を一時所有した守屋孝蔵（明治九年～昭和二八年）は、宮城県仙台市出身の弁護士。古鏡、古経巻等の蒐集家として知られ、コレクションの大部分は京都国立博物館に寄贈されている⁵⁹。蒐集文書の行方に関して、次の証言がある⁶⁰。

守屋さんの場合は、お子さんが五人いて、残ったものを五人に平均して分けたんです。その分配の世話をした先生は、神田喜一郎博士と、古鏡やなにかの大家の梅原末治博士。このお二人の世話で、全部を平等に分配した。ですから、その十点ぐらいの古文書は、結局一人二点ずつくらいに分かれちゃったんです。

32・布薩放生田文書 平九一四四六六、『大宰府・太宰府天満宮史料』二―二八～二九は、「一誠堂待賈文書」とする。その後に関して、かつて東京大学史料編纂所が行った調査報告は、次のように述べるが⁶¹、現在、読本・解説等は付属していない。

斉衡二年七月十一日大宰府牒案は、東大寺末寺となった観世音寺がその文書の案文を作成して保安元年六月廿八日東大寺に進上したもので、観世音寺伝来のものでなく、昭和三十二年文化庁のすすめによつ

て東京の古書展にて落札購入したものである。堀池春峰氏の読本、太田晶二郎氏の解説がついており、箱書は田山方南氏である。

33・最勝会例文、36・大宝四年縁記、39・悔過例文（第二紙） 39は赤星家の所蔵を経ており⁶²、33も平二―四三五、『大宰府・太宰府天満宮史料』四―三五三～三五四が「赤星文書」とし、「赤星／家蔵」の朱角印を捺す押紙が付属する。赤星弥之助は、鹿児島出身の実業家で、嘉永六（一八五三）年～明治三七年。茶道具など古美術の蒐集家でもあった⁶³。大東急記念文庫は、和田維四郎（安政三年～大正九年）の蒐集にかかる旧久原文庫を主体として成立している。和田は、号雲村、農商務省に入り、鉱山局長まで務めた一方で、古典籍・古文書の蒐集・研究にも力を注いだ。蒐集に資金を提供した久原房之助（明治二年～昭和四〇年）は、久原鉱業、日立製作所等を創設した実業家で、後に政界に転じて政友会総裁を務めた。一時、久原文庫は古梓堂文庫と改称しており⁶⁴、36を収める木箱の蓋には、「財団法人大東急記念文庫」とともに「古梓堂文庫」の図書ラベルが貼られており、39についても同様。

45・山川蕪沢例文 平一〇―四八九八、『大宰府・太宰府天満宮史料』一―二四三～二四五、六―四六五～四六六は「玉井大閑堂待賈文書」とする⁶⁵。45が平安遺文に収録された経緯は、黒板勝美の手帳に記録されたものを、皆川完一氏が竹内理三氏に伝えた結果という（皆川氏のご教示による）。根津嘉一郎は、万延元（一八六〇）年～昭和一五年。甲州財閥の代表的企業家の一人で、青山と号す。根津美術館は彼の蒐集品の保存・公開を目的として設立され⁶⁶、45も根津家から根津美術館に寄贈された⁶⁷。

公験案が東大寺外に出た状況、伝来過程は以上の如くである。公験案を含む観世音寺文書流出の事情について、堀池春峰氏は「今日当寺及び巷間に散在している観世音寺文書は、明治の大仏殿修理に寺外に流出したものである」と述べている⁶⁸。その大仏殿修理はおよそ以下のような経過をたどった。明治一五年に勸進の許可が申請され（翌年開始）、宮内省・内務省から資金の下賜もあったが、日清・日露の両戦争による物価上昇のため

予算が大幅に超過して修理が長期化し、最終的に落慶供養が行われたのは大正四年五月二日であった⁸⁹。国立公文書館（旧内閣文庫）現蔵の19、24、28が、明治二十一年八月の段階で小原正棟（竹香）の元にあったことを念頭におけば、堀池氏の指摘は基本的に首肯されるべきものである。末寺化以降、観世音寺から送られる鎮西米が本寺東大寺の法会の財源として重視されたが⁷⁰、ここでは、末寺の文書が本寺の修理のために活用されたという図式になるかもしれない。

ただ、6ともう一点の公験案（比定未詳）が明治八年に寺外に出たことも認められるので、大仏殿修理以前から流出自体は始まっていたのである。その契機を考えるにあたり、以下の点が参考になるのではある。18と35は小杉楯邸等が調査を実施した明治二十一年六月段階では東大寺所蔵であったが（点検記録¹⁰）、両者は程なく東大寺を出て大沢清臣の手に移ったと考えられ、点検記録¹⁰に見える公験案のうち25、11も寺外に出ている。こうした事例からすると、古文書・古器物等の調査によって存在が知られたことが、流出の契機となった側面があるのではないかと考えられる。正倉院文書のうち在印文書が好まれて庫外に流出したこと、印影がない文書に偽印が捺された事例の指摘⁷¹を勘案すると、公験案に捺された朱印が注目された面も考慮されよう。

おわりに

以上、三章にわたり、作成から現在に至る観世音寺公験案の歴史を概観した。平安院政期のうちに寺外別当に召し上げられたまま東大寺から姿を消したものが（8、17、20、21、26、29、34）、その後、現在に至る間に文書の分離（2、15、39）、文書と往来軸の分離（10、11、12、15、18、25、28、45）等、佐竹本三十六歌仙絵の比ではないにしても、文化財の受難といふべき事態も生じている。八世紀以来、個々の事案に関する文書が観世音寺に蓄積され、それらが公験化し、さらに古物となる歩みは、

公験案を取り巻く社会状況に対応した過程でもあった。近世・近代までの伝来が確認できる公験案（9、14、22、30）や、往来軸のみが現存するもの（9、13、14、18、27、38、40、43）が、今後いづこかで発見されることを願いつつ筆を擱く。

註

1 観世音寺の東大寺末寺化については、竹内理三「筑前国観世音寺史―東大寺末寺となるまで―」（同『竹内理三著作集 第一巻 奈良朝時代寺院経済の研究』所収、角川書店、一九九八年。初出一九五五年）、岡野浩二「筑前国観世音寺の組織と経営」（同『中世地方寺院の交流と表象』第二編第三章、塙書房、二〇一九年。関係部分の初出一九九〇年）を参照。観世音寺全般に関しては、重松敏彦「観世音寺年表」、川添昭二「観世音寺文献目録」（ともに九州歴史資料館編『観世音寺―考察編―』同館、二〇〇七年）を参照。

2 本稿は、筆者による以下の成果を踏まえて作成した。森哲也 a 「『延喜五年観世音寺資財帳』の脱落断簡」（『日本歴史』第六二六号、二〇〇〇年）、b 「観世音寺文書の基礎的考察」（『九州史学』第一二七号、二〇〇一年）、c 「写本に見える観世音寺文書について」（『史淵』第一三八輯、二〇〇一年）、d 「観世音寺文書の伝来過程」（九州歴史資料館編註1書）、e 「観世音寺公験案の成立」（坂上康俊編『古代の九州と交流』高志書院、二〇二二年刊行予定）等。

3 対照表、本文で使用した略称等は以下の通り。東大寺図書館架蔵成巻文書（百卷文書）Ⅱ東成、東南院文書Ⅱ東南、国立公文書館（内閣文庫）所蔵文書Ⅱ国公と略し、それぞれの巻序を示した。その他の所蔵先も、東京藝術大学Ⅱ東藝、東京大学文学部Ⅱ東文、横浜市立大学Ⅱ横浜市大、早稲田大学Ⅱ早大、國學院大学Ⅱ國學院、九州国立博物館Ⅱ九博、大東急記念文庫Ⅱ大東急、根津美術館Ⅱ根津と略した。刊本は、寧楽遺文Ⅱ

寧、平安遺文Ⅱ平、大日本古文書編年文書Ⅱ編、同家わけ第一八東大寺文書Ⅱ東と略し、数字は巻数―頁数、文書番号等を意味する。文書名は大日本古文書を基本とし、寧楽遺文、平安遺文その他を参照し、適宜統一した。書名以外の『』は朱書、／は改行、◇は細字を意味する。対照表「現存分枚数」の項の＊は、近世以降の印譜、写本により、ある時点までの伝来や内容が知られることを示す。その他、類推されたい

4 外題の主体は、ひとまず「在御判」等が記されない場合に関しても、大宰府や筑前国の官長を候補と理解し（「田所」等は除く）、平安遺文や大日本古文書による比定、宮崎康充編『国司補任』（統群書類従完成会）を参照した。

5 国司免判の事例として、たとえば長元元（一〇二八）年一〇月四日の丹波国大山莊司解案〔東寺百合文書キ―一―二・平二―五一―四〕は、奥に「判」としての文言と、裁可の主体「大介源朝臣」を記す。

6 この外題が付された文書に関しては、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（同市、二〇〇三年）史料196解説の見解（担当は重松敏彦氏）に従う。

7 発信文書のうち、残る19④観世音寺呉楽頭補任状案（蕃客所勾当の調公武を呉楽頭に補任したもの）の署判はいずれも自署風である。その評価については判断に苦しむが、先例に従い公武とともに僧勝観が勤仕することも命じられているので、正文は公武本人に与え、寺僧も関わる内容であるため同時に正式の控えが作成されたものか。

8 佐藤進一『「新版」古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年）九頁。

9 『日本国語大辞典 第二版』は、「正印」に「請印」すなわち「寺社において文書に寺印などを押すこと」と同意の場合があるとするが、これには該当しない。

10 佐藤進一「中世史料論」（同『日本中世史論集』所収、岩波書店、一九九〇年。初出一九七六年）、鈴木茂男「太政官系文書に関する一試論」

（同『古代文書の機能論的研究』吉川弘文館、一九九七年）、吉川聡「律令制下の文書主義」（『日本史研究』第五一〇号、二〇〇五年）、加藤友康「古代文書にみえる情報伝達」（藤田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八年）等。

11 観世音寺と国師の関係から判断した。

12 大宰府の所、諸司に関しては、竹内理三「大宰府政所考」（同『竹内理三著作集第四巻 律令制と貴族』角川書店、二〇〇〇年。初出一九五六年）、倉住靖彦「大野城司考」（九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）、松川博一「大宰府官司制論―被管官司の検討を中心に―」（大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院、二〇一八年）等を参照。

13 森哲也「延喜の奴婢停止令」と観世音寺文書」（『市史研究 ふくおか』第二号、二〇〇七年）。

14 41の第五紙左端（③の途中）に確認される墨附きは、公験案作成時、誤写部分を削除した際に残ったもので、第五紙、第六紙ともに他の料紙より短いことからすると、第六紙は第五紙の一部で、誤写部分を削除後、ふたたび貼り継いで書写を続けたと考えられる。

15 36については、平野博之「観世音寺大宝四年縁起」について（『日本上古史研究』一卷七号、一九五七年）、石上英一「古代荘園と荘園図」（金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年）、北村安裕「寺領の歴史的展開―筑前国観世音寺領杷岐野を例として―」（同『日本古代の大地経営と社会』所収、同成社、二〇一五年。初出二〇一三年）等を参照。

16 坂上康俊「観世音寺の経済基盤」（太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 通史編Ⅰ』同市、二〇〇五年）。

17 石上英一註15論文。

18 仁平三年目録については、堀池春峰「印藏と東大寺文書の伝来」（同『南都仏教史の研究 上 東大寺篇』所収、法蔵館、一九八〇年。初出一

- 九六九年)、皆川完一「公験唐櫃と東大寺文書」(同『正倉院文書と古代中世史料の研究』所収、吉川弘文館、二〇一二年。初出一九七三年)、森哲也「仁平三年東大寺諸莊園文書目録の基礎的考察」(『史淵』第一三七輯、二〇〇〇年)、同「仁平三年東大寺諸莊園文書目録について」(『山口県史研究』第九号、二〇〇一年)を参照。
- 19 国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』(同館、一九九六年)。
- 20 川添昭二監修・太宰府天満宮文化研究所編『大宰府・太宰府文書展』(同研究所、一九八一年)に写真版が掲載される。
- 21 中山平次郎「観世音寺の古印」(『考古学雑誌』第六卷第二号、一九一五年)。
- 22 福井俊彦「解題」(同編『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第一四卷 古文書集一』(早稲田大学出版部、一九八五年)が、35第五紙について紙質が異なることを指摘する。5は現存の料紙面に奥裏書を確認できない。11の紙数は、保安元年目録が12の枚数に移りして「員捌枚」と書き誤まり、仁平三年目録で朱印が捺されない最後の紙継目が見落とされたと理解することで説明可能であろう。23は第九紙の料紙面末尾まで観世音寺所司の署判が続く点に注目すると、公験案作成に際して第一〇紙まで継がれていたものの、第九紙で観世音寺所司の署判が終わったため、第一〇紙に奥裏書を記し、大宰府は空白の第一〇紙を利用して署判を行ったと推察される。
- 23 杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」(同『日本古代文書の研究』所収、吉川弘文館、二〇〇一年。初出一九九三年)。
- 24 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(同『石井進著作集 第一巻 日本中世国家史の研究』所収、岩波書店、二〇〇四年。初出一九五九年)。6の「十一」は枚数を意味する。
- 25 印藏と公験唐櫃に関しては、皆川完一註18論文、堀池春峰註18論文を参照。
- 26 私見では、24は未完成の原本をそのまま東大寺に送付したものと考えられる。森哲也「『観世音寺資財帳案』の再検討」(柴田博子・長洋編『日本古代の思想と筑紫』權歌書房、二〇〇九年)を参照。
- 27 2は脱落断簡とも合わせて五六紙となるが、(2)仁平三年目録には五五枚とある。高倉洋彰「『延喜五年観世音寺資財帳』小考―観世音寺蔵写本に表われた資財帳原本の脱文とその補足―」(鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会編『鏡山猛先生古稀記念 古文化論攷』同刊行会、一九八〇年)は、六行しかない第四八紙が第四七紙の一部とみなされ紙数から除外されたと見るが、単純な誤記とも考えられる。森哲也註2 a、b論文を参照。
- 28 一瀬智・森哲也「九州国立博物館所蔵の東大寺文書(口頭報告)」(二〇一九年度九州史学会日本史部会、二〇一九年一月一日、於九州大学)。
- 29 遠藤基郎・佐藤健治「『資料紹介』『古文書手鑑(檜のくち葉)』」(『MUSEUM』第六八九号、二〇二〇年)。
- 30 各点検記録の詳細等を含め、森哲也「近世・近代における東大寺文書」(『正倉院文書研究』九、二〇〇三年)を、(10)に関しては、森哲也「小杉楳邨『関西地方古書画古器物縦覧調査記録』に見える東大寺文書」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―三「目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―二〇一一(平成二三)年度科学研究費補助金(学術創成研究費)」「課題番号一九GS〇一〇二」最終年度研究成果報告書 研究代表者 田島公(東京大学史料編纂所教授)『東京大学史料編纂所、二〇一二年)も参照。なお、両者ともに「観世音寺三綱等解申請府裁事」の記載を6に比定したが、本文で後述のように6は、これ以前に寺外に出ていると考えられるので、該当文書未詳とする。
- 31 成慶は、貞享二(一六八五)年(宝暦四(一七五四)年。元禄八(一六九五)年、東大寺の新禅院に入り、その後、戒壇院再興に尽力した僧。彼の印譜については、小倉慈司「日本古印譜の研究(序説) 藤貞幹以前について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第七九集、一九九九年)

- を参照。印影に付された按文に「観世音寺三綱解状所用、寛治八年二月九日船越御庄府国使入勘免判、長元六年四月十六日把岐御庄中島公驗、承保四年九月諸封庄勘反田免判」とあり、14、9、30の順で対応する。
- 32 「延喜年間観世音寺資財帳の原本（彙報）」（『筑紫史談』第貳集、福岡県文化財資料集刊行会覆版、一九六九年、原本一九一四年）。
- 33 熊澤一衛『青山余影 田中光顕伯小伝』（青山書院、一九二四年）、市島春城「田中光顕伯の思ひ出」、川田豊太郎「田中青山公と青山文庫」（以上、『日本古書通信』第二一八号、一九三九年）、柴田光彦「愛書家・田中光顕伯と内野皎亭―『皎亭漫録』抄―」（『日本歴史』第五五八号、一九九四年）。
- 34 高倉洋彰註27論文。
- 35 脱落断簡およびそれに関わった西村兼文、近藤瓶城・圭造については、森哲也註2 a 論文を参照。なお、菊地明「西村兼文」（新人物往来社編『新選組大人名事典（下）』同社、二〇〇一年）等、彼の生年を天保三年七月二二日、享年を六五とする文献もある。
- 36 長澤規矩也「観書めぐり―青山文庫」（長澤規矩也先生喜寿記念会編『長澤規矩也著作集第六巻 書誌随想』所収、汲古書院、一九八四年。初出一九七八年）。川瀬一馬「大島氏青谿書屋のこと」（『書誌学』復刊新二九号、一九八二年）。
- 37 「74 観世音寺資財帳」（東京芸術大学編『東京芸術大学蔵品図録 古美術上・絵画』同大学、一九六〇年）。
- 38 正木直彦「名作蒐集の思ひ出（二）」（同『回顧七十年』学校美術協会出版部、一九三七年）。
- 39 米田雄介編『蜷川式胤「八重の残花」』（中央公論美術出版、二〇一八年）による。
- 40 森哲也註30二〇〇三年論文の検討では、Aは加賀前田家による史料採訪時に作成された(6)『南都東大寺等書籍目録（東大寺油倉書籍之覚）』等に見え、延宝九年の時点で東大寺油倉に保管されていた。一方で、明治八年の(8)『東大寺東南院庫中古文書目録（東大寺東南院六合辛櫃古文書目録）』には「不見」とある。『八重の残花』によるならば、同年以前に移動しており、同じ明治八年に蜷川式胤に贈られたことになる。その後の伝存は確認できていない。Eは伊賀国黒田莊柚工夫等解（天理図書館所蔵文書・平―三七八一）で、影写本等を参照すると、蜷川式胤↓佐々木信綱↓古書肆弘文莊↓天理図書館という伝来の歩みをたどった。なお、『八重の残花』明治八年五月六日条等には、小原正棟、江藤正隆（添カ）関係の記述が見える。
- 41 蜷川式胤の事績については、米田雄介「蜷川式胤の事績―正倉院宝物の調査に関連して―」（『古代文化』第五一卷第八号、一九九九年）、西洋子「蜷川式胤」（同『正倉院文書整理過程の研究』第二章附論一、吉川弘文館、二〇〇二年）、米崎清実編『蜷川式胤「奈良の筋道」』（中央公論美術出版、二〇〇五年）、米田雄介編註39書等を参照。
- 42 『（添カ）帝國図書館蔵 藏胄山文庫和漢図書目録』（帝國図書館、一九三五年）、藤井貞文「根岸家旧蔵文書 平安朝篇」（『上野図書館紀要』第三冊、一九五七年）、埼玉県立図書館編『武蔵国大里郡甲山村 根岸家文書目録（近世史料所在調査報告二）』（同館、一九六七年）、国立国会図書館参考書誌部編『（添カ）国立国会図書館蔵 藏貴重書解題 第四巻―古文書の部第一―』（同館、一九七二年）。
- 43 「例言」（『大日本古文書家わけ第一八 東大寺文書別集一』東京大学、一九六八年）。
- 44 西洋子「明治中期の正倉院文書の整理」（同註41書所収。初出一九九八年）、同「正倉院文書三題」（同・石上英一編『正倉院文書論集』青史出版、二〇〇五年）。
- 45 福井家の古典籍収集に関しては、森銑三「狩谷榊齋雜記」（同『森銑三著作集』第七巻所収、中央公論社、一九七一年。初出一九三五年）、同「奥田敬山著見聞筆記鈔」（同『同著作集 続編』第七巻所収、中央公論社、一九九三年。初出一九三六―一九三七年）、村口四郎「諸名家の

- 宝庫を涉猟する」(反町茂雄編『紙魚の昔がたり 昭和篇』八木書店、一九八七年)を参照。
- 46 三上参次「三上博士の京都府及び兵庫県史料蒐集復命書(彙報)」(『史学雑誌』第一三編第六号、一九〇二年)。
- 47 馬越恭平は三井物産横浜支店長、大日本麦酒社長等を勤めた実業家で、「ビール王」として知られるが、茶道を嗜む趣味人、茶道具等のコレクターとしても著名であった。大塚栄三『馬越恭平翁伝』(同翁伝記編集会、一九三五年)等を参照。
- 48 八代国治編『莊園目録』(八代恒治、一九三〇年)、堀越祐一「八代国治旧蔵史料」について―中世文書を中心に―(『國學院大學 校史学術資産研究』第三号、二〇一一年)。
- 49 両文書に関しては福井俊彦編註22書、森哲也註13論文を参照。古書肆弘文荘の使用印は、神田喜一郎他「座談会 書誌・稀本・その他」(反町茂雄『一古書肆の思い出5 賑わいは夢の如く』所収、平凡社、一九九二年。初出一九五八年)を参照。
- 50 大沢清臣については、奈良県編『大和人物志』(名著出版復刻、一九七四年。原著一九〇九年)、石井庄司「大沢清臣が事ども」(『神道大系月報』六一、一九八六年)、市古貞次他編『国書人名大辞典』第一卷(岩波書店、一九九三年)等を参照。
- 51 小杉楹邨の事績については、『歴史地理』第一五巻第五号(一九一〇年)、昭和女子大学近代文学研究室「小杉楹邨」(同『近代文学研究叢書』第一一巻、同大学近代文化研究所、一九五九年)、湯之上隆 a「小杉楹邨の蒐書と書写活動―正倉院文書調査の一齣―」(同『日本中世の政治権力と仏教』所収、思文閣出版、二〇〇一年。初出一九九五年)、b「小杉楹邨の幕末・維新―近代化のなかの国学―」(同『日本中世の地域社会と仏教』所収、思文閣出版、二〇一四年。初出二〇〇五年)、徳島県立博物館編『郷土の発見―小杉楹邨と郷土史研究の曙―』同館、二〇〇八年)等を参照。
- 52 皆川完一「豊前国仲津郡丁里大宝二年戸籍」(同註18書所収。初出一九七三年)、平川南「筑前国嶋郡川辺里戸籍(解説)」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館創設十周年記念 正倉院文書拾遺』便利堂、一九九二年)。「反町茂雄『一古書肆の思い出4 激流に棹さして』III 2 (平凡社、一九八九年)は、昭和二六年七月、同家の阿波国文庫の売り立てが行われたこと、その一〇数年後に古書肆弘文荘が大宝二年戸籍等、多くの古文書を入手したことを述べる。
- 53 原秀三郎「小杉楹邨旧蔵『写経所請経文』について」(同『日本古代の木簡と莊園』所収、塙書房、二〇一八年。初出一九八〇年)、湯之上隆註51 a論文。
- 54 重野安繹『文書探訪日記』下巻(国立公文書館所蔵『公文雑纂』、『新収原簿』(国立公文書館所蔵)。ともに国立公文書館編『内閣文庫百年史増補版』(汲古書院、一九八六年)による。
- 55 小原正棟(竹香)については、高見章夫・花土文太郎『岡山県人名辞書』(同辞書発行所、一九一八年)、三善貞司編『大阪人物辞典』(清文堂出版、二〇〇〇年)、『博物館だより』No.六一(二〇〇九年、津山郷土博物館)等を参照。
- 56 森哲也註2 c論文。
- 57 松浦詮、厚については、松浦伯爵家編修所編『松浦詮伯年譜』(一九二七年)、『松浦詮伯伝』一、二(一九三〇年)、『松浦厚伯伝詩文鈔』(以上、同所、一九三九年)を参照。
- 58 『松浦伯爵家蔵品入札目録』(一九三一年)。
- 59 京都国立博物館編『守屋孝蔵氏 集古経図録』(一九六四年)、同館編『古写経―聖なる文字の世界―』(以上、同館、二〇〇四年)。
- 60 古屋幸太郎「財界巨頭の買いつぶり、売りつぶり」(反町茂雄編註45書)。
- 61 「未探訪史料の集中的遺存地域における古代・中世史料の総合的調査研究」(『東京大学史料編纂所報』第九号、一九七五年)。

62 『第三回赤星家所蔵品入札目録』(一九一七年)。

63 赤星弥之助については、松田延夫「赤星弥之助」(同『美術話題史近代の数寄者たち』所収、読売新聞社、一九八六年。初出一九八三年)、同「赤星弥之助」(同『益田鈍翁をめぐる9人の数寄者たち』所収、里文出版、二〇〇二年。初出一九九四年)を参照。

64 和田維四郎・久原文庫に関しては、鈴鹿三七「久原文庫の思ひ出」(『かがみ』創刊号)第三号、第拾号、一九五九〜一九六五年)、西村清編『財団大東急記念文庫十五年史』(同文庫、一九六四年)、八木敏夫「日本古書通信・明治珍本・特価本」(反町茂雄編註45書)、村口半次郎「洒竹文庫及び和田維四郎氏」(反町茂雄編『紙魚の昔がたり 明治大正篇』八木書店、一九九〇年)を参照。

65 高橋箒庵(義雄)『大正茶道記』一(熊倉功夫・原田茂弘校注、淡交社、一九九一年)は、大正九年四月一八日の庚申大師会に「天平裂数十種」を展陳した「奈良の古物商玉井久次郎」について、「奈良の道具商。屋号を大閑堂といった。風流雅趣に富み、美術骨董商として広く知られ、数寄者と深く交わった。大正十二年(一九二三)に没している。益田鈍翁が絵因果経を収集するに際し、その媒介となった」との校注を付す。

66 根津嘉一郎については、宇津木忠『根津嘉一郎』(『人物で読む日本経済史 第一四巻 根津嘉一郎』所収、ゆまに書房復刻、一九九八年。原著 東海出版社、一九四一年)、根津翁伝記編纂会編『根津翁伝』(同会、一九六一年)を参照。

67 田中稔「根津美術館所蔵文書(上)」(『古文書研究』第二八号、一九八七年)。**45**を収めた木箱の蓋表には「保安元年太宰府公驗文書」と墨書され、裏に「保安元年 大正四年ニ距ルコト七百九拾六年」と記す紙、印文不明の朱角印を捺した紙が貼付される。

68 堀池春峰註18論文。

69 大屋徳城・平岡明海編『東大寺』(華嚴宗東大寺、一九四〇年)、平岡定海『東大寺の歴史』(至文堂、一九六六年)、東大寺教学部編『東大寺』

(学生社、一九七三年)等を参照。

70 三輪眞嗣「鎌倉期における鎮西米の基礎的考察」(『九州史学』第一七六号、二〇一七年)、同「中世前期東大寺の財政構造と鎮西米」(『史学雑誌』第一二七編第四号、二〇一八年)。

71 皆川完一「正倉院流出文書の偽印」(同註18書所収。初出一九九八年)。

〔付記〕

本稿をなすにあたり、その基礎となる調査・積文の作成を含め、次に掲げる諸氏・諸機関には特に御教示・御高配を賜わった。筆者の能力からそれらを本章に十分に反映させられなかったが、この場を借りてあつく御礼申し上げる。なお本稿は、二〇一九〜二〇二〇年度東京大学史料編纂所一般共同研究「観世音寺公驗案の集成と研究」の成果であり、JSPS科研費JP一六K〇三〇一七、JP一九K〇〇九七八による成果の一部も含む。

一瀬智、稲田奈津子、遠藤基郎、小倉慈司、酒井芳司、重松敏彦、原田諭、坂東俊彦、松川博一、三輪眞嗣、山口英男、九州大学附属図書館、国立公文書館、大東急記念文庫、太宰府市史編纂委員会(当時)、東大寺図書館、東京大学史料編纂所、東京大学日本史学研究室、根津美術館、福岡市史編纂委員会、横浜市立大学、早稲田大学(敬称略・順不同)。

観世音寺公験案対照表(2)

紙数③	保元三年目録土代	紙数④	保元三年目録案	紙数⑤	現存分紙数
					56
	封庄并別施入田等図帳	67	施入田目録	67	
9	碓井御封券	9	碓井封券	9	9
7	同封実検勘文	7	同封田実検帳	7	7
					11
18	金生庄国符等	18	金生庄国符案	18	
12	大石山北両封券	12			
14	把岐庄中嶋券	14	把岐庄中嶋券	14	*
	同庄松永法師相論文	6	同庄松永法師相論文	6	7
6	同庄勘返田文	6	同庄勘返田券	6	6
8	黒嶋庄券	8	黒嶋庄券	8	8
16	船越庄四至榜示券	16	船越庄四至榜示券	16	
9	同庄国使入勘免	9	同庄国入勘免	9	*
	同庄塩釜国牒	2	同庄塩釜国牒	2	2
	山鹿庄券	5	山鹿庄券	5	
	賀駄御菌券	16			
	一切経田券	7	一切経供田券	7	7
	呉楽田券	9	呉楽田券	9	9
21	五箇庄券	21			
	同(=山鹿)庄桑沙汰文	8			
	五仏々聖供料文	5	五仏々聖供料例文	5	*
	金堂長講例文	10	金堂長講例文	10	10
					22
					8
	観音講例文	6			
	諸会米例文	8	諸会米例文(筑前 筑後 肥前 肥後)	8	
17	郭内田公験	16	郭内田公験	16	17
	沓岐嶋継崎券	11			
9	諸庄勘返田免判	9	諸庄勘返田免判	9	*
	学校院東田券	10	学校院東田券	10	10
	布薩田券	2	布薩田券	2	2
	最勝会例文	0	最勝会料例文	4	4
	五仏常燈例文	3			
	奴婢例文	5	奴婢例文	5	5
	大宝官符	4	大宝官符	4	3
	南大門前地文	3	南大門前地券	3	3
	施入供料等注文	8	施入供料等注文	8	
	吉祥梅過例文	2	吉祥梅過例文	2	2
	吹田庄券	8	吹田庄券	8	
	高田庄券	11	高田庄券	11	11
	仁王不断経例文	2	仁王不断経例文	2	
	紫田高田両庄券	2	紫田高田両庄券	2	
	墾田五百町例文	2	墾田五百町例文	2	2
	山川藪沢例文	2			2

観世音寺公験案対照表(1)

No.	保安元年目録	紙数①	仁平三年目録	紙数②	保元二年目録
1	養老絵図(本図)		養老絵図		
2	延喜資財帳(本文)		延喜五年資財帳	55	
3	天曆田図	67	天曆田図	67	
4	(碓井御封)本公験	9	治安四年碓井封本公験	9	碓井御封公験入勘田免判等
5	(碓井御封)延久年中実檢勘文	6	延久元年同庄立券文	7	碓井御封延久二年実檢出田免判等
6	(碓井御封)山口造寺等文書	11	永長二年同庄山口造寺沙汰文書	14	
7	(金生御封)本公験	18	治安四年金生封公験	16	鞍手郡金生庄免判等(長保年中并治安年中)
8	(大石山北兩御封)本公験	12	正曆四年大石山北兩符(=封)公験	10	大石山北兩封免判等公験
9	(把岐御庄)中嶋公験	14	天曆八年以後把岐庄国符等	13	把岐庄中嶋免判等
10	(把岐御庄)松永法師相論文書	6	寛治三年同庄相論公験	6	
11	(把岐御庄)勘返田沙汰文書	8	承暦二年以後同庄府宣并庁宣等	5	把岐庄勘返田免判等
12	(黒嶋御庄)本公験	8	応徳元年黒嶋庄公験	7	黒嶋庄把岐庄等勘出田免判等
13	(船越御庄)四至榜示文書	15	永承四年船越庄四至榜示沙汰文書	15	船越庄四至之内国府等入勘田免除免判等
14	(船越御庄)府国使入勘免判	9	康平三年同庄府国使入勘判免	9	船越庄府国使入勘田免判等
15	(船越御庄)塩釜例文	2	承和八年同庄塩釜国牒	2	
16	(山鹿御庄)本公験	5	弘仁九年山鹿庄公験	5	
17	(賀駄御園)公験等	16	延久三年賀駄御園府宣等	16	
18	一切経田文書	7	貞観十年一切経田公験	7	
19	呉楽田文書	9	天平三年呉楽田例文	9	
20	肥前五箇庄公験	21	長暦二年肥前国五箇庄公験	21	肥前国五箇庄公験国符等免田参佰拾玖町漆段参佰貳拾肆步免判
21	肥後山鹿桑公験	8	寛仁四年肥後国山鹿郡桑公験	8	
22	筑前国五仏聖例文	4	長保三年筑前国五仏々聖米例文	4	
23	金堂長講例文	9	永延三年金堂長講例文	10	
24	勅封蔵宝物実録帳		嘉保元(=无)年同(=資財)帳	21	
25	勅封蔵宝物下用帳	7		8	
26	観音講料米例文	6	天仁二年観音講料米例文	6	
27	諸会米例文	8	延久六年諸会米例文	8	
28	郭内田公験	17	天延三年郭内田公験	17	観世音寺都(=郭)内田公験等
29	壹岐嶋繼埼牧文書	11	元慶七年壹岐嶋繼埼公験	11	
30	諸封庄勘返田等免判	9	承保四年諸符(=封)庄勘返田免判	9	観世音寺諸封庄勘返田免判
31	学校東田文書	10	寛仁五年学校院東田文書	10	
32	布薩放生田文書	2	斉衡二年府牒布薩放生田券	2	
33	最勝会例文	3	長保六年府牒最勝会例文	4	
34	五仏常燈例文『肥後』	3	長保四年請文肥後国五仏常燈油例文	3	
35	早良奴婢例文	4	天平宝字二年早良郡奴婢例文	5	
36	大宝四年縁記	3	大宝四年府符縁起	3	
37	郭内畠地例文『南大門』	3	長徳二年郭地一町三段例文	4	
38	専寺僧四十口例文	7	承平四年僧観秀注文四十口寺僧夾名	8	
39	悔過例文	2	弘仁十一年府牒悔過例文	2	
40	吹田庄文書	8	延喜十九年吹田庄例文	8	
41	高田庄公験	11	天慶三年高田庄公験	11	
42	仁王不断経例文	2	寛弘九年仁王不断経例文	2	
43	紫田高田庄例文	2	治安三年紫田高田庄公験	2	
44	墾田五百町例文	2	天平勝宝元年大宰府墾田五百町例文	2	
45	山川薮沢例文	2	延暦十八年山川薮沢例文	2	

観世音寺公験案対照表(4)

寧樂遺文・平安遺文・大日本古文書	伝来過程
平1-194	東大寺→田中光顯→大阪の古書市場→東京美術学校→東芸／【脱落断簡】東大寺→西村兼文→近藤瓶城→近藤圭造→未詳
①平2-476,②498,①～②東7-321-(1)～(2)	
平3-1039,東6-261	
①平4-1395,②1396,③1376,④1379,⑤1378,⑥1377,⑦1375,①～⑦東別1-14-(1)～(7)	東大寺→蟻川式胤→根岸武香→東文
①平4-1278,②1277,③1275,④1272,①～④東3-857-(1)～(4)	東大寺→皇室
①平10-4954,②4951,③4947,④4943	東大寺→福井成功→酒井宇吉(古書肆一誠堂)→古書肆弘文莊→横浜市大
①平4-1317,②-1316,③1315,④1312,⑤1314,⑥1313,⑦1268,⑧1252,⑨1216,⑩1214,⑪2-489,①～⑪東7-328-(1)～(11)	【題籤】東大寺→八代国治→八代恒治→國學院
平1-67	東大寺(尊勝院)→堂本四郎／【末尾】東大寺に残る
①平1-158,②157,③160,④154,⑤162,⑥161	東大寺→大沢清臣→小杉榎邨→蜂須賀侯爵家→古書肆弘文莊→早大
①平4-1380,②1310,③1243,④平未収,⑤2-442,⑥431,⑦430,⑧～⑨寧未収,①～⑨東5-109-(1)～(9)	東大寺→小原正棟→内閣記録課→内閣文庫→国公
①～③平未収	
①平4-1413,②1409,③2-351,④340,⑤343,⑥337,⑦335,⑧336,①～⑧東7-315-(1)～(8)	
平4-1368,東5-108	東大寺→小原正棟→内閣記録課→内閣文庫→国公
①平3-1004,②1007,③1011,④1012,⑤平未収,⑥平未収,①～⑥東別1-13-(1)～(6)	東大寺→根岸武香→東文
①平4-1477,②3-1096,③1080,④1079,⑤1078,⑥2-577,⑦575,⑧571,⑨538,⑩445,⑪375,⑫310,①東5-110-(1)～(12)	東大寺→小原正棟→内閣記録課→内閣文庫→国公
①平3-1073,②1026,③932,④899,⑤2-622,⑥483	東大寺→松浦伯爵家→守屋孝蔵→守屋美孝→伊藤尚明
平9-4466	東大寺→東京の古書展(一誠堂)→観世音寺→九博
平2-435	東大寺→赤星家→大東急
①寧下-783,②782,③781～782,④平未収,①～④編14-269～273	東大寺→大沢清臣→小杉榎邨→蜂須賀侯爵家→古書肆弘文莊→早大
①～④寧未収	東大寺→久原文庫→大東急
①平2-364,②365,③366	東大寺→東京帝国大学文科大学→関東大震災で焼失か
平10-4900	東大寺→堂本四郎→思文閣出版→九博／【末尾】東大寺→赤星家→久原文庫→大東急
①平1-250,②249,③248,④246,⑤247,①～⑤東7-318-(1)～(5)	
寧未収,編24-603～604,東6-271	
平10-4898	東大寺→玉井大閑堂→根津嘉一郎→根津

観世音寺公験案対照表(3)

No.	端裏書等	奥裏書	題籤	所蔵
1				
2	(題)延喜五年資財帳(在庄々目録)			東芸+未詳
3				
4	国府(=符)嘉麻南郷司、九枚、(端書)二			東成48
5	七枚、二			東成24
6	十一、第二	碓井		東文
7				
8				
9			観世音寺/把岐御庄(中嶋/公験)(東未10-366)	
10	六枚	於(=ママ)岐	観世音寺/把岐御庄(松永法師/相論公験)(東未10-367)	東南7-9
11	六枚、二	把岐	観世音寺/把岐御庄(勘返田沙汰/文書)	横浜市大
12	八枚	黒嶋	観世音寺/黒嶋御庄公験(東未10-368)	東成50
13			観世音寺/船越四至榜示文書(國學院)	
14			観世音寺/船越御庄(府国使/入勤免判)(東未10-365)	
15		船越塩釜	観世音寺/船越塩釜国牒	堂本四郎+東大寺
16				
17				
18	七枚、三	一切経田	観世音寺/一切経田公験(東未10-372)	早大
19	九枚、三	呉楽田	観世音寺/呉楽田公験	国公
20				
21				
22				
23	十枚、三	金堂長講		東成43
24	嘉保 年資財帳(但不行交替)、第四			国公
25	三	勅封蔵下用例文	観世音寺/勅封蔵下用例文(東未10-374)	東文
26				
27			観世音寺/諸会米例文(東未10-375)	
28	観世音寺三綱等解状(康和四年)、十七枚、三	郭内田	観世音寺/郭内田公験(東未10-371)	国公
29				
30				
31				伊藤尚明
32	第一	布薩田公験		九博
33		最勝会府牒		大東急
34				
35	五枚	早良奴婢例文	観世音寺/早良奴婢例文	早大
36		大宝縁起	観世音寺/大宝四年縁起	大東急
37				東京帝国大学文科大学
38			観世音寺/専寺僧冊口交名(東未10-376)	
39		吉祥悔過		九博+大東急
40			観世音寺/吹田庄公験(東未10-369)	
41	十一枚、一	高田庄公験		東成45
42				
43			観世音寺/紫田高田両庄公験(東未10-370)	
44	二枚			東成28
45		山川藪沢例文	観世音寺/山川藪沢例文(東未10-373)	根津

一二世紀前半の東大寺別当と観世音寺・鎮西米

―特に寛助に注目して―

三輪 眞嗣

はじめに

本稿では、東大寺別当の立ち位置や動向などに注目して、保安元年（一一二〇）に筑前国観世音寺が東大寺の末寺となつた背景を検討する。次いで、観世音寺から納められる鎮西米が東大寺別当のもとでどのように配分されたのかを、それぞれの別当が置かれた状況を踏まえて考えていく。

観世音寺についての先行研究の蓄積は膨大である¹。本稿ではそのすべてを整理することはせず、以下では東大寺との関係史に限定してまとめておきたい。

まず竹内理三氏は、観世音寺が東大寺の末寺となるまでの過程を検討し、東大寺が観世音寺領荘園の持つ経済的価値に目を付けたことを指摘した²。これ以降、末寺化については観世音寺研究の多くで触れられてきた。

高倉洋彰氏による研究のほか³、観世音寺領荘園の研究の進展の中で、東大寺への年貢輸送のあり方を詳細に検討した恵良宏氏の研究が挙げられる⁴。平岡定海氏は東大寺側の視点も併せて観世音寺の研究を進め、寺内機構や観世音寺領から運上される鎮西米の東大寺内での用途をまとめ、さらに観世音寺の末寺化の背後に別当寛助と白河法皇との連携があつたことを指摘した⁵。また、松尾剛次氏は観世音寺戒壇における授戒の実態を探り、中世後期まで授戒が継続していたと論じた⁶。

岡野浩二氏は平岡・松尾氏の研究とほぼ同時期に観世音寺の組織に関する研究を発表し、近年、既発表の論文をまとめ⁷、七世紀の観世音寺創建から中世後期までと長期間にわたり検討し、組織の変遷や地域寺院との関係を詳細に論じた。なかでも観世音寺が東大寺の末寺となる直前の一二世紀初頭について、当時観世音寺の経営を主導していた三綱僧のなかに威儀

師・従儀師を兼ねる者がおり、彼らは東大寺の指揮下にあつて、そのなかには一二世紀初頭の観世音寺で活動し、検校となつた源尊がいた。その一方で現地勢力との関係性を重視して、自律した経営を志向する暹宴のような僧もいたため、東大寺が自らの影響力を保持するために源尊を検校としたという。観世音寺内部の動向から、末寺化が既定路線ではなかつたことを明らかにした重要な指摘と考える。また岡野氏は、永観が石清水八幡宮の光清を通じて観世音寺に対する主導権を保持しようとしたと指摘しており、別当の性格や位置も東大寺と観世音寺の関係を見る上で重要となる。

岡野氏が指摘したように、観世音寺僧のなかに東大寺と密接なつながりを有した者がおり、また、永観のように観世音寺への影響力を保とうと働きかけた者がいたのであれば、両寺院の関係を考える際に、単に東大寺というよりも、永観や寛助など個々の東大寺別当の動向も重要な論点となる。本稿ではこの点に着目して検討を進めていきたい。

かかる寺院組織研究のほかに、森哲也氏は「観世音寺文書」についての研究を進め⁸、また、醍醐寺座主で東大寺別当を兼ねた定海による権門間交渉を検討し、東大寺の末寺支配の限界を指摘した⁹。森氏の研究も、東大寺別当の観世音寺に対する姿勢を検討することの重要性を示している。

さらに近年、筆者は東大寺の財政構造のなかで鎮西米の位置や運用方法を検討した¹⁰。封物に替わつて東大寺の主要財源に組み込まれた鎮西米は別当が管轄しており、その用途は多岐にわたり、貴重な財源であつた。別当とその系列組織が鎮西米の運用にも深く関係していたと考えられる。よつて鎮西米という財源の研究を進める上でも、別当の位置や動向の分析が

求められる。

このように近年の観世音寺・東大寺研究の進展のなかで、東大寺別当に注目する必要が浮かび上がっている。本稿ではかかる点を踏まえ、東大寺別当の立ち位置、動向や寺院経営における志向性に注意しながら、観世音寺末寺化の背景を検討していく。ただし、史料の制約や紙幅の都合上、本稿では一二世紀前半の東大寺別当、具体的には永観・勝覚・寛助・定海に検討対象を限定する。

東大寺別当を検討するにあたり、注意しなくてはならないのが寺外別当と称される存在である。寺外別当とは、一〇世紀より仁和寺・醍醐寺などの真言系権門寺院を拠点としつつ、東大寺別当職に就いた者を指す¹¹。鎌倉末期までの別当の多くは寺外別当で、こうしたあり方が常態化していたのである。稲葉伸道氏の研究から明らかになるように¹²、寺家から遊離した寺外別当の存在は東大寺の僧団が惣寺として自立した経営を志向する要因にもなったため、東大寺の寺院組織の研究においても寺外別当の存在は重要視されている。

院政期の寺外別当には、禅林寺の永観、仁和寺の寛助や醍醐寺の勝覚、定海、勸修寺の寛信などがいたが、彼らは院や摂関という立荘を推進する勢力と連携し、東大寺領荘園の復興や立荘において重要な役割を果たした¹³。中世東大寺領荘園の形成という点でも、個々の別当の寺院社会における立ち位置や王権との関係を見極めておく必要がある。

ところで本稿で検討する一二世紀前半は、東大寺が中世の権門寺院に転成していく過程のなかで大きな画期であった。たとえば寺院の経営面では、寺家の法会遂行を支える財源も、従来の封物に替わり鎮西米が登場し、鎌倉期まで重要な財源として機能した¹⁴。封戸に替わり荘園が財源となるに伴い、荘園支配や堂舎修造の組織が整備された¹⁵。さらに、東大寺僧団の構成として、学侶・堂衆という近世まで存続する二大寺僧集団の形が現れ始めるのもこの頃であった¹⁶。

このように、東大寺にとつて一二世紀前半という時期は次の時代に続

く重要な画期であった。そうした時期の別当が、寺院・世俗社会においてどのような位置にあつて、いかなる姿勢で寺務に臨み、それが以降の東大寺のたどった歴史にどのような影響を与えたのかを解明していくことは、東大寺の中世寺院化を考える上で有効な視点となると考える。

上述の点から、東大寺別当についての検討をおこなうことは、観世音寺の末寺化という問題に限らず、中世東大寺の研究にとつて必要な作業となる。本稿では観世音寺の末寺化に問題を絞ることになるが、如上の先行研究に東大寺別当の立ち位置や動向を加味しながら、検討していくこととする。

第一章 観世音寺末寺化までの東大寺別当―寛助を中心に―

本章では、一二世紀前半における東大寺別当のうち、保安元年（一一二〇）の観世音寺末寺化までの寺外別当、具体的には永観、勝覚、寛助の三者による寺家経営を概観するが、比較的研究の多い永観、勝覚については先行研究に多くを委ね、その経営の特徴を確認するにとどめ、ここでは特に寛助の業績に注目して検討を加えたい。

（一）永観

康和二・三年（一一〇〇・〇一）の別当永観については、従来の研究で荘園経営面での画期が指摘され、中世寺院としての東大寺を形作った別当として評価されている。筆者も別稿で論じたが、東大寺における修学振興という面でも永観の果たした役割は大きかったといえる¹⁷。永観についての研究は厚いので以下では東大寺別当としての業績の概略を再確認しておくにとどめたい。

永観は学生供や八幡宮御八講衆などの修学を目的とした供僧集団を設置すると同時に、その活動を支えるための財源を寺領荘園のなかに設定した。たとえば美濃国茜部荘、摂津国猪名荘、紀伊国木本荘などである。これら

の荘園は別当の管下にはあつたが、供料の財源に設定されたことで、供料を受給する僧徒集団が荘園経営に関与していく端緒にもなつた。先行研究ではこれをもって東大寺の大衆による荘園支配の深化と見、荘園を主要財源とする中世的寺院への展開の起点として捉えたのである¹⁸。永観の寺家経営の方向性は僧徒集団による自律的な経営を目指すものであつたと思われる。

なお、「はじめに」でも触れたが、観世音寺との関わりから岡野氏による指摘も注目される¹⁹。康和二年に石清水八幡宮の別当であつた光清を観世音寺の戒師（講師）に推挙している。これについて岡野氏は、永観と光清とは同じ紀氏で縁戚関係にあり、永観は光清を通じて観世音寺への主導権を維持するねらいがあつたと述べる。氏の指摘にしたがえば、保安元年の末寺化以前より東大寺側が観世音寺に対して、何らかの働きかけをしてきたことになる。

（二）勝覚

永観が別当を退き、二年間別当不在の時期が続いた後に別当に就いたのが、村上源氏の出身で、真言密教僧として醍醐寺座主に昇り、小野三宝院流の形成にも大きく寄与した勝覚である²⁰。

真言密教界の重要人物として知られる勝覚だが、『東大寺別当次第』には「在任多年之間、不_レ勤_二修造_一」²¹とあり、『別当次第』に記された修造の事例は、永久四年（一一一七）に大仏殿の「四面廻廊等」を石見守盛重の重任によって修造したことのみである。しかし、この時期の堂舎の修造事業はけつして滞つていたわけではなく、岡野氏が詳しく検討した造東大寺行事所が主導していたと考えられる²²。

近年、遠藤基郎氏が『東大寺要録』（以下、『要録』と略記）の撰述理由を検討するなかで、勝覚が荘園興行を積極的に進め、前任者永観の路線を引き継ぎ、東大寺僧団との協調関係を保つたことを指摘している。また寺外別当たる勝覚に東大寺の歴史や由緒を説明し、僧団との情報共有を図るために『要録』が撰述されたと論じている²³。

この時の勝覚に目覚ましい堂舎の修造活動が確認できなくとも、岡野氏や遠藤氏が明らかにしてきたように、勝覚が一四年もの間別当であり続けたことは軽視してはならないだろう。遠藤氏のいうように、永観の前任者の経範のように修造を怠つた「不治」の別当として大衆の反発を受けず、僧団との協調のもとに勝覚は長期間別当職を保つていたと評価できる。

（三）寛助

寛助は仁和寺成就院を拠点とした真言密教僧で、「成就院僧正」などと記される。また、「法闍白」などと称され、歴代の仁和寺御室の事績を記録した『仁和寺御伝』では中御室覚行と高野御室覚法との間に立項されるほど²⁴、仁和寺にとつて重要な役割を果たした僧侶であつた。

寛助の密教僧としての実力は高く、何度も孔雀経法や五壇法、大北斗法といった密教修法を勤修し、新しい修法を創始した。灌頂の資には覚法や花藏院宮聖恵といった法親王をはじめ、永厳や信証、寛遍、覚鏝など広沢諸流の祖となつた僧侶がおり、広沢流の法脈展開の上でも重要な位置にあつた。また、寛助は仁和寺伝法会、東寺安居講を復興するとともに、結縁灌頂会を開いて真言僧の僧綱昇進ルートを確立させるなど、真言宗の興隆にも力を注いだことで知られる²⁵。

このように彼の事績は多岐にわたり、院政期の真言密教界を語る上で欠かせない人物であり、その方面での研究は厚い²⁶。しかし、東大寺別当としての寛助を取り上げた研究としては、平岡氏が『別当次第』の記述をもとに述べている程度である²⁷。以下では先行研究に依拠しながら、寛助の東大寺経営のあり様を確認しておきたい。

元永元年（一一一八）四月に東大寺別当に就任した寛助であるが、寺家経営面では荘園司を補任し、寺主で威儀師であつた教慶を惣目代とし、上座範縁を修理目代に任じたことが注目される²⁸。新井孝重氏が指摘するように、仁和寺にいながら東大寺の経営を強化・監督するために、これらの目代職を設置したと見られる²⁹。『別当次第』には、「戒壇食堂異角」や東南院主房の修造などが挙げられる。

寺領の拡充という点では、「はじめに」でも触れた通り、莊園史研究では高橋一樹氏が院や摂関と寛助・定海・寛信などの東大寺別当が連携し、国司を動かしつつ、寺領莊園の復興が進められたことを明らかにしている³⁰。このように、寛助は莊園支配や堂舎修造を進めていたのである。

右のような側面以外に、寛助による東大寺の法会興行も注目される。まず『別当次第』には、元永元年一〇月一五日に寛助が東大寺へ下向し、受戒をおこなったことが記されているが、この時の戒和上には東大寺僧隆暹が選ばれた。それまでの戒和上は、興福寺千朗以来長らく興福寺僧が務めていたが、寛助は「法務」として「前規」に復し、隆暹を戒和上とした。

これに対して興福寺の衆徒が蜂起したが、寛助はその要求を認めなかった。東大寺・興福寺僧が順に戒和上を務めるという受戒時の先例を守り、隆暹を戒和上としたのである。

次に、寛助は東大寺華嚴会を度々供養している。華嚴会は、中世東大寺において法華会と並ぶ重要な法会として位置付けられていた³¹。元永二年に仁和寺の禅普律師が華嚴会を供養し、保安三年に禅普や同じく仁和寺僧と見られる嚴済を色（職）衆に加え、寛助自ら供養をおこなった。この時の華嚴会では、寛助は「五鉢」を持って着座し、行道に立たなかったことが『別当次第』に記されている。この時の華嚴会の記録自体は残っておらず、詳細は不明とせざるを得ないが、少なくとも一三世紀中葉に編纂された『東大寺統要録』所載の華嚴会の次第を見る限り³²、「五鉢」に関する記述はない。寛助が独自に密教の要素を持ち込み、それ故『別当次第』にこのことが記録されたと思われる。また『統要録』所載の次第に記述がない以上、そうした所作は一時的なものであったと推測される。とはいえ、東密僧である寛助やその周辺の仁和寺僧が、「供養」という形で積極的に顕教法会である華嚴会に関与していた事実は認められる。

こうした寛助の東大寺別当としての一連の事績のなかで、東南院主房を修造した点にも注意しておきたい。当時の東南院主は六条右大臣源顕房の子、覚樹であった。貴種僧として世俗の支援を受け、東南院・三論宗の

興隆を進めた覚樹についての研究は多い³³。覚樹は寛信・恵珍・珍海といった後の三論宗を牽引した僧侶を弟子とし、また三論宗長者として維摩会講師の人事権に関与するほどの実力を有していた。東南院主で、世俗の後ろ盾を持った貴種僧の覚樹は東大寺僧集団のキーパーソンであったといえる。しかし、覚樹は維摩会堅者の人事をめぐり、当時の別当勝覚と相論を起していたように³⁴、覚樹の僧団に対する統制力は必ずしも万全ではなかったとも見られる。こうした覚樹に対して、別当となった寛助は覚樹との協調を図り、彼をバックアップする意味も込めて、院主房の新造をおこなったのだろう³⁵。

すでに寛治三年（一〇八九）における白河天皇の高野参詣の際に東南院主房が宿所となっており³⁶、その先例はあったのだが、寛助は在任中に東南院主房をわざわざ新造し、鳥羽院を迎える準備を整えた。鳥羽院が東大寺に御幸したのは天治元年（一一二四）一〇月のことで、大仏殿での誦經の際に覚樹は導師を務めている。この鳥羽院御幸を実現したのは寛助の力によるところが大きいと思われる。

以上、寛助の別当としての事績を列挙してきた。永観の前任の経範は東大寺僧団と対立し辞任したように、寺外別当と僧団との関係は必ずしも良好ではなかった。また勝覚のように堂舎の修造をほとんどおこなわない別当もいた³⁷。こうした別当に比べて、東南院主の覚樹と協調を図り、覚法の受戒や鳥羽院の行幸を実現し、華嚴会の「供養」をおこなった寛助の積極的な姿勢は、東大寺側としても好意を以て受け入れられるものであったのではないだろうか³⁸。

先行研究も示すように、永観、勝覚、寛助と、一二世紀の前半には寺家経営に実績を残し、東大寺僧団と良好な関係を保った別当が続いているが、なかでも寛助の師は東大寺僧団との対立によって辞任に追い込まれた経範であった。師の失敗を目の当たりにした寛助が東大寺別当を務めるにあたり、堂舎の修造や僧団との協調の必要性を意識していたとも想定できよう。

以上、観世音寺末寺化までの東大寺別当の寺院経営のあり様を概観し、永観とならんで寛助が修造や法会興行などの面で積極的に東大寺の経営に関わっていたこと、東南院覚樹と協調関係にあり、また僧団との関係も良好であったことなどを述べてきた。こうした寛助の別当としての動向を踏まえて、次章では寛助のもとで実現した観世音寺末寺化の背景を考えてみたい。

第二章 観世音寺末寺化の背景と寛助

本章では、寛助と覚樹、仁和寺御室覚法との関係、さらに彼らの大宰府への宗教的関心といった側面にも目を向けながら、観世音寺が東大寺の末寺となった背景を探っていく。

第一節 観世音寺の末寺化と覚樹の動向

「はじめに」で述べた通り、観世音寺が東大寺の末寺となった経緯については竹内理三氏以来の研究が蓄積されてきた。従来の研究では、東大寺が観世音寺を末寺化した理由として観世音寺領荘園の持つ経済基盤としての重要性が指摘されている。こうした側面は確かにあったと思われるが、それに加えて、末寺の所領によって東大寺の寺領支配が深化した先例があったことを付け加えておきたい。永観が八幡宮御八講衆の財源として紀伊国本本荘を付与したことは周知の通りであるが³⁹、本本荘は正確には東大寺末寺の大和国崇敬寺領であった。末寺の所領を東大寺内部の修学財源に宛てるという先例が既に永観の時代にあったのであり、それから二〇年も経過していない寛助別当期の東大寺にとってはまだ記憶に新しいものであったと思われる。末寺崇敬寺領本本荘の財源化の先例があったため、封物の代替として観世音寺の末寺化と鎮西米の獲得という選択肢が浮上したという一面も想定できるだろう。

ただし、こうした末寺領からの収取の強化の先例よりも、別当をはじめ

めとする人的配置という条件が、大きく作用したのではないだろうか。既に平岡氏がある程度検討しているが、封物の不足に喘ぐ東大寺にとって、白河法皇の信任厚い別当寛助を通じて観世音寺の末寺化を進め、その寺領を財源化することは、封物の減少に対応するための現実的な方策であったと考えられる⁴⁰。前章で確認してきた通り、寛助は東大寺の経営に積極的に関与していたので、僧団側としても彼のもとでの観世音寺の末寺化は十分に期待できるものであっただろう。

先行研究で論じられてきたような、経済的な要因が観世音寺末寺化の背景にあったことは首肯でき、実際に筆者もこのことを前提として鎮西米が東大寺の主要財源となる過程を検討した⁴¹。しかし近年の研究は、経済面にとどまらず、宗教面からも観世音寺の末寺化を再考する必要性を示している。

堀池春峰氏と横内裕人氏は高麗版大藏經の流布過程を検討するなかで、大宰府において覚樹が聖教を集積していたことに注目した⁴²。堀池氏は、保安元年（一一二〇）七月に覚樹が大宰府にて『弘讚法華伝』を書写しており、時期的に観世音寺を末寺とした直後にあたることから、この時、覚樹が本末関係を結ぶ交渉にあたっていたと述べた。これを承け横内氏は、高麗から流入した大藏經が覚樹を通じて南山城の諸寺院を含めた南都寺院にもたらされたことを指摘した。

ここで、覚樹が保安元年七月に大宰府で活動していたことを示す史料を掲げる。【史料1】は堀池氏が取り上げた『弘賛法華伝』の下巻奥書の一部分である⁴³。

【史料1】『弘賛法華伝』下（『大日本史料』三編二五冊、保安元年六月二九日条）

大日本国保安元年七月八日、於大宰府勸俊源法師書写畢、宋人蘇景自高麗国奉渡聖教之中、有此法花伝、仍為留兩本所令書写一也、

羊僧覚樹記之、

此書本奥在「此日記」

また、同年一月には覚樹が『肇論疏』に「加点」したことが、聖然本に記されている。聖然は鎌倉後期に東大寺大勸進を務めた律僧である。

【史料2】『肇論疏』奥書（『大日本史料』三編二五冊、保安元年年末雜載）

保安元年十一月十一日、於太宰府一点了、疏本草書、仍有不定、後者正之云々、

令同法一写二点之、□移点數々、重以三正本、可三校合一而已、如二本記云一、覚樹僧都御点也、尤可三沈思一云々、

沙門聖然（花押）

これらの奥書から、保安元年に覚樹が大宰府を拠点として修学に勤しんでいたことは明らかである。【史料1】で、覚樹のもとで『弘讚法華伝』を書写した俊源は、【史料2】の「同法」であった可能性もある。この俊源は「已講」と称されていることから学侶と見られ、天養元年（一一四四）にも「鎮西」へ下向している⁴⁴。この時、俊源の下向した先が大宰府や観世音寺であったかどうかはわからないが、覚樹とその周辺の学侶が東大寺と九州を往来していたことは認められよう⁴⁵。

覚樹と大宰府との関係について、次の史料にも注目したい。

【史料3】「東寺牒案」（「東寺百合文書」ヤ函9・紙背1）

東寺牒 大宰府衛

欲レ被レ令下因三准傍例一、官符未到之間、以三寺牒一着任勤中修御願上

四王寺四禪師覚寿重任之状、
伝燈大法師覚寿真年真言宗 東大寺

牒、件四禪師寺家宗分所三申任一也、仍件覚寿擬補言上已畢、而官符未到之間、依三寺牒一、被レ令三着任一之例、不レ可三勝計一、因レ茲牒送如レ件、乞衛察レ状、早因三准傍例一、可レ被レ令三着任勤三修御願一、仍勒三事状一、以牒、

康和二年十一月十一日

都維那法師

権大僧都（花押）

権少僧都

別当阿闍梨

上座

寺主

右の史料はすでに岡野氏が取り上げている⁴⁶。ここでは「覚寿」が、大宰府の北辺に創建された四王寺の四禪師職に推挙されているが、覚寿は覚樹ではないだろうか。あくまで推測にはなるが、同時代史料に覚寿と名乗る僧はほとんど見いだせず、覚寿は覚樹である可能性は捨てきれない。そうであれば、覚樹は保安元年以前から大宰府の周辺に拠点を有していたことになる。

付言しておく、当時の大宰権帥の大江匡房と覚樹の出身の醍醐源氏の交流関係が指摘されており⁴⁷、その縁があつて覚樹が四王寺四禪師に選ばれたとも考えられるが、あくまで可能性として述べておきたい。

ここまでわずかな事例からではあるが、覚樹や周辺の学侶が東大寺と大宰府周辺寺院を往来し、修学活動を展開していたことを確認した。

中国大陸・朝鮮半島との玄関口であつた大宰府および観世音寺は、当然ながら宋や高麗、遼から最新の文物・知識・情報が入ってくる場であつた。先述の通り、堀池・横内氏は高麗から到来した高麗版大藏経が覚樹などを通じて南都へもたらされたことを明らかにした。横内氏が明らかにしたように、舶来の仏教典籍を希求したのは覚樹だけでなく、京都の真言密教界を統べる仁和寺御室覚行や覚法も同様であつた。氏は覚樹と覚法が血縁関係にあつただけでなく、法縁上でも密接な関係にあつたことを指摘しているが、覚法は覚樹を通じて舶来の仏教典籍を収集していたのである。

こうした覚樹—覚法—寛助という法脈や世俗の縁による関係を踏まえれば、前章で述べたように覚樹を寛助が支援し、両者が一定の協調関係にあつたこともより理解しやすくなるだろう。次節では、覚法と寛助の関係を改めて確認した上で、観世音寺の末寺化の背景を検討し、ここまでの所論をまとめておきたい。

第二節 覚法と寛助

仁和寺御室覚法は、長治元年（一一〇四）に兄覚行のもとで出家したものの、早くに覚行が没したため、寛助から伝法灌頂を受けている。覚法と寛助の関係については、たとえば顕証本『仁和寺御伝』には「補^二寺務^一」^{十五}、成就院僧正奉^レ扶^二持^一之^一とあり、寛助は覚法を補佐する立場にあった⁴⁸。覚法は長治二年には覚行の跡を継いで仁和寺寺務となったが、寛助は嘉承二年（一一〇七）に仁和寺・円教寺別当となっている。また、覚法は永久二年には法勝寺・尊勝寺検校、元永元年（一一一八）には最勝寺検校に補任されているが、寛助も法勝寺や最勝寺の別当となっており、特に最勝寺の場合は覚法と同時に補任されている。

覚法と寛助がこれらの寺院で具体的にどのような経営をおこなったのかは明らかにしづらいが、覚法が寺務（検校）に就いた寺院の多くで寛助が別当となったことから、覚法を補佐する立場にあったことは明らかだろう⁴⁹。

前節で取り上げた堀池・横内氏は寛助の存在に明確には言及していないが、覚法を補佐する立場にあった寛助が東大寺別当に就任し、覚法の縁者であった覚樹との協調関係が生まれた可能性は高い⁵⁰。このように、寛助は覚法・覚樹と密接な関係にあったといつてよく、観世音寺の末寺化の背景に白河法皇を含めた彼らの人的関係が存在したのである。

本章では覚樹・覚法・寛助について縷々述べてきたが、以上のような人的関係が作用して、寛助別当期に観世音寺の末寺化が実現化したと考えられる。その背景には、京都・南都の寺院社会における海外の仏教への関心と典籍類の希求があり、それが観世音寺など大宰府周辺寺院への南都僧の進出に寄与したものと考えられる⁵¹。こうした背景を前提として、御室覚法を補佐する立場にあった寛助が東大寺別当に就任し、東南院覚樹との連携のもと、保安元年の観世音寺末寺化が実現したのではないだろうか。さらに先行研究が示すように覚法や寛助が白河院と密接な関係にあったこ

とを踏まえれば、具体的なことは現段階では明らかにしづらいが、白河院のバックアップも想定できよう。

ここまで先行研究に多くを依拠する形になったが、寛助の事績や寺院社会における立ち位置、人的関係を踏まえ、観世音寺が東大寺の末寺となった背景を検討してきた。そのなかで浮かび上がったのは東大寺別当としての寛助の重要性である。先行研究では、東大寺の中世化を進めた別当として永観が取り上げられてきたが、前章で見てきたように、寛助もまた白河院との近さや東大寺僧団との協調関係、積極的な堂舎の修造など、永観と共通する部分がある。ただし、白河院の信頼が厚く、また仁和寺御室の補佐役としても真言密教界において重きをなした寛助は、王権とのパイプという点では永観よりも強固なものがあり、東大寺の権益確保という点では理想的な別当と受け止められただろう。

もっとも前章で触れたように、華嚴会において密教僧として独自の振る舞いをしたことは東大寺僧の反発を買ってもおかしくはない。また、戒和上の一件では、興福寺とは明らかに対立していた。良くも悪くも南都寺院に積極的に介入していたわけであり、前任の勝覚とは異なる評価を受けたいとも考えられる。

また、惣目代・諸目代など、寺外から東大寺の経営をおこなうための所職を設置したのも寛助であった。自らは仁和寺にあって御室覚法を補佐し、広沢流の諸寺院の別当職を兼ねていた寛助は、寺外の複数の寺院を経営するノウハウやスタッフを有していたと思われるが、それが東大寺の経営にも活かされたのではないだろうか。以上、一二世紀前半における東大寺別当による寺家経営の画期として、永観に加えて寛助も加えられると考える。

次章では、観世音寺末寺化以降の鎮西米の運用状況と別当との関わりについて考えてみたい。

第三章 別当の拠点寺院と鎮西米

これまで検討してきたように、寛助を取り巻く人的関係のもとで観世音寺の末寺化が達成され、鎮西米が東大寺へ運上されるようになった。東大寺の主要財源となった鎮西米は、別当管下の財源として、恒例の法会・行事、臨時的な支出、修造など多岐に渡る用途に宛てられた⁵²。しかし、鎮西米は東大寺だけでなく、他の寺院にも配分されていた。本章では、第一節でこの点を確認し、第二節で観世音寺末寺化以降の各別当の立場や拠点寺院での課題といった点に着目して、鎮西米の流用とその要因を検討していきたい。なお、ここでいう拠点寺院とは、勝覚の醍醐寺や寛助の仁和寺といったように、寺外別当が居住していた寺院を指す。

第一節 鎮西米の配分と別当の拠点寺院

観世音寺領から運上される鎮西米について、佐藤泰弘氏は封物と同様の運用がなされたと指摘した⁵³。佐藤氏は、諸国の封物が納所で管理され、三綱や年預五師が下行文言と花押を加えた判書や料物請文によって下行し、納所の作成した結解で監査するという運用方法を説明した。封物を引き継いだ鎮西米も同様に納所が保管し、そこから各所へ配分されたのである⁵⁴。これについて、平岡氏や岡野氏がすでに注目しているが、次の史料を改めて確認しておきたい。

【史料4】「筑前国観世音寺運上米支配状」（「東米」一一一六―五、『大日古』二一一―四七八号）

長承元年 観世音寺運上米納所支配
合

同年十二月日、確井早米三十石、
上司十石、下司十石、
西四十石、西四十石

同二年二月廿二日、金生米百五十石

西四十石、下司五十石

上司六十石、
但於二十石者別納也、斗出共、
可結解者、

同三月十六日、山鹿米百石、
上司三十石、下司卅石、
西四十石

同月廿二日、杷木米六十三石、
上司廿一石、下司廿一石、
新薬師別納廿一石

并三百四十三石

長承二年六月八日

右の史料は、観世音寺領確井封・金生封・山鹿荘・杷木荘（以上、筑前国所在）から運上された鎮西米の額と、上司・下司・「醍醐」など、その配分先を書き上げたもので、長承元年（一一三二）一二月から翌二年六月まで運上されている。鎮西米はその年の一二月から翌年六月にかけて断続的に東大寺へ運上されており⁵⁵、そうしたあり方が一二世紀前半まで遡ることがうかがわれる。なお、【史料4】には合計三四三石が記されているが、観世音寺領は右の所領以外にも存するため、これが鎮西米の長承元年分のすべてであったかどうかは判断できない。

ここで注目したいのは、九州から運上された鎮西米の配分先である。たとえば確井封では上司・下司・「西酉」すなわち醍醐寺の三箇所に一〇石ずつ配分されている。このうち上司・下司は東大寺内部の組織を示すが⁵⁶、醍醐寺にも鎮西米が送られている。また、杷木荘の場合は新薬師寺に二一石が別納されている。三四三石のうち、東大寺へ二二三石、醍醐寺へ九〇石、新薬師寺へ二一石が納められたことになり、実に三分の一近くが東大寺以外の寺院へ送られている⁵⁷。

それでは、なぜ醍醐寺や新薬師寺に鎮西米が送られたのだろうか。岡野氏が指摘するように⁵⁸、これには当時の東大寺別当の位置が関わっている。長承元年時点での別当は、醍醐寺座主を兼任する定海であった。定海は源

頭房の子で勝覚の資という、貴種僧かつ真言密教界の重要人物であった。三宝院・三宝院流の整備に努めた真言密教僧としての定海を取り上げた研究は多いが⁵⁹、以下、簡単に東大寺別当としての定海の事績に触れておきたい。

定海は大治四年(一一二九)五月に東大寺別当に任じられ、永治元年(一一四一)一二月に病によって辞任するまでの一三年間その職にあった。『別当次第』には、大治五年に「小塔堂」が倒壊したが、その修理を停止し東室の修造を進めたこと、同年五月に大仏殿で千僧供養をおこなったこと、年月日は記されないが講堂と北室の東端を修造したこと、天承元年(一一三一)三月に華嚴会を供養したことなどが記録されている。定海もまた堂舎の修造や華嚴会への供養をおこなっており、僧団からの大きな反発が起きた形跡は見られない。

この点について、「小塔堂」(小塔院)の修造よりも⁶⁰、三面僧房の一角である東室の修造を優先したことは、僧団の居住する堂舎を重んじていたことを示しており、些細な記述ではあるが、定海と僧団の協調関係がうかがえよう。

定海の別当房政所の組織構成を明らかにした土谷恵氏によれば⁶¹、別当房には東大寺から五師が出向し、東大寺との連絡や文書の集積・管理にあっていた。一方、東大寺には目代が置かれ、目代や三綱に醍醐寺から僧が派遣されることもあったという。

土谷氏が明らかにしたように、定海の別当房と東大寺の五師や三綱の構成員が重複するのであれば、鎮西米の管理を担った東大寺の三綱や別当房に仕える僧が【史料4】のような記録を作成した可能性が高い。岡野氏は醍醐寺の上座であった陽季が、観世音寺の修理別当となり、同寺領の経営に関与したことを指摘している⁶²。こうした定海の別当房を中心とする複合的な組織構造も、鎮西米の流用を可能にした条件の一つと考えられる。

醍醐寺とともに【史料4】に挙がっている新薬師寺は香薬寺ともいい、東大寺の末寺で、『要録』では「東大寺別院」とされている⁶³。長承年間

には、「大治四年九月廿三日 新薬師別当之沙汰」として伊賀国莊園の文書が出納されており⁶⁴、追筆で「件文書十通、從「新薬師之許」請取□仁、長承二―九月二日返納了」とあり、東大寺の勾当・知事・権寺主覚仁らの花押が据えられている。東大寺領莊園関係の文書が出納されていることから、この時の新薬師寺別当は東大寺僧であったと考えられるが、こうした本末関係によって新薬師寺にも鎮西米が送られたのである。

以上のように【史料4】が作成された時期には、醍醐寺座主定海が別当を兼ねており、また新薬師寺は東大寺の末寺であった。このような東大寺との関係によって、鎮西米が他寺院にも送られていたのである。特に醍醐寺には三四三石中九〇石という多額の鎮西米が配分されていた。これが醍醐寺の内部でどのような用途に宛てられたのかは明らかにしないが、少なくとも東大寺別当が寺外別当である場合、別当の管下にあった鎮西米を自ら居住する寺院や院家に流用することが起こりえたのである。このこと自体はすでに指摘されているが、次節では、かかる鎮西米の配分のされ方の背景について検討していく。

第二節 寺外別当とその拠点寺院

前節で確認したような事態を東大寺僧団がどのように受け止めたかはわからないが、管見の限り一二世紀の前半においては問題となった形跡はない。ともあれ、観世音寺を末寺化して以降、減退していた封物に替わり、鎮西米という別当の差配できる一大財源が登場したことは確かである。本節では、寛助以降の寺外別当の動向や寺家経営を確認しつつ、それぞれの別当が拠点寺院で抱えていた課題に着目して、鎮西米が他寺院へ配分された背景について考えてみたい。

寛助は保安元年(一一二〇)に観世音寺末寺化を達成したが、その後彼がどのような経営をおこなったのかは史料に乏しく、具体的なあり様は不明である。寛助の後、再び勝覚が別当となった。勝覚は天治二年(一一二五)七月二〇日に着任した直後、一二日に「始「行寺務」」し、範縁上座

を惣目代・観世音寺別当に、五師勝真を修理目代に任じた。惣目代、修理目代は何れも寛助の代に設定された所職で、これらを勝覚が引き継ぎ補任したことで、寛助の経営方針が引き継がれた。

ただし『別当次第』で、勝覚が「公務忿劇」のため拝堂ができないとされており、醍醐寺にあった勝覚はすぐに東大寺に赴いたわけではなかった。拝堂がおこなわれたのは大治元年九月のことであった。このことから勝覚は基本的には醍醐寺にあって、目代や側近の僧侶を通じて経営に関わっていたと考えられる⁶⁵。

第一章で触れたように、勝覚の別当第一期は、造東大寺行事所による修造が盛んであったこともあるだろうが、彼が主導した堂舎修造の事績は『別当次第』にはほとんど記されていない。しかしこの時は、「東学門東南二間」が頽落したのに対し、「即以修造」とあり、迅速な復旧がおこなわれた。また、これと同時に法華堂にも修理が加えられた。一期目では「不^レ勤^二修造^一」と評されるほどであったが、二期目では修造がきちんとなされている。この違いは、修理目代の有無もあるだろうが、鎮西米という別当の管下にある財源の存在も大きく関係していたのではないだろうか。実際、筆者が検討したところでは、観世音寺末寺化直後の鎮西米が修造財源として用いられている事例が確認できる⁶⁶。

勝覚の次に別当となったのは定海であった。勝覚と定海はともに醍醐寺座主を務め、三宝院の建立と法流の確立を成し遂げた、小野流の重要人物であった。西弥生氏によれば、醍醐寺座主房とされた三宝院は勝覚のもとで建立され、永久三年に供養がおこなわれ、次いで定海が灌頂をおこなうために三宝院の設備を拡張し、院家としての宗教的機能を充実させた。また、勝覚・定海は請雨経法や結縁灌頂会などの勤修を通じて三宝院の宗教的・社会的な基盤を獲得していった⁶⁷。このことに鑑みれば、この時期の勝覚・定海は三宝院の整備という課題を抱えていたわけで、当然その財源は必要であったはずである。実際に鎮西米がその造営の財源として用いられたか否かは不明であるが、【史料4】に見られるような鎮西米の醍醐寺

への配分といった点からすれば、右のような推測も可能であろう。

このように、寺外別当の拠点寺院における状況という観点から、改めて寛助を取り上げてみたい。実は寛助が東大寺別当に就いた前後の時期、仁和寺では焼失した堂舎の再建問題が起こっていた。

元永二年（一一一九）四月一三日に西高房の慶賢の房において護摩の火がもとで出火し、本堂東西回廊・鐘楼・経蔵・三面僧房・観音堂・灌頂院をはじめ近隣の堂宇や宝蔵が焼失する事態となった。仏像や宝物は救出されたが、主要堂宇はほとんど焼失し、残ったのは南御室と円堂、御経蔵ばかりとなってしまった。その後二七日には白河院により元のごとく仁和寺を造立すべしとの御願が立てられ、七月二三日には作事始、八月一日には「高雄」から鐘が移され、翌一六日には上棟、一月一〇日には金堂供養がおこなわれ、「御仏」が安置された⁶⁸。一連の儀式には別当と僧綱が参加していたが、『三僧記類聚』巻第九に「已上別当結構也」とあるように、これらの儀式は別当寛助の主導でおこなわれたと見られる。再建活動は保延元年（一一三五）ごろまで続けられたようだが、この時期の御室覚法と彼を後見していた寛助は、焼失した堂塔の再建という大きな課題に直面していたのである。

また、これに関連して次の史料を見てみたい。

【史料5】『中右記』保安元年四月二四日条

治部卿能俊被^レ談云、依^二院宣^一從^二去廿一日^一三ヶ日間、与^二僧正寛助^一、相共仁和寺御倉文書宝物令^{金藏}目録被^二沙汰置^一、是去年本南^寺焼亡之夜、

念取出之間、寛平法皇御物成^二散々^一也、仍如^二元被^二納置^一也、

元永の火災の際、焼亡の難を逃れるために「寛平法皇御物」を取り出したものの、散乱していたところ、院宣を受けた寛助と源能俊が目録と照合して元通りに「御倉」に納めたという内容である。仁和寺の堂塔再建それ自体を示すものではないが、仁和寺の復興事業を寛助が主導していたことをうかがわせる記事である。

以上のように東大寺別当を兼帯していた寛助は、同時期に仁和寺におい

て堂舎の再建という課題を抱えていた。第二章で寛助が御室覚法を支える立場にあったと述べたが、当時の仁和寺は焼亡からの再建問題に直面していた時期であったという事情も大きく関わってくるだろう。

以上、本節では寛助・勝覚・定海を取り上げたが、彼らは皆東大寺別当を兼ねつつ、それぞれの拠点となる寺家・院家の復興・整備という課題を抱えていた。醍醐寺座主や仁和寺別当など寺院内の立場や状況は異なるが、法流の拠点となった院家の整備や、被災・焼失した寺家の堂塔の修造を担うという点では同様であった。特に天災・人災による堂塔の損壊・焼失とその再建は寺院の要職にある者にとつて常に悩まされる課題であり、この時期固有のものではない⁶⁹。だからこそ、堂塔の維持・修造のための財源の確保は、寺務担当者通有の課題であったといえる。

以下、推測にはなるが、こうした堂塔の修造・再建という課題があったために、前節で取り上げた【史料4】のように一〇〇石近い額の鎮西米が、定海が座主を務める醍醐寺へ送られたのではないだろうか。また、定海の別当房の事例から明らかにされているように⁷⁰、寺外別当の房政所と東大寺政所の構成員が重複しており、鎮西米を東大寺と他寺院で運用する組織的な要件は整っていたと思われる。実際、寛助のもとで修理目代を務めた範縁は、引き続き勝覚のもとで惣目代を務めているように、別当が交替してもその実務を担う組織は存続しており、鎮西米を始めとする諸財源の運用もさほど変化することなく勝覚・定海へと引き継がれていたのではないだろうか。この点でも寛助の画期性は認められよう。

本章では寛助・勝覚・定海など、寺外別当の拠点寺院における状況に注目し、別当の立場は異なるものの、仁和寺・醍醐寺ともに堂舎の整備・修造という課題があったことを述べてきた。観世音寺を末寺化した後、東大寺に運上されるようになった巨額の鎮西米が、寺外別当を通じて各寺院にも配分された。鎮西米が実際に仁和寺・醍醐寺などでどのような用途に宛てられたか否かは史料上明らかにしえない。しかし前節での検討のように鎮西米の他寺院への配分自体は確認でき、また運用する組織という観点か

らも、かかる鎮西米の配分が実際におこなわれていた可能性はあるだろう。そしてその背景には、寺外別当の拠点寺院における堂舎の修造・再建財源の需要があったと推測される。

おわりに

本稿では、東大寺別当、特に寺外別当という存在に注目して、観世音寺が東大寺の末寺となった背景や、鎮西米の他寺院への配分、そして別当が拠点寺院で抱えていた課題といった点を検討してきた。以下、内容を簡単にまとめておく。

第一・二章では永観・勝覚の別当としての事績を概観した上で、観世音寺が末寺となった時の別当寛助を中心に検討した。寛助は東大寺の経営に積極的に関与し、僧団との関係も良好であった。また、仁和寺御室覚法や東南院主覚樹と近しく、彼らの連携のもと、白河法皇の後援を受けつつ、観世音寺の末寺化が達成されたと考えられる。また、寛助のもとで設置された目代は次の勝覚や定海などにも引き継がれた。

第三章では観世音寺の末寺化以後、東大寺の財源に組み込まれた鎮西米が醍醐寺や新薬師寺にも配分されていたことを確認した。鎮西米は別当の管轄下にあり、そのために寺外別当を通じて他寺院にも配分されていたと考えられるが、寛助・勝覚・定海といった寺外別当は、それぞれの拠点寺院において院家の整備や堂舎の復興といった課題を抱えていた。こうした事業の財源に鎮西米が用いられたかどうかは史料上明らかにしがたいが、その可能性を提示しておきたい。また、そうした運用を実現した要因として、土谷氏が解明したような、別当房と東大寺政所の構成員が重複するという組織的な要件も挙げておきたい。

以上のように見てみると、これまででは永観に注目が集められてきたが、本章で中心に取り上げた寛助もまた、一二世紀前半の東大寺にとつて重要

な役割を果たしていたことは明らかである。両者とも白河院の信任が厚く、朝廷との有力なコネクションを有していたことには違いない。ただし、寛助は仁和寺御室の後見であり、かつ別当として複数の寺院経営に携わっていたのであるから、それを補佐するスタッフが充実していたという寛助固有の条件も想定できよう。

本稿で注目した寺外別当は、一二世紀後半も寛信、寛暁、寛遍と続いていく。彼らがどのような経営をおこなない、それがどのような意義をもったのかを考えていかななくてはならないが、これは他日を期したい。他の課題も山積しているが、観世音寺の末寺化を達成した寛助の重要性を再確認して、本稿の結びとしたい。

註

1 川添昭二氏が「観世音寺文献目録」（九州歴史資料館編『観世音寺考察編—九州歴史資料館、二〇〇七年）に二〇〇〇年代までの研究がまとめられている。以下、文献の副題は基本的に省略。

2 竹内理三「筑前国観世音寺史」（『竹内理三著作集 第一巻 奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』角川書店、一九九八年、初出一九五五年）。

3 高倉氏の観世音寺研究は多岐に渡るが、ここでは「筑紫観世音寺史考」（九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢 下』吉川弘文館、一九八三年）を挙げておきたい。

4 恵良宏「荘園と水運（一）〜（三）」（『宇部工業高等専門学校研究報告』二〇・二一・二二、一九七五・七七年）。

5 平岡定海「筑前国観世音寺の成立とその性格」（『日本寺院史の研究 中世・近世編』吉川弘文館、一九八八年、初出一九八四・八七年）。

6 松尾剛次「筑前観世音寺・下野薬師寺両戒壇の授戒制」（『勧進と破戒の中世史』吉川弘文館、一九九五年、初出一九八八年）。

7 岡野浩二「筑前国観世音寺の組織と経営」（『中世地方寺院の交流と表象』塙書房、二〇一九年、初出一九八八・九〇年）。

8 森哲也「観世音寺文書の基礎的考察」（『九州史学』一二七、二〇〇一年）、「写本に見える観世音寺文書について」（『史淵』一三八、二〇〇一年）。

9 森哲也「定海と琳実」（『日本歴史』七九七、二〇一四年）。

10 三輪眞嗣「鎌倉期における鎮西米の基礎的考察」（『九州史学』一七六、二〇一七年、以下A論文）、同「中世前期東大寺の財政構造と鎮西米」（『史学雑誌』一二七—四、二〇一八年、以下B論文）。

11 永村眞「中世東大寺の組織と経営」（塙書房、一九八九年）第一章。稲葉伸道「東大寺寺院構造研究序説」（『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七年、初出一九七六年）。久野修義「中世寺院成立に関する一考察」（『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年、初出一九七八年）も同様に寺外別当を重視している。

12 高橋一樹「寺領荘園の立荘」（『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年、初出二〇〇〇年）。

13 佐藤泰弘「東大寺の組織と財政」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出一九九七年）、三輪前掲註10 B論文。

14 稲葉氏前掲註12論文、五味文彦「永観と「中世」」（『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年）、田中文英「永観の東大寺経営と猪名・長洲荘」（『院政とその時代』思文閣出版、二〇〇三年、初出一九九七年）、新井孝重「東大寺の大衆運動」（『中世悪党の研究』吉川弘文館、一九九〇年、以下A論文）、同「東大寺の修造構造」（『東大寺領黒田荘の研究』校倉書房、二〇〇一年、初出一九八九年、以下B論文）。

15 永村氏前掲註11著書第三章。三輪眞嗣「中世前期東大寺の修学振興と学侶」（『洛北史学』二二、二〇二〇年）。

16 三輪前掲註16論文。
17 三輪前掲註15諸論文。

19 岡野氏前掲註7論文。

20 真言密教僧としての勝覚について論じた研究は多いが、藤井雅子「権僧正勝覚による三宝院創始とその付法」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』二三、二〇一五年)が基礎的な研究である。

21 『東大寺別当次第』は堀池春峰「東大寺別当次第」(角田文衛編『新修国分寺の研究』吉川弘文館、一九八六年所収)を用いた。以下『別当次第』と略記。

22 岡野氏は「氏寺統制と伽藍修造」(『平安時代の国家と寺院』塙書房、二〇〇九年)のなかで、一二世紀初頭における造東大寺行事所の活動を明らかにし、藤原為隆が勝覚の在任中の修造活動を担っていたと述べる。

23 遠藤基郎「東大寺要録」の撰述目的と撰者」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究3 東大寺の思想と文化』法藏館、二〇一八年)。なお本稿では筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会、一九七一年)を参照した。

24 『御室相承記』(『仁和寺史料 寺誌編一』奈良国立文化財研究所、一九六四年)。

25 上島享「真言密教の日本の変遷」(『洛北史学』一、一九九九年)。

26 榎田良洪『覚鑿の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、栗本徳子「白河院と仁和寺」(『金沢文庫研究』二八六、一九九一年)、苔米地誠「藤津荘と仁和寺成就院」(『智山学報』四八、一九九九年)。その他、寛助の院近臣としての動向をまとめた槇道雄「法の関白と院政」(『院近臣の研究』続群書類従完成会、二〇〇一年、初出一九九八年)がある。

27 平岡氏前掲註5論文。

28 新井氏前掲註15B論文では、寺家の修造組織との関わりで、寛助や勝覚による人事配置を取り上げている。

29 新井氏前掲註15B論文。

30 高橋氏前掲註13論文。

31 三輪眞嗣「東大寺「十二大会」をめぐる」(『仏教史学研究』六〇—二、二〇一八年)。

32 『統要録』「諸会篇」。安元三年(一一七七)、建久三年(一一九二)、建暦二年(一二二二)の次第の他、「近代作法」とされた次第が収められている。

33 追塩千尋「東大寺覚樹について」(『中世南都の僧侶と寺院』吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇一年)、横内裕人「平安期の東大寺の僧侶と学問」(グレイトブツダ・シンポジウム実行委員会編『論集一一 平安時代の東大寺』(以下『GBS論集』と略記)、法藏館、二〇一四年)。さらに遠藤氏は『要録』の撰者として覚樹を挙げている(遠藤氏前掲註23論文)。覚樹による教学活動を論じた近年の研究として田戸大智「『大乘義章』の修学について」、「日本における『大乘義章』の受容と展開」(『中世東密教学形成論』法藏館、二〇一八年、初出はそれぞれ二〇一二・一五年、二〇一七年)がある。また、美術資料を素材として覚樹の俱舎学復興を論じた研究として谷口耕生「俱舎曼荼羅と俱舎三十講」(『GBS論集』一一)がある。さらに大谷由香氏は、一二世紀ごろの戒壇院に「多宝塔」を安置した可能性の高い人物として覚樹を挙げている「東大寺戒壇の「塔」」(前掲註23編著所収)。

34 維摩会での人事権をめぐる相論については横内氏前掲註33論文参照。

35 『維摩会講師研学堅義次第』には覚樹が「大僧正寛助弟子」とある(『大日本史料』三編一一冊、天永元年一〇月一〇日条)。これについてはさらに検討をしていきたい。

36 『東南院務次第』第九代慶信条(『大日本仏教全書』)。

37 岡野氏前掲註22論文を踏まえれば、勝覚の場合は造東大寺行事所による修造がおこなわれており、必ずしも別当が積極的に修造を主導せずともよかつたといえる。

38 なお、『別当次第』によれば寛助が下向するにあたり、木津まで覚樹は兼禪・覚厳とともに迎えに出向しているが、これも寛助を歓迎した

事例と見ることもできよう。

東大寺の木本荘支配を扱った近年の研究としては、新井氏前掲註15 A 論文、守田逸人「荘園制の展開と在地領主の形成」(『日本中世社会成立史論』校倉書房、二〇一〇年、初出二〇〇六年)など。

平岡氏前掲註5論文。

三輪前掲註10 B 論文。

堀池春峰「高麗版輸入の一樣相と観世音寺」(『南都仏教史の研究 上 東大寺編』法藏館、一九八〇年、初出一九五七年)、横内裕人「高麗版続藏経と中世日本」(『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年、初出二〇〇二年)。

以下、史料の引用に際して、() 〓 注記、〓 〓 合点、〓 〓 抹消符、の記号を用いた。

「僧俊源書状」(『東大寺成卷文書』、『大日本古文書 家分け文書一八 東大寺文書』六卷八二号、以下『大日古』巻一号と略記)。

俊源が観世音寺の経営のために下向していた可能性も考えられる。

岡野浩二「天台宗の地方展開と南都・真言宗」(前掲註7著書所収)。

追塩氏前掲註33論文。

前掲註24史料。

寛助は中御室覚行の後見的な役割を担い、御室の家政機関の別当であったことを横山和弘氏が指摘している(『法親王成立史論』(『仁和寺研究』三、二〇〇二年)。

田戸氏は仁和寺における『大乘義章』の修学を検討するなかで、寛助・覚法・覚樹の法縁関係に言及している(田戸氏前掲註33論文『大乘義章』の修学について)。

南都僧の下向については、岡野氏が検討したように、天台・真言僧との競合のなかで、諸寺院の経営のために下向していたことも確かであろう(岡野氏前掲註46論文)。

三輪前掲註10 B 論文。

佐藤氏前掲註14論文。

三輪前掲註10 A・B論文。

三輪前掲註10 A 論文。

永村氏前掲註11著書第三章。

この史料については既に平岡氏前掲註5論文、岡野氏前掲註7論文などでも取りあげられている。

岡野氏前掲註7論文。

醍醐寺三宝院の研究は膨大であるが、ここでは三宝院の創建と勝覚・定海の事績を詳細に跡付けた西弥生「三宝院流の創始」(『中世密教寺院と修法』勉誠出版、二〇〇八年)を挙げておく。

『要録』「諸院章第四」(前掲註23史料)。

土谷恵「房政所と寺家政所」(『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八八年)。

岡野氏前掲註7論文。

『要録』「末寺章第九」(前掲註23史料)。

「東大寺所司文書出納日記」(『東末』三一―一七五、『三重県史資料編 古代・中世 上』「黒田荘」二二二号)。

この時の勝覚は東寺長者として法務も兼ねていたから、京都近郊にいる方が都合がよかったものと思われる。

三輪前掲註10 B 論文。

勝覚・定海による三宝院の造営については西氏前掲註59論文参照。

『大日本史料』三編二二冊、元永二年四月一四日条。以下、仁和寺の再建に関する記述は同史料による。また、杉山信三「仁和寺の院家建築」(『院家建築の研究』吉川弘文館、一九八一年)で元永の火災について触れられている。

東大寺に関しては、新井氏前掲註15 B 論文で修造事業が詳細にまとめられている。

土谷氏前掲註61論文。

【附記】本稿は令和元年一二月に京都府立大学大学院文学研究科に提出した博士論文「中世前期東大寺の寺院社会史」の一部をもとに、本共同研究の研究会（令和二年一月一五日、於九州歴史資料館）において口頭報告をおこない、そこでの討論を受けて大幅に改稿したものである。貴重なご意見・ご指摘をいただいた共同研究員、研究会参加者各位に御礼申し上げます。

補説・『観世音寺資財帳』原本ならびに同資財帳複製の調査

森 哲也

本共同研究の一環として実施した、国宝『観世音寺資財帳』の原本（東京藝術大学）、ならびに同資財帳の複製（九州歴史資料館）の調査成果は、可能な限り観世音寺公験案釈文稿（本報告書所収）に反映させるべく努めたが、盛り込みにくい点もあることから、それらについて述べ、釈文稿の補説とする。

『観世音寺資財帳』原本の調査は、令和二（二〇二〇）年二月一九日、遠藤基郎、稲田奈津子、森哲也が参加し、東京藝術大学美術館（東京都台東区）において実施した。同大学の規定による閲覧時間があること、調査者による取り扱いができないことから、大まかな現状の確認と、写真版、影写本等では判りにくい擦り消しや重ね書きの確認、釈文との校合、法量の計測等に重点をおいた。

料紙の法量は表に示した通りである（単位はセンチメートル）。新たな知見として、裏の墨書を確認したこと、逆継（いわゆる起請継）となっている紙継目の存在を確認したことが挙げられる。裏に記された「初一十枚」（上巻第一〇紙奥裏）、「初一次」（同第一一紙端裏）、「初二十枚」（中巻第六紙奥裏）、「初二次^{十二枚}」（同第七紙端裏）、「第三十枚」（同第一九紙端裏）は、配列を意味するらしい。「初」、「次」、「第三」の表現、紙数を記す点から見て、いずれかの時点で行われた本資財帳の修復に関わるものと判断できる。逆継についても、順継の部分、逆継から順継に戻した部分が存在するので、当初からのものではなく、何度か行われた継ぎ直しによるものと考えられる。その他、「義経 廿枚^{序三枚}」（下巻第一五紙）や「八巻十五枚」（下巻一七紙裏）の墨書は、欠損部の裏打ちに利用された経典の一部と思われる。

『観世音寺資財帳』複製の調査は、令和二年一月一六日、遠藤基郎、山口英男、重松敏彦、森哲也が参加し、九州歴史資料館（福岡県小郡市）において実施した。現在の上巻と中巻の間には、一紙の脱落断簡（影写本『近藤圭造氏所蔵文書』が位置したと考えられるが（森哲也『延喜五年観世音寺資財帳』の脱落断簡）、「日本歴史」第六二六号、二〇〇〇年）、かつて行われた複製（東京藝術大学所蔵）による調査により（山口英男「史料採訪」8 延喜五年観世音寺資財帳（複製）の調査」、『東京大学史料編纂所報』第三六号、二〇〇一年）、断簡と中巻冒頭との接続（つき合わせ）は確実と見られるものの、上巻末尾と断簡の間は紙継目部分あるいはそれ以上が失われていると考えられる。今回の調査では、それに加え、虫損の間隔に注目すると、中巻と下巻の間にも数行分の脱落が存在する可能性が指摘された。また、裏打ち部分にかかる異筆追記（下巻第一三紙）等から、東大寺に進上される以前、観世音寺においてなされた行為が存在するとの所見も得られた。

共同研究による調査にあたり、古田亮氏（東京藝術大学）、松川博一氏（九州歴史資料館）、酒井芳司氏（同上）の皆様、ひとかたならぬご高配を賜った。また、一瀬智氏（九州国立博物館）には、関係情報をご教示いただいた。末尾ながら記して御礼申し上げる。

表

巻	紙	法量（縦）	法量（横）	継目	備考
上巻	表紙	29.2	25.4		補紙に窓を開け表題を見せる
	第1紙（1）	28.5	36.8		法量（横）は残存部右端までの最大値
				0.4	
	第2紙（2）	28.6	41.9		
				0.4	
	第3紙（3）	28.3	43.3		
				0.4	
	第4紙（4）	28.3	43.1		
				0.4	
	第5紙（5）	28.3	42.7		
				0.5	
	第6紙（6）	28.3	43.2		
				0.3	
	第7紙（7）	28.3	43.3		
				0.4	
	第8紙（8）	28.3	43.5		
				0.4	
	第9紙（9）	28.3	43.3		
				0.4	
	第10紙（10）	27.8	43.4		
				0.4	
	第11紙（11）	28.2	42.8		
				0.5（逆）	
	第12紙（12）	28.5	43.5		
				0.4	
	第13紙（13）	28.5	37.7		
中巻				0.3	前紙残る。上巻と中巻の間に脱落断簡（第14紙）
	第1紙（15）	27.6	37.1		
				0.5	
	第2紙（16）	28.4	37.2		
				0.3	
	第3紙（17）	28.5	37.3		
				0.3	
	第4紙（18）	28.4	37.2		
				0.3	
	第5紙（19）	28.4	37.4		
				0.3	
	第6紙（20）	28.3	36.8		
				0.5	
	第7紙（21）	28.2	35.7		
				0.4（逆）	
	第8紙（22）	28.5	37.1		
				0.4（逆）	
	第9紙（23）	28.2	37.4		
				0.3（逆）	
	第10紙（24）	27.8	37.2		
				0.2（逆）	
	第11紙（25）	28.5	37.6		
				0.3（逆）	
	第12紙（26）	28.6	37.3		
				0.4（逆）	
	第13紙（27）	28.4	37.4		
				0.2（逆）	
	第14紙（28）	28.9	37.4		
				0.5（逆）	
	第15紙（29）	28.7	37.4		
				0.3（逆）	

表

	第16紙 (30)	28.6	37.4		
				0.3 (逆)	
	第17紙 (31)	28.5	37.3		
				0.3 (逆)	
	第18紙 (32)	28.7	37.7		
				0.4	逆継を順継に戻す。罫線の空白あり
	第19紙 (33)	28.6	37.7		
				0.4 (逆)	
	第20紙 (34)	28.4	37.7		
				0.4 (逆)	
	第21紙 (35)	28.5	37.6		
				0.3 (逆)	
	第22紙 (36)	28.6	37.4		
				0.4 (逆)	
	第23紙 (37)	28.7	37.6		
				0.4 (逆)	
	第24紙 (38)	28.6	37.5		
				0.4 (逆)	
	第25紙 (39)	28.7	35.3		
下巻				0.6	前紙残る
	第1紙 (40)	29.9	44.2		
				0.4 (逆)	
	第2紙 (41)	28.8	46.7		
				0.3 (逆)	
	第3紙 (42)	28.9	46.9		
				0.4	逆継を順継に戻す
	第4紙 (43)	28.8	48.1		
				0.4 (逆)	
	第5紙 (44)	29.9	46.6		
				0.4 (逆)	
	第6紙 (45)	28.8	46.7		
				0.4 (逆)	
	第7紙 (46)	29.0	47.1		
				0.3	逆継を順継に戻す
	第8紙 (47)	28.8	46.0		
				0.4 (逆)	
	第9紙 (48)	28.7	46.6		
				0.3 (逆)	
	第10紙 (49)	28.6	11.1		
				0.5	
	第11紙 (50)	28.7	35.4		
				0.5	
	第12紙 (51)	28.8	36.8		
				0.4	
	第13紙 (52)	29.0	36.7		
				0.4	
	第14紙 (53)	29.0	36.6		
				0.3	
	第15紙 (54)	28.7	37.0		
				0.4	
	第16紙 (55)	28.2	36.5		
				0.4	
	第17紙 (56)	28.3	34.7		

観世音寺公験案集成稿

森 哲也 編

〔凡例〕

- ・本集成稿は、現在、様態や内容が確認できる観世音寺公験案（題籤も含む）を集成したものである。
- ・公験案名は、保安元（一一二〇）年六月二八日の観世音寺公験案文目録（筒井寛秀氏所蔵文書・平一一―補二九九）により、「」内に所蔵者（旧蔵者を含む）、巻序等を記した。
- ・各項目について。
 - 寧、平⇨寧楽遺文、平安遺文の巻数―頁数、文書番号、文書名を示す。
 - 大⇨大日本古文书編年文書を編、同家わけ第一八東大寺文書を東と略し、巻数―頁数、文書番号、文書名を示す。
 - 紙⇨紙数を示す（2は現在の巻序による数字と、想定される旧状の数字を併記）。
 - 標註⇨本文理解に資すると思われる事項を採録したが、紙幅の都合で適宜取捨している。筑前国、観世音寺等も割愛した。
 - 本文⇨各種刊本をもとに、影写本、レクチグラフ、写真帳、史料調査の知見を加えて作成した。『』は朱書、\は朱合点、\は墨合点、■は難読文字、□は欠損を示す。その他、適宜類推されたい。
- ・伝来過程⇨伝来過程を↓で示したが、必ずしも直接の移動を意味するものではない。
- ・影写本・写真版等⇨所蔵先を示すものを除き、各公験案を収録する東京大学史料編纂所架蔵の謄写本、影写本、レクチグラフ、写真帳を掲げた。
- ・参考文献⇨各公験案の伝来、釈文、写真、分析等に関わるものを中心に掲げた（悉皆ではない）。全体にわたり、竹内理三「筑前観世音寺史―東大寺末寺となるまで―」（同『竹内理三著作集 第一巻 奈良朝時代に於ける 寺院経済の研究』所収、角川書店、一九九八年。初出一九五五年）、片山直義「古代における観世音寺領」（『福岡学芸大学紀要』七第二部社会系統、一九五七年）、岡野浩二「筑前国観世音寺の組織と経営」（同『中世地方寺院の交流と表象』所収、塙書房、二〇一九年。初出一九八八年、一九九〇年）等を参照した。
- ・本集成稿の原稿点検にあたり、高野恵氏（九州大学大学院人文科学府博士後期課程）のご協力を得た。記して御礼申し上げます。

塔物章

通物章

紙
継
目

壺床 長一丈八寸、 広四尺五分。

壺床 長八尺二寸、 広四尺五寸五分。

壺床 長七尺六分、 広四尺一寸。

壺床 長八尺四寸、 広四尺一寸。

壺床 長八尺四寸、 広四尺三寸。

壺床 長八尺二寸、 広四尺。

壺床 長八尺七寸五分、 広四尺二寸五分。

塔物章

「」大、弘仁十三年大破。

「」

甲漆條袈裟壺條、納沙、〔紗方〕大同四年大破。

香水漆塗壺式合、並大同四年大破。

壺合 口径八寸五分、〔首觀方〕十六年大破。
深八寸五分。

壺合 口径六寸五分、〔首觀方〕十六年〔見在方〕在見。

通物章

緑絹壺條 長二丈二尺、 弘仁十三年中破。

浅緑絹壺條 長二丈二寸、 弘仁十三年中破。

旧伎楽

師子式面、弘仁十三年大破、不用。

背脊鋪式拾枚、各十枚。

「」・崑崙力士肆面天冠蟠落、有実、弘仁十三年。

「」鋪式枚、弘仁十三年大破、不用。
錐式枚、

大唐樂

箏^{〔唐〕} 面裝束破、 貞觀三年、今校、〔含二重本書之〕「大」破。

揭鼓^{〔唐〕} 面、弘仁十三年大破、不用、今校、合。

腰鼓^{〔唐〕} 面、弘仁十三年大破、今校、全。

鷄樓^{〔唐〕} 面、貞觀三年片皮破。

銅拔子^{〔唐〕} 參具一具白銅、一具大破、 一具全、貞觀三年、今校、見在一、无実二。

百子^{〔唐〕} 尅貫、承和九年大破、不用、今校、全。

咲面^{〔唐〕} 式面、弘仁十三年小破。

羅陵^{〔唐〕} 尅面、弘仁十三年中破。

高麗^{〔唐〕} 儂面伍面、弘仁十三年小破。

「」領、今校、大破、不用。

「」領。

紫繩^{〔唐〕} 參領、承和九年大破。

甲纈^{〔唐〕} 袍玖領、承和九年大破。

緋繪^{〔唐〕} 袍尅拾肆領承和九年十三領中破、 一領。貞觀十三年大破、

白紗^{〔唐〕} 袍玖領、弘仁十三年大破、不用。

古袍^{〔唐〕} 尅拾尅領、〔貞觀之〕 承和十三年大破。

吳緋^{〔唐〕} 染羅衣尅領。

緋大纈^{〔唐〕} 參領。

殘^{〔唐〕} 綠大纈^{〔唐〕} 式領一領臈纈、 一領殘纈大纈。

紫繪^{〔唐〕} 尅領。

黃臈^{〔唐〕} 纈紗尅領。

□□^{〔唐〕} 袍尅領、裏帛。

「」拾尅腰、承和九年大破。

(紙繼目)

用器章

仏殿章

白袴式拾壹腰、承和九年大破、今校、合。
腰帶捌條、承和九年大破。

陸腰並金塗、承和九年三腰全、三腰无鞅頰。

紙継目

弐腰大坂石、承和九年大破。

揚子壹領、表紫綾、裏紅染、大同四年大破、不用。

布面弐面、大同四年大破、今校。

繡襠弐領、大同四年大破、今校。

用器章

銅輪鐙壹口口径三寸八分、承和九年大破、不用。

右、依大政官貞觀六年十月十七日符旨、附後註借如件。

〔築垣四力〕面。

〔東長力〕〔陸拾伍丈〕板葺、貞觀八年壞五十八丈、全七丈。

〔小字ニテ行間ニ補入〕

〔全〕校、五十六丈二尺

南長伍拾漆丈、瓦葺、貞觀八年瓦葺材木中破十丈七尺、板葺十三丈七尺。

今校、廿三丈、以萱葺、又以築垣、所々崩缺所長四丈、所五丈。

西長陸拾伍丈、瓦葺、中破以板改所。

今校、於萱十丈、以板葺卅五丈、不葺十丈。

北方五十七丈、无実。

右、无実之由、載前司不与解由状、仁和二年七月廿二日言上已了。〔衍力〕

〔異筆〕
〔殿方〕

□□章

瓦葺大門壹宇長四丈四尺、広二丈二寸、高一丈一尺四寸、今校、全。

右、遭元慶四年八月大風顛倒。而以同六年新造、全。

瓦葺中門（傾）壹宇 長四丈四尺、高一丈六尺八寸、広二丈四尺。

指南方（傾）□倚三尺、元慶八年修理、全。
〔「廻廊四面カ」トスル説アリ〕

戸肆具 東西各一具、北二具。

東長式拾陸丈肆尺、広一丈一尺五寸。

南長式拾伍丈捌尺、広一丈五寸、貞觀三年小破、八年（貞觀カ）全。

西長式拾陸丈肆尺 広一丈一尺五寸、貞觀三年小破、修理、全。

北方長式拾丈漆尺 広一丈五寸、貞觀三年中破、八年（貞觀カ）修理、全。

瓦葺五重塔壹基、戸肆具、鐸四口无実、風損十四枝。

管後、今校、二口无、風朽十七枝无、壇（高蘭カ）旨蘭連子間无、垂聚一果、領辰巳八寸。

貞觀三年小破、於角下堤廿條瓦落、長各一丈、層別四條、垂聚一果、傾倚三寸許。

右、遭（貞）□觀十三年八月十二日大風中破、今校、修理、全。（三カ）

瓦葺二層金堂壹宇 長五丈四尺、広三丈四尺五寸、高一丈四尺五寸。

貞觀三年小破、八年（貞觀カ）修理、全。

於下堤八條瓦落損 長各二丈。

今校、葺四角瓦破損、又高（蘭連カ）蘭運子十二間无、下四角笮子（指カ）箋縮无。

瓦葺講堂壹宇 長十丈、広五丈一尺、貞觀三年小破、高一丈三尺、戸六具。

七間々別長各一丈四尺。

（紙継目）

壁壺間倚倒 高一丈三尺、
廣一丈五寸、今校、全。

瓦葺鍾樓壺宇 廣一丈六尺、
高一丈六尺、戸一具、貞觀三年小破。

銅鍾壺口 口徑三尺五寸、
高五尺四寸、厚三寸、今校、並全。

瓦葺經藏壺宇 長二丈、
戸一具、貞觀三年小破。

(貞觀之)
八年中破、今校、全。

燈樓壺基 板葺、六角、
高一丈。

菩薩院

築垣式面、並板葺。

西長式拾丈、貞觀十三年 壞七丈、
全十三丈、今校、合。

北長壺丈、拾貞觀十三年壞、四丈板葺、八年全。(元慶之)

板葺門屋壺宇 長一丈、
戸一具、廣六尺五寸、
高四尺五寸、貞觀三年小破、八年全。(元慶之)

今校 長一丈、
高一尺五寸、廣六尺五寸、柱三朽損、戸具全。

檜皮葺堂壺宇 長四丈五尺、
戸四具、廣三丈三尺、貞觀三年中破。

今校、葺檜皮半損。俱東妻一丈、長二丈以萱。仍
載前司不與解由狀、仁和二年七月廿日言上已了。

戒壇院

築垣式面、瓦葺、今校、葺板。

東長式拾壺丈漆尺、今校、以板葺八丈、於不葺十三丈七尺。

北長壺拾丈漆尺、貞觀三年中破、今校、修理 十丈七尺、
不葺。

檜皮葺堂壺宇 長五丈、
高一丈〇尺、廣一丈五尺五寸、
貞觀三年小破、戸一具、(今九)全校、全。

僧客房章

板葺礼堂老宇 長五丈、広一丈六尺五寸、
高九尺、貞觀三年小破、无実。

右、仁和二年交替之日、同无実也。仍載前司
不与解由状、同年七月廿日言上已了。

門屋式宇。

瓦葺東門屋老宇 長一丈、広七尺、
高九尺、今校、全、貞觀十三小破。

檜皮葺西門屋老宇 長一丈五尺、広七尺、
高一丈、今校、全、貞觀十三年小破。

僧客房章

瓦葺大房老宇 長卅四丈二尺、
高一丈四尺、広三丈五尺五寸。

貞觀三年小破 西方端間傾倚、
房内柱五枝朽損。

卅三間壁六間顛倒 高各一丈二尺、
十六年中破。

小子房式宇 長十九丈五寸、
高一丈、広一丈四尺、貞觀三年小破。

瓦葺老宇 長十九丈五寸、
高一丈、広一丈四尺、貞觀三年小破。

造統四間 長三丈八尺、高一丈一尺。
広一丈四尺。

右四間、專寺僧勝春、以元慶四年道俗引率新造如件。

今校、長廿二丈八尺五寸、広一丈四尺、高一丈、今校、全。

板葺老宇 長十一丈、広一丈二尺、
高九尺五寸、貞觀三年小破、今校、无実。

仍載前司不与解由状、仁和二年七月廿日言上已了。

瓦葺馬道屋老宇 長六丈二尺、
高八尺六寸、■二加筆 広一丈「五一」尺、
貞觀三年小破、今校、全。

客僧房式宇。

檜皮葺屋老宇 長四丈、広一丈七尺、
高一丈三寸、貞觀十六年大破。

(紙継目)

仏經章

今校、於葺皮大破、南方傾二尺五寸、大破不用。

草葺屋壹宇 長四丈、廣一丈五尺八寸、高九尺、戸一具。

貞觀八年小破、今校、无実。仍載前司不与解由状、仁和二年七月廿日言上已了。

仏經章

阿弥陀丈六仏像壹軀、銅鑄、貞觀三年小破。

今校、額髮落失長五寸 廣一寸、御衣金薄所々薄割落、准方一尺。

脇土菩薩、貞觀三年小破。

今校 左菩薩右方額耳之間无実冠、右菩薩全。

四天王像肆軀、貞觀三年中破、八年全。

已上座金堂。

觀世音菩薩像壹軀、貞觀三年大破。

今校、瓔珞而絡王懸无。又芟左右輪仆下、花未朽落。又

(紙繼目)

右方火焱二枝折也。左方火焱一折。又吳衣金薄所々割也。

聖僧壹老宇、貞觀三年中破、八年全。

今校、左方手无名折落无。

已上座講堂。

十一面觀世音菩薩像壹鋪 坐菩薩院、貞觀三年破損。

右繪像、朽損无実、元慶八年新造、全。

經

大般若經壹部、貞觀八年 見在五百九十九卷、欠一卷、第五十八帙卷。

右、依勘解由使貞觀十三年八月八日勘奏判文除免。

仏物章

花嚴經肆部。

式部 各捌拾卷、貞觀三年欠一、第二卷。

式部 各陸拾卷。

大宝積經壹部 一百卷。

放光般若經壹部 卅卷。

注涅槃經壹部 卅卷、貞觀三年 欠一卷、初袂〔袂〕第四卷、見廿九卷。

右、依勘解由使貞觀十三年八月勘奏判除免。

十輪經壹卷、貞觀三年无実、八年見在。

阿含經壹部、壹佰捌拾漆卷 貞觀三年无実、八年見在。

一切經壹部 在目錄本末并式卷。

合

右經、前筑〔筑前之〕国權大目正六位上佐伯連春繼書写安

置。而依大政〔大〕「官」去元慶元年二月廿九日符旨、帳

注附如件。

仏物章

仏御跡壹具 長一尺五寸八分、仁和二年交替、以紙面々。但在
広七寸五分、破四所、在破一所。

裏緑紗壹條 長二尺五寸。

納漆塗櫃壹合 長二尺二寸、貞觀三年小破。
広二寸七分、

焼香式斤式両。

誦珠肆貫。

壹貫 水精。

(紙繼目)

尅貫雜珠 白檀一百六丸、琥碧四丸、水精十一丸。

尅貫雜珠 水精四丸、琥碧一百八丸、今校、在三丸、欠一丸。

尅貫雜珠 赤石玉九十二丸、貞觀三年合、八年水精九丸。
(貞觀力)
水精玉三丸、

鮑玉捌佰參拾丸 見在七百七十二丸、貞觀八年欠六丸、
元慶二年卅六丸、
欠六丸、

今校、見在八百丸。

横蓋參具。

尅具 長一丈七尺五寸、四隅小破。
廣三丈六寸、

頭綠小纈蘇芳相交紫錦、細表葛子形錦、綠

葛形鳥形錦、蛇舌小綠纈紫芳蘇黃帛絕相

交、額田紫兩葛子形綠、裏葛形綠、幡四流、各

長一丈六尺二寸、廣一尺一寸、頭并坊葛子□□□坊

兩葛子形白綾、綠小纈紫蘇芳黃白相交綠、漆

塗蓋架十牧、鏝七牧、花開落。

尅具 長八尺、
廣二尺、小破。

赤紫紗表黑紫幡、著紫組緒二條、長各一

尺二寸、赤紫綾細二條、長各九寸四分、漆塗蓋

架一具。

尅具 長九尺、
廣二尺、小破。

紫葛子形綠表裏紫羅、表緋絕、蛇舌幡四流、

長一丈四寸、廣一尺、頭并次坊雲間綾、次紫絵、

綠羅、絵綠、次坊紫絶、次蘇芳絶、次黄綾、足各

五、紫蘇芳綠芳黄綠紗、漆塗蓋架。

(コノ間、物品名ヲ脱スルカ)

(紙繼目)

沓條 長六尺九寸、大同四年小破。

黒紫絵表裏。

沓條 長五尺八寸、天長四年小破。

甲纈表、緋絵裏。

玉冠沓口 裏白繩、一条五尺表。

附玉式拾肆丸 水精三丸、瑠璃十八丸、仁和二年交替欠、琥碧三丸、自余无実三丸。

牙笏沓枚 長一尺一寸四分、納袋沓口 紫綾表袋、紫裏。

梓弓沓張 長七尺、納袋沓口 紫綾表袋、紫重、貞觀三年无実、

八年中破、仁和二年交替、合。

胡祿沓具 長二尺、箭卅八隻、納袋沓口 紫綾表、緑「」。

仁和二年交替、小破。

練金參兩。

銀式兩。

調綿肆拾漆屯、貞觀十三年无実、十六年填納。

庸綿貳斤、同年无実、十六年填納。

白布沓拾肆端、貞觀三年 小破一、大破二、全十一。

右、依府去寛平七年三月五日牒旨、堂塔修理料下。

*裏上部ニ墨書「初一次」アリ
(紙継目)

白銅錫杖沓隻 茎長四尺六寸一分、

白銅鏡參拾參面、貞觀三年 二面破損、今校、卅六面。

寔鏡沓拾玖面 一面片破、十八面全、今校、廿面。

卮面 径八寸三分、
背花形、 納紫小綾袋。

卮面 径七寸三分、
背（風力）風形龍形。

卮面 径七寸八分、
背（風力）有風形。

卮面 径六寸四分、
背有雲形。

卮面 径六寸四分、 本帳注、五寸三分、
背有雲形。 貞觀八年五寸五分、 背（風力）龍風雲形、

卮面 径五寸五分、
背花形。

卮面 径五寸一分、
背（風力）風形雲形礪形人形。

式面 径各五寸一分、
背（風力）風形雲形。

卮面 径四寸二分、
背有垂人馬形。

卮面 径三寸九分、
背礪形。

卮面 径三寸八分、
背垂龍形。

卮面 径三寸三分、
背（風力）有風雲形。

卮面 径四寸、
背（風力）有風形鳥形等。

片破卮面 径六寸二分、

卮鏡卮拾肆面、今校、十六面、背則所々缺二面。

卮面 径九寸、
雜色具鏤、 納革管卮合。



壹面 径五寸八分、
兩面。

壹面 径四寸六分、
背在師子并馬形。

壹面 径五寸四分、
背有師子并馬形。

壹面 径四寸三分、
背有師子并馬形。

壹面 径四寸九分、
背有師子并馬形。

壹面 径四寸一分、
背有師子并碑文。

壹面 径三寸九分、
背有師子并馬形。

壹面 径三寸四分、
背有師子并馬形。

壹面 径三寸二分、
中有穴。

壹面 径三寸、
背有蒲花形、 今校、中穿。

壹面 径四寸二分、
背有風并師子形。

壹面 径四寸三分、
背有風并師子形。

曇鉢壹口 径六寸八分、
深五寸二分。

鈍陸口。

式口銀 一口重三斤四兩、
一口重三斤。

肆口、大同四年大破。

壹口、重十二兩。

壺口、重一斤。

壺口、重八兩。

壺口、銀 著足、重一斤五兩、弘仁十三年小破。

水瓶參合、白銅。

壺合 重二斤、高七寸六分。

壺合 重三斤六兩、
高七寸五分。

壺合 重二斤十五兩、
高七寸四分。

白銅壺式口。

壺口 受一斗、
有蓋、大同四年尻損。

壺口 受六升、
有蓋、大同四年尻損。

火炉式口。

壺口 白銅、口徑三寸五分、深二寸一分、
有二重蓋、弘仁十三年小破。

壺口 口徑五寸九分、
著足三、今校、一足動。

鏤白銅香器壺合 口徑六寸四分、
重十三斤太、深八寸一分。

白銅碗壺合 口徑六寸八分、
有穴三、深三寸七分。

鏤白銅金子壺口 口徑五寸九分、
重五斤、深二寸一分。

白銅鉈式勾 一勾重五兩一分、
一勾重二兩三分。

鐵鍬式具 一具長二尺二寸、
一具長一尺九寸八分。

(紙繼目)

影 1
(14)

鈴壺拾口 八口金塗、
二口漆塗。

鏤白銅坏壺合 徑二寸九分、
重一斤、 深一寸九分

犀角坏壺合 二寸、深二寸八分、
重七兩一分、 弘仁十三年廻虫喰損、今校、合。

銅鑊子式口。

壺口 有蓋、徑七寸二分、
柄長二尺四寸四分、 深二寸五分。

壺口 无蓋、口徑五寸九分、
柄長二尺四寸六分、 深二寸五分。

銅鉄壺佰文。

大刀肆柄 緒在一柄、
緒无三柄。

壺柄 長三尺三寸、
金綵、 納紫袋。

参柄黒作 一柄長三尺三寸「九」分、
一柄長三尺一寸八分、
一柄長二尺八寸三分。 〔七二重米書久乙〕

横佩壺柄 黒作、
長一尺六寸三分。

小刀壺拾肆具。

式具 鞆柄並可。
〔牙也〕

漆具 鞆柄並木。

伍具 革鞆。

朱砂参斤伍兩。

胡粉壺拾兩。

舟壺斤貳兩。

琴式面

(紙繼目)

(○以下、影写本『近藤圭造氏所藏文書』所收断簡)

灌仏章

法物章

尙面 納赤紫袋、 大同四年小破、今校、足折落、

五所比皮札天有、龍鬚折割、緒二无。

尙面 金徽、納兩袋、
故大式小野朝臣施入、 金校、軫无二。

琵琶尙面、大同四年小破、今校、大破。

韓橫尙合 杉、長四尺二寸、
広一尺一寸。

燈台式具 広各一尺五寸、高各五尺四寸、
並金漆塗、弘仁十三年小破、貞觀三年无実、
(貞觀之) 八年見在。

灌仏章

調綿式拾屯、貞觀八年无実、
(貞觀之) 十六年顛納。

銅銃尙口 径二寸七分、
深一寸三分。

龍頭尙面 金塗、 今校、長三寸。

錢式佰陸拾漆文。

法物章

練金尙拾陸兩式分。

水銀式拾斤玖兩。

朱砂陸斤陸兩。

白錠尙拾式口、為二帖。
(調綿之)

尙帖陸重。

尙口 径六寸五分、深三寸八分、重一斤十四兩。

尙口 径六寸五分、深二寸八分、重一斤八兩。

尙口 径五寸八分、深二寸六分、重一斤八兩。

尙口 径五寸五分、深二寸五分、重一斤六兩。

尙口 径五寸二分、深一寸三分、重一斤四兩。

(紙継目)

(○以下、東京藝術大学所蔵・中巻)

壺口 徑四寸三分、深二寸三分、重十五兩。
壺帖陸重。

壺口 徑六寸六分、深二寸九分、重二斤一兩。

壺口 徑六寸一分、深二寸四分、重一斤四兩。

壺口 徑五寸五分、深二寸三分、重一斤。

壺口 徑五寸三分、深二寸一分、重十四兩。

壺口 徑四寸九分、深二寸六分、重十五兩。

壺口 徑四寸六分、深一寸八分、重十五兩。

白銅火炉壺口 徑一尺一寸二分、今校 徑六寸七分、
著足四、足三落。

白銅酒碗(碗力)式合。

壺合 口徑五寸九分、重三斤三分、大同四年小破。

壺合 口徑五寸九分、深三寸三分、重一斤。

白銅飯碗壺口。

白銅香坏壺拾合、今校、破二口、全八口。

壺合 口徑三寸一分。

壺合 口徑三寸七分、深三寸、大同四年蓋并足破。

壺合 口徑三寸七分、深二寸。

壺合 口徑三寸六分、深二寸三分。

壺合 口徑三寸七分、深二寸一分。

壺合 口徑三寸六分、深二寸一分。

壺合 口徑三寸二分、深一寸一分。

(紙繼目)

觀世菩薩
物章

壺合 口徑三寸六分、深二寸一分。

壺合 口徑三寸一分、深二寸一分。

壺合 口徑三寸一分半、深二寸。

白銅盤〔鏡〕 口徑一尺六寸二分、重十六斤。

白銅香風壺拾柄、並金塗。

錢〔鏡〕香釵壺柄。

錢玖拾文 口見在八十六文、今校、見在。
欠四文、

高座〔鏡〕 一具大破、弘仁十三年大破、而元慶六年新造、全、今校、全。

禮盤〔鏡〕 一具小破、承和九年。

金鼓壺台、銅鑄合陸。

長床壺拾脚、貞觀三年粉木无実、足〔鏡〕一、全三。

儲置。

紫絕端裏疊壺拾參領、以調布料作。

禱〔鏡〕式牧、承和九年未損、貞觀八年〔鏡〕一顛伏、
一枝損。

幡懸銚壺柄、今校、長一丈五尺。

銅花瓶壺拾肆口〔鏡〕大四口、今校 一口缺、
小十口、九口全。

金鼓〔鏡〕式面、今校 見在一面、
欠一面。

右、大衆院銅釜壺口、大破不用之物鑄作資財料如件。

觀世菩薩物章

錢漆文。

鏡參面。

凹鏡〔鏡〕 一面 徑六寸七分、
背有師子鳥形花等。

(紙繼目)

聖僧物章

通三宝物
章

花鏡壹面 径四寸八分、
背有龍鳥螭雲形等。

螺鈿花鏡壹面 径一尺二寸、
著觀世菩薩宝蓋。

白銅鉢壹口 径六寸六分、深一尺七寸、
重一斤一兩、 大同四年小破。

水精玉壹丸、觀世音菩薩肩間。
聖僧物章

錢壹佰貳拾參文。

准金貳兩。

沙金伍兩 一兩注本帳。
四兩齊衡二年相博、塗講堂花瓶十二口料減金

廿兩代所納、見在四兩 欠一兩、今校、見在五兩。

練金壹拾捌兩。

糺金貳兩。

朱砂肆斤伍兩。

刺床壹脚 聖僧座。

銅盤貳口、大同四年小破。

壹口 径八寸四分、深一寸九分。

壹口 径六寸三分、深一寸六分。

通三宝物章

白鍍參斤拾貳兩。

水精誦珠貳貫 各百八丸、
納漆塗革苔一合。

袈裟壹條 七條、 弘仁十三年小破。

綵白絹貳疋。

(紙繼目)

中5
(19)

壹疋、綠綾長五丈九尺。

黃繪壹條 長二丈五尺、 大同四年大破。

生絹壹條 長尺、 弘仁十三年中破。

調綿壹佰陸拾貳屯。

(紙継目)

加納綿漆拾肆屯、從貞觀十四年迄于六年^{〔上脱之〕}三宝施料、

并貳佰參拾陸屯、

下綿貳佰屯。

右、依府元慶六年七月二日牒旨、新造高座料所下。

遺綿參拾陸屯。

加納綿壹佰捌屯、從貞觀十六年迄于元慶二年料、

合壹佰肆拾肆屯、

加納綿壹佰壹屯、從元慶三年迄于六年料、

并貳佰肆拾伍屯、

下綿貳佰肆拾參屯、

貳佰貳拾屯、

右、依府元慶六年三月廿三日牒旨、^{〔元慶四年之〕}遭去年八月

八日大風顛倒大門新造料所下。

貳拾參屯、

右、依府元慶八年^{〔六之〕}潤七月五日牒旨、^{〔元慶四年之〕}遭去年八月八日

大風顛倒損戒壇院新造料所下。

遺綿貳屯。

加納綿貳佰漆拾壹屯陸兩、從元慶七年迄于仁和四年料、

并貳佰漆拾參屯陸兩、

下綿貳佰漆拾壹屯陸兩、

(紙継目)

中6
(20)

壹佰貳拾壹屯陸兩、

右、依府去寛平七年三月五日牒旨、堂塔修理料所下。
壹佰伍拾屯、

右、依寛平八年十一月十四日牒旨、修理料所下。
遺綿式屯。

(コノ間、七行空白。六行目裏上部ニ墨書「第方」アリ)

白銅錫杖式隻。

壹隻輪陸勾、无柄茎。

壹隻輪伍勾、茎長五尺二寸。

白銅香炉壹具、无蓋。

銅火炉式口。

壹口 径七寸八分、深一寸八分。

壹口 径七寸二分、深二寸二分。

白銅碗玖拾肆口、為十二帖出白銅碗十五。右、依府寛平七年三月五日牒旨、仏供盛動用、収北政所。

壹帖壹拾重。

*裏上部ニ墨書「初二十枚」アリ

(紙継目)

壹口 径六寸八分、深二寸八分、重一斤二兩。

壹口 径六寸五分、深二寸七分、重一斤十四兩。

壹口 径六寸一分、深六寸七分、重一斤十三兩。

壹口 径五寸九分、深三寸六分、重一斤八兩。

壹口 径五寸九分、深五寸六分、重一斤八兩。

壹口 径五寸五分、深二寸四分、重一斤八兩。

壹口 径五寸一分、深二寸一分、重一斤二兩。

壹口 径五寸一分、深二寸一分、重一斤二兩。

壹口 径五寸一分、深二寸一分、重一斤三兩。

*裏上部ニ墨書「初二次 十二枚」アリ

壺帖壺拾重。

壺口 徑四寸六分、深一寸五分、重十兩。

壺口 徑六寸八分、深三寸、重三斤三兩。

壺口 徑六寸五分、深三寸八分、重一斤十四兩。

壺口 徑六寸一分、深三寸一分、重二斤二兩。

壺口 徑二寸五分、深二寸五分、重一斤十五兩。

壺口 徑五寸一分、深二寸二分、重一斤六兩。

壺口 徑四寸九分、深二寸一分、重一斤十兩。

壺口 徑四寸六分、深二寸、重十三兩二分。

壺口 徑四寸二分、深一寸九分、重十四兩。

壺口 徑四寸一分、深一寸七分、重九分。

壺口 徑四寸一分、深一寸七分、重九分。

壺帖玖重。

壺口 徑五寸九分、深二寸六分、重一斤十四兩。

壺口 徑五寸四分、深二寸四分、重一斤四兩。

壺口 徑五寸四分、深二寸三分、重一斤四兩。

壺口 徑五寸四分、深^(寸九)一斤三分、重一斤。

壺口 徑五寸八分、深二寸、重一斤。

壺口 徑四寸、深一寸七分、重十一兩。

壺口 徑三寸六分、深一寸六分、重九兩。

壺口 徑三寸六分、深三寸六分、重八兩三分。

(紙繼目)

壺口 径三寸六分、深一寸五分、重八兩三分。
壺口 径三寸六分、深一寸五分、重八兩三分。
壺帖(漆力)捌重。

壺口 径六寸五分、深二寸八分、重二斤二兩。

壺口 径六寸三分、深二寸七分、重一斤十三兩。

壺口 径五寸九分、深二寸六分、重一斤十二兩。

壺口 径五寸一分、深二寸四分、重一斤八兩。

壺口 径四寸八分、深二寸三分、重一斤四兩。

壺口 径四寸四分、深二寸一分、重十二兩。

壺口 径四寸八分、深二寸三分、重一斤四兩。

壺帖捌重。

壺口 径六寸四分、深二寸八分、重一斤十五兩。

壺口 径六寸一分、深二寸六分、重一斤九兩。

壺口 径五寸七分、深二寸八分、重一斤八兩。

壺口 径五寸四分、深二寸、重一斤六兩。

壺口 径二寸一分、深三寸四分、重一斤一兩。

壺口 径四寸八分、深二寸三分、重一斤。

壺口 径四寸三分、深二寸一分、重十三兩三分。

壺口 径四寸三分、深二寸、重十三兩。

壺帖漆重。

壺口 径六寸四分、深三寸九分、重二斤二兩。

(紙繼目)

壺口 徑六寸一分、深二寸三分、重一斤十兩二分。

壺口 徑五寸七分、深二寸六分、重一斤八兩。

壺口 徑五寸四分、深二寸、重一斤五兩。

壺口 徑五寸一分、深二寸三分、重一斤二兩。

壺口 徑二寸八分、深二寸、重一斤。

壺口 徑四寸四分、深二寸三分、重十三兩。

壺帖漆重。

壺口 徑六寸一分、深二寸八分、重一斤十一兩。

壺口 徑五寸八分、深二寸六分、重一斤十二兩。

壺口 徑五寸四分、深二寸五分、重一斤八兩。

壺口 徑五寸三分、深二寸四分、重一斤八兩。

壺口 徑四寸八分、深二寸三分、重一斤二兩。

壺口 徑四寸二分、深二寸二分、重一斤。

壺口 徑四寸三分、深二寸一分、重十三兩。

壺帖漆重。

壺口 徑五寸九分、深二寸六分、重一斤十四兩。

壺口 徑五寸六分、深二寸五分、重一斤十兩。

壺口 徑五寸三分、深三寸二分、重一斤八兩。

壺口 徑五寸三分、深三寸三分、重一斤四兩。

壺口 徑四寸七分、深二寸、重一斤。

壺口 徑四寸四分、深二寸九分、重十四兩。

(紙繼目)

壺口 徑四寸一分、深二寸、重十三兩。

壺帖漆重。

壺口 徑六寸二分、深六寸三分、重一斤十兩。

壺口 徑五寸九分、深二寸六分、重一斤四兩。

壺口 徑二寸五分、深二寸五分、重一斤四兩。

壺口 徑五寸二分、深二寸四分、重一斤四兩。

壺口 徑四寸九分、深二寸二分、重十四兩。

壺口 徑四寸九分、深二寸二分、重十四兩。

壺口 徑二寸一分、深二寸一分、重十四兩。

壺帖陸重。

壺口 徑六寸三分、深三寸七分、重二斤。

壺口 徑二寸、深二寸六分、重二斤。

壺口 徑五寸二分、深二寸三分、重一斤六兩。

壺口 徑五寸二分、深二寸三分、重一斤八兩。

壺口 徑四寸九分、深二寸六分、重一斤四兩。

壺口 徑四寸三分、深二寸一分、重十三兩。

壺帖陸重。

壺口 徑四寸八分、深二寸二分、重一斤四分。

壺口 徑四寸三分、深二寸九分、重十四兩。

壺口 徑四寸三分、深二寸九分、重十一兩。

壺口 徑三寸九分、深二寸七分、重十一兩。

(紙繼目)

壺口 径三寸六分、深一寸七分、重十一兩。

壺口 径三寸四分、深一寸五分、重十四兩。

壺帖伍重。

壺口 径六寸、深二寸五分、重一斤八兩。

壺口 径五寸七分、深二寸四分、重一斤四分。

壺口 径五寸四分、深二寸三分、重一斤二兩。

壺口 径五寸一分、深二寸一分、重十五兩。

壺口 径四寸八分、深一寸九分、重十二兩。

新伍口。

式合 有蓋。

壺合 口径五寸九分、深二寸六分、重三斤八兩。

壺合 口径五寸八分、深二寸八分、重三斤八兩。

参口 无蓋。

壺合 口径六寸四分、深二寸九分、重一斤十四兩。

壺合 口径六寸二分、深二寸六分、重一斤八兩。

壺合 口径五寸九分、深二寸四分、重一斤十四兩。

白銅錠壺合 径五寸七分、重三斤十兩、
今校、径三寸七分、重廿五兩。

白銅水瓶式合。

壺合 无蓋、高九寸九分、重五斤、
今校、重三斤十二兩、小破、大同四年小破、尻穴在。

壺合 高八寸、重三斤九兩、今校、重三斤九兩。

(紙繼目)

白銅壺貳合、並大同四年小破。

壹合 口径四寸、重二斤二兩、今校 口径六寸、
重大一斤六兩。

壹合 口径三寸九分、深三寸九分、重二斤十二兩、
今校、口径七寸、重大二斤五兩二分。

白銅香坏壹拾壹合。

壹合 口径三寸八分、深二寸一分、重一斤十四兩。

壹合 口径三寸八分、深三寸二分、重二斤十二兩。

壹合 口径三寸七分、深二寸一分、重一斤十二兩。

壹合 口径三寸七分、深二寸三分、重二斤一兩。

三闕落、有尻穴、弘仁十三年。

壹合 口径三寸七分、深三寸二分、重一斤六兩。

壹合 口径三寸七分、深二寸二分、重一斤六兩。

壹合 口径三寸七分、深二寸二分、重一斤六兩。

壹合 口径三寸八分、深二寸二分、重一斤一兩。

壹合 口径三寸八分、深二寸二分、重一斤十兩。

壹合 口径三寸八分、深二寸、重一斤八兩。

壹合 口径三寸八分、深二寸一分、重一斤六兩、
後輪落、弘仁十三年。

白銅鈞貳柄 各重四兩、今校 各重二兩。

白銅鈿參柄。

貳柄 各重三兩二分。

壹柄 重三兩。
(兩之)

(紙繼目)

白銅鑄式具 各重二兩三分、
著鑄。
銅印式面。

壺面 古文、
觀字、方一寸二分。

壺面 在文古、
符国師四字、方一寸八分。

銅小鍾（鐘）壺口 口径五寸、
高六寸、厚三分。

韓橫式合、一合檜、
一合牟口木。

漆塗小机壺前。

經囊壺口、紫綾韓紅甲裏。

銅錢伍佰捌拾漆文。

銅印壺壺口 口径二寸三分、
深一寸二分、
重一斤二兩。

塔物章

白銅小壺壺口 口径一寸四分、
深一寸四分、重一斤十兩、
今校、口径一寸三分、
今校、一斤三分。

胡粉肆兩。

布薩物章

如意壺（隻） 長二尺六寸、
弘仁十三年上避并虫喰損、
廣一寸七分、今校、大破、不用。

白銅鐺持壺口。

白銅香炉壺柄 重三斤四兩、
天之辺、今校、大破。
有形无区。

白銅水瓶壺口 高一寸五分、
高一尺一寸五分、
重十二兩、今校、重一斤三分。

常住僧物章

磬壺面、銅 長一寸八分、
廣六寸五分。

鐵磬壺面 長一尺八寸五分、
廣六寸八分。

温室物章

柏木刺式面 長各八尺、 広各四尺。

温室物章

茅葺屋壺宇 長二丈八寸、 広一丈七尺一寸、
高一丈一丈一尺三寸、 戸一具、 今校 長二丈八尺、
高四尺、 広一

鉄釜壺口 口径二尺二寸、 貞觀八年尻穿。
深二尺。

通物章

通物章

鐙壺具、 无鍵。

厨子参面 一面全、
二面中破。

大厨子壺面 各長七尺、 広二尺三寸、
高六尺、 今校、 无実。

小厨子式 各長五尺、 広二尺三寸五分、
高四尺、 今校、 中破。

伎楽章

伎楽章

新伎楽壺具

治道壺面 著黒紫頂二条、 今校、 覆破損。

緋繩被^(抱)壺領、 襟袖統夾纈、 中隔入調布、 裏帛、 今校、 大破。

紺繩袴壺腰、 欄統夾纈、 裏帛、 今校、 大破。

布汗衫壺領、 今校、 大破。

布襪壺兩、 今校、 大破。

漆開頭履壺兩、 今校、 大破。

麻鞭壺條^(細之) 表細、 今校、 在蚶形。

棒批式人。

冠式枚 長統、 裏調布、 大破、 今校、 合。

白袴式腰。

(紙繼目)

布汗衫式領。

白勒脛巾式條、著帛緒、各中隔入調布、今校、大破。

白襪式兩、今校、大破。

漆開頭履式兩、今校、大破。

批式枚、書鴈鳥羽、著帛懸緒二條各中隔、調布、今校、大破。

笛吹式人。

冠式枚表繩裏布、大破、今校。

綠紬襖式領裏帛。

布汗衫式領。

白繩袴式腰。

白勒肚巾式條著帛綾各二條、中隔入帛。

布襪式條、今校、大破。

漆開頭履式兩、大破、合。

擊銅鈸子老入。

冠式枚表繩裏布、今校、大破。
著纓、

綠繪襖式領。

布汗衫式領。

白繩袴式腰、今校、小破。

白勒肚巾式腰著帛緒二條、
中隔調布。

漆開頭履式兩、大破、今校、合。

銅鈸子老具著黃綠懸緒一條、
中隔調布。

布襪式兩、今校、大破。

擊鼓式拾人。

(紙繼目)

冠壺拾枚 表絶裏調布、著瓔、今校、大破。

緋繪襖壺拾領、帛裏破損。

布汗衫壺拾領。

白絶袴壺拾腰。

白勒肚巾壺拾條 著緒各二条、中隔各調布。

吳鼓壺拾面。

白懸緒壺拾條。

漆開頭履壺拾兩、今校、大破。

布襪壺拾兩、今校、大破。

緑繪襖壺領。

白絶袴壺腰。

白勒肚巾壺條 著帛緒二条、中隔調布。

漆開頭履壺兩、大破。

銅鉞子壺具 著黄緑懸緒一条、中隔調布。

布襪壺兩。

師子壺頭。

著鈴伍口 大二、中二。

鈴台壺口 金塗。

金装鋪式拾肆枚、今校 見在三枚、欠廿一枚。

金装平金拾式枚、今校 見在十枚、欠二枚。

背脊并脇筋參條、表夾裏布、今校、破損。

(紙繼目)

(紙繼目)

中
18
(32)

越帶參、表夾頭裏帛、今校、破損。

尾小巾玖條、今校、无。

布汗衫貳領。

緋染布袴貳腰

儼人貳頭裏布貳條。

布襪貳両、今校、大破。

鞋貳両、今校、大破。

師子児貳面、每頂金装鋪一枚。

黒紫頂巾壹條。

小巾貳拾肆條。

黄繩六條。

緋繩六條。

衣比曾染六條。

赤紫繩六條。

赤一紫襖貳領。

緋袴貳腰、帛裏。

布汗衫貳領、今校、大破。

布襪貳両、今校、大破。

鞋貳両、今校、大破。

呉公壹面。

紫頂巾壹條。

小巾壹拾貳條。

黒紫繩三條。

黄繩三條。

縹繩三條。

緋繩三條。

黒紫袂壹領、襟袖統夾纈、裏帛。

(紙繼目)

*裏上部ニ墨書「第三十枚」アリ

中
19
(33)

袖和比良式拾捌條 各長一尺一寸。

赤紫四條。

黃繩八條。

黒紫繩四條。

淺緑繩四條。

緋繩八條。

欄和比良式拾條。

赤紫繩四條。

緋繩四條。

淺緑繩四條。

黒紫繩四條。

黃繩四條。

緋腰帶壹條 長六尺二寸、広五寸。

緋背垂帶壹條 各長六尺一寸、広五寸。

緋背垂各壹條。

笛衣壹管。

緋笛衣壹領、今校、中破。

著和比良參拾式條、今校、中破。

緋繩八條。

黃繩八條。

縹(繩方)繩八條。

黒紫繩八條。

天和比良肆條。

緋繩二條。

黃繩二條。

黃緑繩袴壹腰。

(紙繼目)

布汗衫壹領。

布襪壹兩。

漆開頭履壹兩。

冠壹頭、今校、塗銅、緣鋪黃地雲形錦。

履壹隻^白。

金剛壹面^{頂著鋪一枚}。

黑紫頂巾壹條。

小巾拾式條。

黑紫^(紅繩之)三條。

黃繩三條。

縹繩三條。

緋繩三條。

緋地錢形錦繩壹領、襟袖統袂纈、中隔布、腰巾十六條。

著鋪十枚、今校^{見在六枚、欠四枚}。

赤紫繩二條。

黑紫繩二條。

緋繩四條。

結斑繩四條。

緋繩襖壹領、裏帛。

紺繩袴壹腰、裏帛。

夾纈勒帛^(帶)式條、帛、中入布。

布汗衫壹領。

布襪壹兩、今校、大破。

鞋壹兩、今校、大破。

鈴伍口^{大一、中四}。

(紙繼目)

玉鐲二枚。

加楼羅面、頂鋪一枚。

黒紫頂巾一條。

小巾拾式條。

黄繩三條。

緋繩三條。

衣比曾染(二方)口條。

赤紫繩三條。

緋地雲形与師子形相交錦繩袷領、襟多須岐形統夾、纈、隔布、裏帛。

著和比良式拾捌條。

黒紫(繩脱之)七條。

赤紫(繩脱之)七條。

緋繩七條。

黄繩七條。

同錦欄袷領、裏帛。

腰巾纈拾陸條。

赤紫(繩脱之)四條。

黒紫(繩脱之)六條。

黄繩三條。

緋繩三條。

天衣肆條。

緋繩二條。

黄繩二條。

緋繩襖袷領、袖統夾纈、裏帛。
欄比札式拾肆條。

(紙繼目)

(紙繼目)

中
23
(37)

中
22
(36)

中
24
(38)

黄繩六條。

赤繩六條。

赤紫繩六條。

黒紫繩六條。

夾纈勒服巾式條。

紺袴沓腰。

布汗衫沓領。

布襪沓兩。

鞍鞋沓兩。

鈴陸(ツル)口中二、小六。

玉環式枚。

崑崙沓面。

黒紫頂巾沓條。

小巾沓拾式條

赤紫繩三條。

黄繩三條。

緋繩三條。

縹繩三條。

黄地雲面錦繩沓領、襖袖夾史(夾カ)、裏帛、腰中(巾カ)。

沓拾陸條。

赤紫(繩カ)二條。

緋繩四條。

黒紫繩二條。

黄紫繩二條。

結斑紫地繩四條。

緋襖沓領、裏帛。

(紙繼目)

中
25
(39)

欄和比良式拾肆條。

黃繩六條。

淺綠繩六條。

赤紫六條。
(地脫力)

緋繩六條。

夾纈勒服式條、裏帛。

汗布衫纈領。

絹袴纈腰。

布襪纈領、今校、大破。

鞋纈兩、今校、大破。

鈴六口
中二、
小四。

玉鐙二枚。

力士_(土)纈面、頂鋪一枚。

黑紫繩頂巾纈條。

小巾纈拾式條。

緋繩三條。

黃繩三條。

赤紫繩三條。

黑紫繩三條。

緋地雲形師子形相交錦繩纈領
欄袖附纈、中隔入
布、裏帛。

腰巾纈拾陸條、著鋪十枚。

赤紫繩四條。

黑紫繩四條。

緋繩四條。

纈斑繩四條。

(紙繼目)

下1
(40)

緋襖たもと衾領、裏帛。

欄和比良らんわら式拾肆條。

赤紫あかむら繩六條。

緋あか繩六條。

黃あう繩六條。

淺綠あさぎ繩六條。

夾纈あはせ勒はら胛はら式條。

紺袴あざむす衾領。

布汗衫あざむす衾領。

布襖あざむす衾兩、今校、大破。

鞋あざむす衾兩、今校、大破。

鈴陸口あざむす中二、今校、見在五中二、小四、小四、欠一。

玉環あざむす式枚。

大孤父あざむす衾面、頂鋪一枚。

黑紫あざむす頂あはせ衾條、今校、中破。

小巾あざむす衾拾式條。

緋あか繩三條。

黃あう繩三條。

赤紫あかむら繩三條。

黑紫あかむら繩三條。

夾纈あはせ繩衾領、裏帛。

緋袴あかむす衾腰、裏帛。

夾纈あはせ帶衾條。

布汗衫あざむす衾領。

漆開履あざむす衾兩、今校、大破。

大孤兒あざむす式面、頂各鋪一枚。

(紙繼目)

(○以下、東京藝術大学所蔵・下卷)

黒紫〔頂巾脱力〕式條、各一條。

小巾〔比脱力〕式拾肆條。

緋繩六條。

黄繩六條。

衣〔比脱力〕曾染六條。

縹繩六條。

黒緋袂繩〔比脱力〕式領、襟袖統欄、縁夾纈、中隔入、裏帛。

夾纈帶〔比脱力〕式條、裏帛。

緋繩袴〔比脱力〕式腰、裏帛。

布汗衫〔比脱力〕式領。

布襪〔比脱力〕式両、今校、大破。

鞋〔比脱力〕式両、今校、大破。

波羅門〔比脱力〕沓面、頂鋪一枚。

黒紫頂巾〔比脱力〕壹條。

小巾〔比脱力〕壹拾〔比脱力〕式條。

赤紫〔総脱力〕三條。

黄繩三條。

緋繩三條。

縹繩三條。

夾纈縮繩〔比脱力〕壹領、裏帛。

黄地雲形錦腰裳〔比脱力〕一腰、中隔布、裏帛。

腰巾〔比脱力〕壹拾〔比脱力〕陸條。

緋繩六條。

黒紫繩三條。

赤紫繩二條。

黄繩六條。

黄緑袴〔比脱力〕壹腰、裏帛、今校、小破。

(紙継目)

天衣壹條、緋縹。

帛洗巾壹條。

布汗衫壹領。

布襪壹両、今校、大破。

鞋壹両、今校。

醉胡玖面、頂別鋪一枚。

黒紫頂壹拾捌條、別面二條。

夾纈繩襖壹領、裏帛。

緋袂襖式領、襟袖胛夾纈頸、中隔布、裏帛。

緑袂參領、襖袖腋纈、中隔布、裏帛。

黄袂襖參領、襟袖腋夾纈、中隔布、裏帛。

帛袴玖腰。

布汗衫玖領。

金装腰带玖條。

靴玖両、今校、大破。

布襪玖両、今校、大破。

持粹式人。

緑袂襖式領、裏帛。

黄袴式腰、裏帛。

布汗衫式領。

頭巾式口、以調布造殖。

布襪式両、今校、大破。

金装腰带式條。

鞋式両、今校、大破。

呉女壹面。

黒紫頂巾壹條。

緋地錢錦桶襦壹領、袖統夾纈、裏緋、赤紫襖壹領裏衣

(紙繼目)

緋紫襖（毛織カ）壱領、裏衣比染。

紕裳腰、表纈赤紫結黃続浅結等相紕。

浅絵裳壱腰。

緑袴壱腰、裏帛。

金装釧伍隻。

布襪壱両、今校、大破。

布汗衫壱領。

漆開頭履壱両、今校、大破。

袋参拾口。

納擊鼓衣二口。

納銅鉞子笛吹杖梓衣壱口。

納紕式口。

納麻鞭壱口。

納吳公笛壱口。

納吳公扇壱口。

納面十二面并衣廿口。

旧伎楽

治道壱面、大同四年大破。

吳公壱面（天冠金塗一、耳垂鐙二枚）。

罽巾肆具、四具彩鈴無巾。

大唐楽

中楽壱具。

大鼓壱口（平在台、真觀カ）、弘仁十三年大破、八年全。

甲纈袍参領、承和九年全、貞觀三年大破、今校。

紫袍壱領、承和九小破（年籠）、貞觀三年小破、今校。

比染。

（紙継目）

用器章

用器章

白袴拾腰、承和九年小破、貞觀三年大破、今校。
弓琴壹面。

針壹隻 長三尺寸三分、
天長四年片隻行、八年合。

摧參枝、弘仁三年全、一枝无調度、八年貞觀カ見在三枝、
欠一枝、今校、合。

東院築鑿口柄 長一尺一寸六分。

儻錐壹柄、都麥納。

築障鏘壹柄 長九寸八分。

曲尸式勾 長一尺七寸九分、一長一尺九寸五分。

障久佐儻鉄壹隻 長七寸七分、
著障。

釘式拾漆口 力車七、牛車二具、一枝三以車十二具、
不用二具、金七口。

今校 大七、全五、大破一、全十二、
中六、小十四、小破三。

車館壹隻 長三寸。

漸鏘別隻。

瓦形式具 一具丸瓦、
一具枚瓦、貞觀三年大破、不用、今校、全。

瓦衣輪鉄壹勾、貞觀三年大破、不用、今校、全。

檜皮針參柄 二長各二尺、
一長一尺六寸六分。

築障鏘式柄 一長各一寸八分、
貞觀三年。

金塗壹拾參枚。

鋪設章

鋪設章
床式拾面。

(紙繼目)

大衆物章

檜床壹拾參面一具折、十二具全、承和九年、

今校、二具朽損、十一具全。

粉床漆面大破一、全六、承和九年。

大衆物章

北檜皮葺厨老字長八丈七寸、広二丈、高丈一七寸、天長四年半損、戸三具、

貞觀二年大破、八年貞觀カ身屋顛倒、於檜皮小破九間、

右、遭貞觀十三年八月十三日大風大破。

今校、屋身指南領部領カ、五間於檜皮中破。

右、遭元慶三年九月大風顛倒、无実。

西檜皮葺厨老字長七丈五尺、高一丈二尺五寸、承和九年小破、

貞觀三年中破、八年貞觀カ修理、全、今校、全。

瓦葺竈屋老字長五丈、広三丈二尺、貞觀十三年中破、今校、大破。

屋参宇。

草葺水屋老字長三丈三尺、高一丈。

貞觀三年中破、今校、新造、全、

右、遭元慶四年八月大風顛倒、无実。

今校長三丈二尺、広一丈三尺、高九尺、以板葺。

板葺備屋老字長六丈、広二丈、高九尺、承和九年半損、

貞觀八年中破於葺瓦板壁三間顛倒、方九尺七間。

右、遭貞觀十三年八月十三日大風大破。

今校、以瓦板葺葺カ、但棟堤瓦半損大破。

(紙繼目)

草葺碓屋^老宇 長三丈三尺、広一丈八尺、
高九尺六寸。

貞觀十三年大破、八年^(元慶力)无実。仍載前司不与解由状、仁和二年七月廿日言上已了。

東方茅葺板倉^老宇 長一丈五尺五寸、広一丈三尺、
高七尺四寸、今校、全。

右倉、貞觀三年无実。而今案大同四年交替

帳備、件倉移立政所院。八年^(貞觀力)交替勘定。而遭去元慶九年九月大風、於草葺中破。

南方草葺板倉^老宇 長一丈六尺、広一丈四尺、今校、全、
高九尺五寸、貞觀三年小破。

造瓦屋^老宇 長五丈、広三丈、
身屋高七尺、承和九年草葺中破^{有大衆院、}
无実、

貞觀二年^(三力)板、有政所院。遭去九月十四日大風大破。^(元慶三年力)

今校、无実。長三丈二尺、高^広一丈二尺、
高二丈四尺、移立政所院、以葺葺。

鉄釜肆口。

式口 口径各一尺八分、深各一丈一寸四分、
貞觀三年、一口缺、一口尻穿。

壺口 口径一尺六寸八分、深一尺五寸八分、
貞觀三年帳注口羽缺。

壺口 口径九寸、深一尺二寸、
受三斗、貞觀三年大破。

漆塗机^{式器}、並大同四年小破。

壺^册 長四尺一寸五分、広二尺一寸、
高四尺二寸三分、貞觀三年中破。

壺^册 長四尺八寸五分、広二尺五寸、
高三尺五分。

粉飯積^{壺合} 長二尺五寸、広二尺五寸、
高三尺五寸。

粉熨機^{壺具}。

〔標り消シ文字ヲ残画カ〕

斗壺口。

升壺口。

■ (綴り消シ文字ノ残画也)

臼壺口。

碓式口、弘仁十三年大破、不用。

前机式面 各長三尺四寸、広一尺八寸、並有板足、貞觀三年小破。

高机式面 並長三尺三寸、高一尺八寸、 承和九年小破。

甕肆拾口 大破三、口闕廿九口、十六年合、
見在卅九口、大破七口、口缺廿四口、全八口、欠五口。

政所院

北芋葺屋壺宇 長四丈六尺、高一丈、
広一丈七尺五寸、 貞觀八年小破。

板倉肆宇、今校、五宇。

東檜皮葺板倉壺宇 長二丈二尺、広一丈五寸六分、
高一丈二尺、貞觀八年小破、戸一具。

今校、於檜皮東面方一丈五尺大破、以萱葺。

右、遭元慶三年四年兩年大風大破、八年修理、全。
(元慶力)
今校、葺檜皮小破。

第二檜皮葺板倉壺宇 長一丈七尺、広一丈五寸、
高一丈二寸、貞觀八年小破。

今校、於檜皮東面一丈破損、以萱葺。

右、遭元慶四年八月大風顛 (顛力) 今校、全。

西第二草葺板倉壺宇 長一丈五尺五寸、高八尺七寸、
広一丈三尺、貞觀十三年小破、戸一具。

右、同院東方移立、新造、全。今校、在東三。

第五芋葺龜申倉壺宇 長二丈六尺、広二丈六寸、
高一丈二尺四寸、戸一具。

今校、丑寅角枝端一朽析 (朽)、又萱半損、又棟堤瓦无三分二。

(紙繼目)

生葉庄	筑後国	上座郡	把伎庄	嘉麻郡	長尾庄	庄所章
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

寺院西方外草廁（葺成カ）老宇 長三丈、広一丈一尺、高一丈三尺、貞觀三年小破、修理。

西第（文之）北葺板倉老宇 長一丈二尺、広二丈三尺五寸。

右、貞觀三年交替欠物、西同院政所東方造立、全。

今校 長一丈一尺、高七尺四寸、

移立東。仍為四倉。但南方傾五寸、又棟堤瓦破損、

又葺萱半損、又辰巳角枚木一枚損朽落、又丑寅倒、木端二枝（折）析落。

檜皮葺西方間屋老宇 長二丈二寸、広一丈三尺、高九尺三寸、

右、穿（穿）北方作立如件。

庄所章

合參処。

筑前国式処。

長尾庄、有（棟浪カ）嘉麻郡。

草葺屋參間。

東屋 長三丈五尺、広一丈四尺、高八尺。

西屋 長二丈五尺、広一丈四尺、高八尺、今校、全。

把伎庄、有（医）上座郡。

東屋 長二丈五寸、広一丈八尺、高八尺五寸。

東二屋 長二丈四尺、広一丈八尺、高一丈五尺。

西一屋 長一丈五寸、広一丈八尺、高一丈七尺、今校、合。

筑後国老処。

生葉庄、有生葉郡。

（紙繼目）

生葉郡

草屋參間。(葺板九)

東一屋 長一丈尺五、^九寸脱乙、
高七尺、今校、合。

北一屋 長一丈四尺五寸、
高一丈八尺、
高七尺、今校。

草葺板倉老宇 長二丈、
高一丈四尺、
高九尺三寸。

水田章

合

焚田(葺九)參拾町參段老佰參拾陸步。

墾田

本田卅八町。

新附五町。

筑前国

焚田十二町三段一百卅六步。

右、依大政官和同四年十月廿五日符旨施入。(本)
(備二)

(紙継目)

上田八町六段八步、中田一町三段百卅六步、
下田二町三段二百八十步。

那珂郡、三段百卅步。中田。

三箇六里卅一世良田二段百卅步、

十二大野田一段。中。

嘉麻郡六町四段 上田五町九段、
下田五段廿六步。

大母五箇四里卅二榎本田五段三百六步、

廿四神由田五段二百七十六步、卅二殿門田(九段二)□□□百七十二步、

五箇五里三神田七段^上、四阿毛田八段七十步、

五客水田九段百八十步、六久那田三段^上、

嘉麻郡

那珂郡
凶里

水田章

穂浪郡

九船門田八段、十川依田一町^上。

穂浪郡六町 上田三町九段八歩、
下田二町二百八十歩。

補田八匁八里十五都枚奈田九段二百歩、

十六枚田九段二百廿四歩、廿一鎌田一町^上、

廿二大町田一町、廿九利田九段二百十六歩、

廿八鎌田九段二百八十歩、廿九加多弥田一段卅六歩。

墾田

嘉麻郡肆町捌段捌拾陸歩。

大母四匁六里卅六打饗田四段百六十歩、

八匁十四里卅五中井田二段、卅六中田一段、

十五里二大野田五段、卅六都知起田二段、

卅五都知起田一段、

十匁七里十一畠^(四ノ畠株方)田一段二百八十歩、

十三畠田七十二歩、十匁七里廿御田二百〇〇^(歩方)、

九匁十里六都知起田百歩、七都知起田四段百六十九歩、

十八都知起田二百十六歩、八大石田二段七十二歩、

廿七馬屋田二段、廿四馬屋田四段二百廿七歩、

廿七里百田二段八歩、三川依田一段七十二歩、

十川依田二段、十一川依田八段百八十歩。

穂浪郡捌町壹段貳佰陸拾捌歩。

補田七匁八里十二加利井田二段、

九匁七里十二久志田二段、十三加利田三段、

十匁八里四止富田二段六十歩、十川依田三段三百歩、

十二匁六里廿五酒井田二段、廿六曾比田五段、

(紙継目)

(紙継目)

伏見田

上座郡

把伎田

十七垣依田七十二步、卅四垣依田四段、

卅五味頭田七段二百十六步、卅六曾比田二段、

七里一葦原田七段、二味頭田九段、

三垣依田五段、十井門田一段、

十一葦原田五段、十二葦原田七十二步、

十六弥田二段、十四四七五里十五葦原田七段、

十六葦原田一町、十里五野依田三段、

伏見田一四里卅三川依田三百三步。

上座郡式拾伍町陸步

並大宝二年十月廿二日官施入
■園地卅九町
也。寺家所墾並下田也。

把伎田一四六里廿五高山田九段、廿六高山田三段百步、

神溝处一百六十步、廿七高山田一段二百六十步、

廿八高山田五段、廿九高山田十六步、

卅三高山田五段、卅四高山田九段卅步、

卅五高山田五段二百十四步、卅六高山田九段二百廿步、

七里一高山田四段二百二步、二高山田七段、

三高山田三段八步、四高山田二段六步、

十高山田二百步、十一高山田八段、

十二高山田四段六十六步、十三高山田八段、

十四高山田二段百廿步、廿四葦「原」田九段三百步、

廿五葦原田七段三百卅步、廿六葦原田五段三百步、

八里一高山田五段、二高山田七段、

三高山田五段六步、

二四五里十四葦原田五段、十五葦原田七段百卅四步、

十六葦原田八段二百步、十七葦原田一町、

十八葦原田九段、十九葦原田七段百廿步、

廿葦原田七段、廿一「葦」原田九段卅步、

(紙繼目)

御笠郡

御笠郡伍町参段壹佰伍拾步。

右墾田、筑前国大目正六位上佐伯連春繼加一切経奉入
如件。

廿二葦原田二段二百步、廿三葦原田二段、
廿八葦原田六段、廿九葦原田九段二百步、
卅一葦原田八段、卅二葦原田八段二百步、
卅三葦原田五段五十步、卅四葦原田四步、
六里六葦原田五段、九葦原田三段、
十六葦原田一段、廿葦原田二段。

南六匁一里卅坪二百十步、同里卅坪百廿步、

同匁二里十九坪三段百步、同里卅坪一段十四步、

南七匁一里廿二坪六步、同里廿三坪四段三百步、

同里廿四坪七段、同里廿五坪九段三百五十步、

同里廿六坪八段百八步、同里廿七坪九十步、

同里卅六坪八段、同里卅五坪七段、

同匁二里廿四坪一段十六步、同里廿五坪一段二百步。

筑後国壹拾陸町〔五院之〕 貲、太政官和同二年十月廿日符旨所〔施力〕□□

三原郡捌町 上田三町卅五步、中田四町八段百八十三步、
下田一段百卅二步。

十三条二甲二縁田一町〔里〕上、十一縁田一町〔五院之〕上、

十条二甲管生田九段一百四步、

六菅生田三百五十步、七菅生田五段〔里〕

八菅生田九段三百十六步、九菅生田一段百廿步、

十六菅生田一町〔中〕、十七菅生田九段八十步、

十八菅生田八段、十九菅生田二段百卅步、

廿菅生田五段七十二步。

(紙継目)

生葉郡

生葉郡肆町^上。

十三条六甲十八小縁田一段二百八十歩、

十九土穴田五段二百十六歩、

十四条六甲廿枚田三段百卅歩、

廿三垂枚田九段百卅四歩、

廿四枚田九段百卅四歩。

竹野郡

竹野郡肆町。

十八条五甲七津村田六段七十二歩、^{〔異季〕}「八院四夕二百十六分」、

十七久穂田一段百八十歩、

十八条津村田一段百歩、

十七条五甲十二津村田一段百四歩、

十二津村田七段百廿歩、

十三条津村田九段、十四条津村田八段二百八十八歩。

肥前国老拾貳町^{〔悉〕}就田。

基肆郡

基肆郡参町^{〔肆〕}並上。

二条基肆田廿五比田九段百卅四歩、

卅六土由田一段七十二歩、屋張田里九段百卅四歩、

二比田一町。

三根郡

三根郡参町^{〔九〕}上田二町九段百八十歩、中田百八十歩。

六条樋田里十坪九段百八十歩、藪田一町、同里卅坪、

七条鳥取里廿四坪一町、十三村田百八十歩。

神埼郡

神埼郡陸町^{〔橋〕}上田五町、中田一町。

七条駅家里八壺田一町^{〔上〕}、十七壺田一町^{〔中〕}、

十八口壺田一町、廿壺田一町、

廿九壺田一町、卅壺田一町。

(紙継目)

大野城山	三笠郡	韓泊	布刀浦	山鹿林	遠賀郡	志麻郡	加夜郷	蠅野林	山章	加駄野	御井郡	筑後国	上座郡	把伎野	菌圃地章
------	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	------

菌圃地章〔圖九〕後納

筑前国〔圖一〇〕上座郡把伎野白□□

右、依〔大宝三〕□□年十月廿日官符施納。菌卅九町〔内也力〕□□。

(紙継目)

筑後国〔圖一〇〕御井郡加駄野。

四至〔圖一〇〕為堺、

已上、大宝三年十月廿日官施入。

山章

燒塩山式処。

志麻郡加夜郷蠅野林壹処。

四至〔圖一〇〕從寺燒塩所、東方南端、冬下高毛伏拋境〔西土境〕□□
二浜一院所、北方東端沢西北二沢当境〔三宅〕□□

右、檢延曆九年以來帳、以大宝〔三宅〕□□□□

十月廿日官所納。自此下二行半、一不可写。流記无

載件山。加以延曆八年以往帳无載。所□事不

輒除。仍養老四年国師并郡司記〔圖一〇〕□□。

熬塩鉄釜壹口 口径五尺六寸、厚四寸、
口辺朽損。

右、和同二年八月十七日官所施入。

遠賀郡山鹿林東山壹処。

四至〔圖一〇〕東南北海限、西從布刀浦至韓伯道限。

右、大宝三年〔七二重字書ス〕「十月廿日官所施入。

御笠郡、大野城山壹処。

四至〔圖一〇〕從寺以北限大野南脯邊遠賀門下道、東限大野〔天〕川、
南限路、西限松岳并学処東小路、南限〔天〕野。

封戸式佰烟。

〔裏打紙墨憑〕
義経
廿枚〔序三枚〕

下
16
(55)

嘉麻郡

鞍手郡

筑後国

生葉郡

賤口章

筑前国壹佰烟。

嘉麻郡五十烟、碓井郷。

鞍手郡五十烟、金成郷。

筑後国壹佰烟。

生葉郡 大石郷五十烟、
山北郷五十烟。

賤口章

家人壹拾參人。

大男肆人。

大女玖人。

諸主女 年五十九、
丁女。

右一人、父奴得^{〔信〕}侶磨、母婢諸刀自女等所生。

福次丸 年七十二、
老丁。

子猴磨 年七十二、
老丁。

友主女 年六十九、
次丁。

右三人、火奴^{〔区〕}浜長、母婢子虫女等所生。

望成女 年七十七、
老女。

小望女 年八十、
老女。

右二人、火奴^{〔区〕}儀長、母婢魚成女等所生。

友吉女 年七十一、父奴豐主、
老女、母婢友次女。

福富女 年七十一、父奴吉次、
老女、母婢福次女。

今成磨 年卅九、父奴子猴丸、
正丁、母婢小望女。

(紙繼目)

(紙継目)

*裏二墨書「八卷十五枚」

全吉磨 年六十一、父奴浜長、
正丁、母婢子虫女。

望主女 年卅九、父奴福次丸、
正丁、母婢望成女。

嶋古女 年五十一、父奴吉次丸、
丁女、母婢諸主女。

吉子女 年卅七、父奴得侶丸、
丁女、母婢諸刀自女。

以前、觀世音寺延喜五年資財帳、依例勘造、附朝集使

「^(算師カ)□□^(正)從八位上少野朝臣常実申上如件。以解。

延喜五年十月一日都伝燈住位僧「弘世」^(自世以下同)

講師伝燈大法位「真文」 上座伝燈大法師位「吉慧」

誦師伝燈大法師位「觀盛」 權上座伝燈住位僧「叡仁」

帥三品兼中務卿親王^{在京} 寺主伝燈法師位「是操」

大式從四位下藤原朝臣^(兼範カ) 正六位上行大監清原真人

從五位上行少式源朝臣「輔行」 從六位上守大監藤原朝臣「百方」

少式兼筑前守從五位下藤原朝臣 正六位上行少監平朝臣「季方」

正六位上行大典笠朝臣 少監^闕

正六位上行大典秦忌寸「光方」

正六位上行少典御船宿祢「資氏」

從六位上守少典秦宿祢「

從六位上守少典秦宿祢「

○界線 天界、地界ヲ含メ横界線九本、縦界線ヲ引ク。「大宰ノ之印」(箇數不明)アリ。各行高ハ原則トシテ界線ニヨル。

○伝来過程 【本体】東大寺↓田中光頭↓大阪の古書市場↓東京美術学校↓東京藝術大学。【脱落断簡】東大寺↓西村兼文↓近藤瓶城↓近藤圭造↓未詳。

○影写本・写真帳等 影写本『近藤圭造氏所藏文書』(一九〇七年五月影写)、写本『觀世音寺資財帳』(一八七五年二月九日写、一九〇九年一〇月二

○日転写、觀世音寺所藏)、影写本『延喜五年觀世音寺資財帳』(一九二一年一二月影写)

○参考文献 「天実年中の古文書」(「太宰府印を捺せし古文書」)、『史料通信叢誌』第八編後・筑前、一八九五年)、「(彙報) 延喜年間觀世音寺資財帳

の原本」(『筑紫史談』第式集、一九一四年。福岡県文化財資料集刊行会覆版、一九六九年)、正木直彦「名作蒐集の思ひ出(二)」(同『回顧七十年』学校美術協会出版部、一九三七年)、「74観世音寺資財帳」(東京芸術大学編『東京芸術大学蔵品図録 古美術上・絵画』同大学、一九六〇年)、川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』(嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年)、文化庁監修・毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編『重要文化財第二二巻^{書籍・典籍}』(毎日新聞社、一九七七年)、文化庁監修・毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編『重要文化財総目録^{書籍・典籍}』(毎日新聞社、一九七七年)、高倉洋彰『延喜五年観世音寺資財帳』小考―観世音寺蔵写本に表われた資財帳原本の脱文とその補足―(鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会編『鏡山猛先生古稀記念 古文化論攷』同会、一九八〇年)、倉住靖彦『観世音寺資財帳』に見える小野常実の官職名について(『九州歴史資料館研究論集』九、一九八三年)、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史^{美術・建築}』(太宰府市、一九九八年)、文化庁監修・図書編集部編『国宝・重要文化財大全 8 書跡(下巻)』(毎日新聞社、一九九九年)、森哲也『延喜五年観世音寺資財帳』の脱落断簡(『日本歴史』第六二六号、二〇〇〇年)、山口英男「史料採訪」8 延喜五年観世音寺資財帳(複製)の調査(『東京大学史料編纂所報』第三六号、二〇〇一年)、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』(太宰府市、二〇〇三年)、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 通史編I』(太宰府市、二〇〇五年)、北村安裕「寺領の歴史的展開―筑前国観世音寺領杷岐野を例として―」(同『日本古代の大土地経営と社会』所収、同成社、二〇一五年。初出二〇一三年)、飯塚市史編さん委員会編『飯塚市史 上巻』(飯塚市、二〇一六年)。

3. 「天曆田図」〔現存未確認〕

4. 「碓井御封」本公驗〔東大寺成卷文書第四八卷〕

平	大	紙	標註	本文
①平二四 七六(筑 前国符案)	①東七二三 二一(碓 井封公驗 案)一(二) (筑前国 符案)	1	嘉麻南郷 司 判官代 目代 碓井封田 図	<p>〔^(編書)国符 嘉麻南郷司〕</p> <p>〔^(編書)国符 嘉麻南郷司〕</p> <p>〔^(田所勘判案)勘申判官代藤原 在判 平 在判〕</p> <p>〔^(編書)九枚〕</p> <p>〔^(編書)二一〕</p> <p>国符 嘉麻南郷司 目代明経准得業生紀 在判</p> <p>応任本符旨、免除観世音寺碓井封田伍拾壹町肆段式佰捌拾式步事</p> <p>四至 ^(海二重水書之)東限五里塚并大「溝」、^(ママ)南限 岡并小峯山際、 ^(ママ)西限八王子岳東際、^(ママ)北限北郷塚、</p> <p>田 肆図</p>

拾陸坪玖段、	拾參坪壹町、	拾坪壹町、	漆坪壹町、	肆坪壹町、	肆里壹坪玖段、	參拾伍坪伍段、	參拾貳坪壹町、	參拾壹坪壹町、	貳拾陸坪貳段、	貳拾坪壹町、	參里拾伍坪陸段、	陸	貳拾陸坪肆段、	貳拾貳坪壹町、	拾玖坪壹町、	拾陸坪玖段佰捌拾步、	拾參坪捌段、	拾坪玖段佰捌拾步、	漆坪壹町、	肆坪壹町、	伍里壹坪漆段、	參拾陸坪捌段佰捌拾步、	參拾貳坪玖段佰捌拾步、	貳拾玖坪肆段、
拾陸坪玖段、	拾肆坪陸段、	拾肆坪壹町、	捌坪玖段、	伍坪壹町、	貳坪壹町、	參拾陸坪壹段佰捌拾步、	參拾參坪壹町、	參拾參坪壹町、	貳拾陸坪肆段、	拾陸坪壹段、	拾陸坪壹段、	陸	貳拾陸坪肆段、	貳拾參坪壹町、	拾玖坪壹町、	拾陸坪玖段佰捌拾步、	拾肆坪陸段、	拾壹坪伍段、	捌坪壹町、	伍坪玖段佰捌拾步、	參坪壹段、	參拾參坪壹段、	參拾參坪參段、	參拾玖坪參段、
拾陸坪玖段、	拾肆坪陸段、	拾肆坪壹町、	捌坪玖段、	伍坪壹町、	貳坪壹町、	參拾陸坪壹段佰捌拾步、	參拾參坪壹町、	參拾參坪壹町、	貳拾陸坪肆段、	拾陸坪壹段、	拾陸坪壹段、	陸	貳拾陸坪肆段、	貳拾參坪壹町、	拾玖坪壹町、	拾陸坪玖段佰捌拾步、	拾肆坪陸段、	拾壹坪伍段、	捌坪壹町、	伍坪玖段佰捌拾步、	參坪壹段、	參拾參坪壹段、	參拾伍坪參段、	參拾玖坪參段、
拾陸坪玖段、	拾肆坪陸段、	拾肆坪壹町、	捌坪玖段、	伍坪壹町、	貳坪壹町、	參拾陸坪壹段佰捌拾步、	參拾參坪壹町、	參拾參坪壹町、	貳拾陸坪肆段、	拾陸坪壹段、	拾陸坪壹段、	陸	貳拾陸坪肆段、	貳拾參坪壹町、	拾玖坪壹町、	拾陸坪玖段佰捌拾步、	拾肆坪陸段、	拾壹坪伍段、	捌坪壹町、	伍坪玖段佰捌拾步、	參坪壹段、	參拾參坪壹段、	參拾伍坪參段、	參拾玖坪參段、

(紙繼目・朱印)

拾玖坪式段、
 貳拾貳坪式段、
 貳拾伍坪參段佰捌拾歩、
 貳拾捌坪式段、
 參拾壹坪玖段、
 參拾肆坪陸段、
 伍里壹坪式段、
 伍坪玖段佰捌拾歩、
 玖坪伍段、
 拾貳坪式段、
 拾漆坪壹町、
 貳拾坪漆段、
 參拾坪伍段、
 拾捌坪壹町、
 拾拾壹「坪」參段、
 參拾貳坪伍段、
 拾肆坪陸段、
 拾肆坪佰捌拾歩、
 拾玖坪參段、
 拾拾陸坪肆段半、
 貳拾陸坪肆段、
 貳拾玖坪玖段、
 參拾坪參段、
 參拾參坪肆段、
 參拾陸坪玖段、
 肆坪壹段、
 漆坪壹町、
 拾壹坪參段、
 拾陸坪式段、

(紙繼目・朱印)

漆図

參里貳拾漆坪式段、
 參「拾」壹坪式段、
 肆里參坪式段、
 陸坪壹町、
 玖坪壹町、
 拾陸坪壹町、
 拾玖坪壹町、
 貳拾貳坪壹段、
 貳拾捌坪玖段、
 參拾壹坪壹段、
 伍里漆坪參段、
 捌坪參段、
 貳拾捌坪式段、
 參拾貳坪參段、
 肆坪式段、
 漆坪捌段佰捌拾歩、
 拾坪式段、
 拾漆坪壹町、
 拾拾坪壹町、
 拾拾陸坪式段半、
 貳拾玖坪陸段、
 參拾肆坪肆段、
 伍坪壹町、
 漆坪捌段佰捌拾歩、
 捌坪壹町、
 拾伍坪漆段、
 拾捌坪壹町、
 拾拾壹坪捌段、
 拾拾陸坪玖段、
 參拾坪壹段佰捌拾歩、
 參拾參坪壹段、

右、得彼牒^{寺殿}状僞、去長保六年三月七日国符僞、被大宰
 府今年二月廿七日符僞、得彼寺今月十日牒状僞、

前国符案) 九八 (筑 ②平二十四 ②東七十三 二一(一)(二) (筑前国

6

5

封戸田

謹檢事情、封戸田、或是勅入、或別施入。已令阡陌之、定四至所領之後、經數百年。当初国宰專無誤本領。而今近代牧宰常致寺愁、或破四至入勘、或勘益本田加公田、雜役触事差煩。因之微力作人、不堪公責、不叶本寺役、悉以逃亡。是散在所為有事煩之故也。重檢事情、寺領田相博円田、其例已

榜示

多。是非羨土壤之沃、唯為省公事違監之煩也。

新立榜示不入府国使、依一耕作、將勤寺役。然則為公無損、為寺有便。望請府裁、被仰下件国、將為永代例者。從二位行中納言兼師平朝臣宣、相博円田非無格制。然而至于件寺、聖朝御願、大府鎮護。其寄嚴重、不可准他寺。比寺傍例、古今已存。為公為寺共無其損者、宜加下知、令相博円田、為御願資儲、長令伝之不朽者。而一兩年之間、称有相違、動檢田使入勘。仍可被糺定状、牒送如件者。遣使者、令加覆審之處、四至之内相当件凶里者、所仰如件。郡宜承知、任前相博旨、為彼寺封戸田、勿檢田使入勘。符「到」奉行。

長和三年二月十九日

「奉行

權掾日下部在判

行事中臣在判

〔田所勘判卷〕 勘合惣判官代伴

大判官代藤原 在判

(紙継目・朱印)

(紙継目・朱印)

国符 嘉麻南郷司 目代播磨掾藤原』 在判

可改充公田拾漆町佰式拾步事

一、収公本封田拾漆町佰式拾步

五〔坪、以下同〕五里〔重米書〕廿六坪四段、廿七〔重米書〕一町、廿八〔重米書〕一六段、廿九〔重米書〕一二段半、

卅〔重米書〕一廿、卅四〔重米書〕一町、卅五〔重米書〕一町、卅六〔重米書〕一八段、六〔重米書〕四里卅一〔重米書〕九段、

卅二〔重米書〕一内三「段」、五里〔重米書〕一「二段」、二〔重米書〕一「一段」、四〔重米書〕一「二段」、五〔重米書〕一九段半、六〔重米書〕一九段、

七〔重米書〕一町、九〔重米書〕一五段、十〔重米書〕一六段、十一〔重米書〕一三段、十二〔重米書〕一「二段」、十六〔重米書〕一二段、

十七〔重米書〕一町、十八〔重米書〕一町、一九〔重米書〕一三「段」、廿〔重米書〕一「七段」、廿一〔重米書〕一三「段」、廿四〔重米書〕一「二段」、

卅一〔重米書〕五段、卅二〔重米書〕一五段、卅三〔重米書〕一六段、七〔重米書〕四里七〔重米書〕一三「段」、八〔重米書〕一三「段」、

一、改充公田拾漆町佰式拾步

肆〔重米書〕四参里拾玖坪壹段、式拾坪肆段、式拾壹坪壹段半、

式拾参坪伍段、式拾式坪壹段、式拾肆坪式段、式拾玖坪式段、

参拾壹坪壹段、肆里壹坪式段半、拾坪佰式拾步、拾参坪

参段、拾肆坪壹段、拾陸坪佰式拾步、拾漆坪壹段、

拾捌坪壹段佰式拾步、式拾坪壹段半、式拾壹坪式段、

式拾式坪壹段式佰肆拾步、式拾肆坪式段、参拾肆坪

壹町、伍里壹坪壹町、式坪壹町、参坪壹町 伍〔重米書〕四

参里拾玖坪式段、式拾坪壹段、式拾壹坪参段、式拾式

坪参段、式拾参坪陸段、式拾肆坪参段半、肆里捌坪

佰式拾步、拾坪壹段、拾壹坪半、参拾坪式段、参拾

肆坪壹段、伍里壹坪参段、拾肆坪半、拾伍坪半陸〔重米書〕四参里拾陸

(紙継目・朱印)

坪壹段、拾玖坪参段、式拾壹坪参段、式拾式坪漆段、

式拾肆坪式佰肆拾步、式拾伍坪参段式佰肆拾步、

式拾伍坪参段式佰肆拾步、式拾陸坪式段半、式拾漆

坪参段、参拾肆坪壹段、参拾伍坪参段、参拾陸坪

式段半、肆里拾肆坪参段、拾伍坪陸段、拾玖坪伍段、

式拾式坪式段、式拾参坪壹段半、式拾伍坪式段、式拾

勘出

田刀

公驗

捌坪壹段、參拾參坪壹段、參拾伍坪壹段、參拾陸坪半、漆凶參里式拾陸坪壹段半、式拾捌坪壹段、式拾玖坪陸段、參拾坪壹段半、參拾壹坪陸段半、參拾參坪壹段、參拾肆坪式段、參拾伍坪壹段、參拾陸坪參段、肆里式坪壹段、肆坪陸段、拾坪式段半、拾伍坪壹段、式拾式坪陸段、式拾陸坪壹段半、參拾坪壹段半、參拾壹坪佰式拾步、參拾參坪半、參拾肆坪壹段半、參拾伍坪肆段半、

右、得觀世音寺今年四月十七日牒狀稱、欲被任傍例改替寺領確井封勘出公田十七町百廿狀。（歩脱）牒、件田為寺家所領、円田相博之後、逕數百年、未有国使入勘。因之尋水便、或破嶋為田、或満池古河為田之間、自數公田出来。而今年使入勘之日、任道理注進之処、件坪々田勘出所「当」（重本書ス）官物、前檢校豪心大法師、皆取用京上已畢。封内田刀等、悉以逃散、僅留輩非無其

煩者、注坪付、牒送如件。乞衛察狀、改替件坪々田、是則公家有益、寺中無煩者。相博之事格制不輕。（格）然而牒狀之旨、頗有穩便。仍所改充如件。郡宜承知、依件改之。符到奉行。

少式兼大介平朝臣（連卷）在判

治安四年四月廿三日

（觀世音寺司等審判卷）一件公驗正文式通、依 官符之旨、為令進官

進 上了。

延久四年六月十一日

講師 未到任

講師大法師位 在判

都維那兼從儀師法師

權都維那兼從儀師法師

（紙繼目・朱印）

上座兼威儀師大法師

權上座大法師

寺主兼威儀師大法師 在判

權寺主大法師

權寺主大法師

權寺主大法師

俗別当少監藤原朝臣

(觀世音寺所司署判)

一件公驗、為本寺沙汰、書移

案文、進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師「淨蒼」
(目録、以下同)

都維那從儀師「覺玠」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府百人等署判)
一 大宰府

從二位行權中納言兼權 源朝臣 (花押) (重)

少式兼筑前守從五位下源朝臣 (季忠)

正六位上行大典藤原朝臣

從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監秦宿祢 (花押) (有賴)

從五位下行大監紀朝臣 (花押) (重貞)

從五位下行大監御春朝臣 (花押) (重貞)

少典 闕

(紙繼目・朱印)

○印記 「観脩里印」一六アリ。

○影写本・写真帳等 影写本『尊勝院文書』（一八八八年五月影写）、影写本『東大寺文書（成卷文書）（四十八―五十二）一四』（一九六〇年二月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（四十三―五十七）八』（一九九二年三月撮影）。

○参考文献 鏡山猛「筑前碓井封條里復原考」（『九州史学』第六号、一九五七年）、川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』（嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年）、鈴木利男「国司の対荘園政策よりみる延久荘園整理令の意義について」（『史学研究』第二三〇号、二〇〇〇年）、飯塚市史編さん委員会編『飯塚市史 上巻』（飯塚市、二〇一六年）。

5. 「碓井御封」延久年中実検勘文〔東大寺成卷文書第二四卷〕

平	大	紙	標註	本文
①平三一 〇三九（筑前国嘉麻郡司解案）	①東六一 六一（筑前嘉麻郡司解案）	1	田所 嘉麻郡司 碓井封田	嘉麻郡司解 申注進観世音寺御領碓井封田荒熟目録事 合佰伍拾壹町肆段式佰参歩 見作田捌拾陸町漆段、 荒田陸拾肆町漆段式佰参歩、 肆 里 参里 （二次的切断力）

〔一七枚〕

〔一一〕

（大寺大式藤原頼家外題案）
「下田所、

在御判。」

嘉麻郡司解 申注進観世音寺御領碓井封田荒熟目録事

合佰伍拾壹町肆段式佰参歩

見作田捌拾陸町漆段、

荒田陸拾肆町漆段式佰参歩、

肆

（二次的切断力）

参里

式拾伍坪壹町^{乍巳}、式拾陸坪^{（壹町脱カ）}陸段、式拾漆坪壹町^{乍巳}、

式拾捌坪壹町^{乍捌段}、式拾玖坪壹町^{乍肆段半、}参拾坪陸段^{乍佰式拾歩、}

参拾壹坪壹町^{荒巳}、参拾貳坪漆段^{乍参段、}参拾参坪壹町^{乍壹段小、}

参拾肆坪壹町^{乍肆段、}参拾伍坪坪壹町^{乍伍段、}参拾陸坪壹町^{乍伍段、}

荒陸段、参拾伍坪坪壹町^前、荒伍段、参拾陸坪壹町^前、荒伍段、

五 図

参里

式拾伍坪壹町 乍伍拾拾步、荒玖段大、 式拾陸坪壹町 乍漆段半、荒玖段半、 式拾漆坪壹町 乍伍拾拾步、荒玖段大、

式拾捌坪壹町 乍壹段、荒玖段、 式拾肆坪捌段 乍肆段、荒肆段、 式拾玖坪壹町 荒已、

参拾坪壹町 乍捌段、荒式段、 参拾壹坪壹町 乍捌段、荒式段、 参拾貳坪壹町 乍玖段、荒壹段、

参拾参坪壹町 乍漆段、荒参段、 参拾肆坪壹町 荒已、 参拾伍坪壹町 乍漆段半、荒式段半、

参拾陸坪壹町 乍壹段小、荒捌段大、

肆里

壹坪壹町 乍伍段、荒伍段、 貳坪壹町 乍伍段大、荒肆段小、 参坪壹町 乍已、

肆坪壹町 乍壹段、荒玖段、 伍坪捌段 乍已、^{〔漆二重米書乙〕}「陸」坪伍段 乍式段半、川成式段、荒佰捌拾分、^{〔栗、以下同乙〕}

漆坪伍段 乍已、 捌坪陸段 乍陸段、荒佰捌拾分、 玖坪漆段 乍已、

拾坪漆段 乍肆段半、荒参段半、 拾壹坪壹町 乍已、 拾貳坪壹町 乍肆段、荒陸段、

拾参坪壹段 荒已、 拾伍坪壹段 乍已、 拾肆坪漆段 乍参段、荒肆段、 拾伍坪漆段 乍捌拾步、

拾捌坪式段 乍漆段、荒壹段、 拾玖坪捌段 乍漆段、 式拾坪式段 乍已、

式拾壹坪式段 乍壹段、荒壹段、 式拾陸坪壹段 乍已、 式拾漆坪陸段 乍肆段、荒式段、

式拾捌坪玖段 乍漆段、荒式段、 式拾玖坪伍段 乍已、 参拾坪肆段 乍已、

参拾壹坪壹町 乍伍段、荒伍段、 参拾貳坪壹町 乍已、 参拾参坪壹町 乍式段、荒捌段、

(紙継目・朱印)

参拾伍坪漆段^{乍已}、参拾陸坪玖段^{乍式段、荒漆段}、
伍里

壹坪捌段^{乍已}、式坪漆段^{乍陸段、荒壹段}、参坪壹町^{乍漆段、荒壹段、川成式段}、

肆坪壹町^{乍漆段、荒参段}、伍坪壹町^{乍壹段、荒玖段}、陸坪壹町^{荒已}、

捌坪壹町^{荒已}、玖坪壹町^{乍玖段、荒壹段}、拾坪壹町^{乍捌段、荒式段}、

拾壹坪陸段^{乍已}、拾式坪捌段^{乍已}、

陸

参里

玖坪参段佰捌拾步^{乍已}、拾壹坪壹段佰式拾步^{乍已}、拾肆坪陸段^{乍参段、荒参段}、

拾伍坪陸段^{乍壹段、荒伍段}、拾陸坪参段^{乍已}、拾捌坪壹段佰捌拾步^{乍已}、

式拾伍坪参段佰式拾步^{乍式段大、荒式佰肆拾步}、式拾陸坪参段^{乍式段大、荒佰式拾分}、式拾捌坪壹町^{荒已}、

式拾漆坪陸段^{乍式佰肆拾分、荒伍段小}、式拾玖坪壹町^{乍已}、参拾坪壹町^{乍式段、荒捌段}、

参拾壹坪壹町^{乍式段、荒捌段}、参拾式坪壹町^{乍伍段、荒伍段}、参拾参坪壹町^{荒已}、

参拾肆坪壹町^{乍伍段、荒伍段}、参拾伍坪伍段^{乍已}、参拾陸坪参段^{乍式段、荒壹段}、

肆里

壹坪玖段^{乍已}、式坪壹町^{乍已}、参坪壹町^{乍佰捌拾步、荒玖段半}、

肆坪壹町^{乍漆段、荒参段}、伍坪壹町^{乍伍段、荒伍段}、陸坪壹町^{乍已}、

(紙継目・朱印)

漆坪壹町 乍伍段、荒伍段、 捌坪玖段 乍已、 玖坪壹町 荒已、

拾坪壹町 乍已、 拾壹坪壹町 乍式段大、荒漆段小、 拾貳坪壹町 荒已、

拾参坪壹町 乍已、 拾肆坪壹町 乍参段、荒漆段、 拾伍坪玖段 乍捌段大、荒小、

拾陸坪壹町 乍玖段、荒壹段、 拾漆坪壹町 乍已、 拾捌坪壹町 乍捌段、荒貳段、

拾玖坪肆段 乍参段小、荒貳佰肆拾分、 貳拾坪玖段 乍漆段小、荒壹段大、 貳拾壹坪漆段 乍式段、荒伍段、

貳拾貳坪参段 乍式段、荒壹段、 貳拾参坪伍段 乍壹段、荒肆段、 貳拾肆坪捌段 乍捌拾步、荒貳段、

貳拾伍坪肆段 乍佰肆拾分、荒已、 貳拾陸坪肆段 乍式段、荒貳段、 貳拾漆坪漆段 荒已、

貳拾捌坪貳段 乍貳拾步、荒已、 貳拾玖坪佰捌拾步 荒已、 参拾坪参段 荒已、

参拾壹坪玖段 荒已、 参拾貳坪伍段 荒已、 参拾参坪伍段 乍壹段、荒参段大、

参拾肆坪陸段 乍已、 参拾伍坪壹町 乍玖段半、荒佰捌拾分、 参拾陸坪玖段 乍佰肆拾分、 参拾柒坪拾分 乍已、

漆区
参里

拾参坪佰捌拾步 乍小、荒陸拾步、 拾肆「坪」〔拾「里」参書ス〕 佰貳拾步 乍已、 拾捌坪参段 乍捌拾步、荒壹段、

貳拾捌坪伍段 乍式段、荒参段、 貳拾玖坪参段 乍已、 参拾坪参段 乍式段半、荒佰捌拾步、

参拾壹坪参段 乍式段、荒壹段、 貳拾漆坪貳段 乍已、 参拾貳坪参段 乍已、

参拾参坪陸段 乍伍段、荒壹段、 参拾肆坪貳段 乍已、 参拾伍坪伍段 乍参段、荒貳段、

参拾陸坪肆段 乍已、

肆里

貳坪壹段貳佰肆拾步乍已、參坪貳段乍「佰」捌拾步、肆坪捌段乍已、

伍坪壹町乍貳段、陸坪壹段乍伍段、漆坪壹町乍佰貳拾步、

(紙継目・朱印)

捌坪壹町乍壹段半、玖坪壹町乍捌段、拾坪肆段乍貳段小、

拾伍坪漆段乍肆段、拾陸坪壹町荒已、拾漆坪壹町乍貳段、

拾捌坪壹町乍已、拾玖坪壹町乍玖段三步、貳拾坪壹町、

貳拾壹坪捌段乍漆段半、貳拾貳坪壹町乍陸段、貳拾參坪壹段荒已、

貳拾陸坪肆段佰捌拾步乍已、貳拾漆坪玖段貳佰肆拾步乍參段、貳拾捌壹町乍已、

貳拾玖坪陸段乍伍段、參拾坪貳段乍佰貳拾步、參拾壹坪貳段乍已、

參拾參坪貳段乍已、參拾肆陸段乍肆段、參拾伍坪捌段乍伍段、

捌図

参里

參拾壹坪壹段乍陸拾步、

參拾貳坪壹段乍陸拾步、

右、依今年二月廿二日官符并同年四月十六日

府符、同八月廿三日到來庁宣云、神社仏寺院

宮王臣家諸庄藪、或停止寛徳二年以後之新

立庄、或嫌僥倖地相博臆、或恣駟平民籠隠公

田。或無定坪付庄、或諸庄藪所在領主、田畠惣數、慥

注子細可經言上之由、被下宣旨者。依庁宣旨、府国

(二次的切断力)

公驗

并本寺使共、封内見作荒田、依数所勘録也。但公驗定
佰伍拾壹町肆段貳佰参歩之外、致勘出田者、具載別
紙所注進如件。以解。

延久元年八月廿九日大領代僧在判

(紙継目・朱印)

大領代

函師

判官代

国使

函師判官代王則季

書生

書生判官代直在判

目代

目代業生橘在判

府使

少監多治在判

(觀世寺所可署判)
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文

進上之。

保安元年六月廿八日權都維那從儀師「淨譽」(自署、以下同シ)

都維那從儀師「覚珠」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「経暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府官人等署判)
「大宰府」

正六位上行大典藤原朝臣

從二位行權中納言兼權源朝臣(重登) (花押) 從五位下行大監紀朝臣

少貳兼筑前守從五位下源朝臣(季忠)

從五位下行大監秦宿祢 (花押)

(紙継目)

從五位下行大監紀朝臣(有賴) (花押)

從五位下行大監御春朝臣（花押）
少典闕

○印記 「觀脩里印」一二アリ。

○影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（成卷文書）（二十一―二十五）九』（一九五八年四月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（十九―二十四）五』（一九九二年三月撮影）。

○参考文献 鏡山猛「筑前確井封條里復原考」（『九州史学』第六号、一九五七年）、川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』（嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年）、『確井町誌』（同町、一九八二年）、鈴木利男「国司の対莊園政策よりみる延久莊園整理令の意義について」（『史学研究』第二三〇号、二〇〇〇年）、飯塚市史編さん委員会編『飯塚市史 上巻』（飯塚市、二〇一六年）。

6. 「（確井御封）山口造寺等文書」（東京大学文学部所蔵文書）

平	大	紙	標註	本文
①平四十一 三九五（筑 前国觀世 音寺三綱 解案）	①東別一 一四（確 井封山口 造寺村卷 文案） （一）（觀 世音寺三 綱等解案）	1	安樂寺 確井御封 山口村 公驗	<p>〔編纂書〕 二十一</p> <p>〔第二二〕</p> <p>〔大字少式藤原盛房外題案〕 可令弁申子細之由、可牒送安樂寺、但於擲取 男女等者、可令免行。 在少卿判 盛〔房〕〔卿アルカ〕</p> <p>觀世音寺三綱等解 申請 府裁事</p> <p>請被糺行安樂寺權勾当不知名僧并神人等、到著寺領確 井御封字山口村住人越知正道私宅、三月晦日巳時、擲取女 一人、子時追捕男一人愁状</p> <p>副進、正道解状一紙</p> <p>右、伴山口村之沙汰、去年之間、彼寺所司雖愁申、不進府公 驗。或申云、於公驗者、被著宝藏於御封。仍不能被対決。今須 長吏下向之日、進府所帶公驗、即申上其沙汰也者。爰寺家三 綱等、以彼所司等之陳申之旨、今即申上 府底、擬令相 沙汰之庭〔地方〕、彼所司等不參上。度々雖有其召、于今不参向之 間、件權勾当不令知彼封司、只正道之私宅乱入、昼擲取女、夜</p>

追捕男之条、未知其理。望請 府裁、召上彼寺公驗、欲被対決、以解。

承德二年四月一日權都那法師

都維那法師

權寺主從儀師永与

寺主威儀師長範

權上座威儀師源尊

上座威儀師

(紙継目・朱印)

安樂寺牒 觀世音寺 衙

来牒壹紙 被載請依府判旨、被免除男女二人状

牒、今月四日牒今到来僂、牒、得碓井御封山口村住人正道解
状僂、以去三月廿九日巳時許、權勾当隨身土師庄司等到
著正道私宅、不令知在地封司、称有幸沙汰、追取女一人了。

即又同日夜半、件勾当士卒等困来乱入私宅、追搦男一人也

者。爰三綱等相副正道解状、申上府底之处、著遣府使、雖被

沙汰、彼權勾当及余所司不参府者。其御外題云、件男女二人可

免除者。相副解状、移牒如件。乞也、依府判理為被沙汰返、今録子

細、以牒者。就衙牒状檢案内、件男女二人之事、先日付府帖状、召問

寺家使權勾当快珎之处、申云、件如盜抱宮寺御領山口菌桑、

逃籠彼男宅之間、雖搦取、依不付繩誡禁。又盜取桑手絹十疋

袴等逃去了。因茲為沙汰、搦本之宅主之由可申也者。如進府帖

状、於男者為奉免所遣召也。到来之日可進府也。至于女者、被

尋給之後、可随沙汰之状如件。以牒。

承德二年四月五日

權少別当大法師 在判

上座大法師 在判

②平四十一 ②東別一 2

三九六(筑 一四一(二)

前国安樂 (安樂寺

寺牒案) 牒案)

安樂寺

碓井御封

山口村

山口菌

④平四十一 三七九(大)	④東別一 一四一(四)	③平四十一 三七六(筑)	③東別一 一四一(三)
宰府政所 (大宰府)		前国碓井 封山口村 住人注進 住人注進 状案)	山口村 住人等言 上状案)

府政所 安樂寺	碓井御封 山口村 安樂寺
------------	--------------------

寺主大法師
都維那大法師 在判
權寺主大法師

權都那法師

知事法師

政所勾当法師

政所勾当法師

公文勾当法師

碓井御封山口村住人等謹言

注進安樂寺使乱入御封、押取人馬等日記事

合

人式人

字小入道法師 国元從者、 石王丸 僧寂禪子

馬式疋

末貞馬壹疋 白鼠毛女馬

光任馬壹疋 鼠毛馬

右、件人馬、山口村分、且注進如件。

永長二年六月廿六日物上末貞

伴国元

三宅光任

僧寂禪

「案之案文」

府政所牒 安樂寺 衛

(大宰府外題案)
「在府判。」

(紙継目・朱印)

欲被早返行觀世音寺三綱等訴申碓井御封民并駄等事
牒、得彼解狀備、依実正言上、任安楽寺返帖狀、且被停止彼寺

(紙継目・朱印)

所司謀計、且可被糺返神人等恣入乱御封内搦取封民式人、
押取役駄式疋狀。右、件山口造寺村者、碓井御封四至内、寺領
年久。注由諸於度々申文、雖經府覽、彼寺所司依無指公
驗、寄事宝蔵、無心対決。因之去今兩年、随留守元範之「制」
止、彼寺所司等不申沙汰之。今彼人上洛之「後」、非理応沙汰
者。猥發遣神人等、被押取質物之、不穩之事也。抑為宮寺
御領經年序、被陳申之条無謂。件地前々別当安覚大法師、
以寛治二年春被進宮之由、去年勘狀眼前也。其後時節
不幾、何謂經年序哉。又前々別当無其沙汰、何元範之時、可
改往古例乎。被糺決先例之日、無隱歟。彼陳申之条、又以無
謂。前々別当安覚大法師者、為彼寺氏人之上、去任之後、彼別
当被進宮之由、見勘狀。何彼時在此沙汰哉。又前別当隆昭
大法師者、彼寺別当阿闍梨之弟子也。依為師主沙汰、成其
憚、不致沙汰也。以彼兩代例、不可為証者也。有其以前之証者、
可被出申歟。然者、当任始所訴申之也。雖然兩寺未蒙
裁報、何猥發遣神人、凌礫封民哉。又封民取合神人者、不可
取質物。何神人打凌寺人、以無実被訴申哉。所被打之封
戸、既勅施入之寺人也。豈輕其咎哉、且被言上 官、且為被
糺返件質物等者。但於進 官府解之牒者、随安楽寺
返牒之趣、可左右之事歟。抑至于封民并駄等者、欲返行
之狀、牒送如件。乞也、衙察狀依件行之。以牒。

(紙継目・朱印)

少監豊嶋真人

大監紀朝臣

大監紀朝臣

⑤平四十一
三七八(筑
前国天満
宮安樂寺
留守所牒
案)

⑤東別一
一四一(五)
留守所牒
案)

6

天満宮安
樂寺
碓井御封
山口造寺
村
留守目代

永長二年六月廿九日

大監御春朝臣
少監大藏朝臣
大監惟宗朝臣
大監秦宿祢
監代大中臣朝臣在判
監代藤原朝臣在判
監代惟宗朝臣
監代「清」原朝臣在判
監代菅乃朝臣在判
監代伴朝臣在判
監代藤原在判
監代伴在判
監代大中臣在判
大典宗形
典代橘

天満宮安樂寺留守所牒 府政所衛
来牒 被載欲被且弁申子細、且所申実者、停止濫行、觀世音寺
三綱等訴申寺領碓井御封發遣數十神人、恣如追捕
令陵礫封民事

牒、衙牒備、牒得彼解状備、件寺領山口造寺村苧桑之

沙汰子細、注載度々進府申文、令言上了。而留守目代
元範上洛之後、彼寺所司等不触当寺、恣發遣數十神
人、令勘責之由承之。以昨日蒙府裁之處、彼神人等
不待裁封報方凌礫之由承之以昨日蒙府裁之處報方彼神
人等不待裁報凌礫封民。或見恥、或追搦之条、尤不

(紙継目・朱印)

封戸

田堵

府政所

当也。抑当寺封是無止官封戸二百烟之内寺人也。何

彼寺以神威、恣令陵礫寺人哉。就中有彼寺理者、留「守

元範」著寺之時、可有沙汰。何伺彼上洛之隙、入乱封内、令

致濫行之条、是似無其理矣。望請府裁、為被召決彼寺

所司等、勒子細言上如件者。且弁申子細、且所申実者、可

停止濫行之状、牒送如件。乞也、衙察状、依件行之。以牒

者、件山口造寺村為宮寺御領、已經年序。而彼留守

目代元範著寺之後、如云々者。不尋先例、恣致旁苛政

之間、以「件」宮領、所稱確井領也。縱雖可為彼四至内、前々

別当等無其沙汰。何元範之時、可改往古例乎。被糺決

先例之日、無其穩敷。抑発遣敷「十」神人、陵礫封民之

條、「尋」問沙汰人之処、全無実之由所申也。但当宮使者行

向、任何相催桑手苧等之間、年来究濟之輩、依為

彼封田堵、寄事於左右、或成方心於彼方、或為遁当

寺責、取合使者、所擬致狼藉也。專無陵礫彼等云々。然

(紙継目・朱印)

則、依年来宮領沙汰、何伺元範上洛之隙乎。仍雖無

寺家方心、召住人等尋間先例、為被停止彼三綱非「例」

之訴、牒送如件。乞也、「衙」察状。以牒。

永長二年六月廿八日 知事法師

權少別当大法師定昭 權都那法師良寂

修理別当大法師 都維那法師明寂

上座大法師永珍

寺主大法師

權寺主大法師

「案之案文」 「在府判」

府政所牒 安樂寺 衙

安樂寺
碓井御封

山口造寺
村

欲被且弁申子細、且所申実者、停止濫行、觀世音寺三綱
等訴申寺領碓井御封發遣數十神人、恣（加）如追捕、令
陵磔封民事

陵磔封民事

牒、得彼解狀備、件寺領山口造寺村苧桑之沙汰子細、
注載度々進府申文、令言上了。而留守目代元範上洛之
後、彼寺所司等不觸当寺、恣發遣數十神人、令勘責
之由承之。以昨日蒙府裁之處、彼神人等不待裁
報陵磔、或見耻或追捕之条、尤不当也。抑当寺
封是無止官封戸二百烟之内寺人也。何彼寺以神
威恣令陵磔寺人哉。就中有彼寺理者、留守元範著寺

（紙繼目・朱印）

之時、可有沙汰。何伺彼上洛之際、入乱封内、令致濫行
之條、是似無其理矣。望請 府裁、為被召決彼寺所司
等、勒子細言上如件者。且弁申子細、且所申実者、可停止
濫行之状、牒送如件。乞也、衙察状、依件行之。以牒。

少監豊嶋真人

大監紀朝臣

大監紀朝臣

大監御春朝臣

少監大藏朝臣

大監惟宗朝臣 在判

大監紀朝臣

監代藤原朝臣

監代紀朝臣

監代惟宗朝臣

監代菅乃朝臣 在判

監代伴朝臣 在判

監代藤原 在判

⑦平四十一
三七五(大
宰府政所
牒案)

⑦東別一
一四(七)
政所牒案)

9

府政所
安樂寺
碓井封
造寺村
公驗

府政所牒

安樂寺衛

〔天宰府外題卷
「在判」〕

永長二年六月廿六日

監代竹志
監代安マ朝臣在判
監代伴朝臣在判
監代橘朝臣在判
監代大中臣
監代橘朝臣

(紙継目・朱印)

欲被弁申子細、觀世音寺三綱等訴申、当寺所司不決
理非、發遣神人等、令徵碓井封内造寺村苧桑直事
牒、得彼觀世音寺解狀稱、請被殊任先日進府子細申
文旨、停止安樂寺所司等不進府於公驗、猥發遣神人等、
令徵寺領碓井封内山口造寺村苧桑直子細狀。右、謹
檢案内、件山口造寺村者、碓井御封内也。彼寺無指公驗、
以神威件安樂寺領地之日、以去年八月之比、訴申前
府之時、勘狀已了。令進府於公驗之間、為当寺領之
由明鏡也。随又彼寺不徵苧桑直者也。又当寺以去
三月 日、依蒙府裁、被送府帖於彼寺。仍同月十日
返帖云云。当寺又依彼寺返帖狀、進府子細申文。因之
彼寺同月十八日重返帖。又当寺籠件返帖狀、重進府
子細申文已了。爰相待裁報之处、彼寺所司等、以去
廿二日發遣数多神人、乱入御封内、令推徵之条、未知理
致。望請府裁、令進府彼寺公驗、对決理非之間、為
被停止神人之濫吹、注子細言上如件者。欲被弁申子細
之状、牒送如件。以牒。

少監豊嶋真人

大監紀朝臣

權少監豐嶋真人

大監紀朝臣

大監御春朝臣

少監大藏朝臣

大監惟宗朝臣在判

大監紀朝臣

監代藤原朝臣

監代源朝臣在判

監代惟宗

監代佐伯朝臣在判

監代伴朝臣在判

監代藤原朝臣在判

監代橘朝臣在判

大典酒井朝臣

典代橘朝臣

永長二年六月廿五日

〔觀世寺所司書判〕
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔自著、以下同〕「淨誓」

都維那從儀師「覺珎」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

〔紙繼目・朱印〕

〔紙繼目〕

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府官人等署判)
「大宰府」

從二位行權中納言兼權 源朝臣(花押)(重徳)

正六位上行大典藤原朝臣
從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監秦宿祢(花押)

少式兼筑前守從五位下源朝臣(季忠)

從五位下行大監紀朝臣(花押)(有賴)

從五位下行大監御春朝臣(花押)(重貞)

少典(闕)

(與兼書)
「碓井」

○印記 「觀脩里印」一五アリ。

○伝来過程 東大寺↓蛭川式胤↓根岸武香↓東京大学文学部。

○影写本・写真帳等 影写本『根岸文書一』(一九〇〇年七月影写)、影写本『觀世音寺文書(東京大学文学部所蔵)』(一九四四年一〇月影写)、写真

帳『觀世音寺文書(東京大学文学部所蔵)』(一九七九年七月撮影)。

○参考文献 川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』(嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年)、『碓井町誌』(同町、一九八二年)、飯塚市史編さん委員会編『飯塚市史 上巻』(飯塚市、二〇一六年)、米田雄介編『蛭川式胤「八重の残花」』(中央公論美術出版、二〇一八年)。

7. 「(金生御封) 本公驗」〔現存未確認〕

8. 「(大石山北両御封) 本公驗」〔現存未確認〕

9. 「(把岐御庄) 中嶋公驗」〔現存未確認。題籤残存〕

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三六六」 「觀世音寺」 「把岐御庄公驗」(中嶋)

10. 「(把岐御庄) 松永法師相論文書」 「東南院文書第七帙第九卷」

平	大	紙	標註	本文
①平四十一 二七八(大 宰府下文 案)	①東三十八 五七(筑 前国觀世 音寺領抱 岐庄文書 案)一(一) (大宰府 下文案)	1	雜掌 上座郡 把岐庄 宮前山 表木 康柱 公驗	<p style="text-align: right;">(編纂者) 一六枚</p> <p style="text-align: right;">(大宰権帥藤原伊房外題卷)</p> <p style="text-align: right;">「在判。」</p> <p>下 筑前国雜掌 可停止松永法師妨、令觀世音寺領知桑垣老处事 在上座郡把岐庄内</p> <p style="text-align: center;">四至 東限大路、南限古河、 西限宮前山并表木、北限康柱、</p> <p>副下調度文書等</p> <p>右、依彼此訴、尋子細之処、松永法師所進公驗不分明者、停止松永法師妨、可令觀世音寺領掌之状、依上宣、所仰如件。</p> <p style="text-align: center;">寛治三年九月廿二日</p> <p style="text-align: center;">少監清原朝臣 <small>在判</small> 監代藤原朝臣 <small>在判</small> 監代菅乃 監代小乃 <small>在判</small> 監代安マ</p> <p>公文所 <small>(大宰府外題卷)</small> 「一年来依弁来寺可領。」</p> <p>勘注依觀世音寺三綱觀秀等訴、召問松永法師相論 桑垣子細事</p> <p>三綱觀秀等進公驗</p> <p>一枚、長保四年二月卅日府下文、可任代々公驗、令觀世 音寺領掌上座郡把岐庄所領田地事</p> <p style="text-align: center;">(紙継目・朱印)</p>
②平四十一 二七八(大 宰府公文 所勘注案)	②東三十八 五七(二) (大宰府 公文所問 注勘状案)	2	公文所	

御厨	筑後国 生葉郡 中嶋	贄人	刀祢
<p>在筑前国上座郡、</p> <p>四至 <small>東限大路、南限古河、西限宮前山并表木、北限康柱、</small></p> <p>一枚、寛治三年六月七日、散位頼行朝臣下文云、下松永法師、可早停止号御厨御領所觀世音寺永代御領地</p> <p>押妨事</p>	<p>松永法師進文書</p> <p>一枚、寛仁五年四月十三日、羽鳥秀高蒙寺家裁申文判云、件桑区依有事疑、暫檢知、然而依無所拋、免除既畢。在檢校大法師判</p> <p>在筑後国生葉郡字中嶋地、</p> <p>四至 <small>東限五六条切繩、西限觀慶領地子午宮畔、南限古川來相前、北限大川、</small></p> <p>一枚、長元三月廿五日、羽鳥助益蒙符裁申文御外題云、兩度券文并国郡判明白、可領掌也。雖公寺、至于無理不可相妨之。</p>	<p>一枚、治安四年四月三日、贄人羽鳥助益蒙筑前国裁申文外題云、如愁状并前檢校与判者、助益所領之由、已以明白也。何背其旨、今俄有其妨哉、任請度文書、早可領掌之。</p> <p>一枚、寛弘四年三月十一日、贄人羽鳥高秀高蒙筑後国生葉郡司裁申文云、件地如愁状、生葉郡内也。專</p>	<p>非上座郡把岐庄内。可愁公底。但各国堺大河為限。仍与判之。</p> <p>一枚、長徳二年正月十日、羽鳥秀高請随近刀祢等判文乃刀祢判云、件地先祖領掌已分明也云。</p> <p>三綱等申云、件地往年寺領也。而件松永法師、或時、募御贄</p>

(紙継目・朱印)

前国觀世
二七五(筑
③平四一
一) ③東三十八
一) (觀世音

公驗
宇野御厨

案主書生

公驗

人之威、或時又号御厨御領、今年始押擿桑葉、并責
取麦地子等之条、尤不安。但於募厨之威者、頼行朝臣
可停止松永法師妨之由、奉下文先了者。任往平寺
家領知之旨、被裁許申者、其由如何。

松永法師陳申云、件地贄人源順先祖相伝所領也。随彼

先祖次第伝領^{之天}、致御菜備哉。而為彼贄驅士、所

致此沙汰也。但彼寺以從大河北筑前国上座郡公驗^天

從河南筑後国生葉郡^乃、順先祖領地擬押取之条、

相違顯然也。只被下実檢使、可被決件非掌妨^之申。

以前条、公驗・申調勘注如件。但寺家公驗、筑前国上座

郡大河^{与リ}北也。於北者從河南候之由申、又^之松永法師公驗、

從河南筑後国生葉郡字中嶋也。但寺家公驗、南限古

河之由注条、從古河北^乃新河、何時分流哉者。各所申暗以

難知、故遣下実檢使、臨地領問^之在地古老人等、可被決事

歟。抑左右在御定。

寛治三年九月廿日案主書生紀

監代竹志

監代小乃^{在判}

監代藤原

監代早良^{在判}

監代大中臣^{在判}

少典清原

大典清原

(紙繼目・朱印)

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

言上 式筒条愁状

一、請特蒙 裁定、任公驗理并宇野御厨別当下文旨、被停止松永法師

妨、令弁濟寺領把岐庄四至内字中嶋地所在桑麻作畠地
子等事

(天守府外題卷)
「可問松永法師。」

副進公檢并御厨別当下文等

右、件御蘭地、筑前国上座郡把岐野二万千代、依官省大宝三年十月日符旨、府国施行而被寄置也。其後三百八十餘載、專無他好。

然間松永法師或時号大府贄人、動騷擾所部、不弁作畠地子并桑葉等。加之今年急就宇野御厨之辺、或称寄進負物之代、或

又懸礼於桑枝、雇請彼厨家預專当人長、押擺桑葉、徵責作畠地子。如此違濫不可勝計。爰三綱等詳知非家加制止之処、

件人等对捍為宗、誠雖猾民之濫惡、寺家忽難決斷。唯仰欲蒙 府裁之間、數句推遷、寺家難治、真大斯焉。因之

注子細牒送御厨衙之処、地在別当官可停止松永法師不當妨之由、下文於寺家進已了。伏尋元由、松永法師不在地、其人

以先年寺家上座威儀師故永禪在京之時出来童子也。年来服仕之間、於此土在俗之名松永、出家名勝円法師也。居住庄

内、而不弁作畠地子桑葉直者也。望請 府裁、召上松永法師、礼定子細之至、住 寺家公驗理、被停止他妨、将弥仰 聖朝

御願之不朽矣。
一、請被賜 府宣、任先例、無減數立用筑後国例進修理米

年別佰式拾漆斛陸斗陸升事 (天守府外題卷)
「可尋傍例。」

右、件米為筑後国例進、被割置寺家之後、經數拾代之処、代代国吏任本數被立用、是恒例也。而号交出料、石別減二斗被立用

之由、所進人等申来、非例之致尤在斯。加之去寛治元年在地国初任也。爰任例數立用先了。何今忽背先例哉。望請 府裁、被

賜 宣旨於在地国、任例數、為令進濟、言上如件。
以前、条事、言上如件。望請 府裁、任各道理被裁定、将断向後非例

(紙継目・朱印)

④平四十一
二七二(散
位藤原賴
行下文案)

④東三十八
五七一(四)
厨別当(藤
原賴行)
下文案

6

御厨

矣。今勒事状、以解。

寛治三年八月十七日權都那法師安耀

都維那法師睿道

權寺主大法師堅尊

寺主大法師

權上座威儀師永与

上座威儀師觀秀

下 松永法師

可早停止号御厨御領所 觀世音寺永代御領地押妨事

右、於無御厨之留守所^{所_付}訴、押妨之由、有其訴、若有

道理者、隨身調度文書、於參向御厨、可令沙汰

也。沙汰之間、彼妨可停止之状、如件。

六

寛治三年二八月七日

散位藤原^(賴行)
在京

^(觀世音寺所可署判)
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師

都維那從儀師「覺珎」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師^{在京}

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

檢校大威儀師「源尊」

(紙繼目・朱印)

	7		
			<p>〔大宰府官人等署判〕 一 大宰府 從二位行權中納言兼權 源朝臣〔花押〕_(重忠) 少式兼筑前守從五位下源朝臣_(季忠) 正六位上行大典藤原朝臣 從五位下行大監紀朝臣 從五位下行大監秦宿祢〔花押〕_(有賴) 從五位下行大監紀朝臣〔花押〕 從五位下行大監御春朝臣 少典闕 〔紙継目〕</p>

〔奥裏書〕*第6紙裏
 〔把岐〕

○印記 「觀脩里印」一一アリ。

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三六七」「觀世音寺」「把岐御庄松永法師相論公驗」

○伝来過程 東大寺↓皇室。

○影写本・写真帳等 写真帳『正倉院文書二五三(東南院七帙六〇一〇)(表)』(一九七〇年二月頒布)、写真帳『正倉院文書二五四(東南院七帙六〇一〇)(裏)』(同上)。

○参考文献 藤本頼人『中世の河海と地域社会』(高志書院、二〇一一年) 北村安裕「寺領の歴史的展開―筑前国觀世音寺領把岐野を例として―」(同『日本古代の大土地経営と社会』所収、同成社、二〇一五年。初出二〇一三年)。

11. 「把岐御庄」勘返田沙汰文書〔横浜市立大学所蔵文書〕

平	大	紙	標註	本文
①平一〇、四九五四(大宰府政所下文案)		1	把岐庄 勘返田	<p>〔編纂書〕 二六枚 〔二二〕 <small>(大宰権帥大江匡房外題卷 「在判」江帥御判。)</small> 府政所下筑前国 応依前例、觀世音寺所司訴申寺領把岐庄内 号有勘返田、別当法印非常之間、不触寺家、</p>

木麻呂殿

令入勘府国使由事

右、得彼寺所司今月十五日解状稱、請被特任
往古勅施入并當時 院宣等、停止当寺領把岐

庄内号有勘返田、国司乍遵（印ノ察リ消シニ重キ書乙）「行」 院宣、依別当

法印非常、忽忘先日国免判、暗申成府下文、不触寺

家、俄府国使相共入勘御庄、令滅亡御願資儲、不当

子細状。右、謹案旧記、件御庄者木呂殿東之山下、以

本願天皇御遊荒野、所被寄進之根本御庄也。因之

四至内水田等、併以大宝年中所被施入也。然而世

及澆季、弃本就末之間、忽諸先帝勅宣、欲旧御

願資儲之輩、称公地之荒野、暗諫請府国判。經年

月之後、号有公驗、相語国司、被勘返之時、所司等年

来愁嘆、不散鬱之刻、別当法印申成 院宣、被下遣

御使義保之時、府国遵行之後、彼御使府国使相共、

（紙継目・朱印）

石清水

任寺家所進文書理、実檢已了。又随件勘状令進

覽院了。爰雖有別当法印非常、依 院宣、故法印

弟子石清水修理別当光清、拜任当寺長吏已了

者、依当寺沙汰、 院御使下向在近云々。爰申請府国

御判之事者、為向後証文也。何令遵行 院宣給府

国御在任之時、可被勘返件田等哉。望請、府裁、且

任先帝勅施入、且依當時 院宣、如先日勘状、令停

止件妨、被召返府国使者、將知朝威之重。仍注子細

言上如件。以解者。權中納言兼都督大江卿宣、可依

前例之由下知者、所仰如件。国「宜」（宣ニ重キ書又）知状、依件行之。

大監秦宿祢 在判

少監一一一

大監紀朝臣 在判

③平一〇

②平一〇
四九五一
(筑前国
司庁宣案)

4

3

把岐庄司

上座郡
原庄

下把岐庄司

庁宣 〔空白二番キ入レカ。墨色薄シ〕
〔空白二番キ入レカ。墨色薄シ〕 一上座郡司
 可早免除観世音寺所領原庄勘返式町 〔空白二番キ入レカ。墨色薄シ〕 一式段事
〔空白二番キ入レカ。墨色薄シ〕 一右、依有本寺一訴、可免除之状、所宣如件者。宜
 承知、依件早免除。以宣。
 応徳元年九月廿三日
〔兼彼カ〕 少式兼大介源朝臣 在判

康和三年三月十六日

監代宗形朝臣
 監代宗形朝臣 在判
 監代伴朝臣 在判
 監代安部 在判
 監代安部 在判
 大典菅乃

大監紀朝臣
 大監惟宗朝臣 在判
 大監大蔵朝臣
 大監秦宿祢
 権大監藤原朝臣
 大監紀朝臣
 監代大蔵朝臣 在判
 監代大中臣朝臣 在判
 監代小野朝臣

(紙継目・朱印)

(紙継目・朱印)

四九四七
（大宰府
政所下文
案）

④平一〇一
四九四三
（筑前国
司庁宣案）

5

勘出田

公驗

上座郡

把岐庄

図里

可任先例并国判等旨、停止勘出田壹町事
右、得觀世音寺三綱等解状云、件庄四至内本自無牢籠
田。而去承曆元年国檢田使背往古之例、号堺田、
注付公田之時、国司任公驗理、成免判先了。而今檢田使
猶越堺内、又更勘出之旨、未知其理者。任先例并国判
等之旨、可停止之状、依 上宣、所仰如件。

永保二年二月十一日

大監紀朝臣

大監紀 在判

監代伴 在判

監代高橋 在判

大典直

序宣

〔空白ニ書キ入レカ。墨色薄シ〕
「上座」郡司

可為如旧寺領觀世音寺三綱等訴申把岐庄

四至堺論田式坪事

式図肆里式坪、拾壹坪

右件田、任權少監豐鳴真人避文之旨、如旧

可為寺領之状、所宣如件。郡宜承知、依件行之。

故宣。

承曆二年三月廿二日

大介藤原朝臣 〔成季カ〕 在判

〔觀世音寺所司署判〕
「件公驗、為本寺沙汰、書移案文、進上之。」

保安元年六月廿八日權都那從儀師 〔自署、以下同シ〕 「浄誉」

都維那從儀師「覚珠」

（紙継目・朱印）

①平四十一 三一七(筑 前国觀世 音寺三綱 等解案)	①東七十三 二八(黑 嶋莊公驗 案)一(一) (觀世音 寺三綱等 解案)	2	1
--	--	---	---

黑嶋庄 把岐庄	上座郡 收納使 勘返田	庁政所 上座郡司 黒嶋庄
------------	-------------------	--------------------

(大宰式藤原長房外題卷)

「一件黒嶋并把岐庄等勘出
早可免除、不可寄徴之。」

(端裏書)
「八枚」

在判。」

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

請被重裁定、為上座郡收納使、不承引国符、押徴黒

嶋庄・把岐庄等勘返田官物等事

右、件兩庄之中、黒嶋庄田本数十九町六段也。而町坪之

内、所勘出之田、依不応、蒙 国裁之处、裁免早了。又把

岐庄、同不知四至仟佰、押入勘返、随又注子細言上、同以

免除。雖然收納使不承引件免符、押徴之旨、不知其

理。為被裁定、言上如件。以解。

寛治七年正月廿五日権都那法師

都維那法師 在判

権寺主大法師源尊

権寺主大法師良朝

寺大法師 (主殿)

権上座大師 (法監)

上座大法師

庁政所下 上座郡司

可早免除黒嶋庄田作人訴申、府御儲所御湯櫃

板事

右件板、引勘支配応条之处、(等、若シクハ他ニ重テ書ク)「旁」不令下知。而

(紙継目・朱印)

大納言使勘責之由、有其訴者、可免除之状、
所仰如件。以下。

寛治六年十一月廿六日

③平四十一 三一五(筑 前国司庁 宣案)	③東七二三 二八一(三) (筑前国 司庁宣案)
④平四十一 三一二(筑 前国司庁 宣案)	④東七二三 二八一(四) (筑前国 司庁宣案)
⑤平四十一 三一四(散 位某書状 案)	⑤東七二三 二八一(五) (散位某 書状案)

3

目代	上座郡司 黒嶋庄 凶里	上座郡司 黒嶋庄 把岐庄 勘出田	黒嶋庄 臨時雜役
----	-------------------	---------------------------	-------------

權大象平朝臣^{在判}
權大象菅原^{在判}
目代
散位菅乃朝臣^{在判}
散位橘朝臣^{在判}

庁宣 上座郡司
可如本免除黒嶋庄田勘返老町事
五凶四里卅二坪

右件田、雖勘返、依寺家申請、可免除之状、
所宣如件。郡宜承知、依仰行之。以宣。

寛治六年十一月廿六日

少式兼大介藤原朝臣^{在判}

庁宣 上座郡司

可早免除觀世音寺所領庄黒嶋・抱岐等勘出^田

田事

右、件有本寺訴、可免除之状、所宣如件。

郡宜承知、依件早免除。以宣。

寛治六年九月五日

少式兼大介藤原朝臣^{在判}

黒嶋庄田分臨時雜役庁宣
中、直進上之。忽々間不能他事。
謹言。 即刻、散位^{在判}

(紙継目・朱印)

⑥平四十一 三二三(筑 前国司庁 宣案)	⑥東七二三 二八一(六) (筑前国 司庁宣案)
⑦平四十一 二六八(筑 前国觀世 音寺三綱 解案)	⑦東七二三 二八一(七) (觀世音 寺三綱等 解案)

4

上座郡司 黒嶋庄 臨時公事 宇佐勅使	黒嶋庄 勘返田 八丈糸 白綿
-----------------------------	-------------------------

庁宣 上座郡司

可早免除黒嶋庄田分臨時公事等事

右、件公事等、宇佐勅使、大卿御上下向雜事等、可免除之状、所宣如件。郡宜承知、依件免除之。以宣。

寛治六年十月九日

少弐兼大介藤原朝臣

(国印)
在判

「可免除之。判。」

(紙継目・朱印)

觀世音寺三綱等解 申請 国裁事

請被特任先判旨裁免、号黒嶋庄勘返公田壹町捌段

大分勘責糸綿等状

八丈糸式両、綿式両參分參朱

右、件勘返田、從滿町坪之内、被勘出剩田也。而去年

注子細、蒙 国裁之日、早以被 裁免先了。随則仰

(マシ) 明政貴之処、尚称件分、八丈糸并白綿之使、押

責之旨、尚不知其理者。任 先判、為被裁免、言上如件。

望請 国裁、被裁免、重仰 嚴重矣。以解。

寛治二年壬十月八日權都那法師永与

都維那法師

權寺主從儀(師脱)源尊

寺主大法師隆明

權上座威儀師

上座威儀師

読師大法師

勘出田

図里

把岐庄
勘出田
宮前山
表木
康柱

注進本公驗田拾玖町陸段

(紙継目・朱印)

五図四里二一六反、三一丁、四一丁、五一丁、八一丁、九一丁、十一丁、十一一六段、十四一三段、十五一丁、十六一丁、十七一丁、廿一丁、廿一一丁、廿二一丁、廿三一丁、廿六一丁、廿七一丁、廿八一丁、廿九一丁、卅一丁、卅二一段、
檢田使勘出田壹町捌段

五図四里二一内一段半、四一内三段六十歩、五一内一段、八一内半、九一内三段、十二一内一段、十六一内半、十七一内一段、廿一一内一段六十歩、廿三一内一段、廿六一内一段六十歩、廿七一内一段六十歩、廿八一内一段六十歩、廿九一内一段六十歩、
右、謹案本公驗、本数十九町六段、坪々之中十八町者満町也。残四箇坪并一丁六段也。但此中廿三坪一町者、見地七段、陸畠三段也。
仍為不足之上、満町之坪内、豈有勘出田乎。而今檢田

書生郡司等、件坪々之内、或三段余、或一段半、十四箇坪内所勘出也。抑云田坪々相並、仟佰直亘、無曲入之坪。望請
国裁、任公驗理、為被裁免坪坪勘出田。言上如件。
(田所勘案)「可遣実檢使也」(在判)

一、同請裁免、寺領抱岐庄四至内勘出公田壹町貳段事
(案前田可外題卷)「暫可停止使責之」(在判)

四至 東限大路、南限古河、
西限宮前山并表木、北限康柱、

右、件庄田地、限四至更無一步公地。而今郡司書生等、破四至而入勘、恣立図里所勘出也。為愁莫過於斯、同為被裁免、言上如件。

以前条条、子細如右。乞也、衙察之状、任道理被裁糺定者、将仰不巧御願嚴重矣。以牒。

応徳元年八月廿一日權都那法師永与
權都那法師安耀

(紙継目・朱印)

講師兼別当大法師隆昭
読師大法師
都維那法師経慶

上座「威」儀儀二重本寺也大法師観秀

権上座威儀大法師観俊

寺主伝燈大法師隆明

権寺主伝燈大法師睿範

権寺主從儀大法師良朝

権寺主殿主從儀大法師

権寺大法師源暹

黒嶋庄始立公験案文

合拾玖町陸段

五匁四里二段、以下同之六段、

三丁、四丁、五丁、八丁、九丁、

十一丁、十一丁六段、十四丁三段、十五丁、十六丁、十七丁、廿一

丁、廿一丁、廿二丁、廿三丁、廿六丁、廿七丁、廿八丁、

廿九丁、卅二丁、卅三丁一段、

右、公験之府符、以治安二年十一月二日給筑前国。則以同月十七日国符郡司給了。

從国之田所書移取了。観惠

但於正文者、故秦大夫御館有

云々。子細具者、安胤上座被所

(紙継目・朱印)

知耳。

(観世音寺所司署判)
一件公験、為本寺沙汰、書移案文、

進上之。

保安元年六月廿八日権都那從儀師(白紙、以下同之)「浄誉」

都維那從儀師「覚玠」

①平二四
八九 (筑
前国黒嶋
庄立券案)

①東七三
嶋庄立券
案写)

田所

黒嶋庄
公験
図里

	<p>〔大宰府官人等署判〕 「大宰府」</p> <p>權寺主大法師「暹智」 寺主威儀師 權上座大法師「経暹」 上座威儀師「暹増」 檢校大威儀師「源尊」</p> <p>正六位上行大典藤原朝臣 從五位下行大監紀朝臣 從五位下行大監秦宿祢 從五位下行大監紀朝臣〔花押〕 從五位下行大監御春朝臣〔花押〕 少典 闕</p> <p>〔奥東書〕 「黒嶋」</p>

- 印記 「観脩里印」一四アリ。
- 題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三六八」「観世音寺」「黒嶋御庄公驗」
- 影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（成卷文書）（四十八―五十二）一四』（一九六〇年二月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（四十三―五十一）八』（一九九二年三月撮影）。

13. 「船越御庄」四至榜示文書〔現存未確認。題籤残存〕

- 題籤 〔國學院大學所蔵〕「観世音寺」「船越四至榜示沙汰文書」
- 伝来過程 【題籤】東大寺↓八代国治↓八代恒治↓國學院
- 影写本・写真帳等 レクチグラフ『八代恒治氏所蔵文書一』（一九三五年七月撮影）。
- 参考文献 堀越祐一「八代国治旧蔵史料」について―中世文書を中心に―〔國學院大學 校史・學術資産研究〕第三号、二〇一一年。

14. 「（船越御庄）府国使入勘免免」〔現存未確認。題籤残存〕

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三六五」 「觀世音寺」 「船越御庄府国使入勘免判」

15. 「(船越御庄) 塩釜例文」 「堂本四郎氏所藏文書十東大寺図書館所藏新修東大寺文書」

平	大	紙	標註	本文
①平一六 七(筑前 国牒案)		1	志麻郡司	<p>筑前国牒 觀世音寺 返送煎塩釜老口<small>在志麻郡</small></p> <p>右、国去天長九年十二月卅日牒去、件釜請借之状、先日牒送寺家。而返答云、件釜在先借他畢。仍不得充行者。而今志麻郡司解云、請借之人是郡司也。望請、国牒奉送寺家、即其賃者、依例進納者。国依郡解請借如件者。而被府去年三月廿八日符傳、依官符旨、停止件煎塩者。仍附志麻郡大領肥公五百磨返送如件。今以状牒。</p> <p>承和八年正月十六日少目大石村主田折磨 掾高道宿祢氏雄</p> <p>守文室朝臣宮田磨 大目大秦公宿祢 權大目菅生朝臣繼足</p> <p>介 王 權大目菅生朝臣繼足</p> <p><small>〔觀世音寺所司御物〕</small> 一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、進上之。</p> <p>…………… 保安元年六月廿八日權都那從儀師<small>〔淨譽〕</small> 都維那從儀師<small>〔覺珎〕</small> 權寺主大法師<small>〔暹智〕</small> 寺主威儀師<small>在京</small></p> <p>…………… ○以下、東大寺図書館所藏 <small>〔紙繼目・朱印〕</small></p>
	2			

平	大	紙	標註	本文
①平一一 五八（筑 前国觀世 音寺牒案）		1	高子内親 王家庄 席田郡 高子内親 王家庄	<p>（原文書前欠カ）</p> <p>（編纂書） 「七枚」</p> <p>（編纂書） 「三」</p> <p>合水田八町二段四步<small>■無誤田五町三段四</small>「<small>故高子内親王家庄相妨田三町</small>」在筑前国席田郡 <small>故高子内親王家庄相妨田三町</small> 牒、件経料田以去延曆十一年三月十三日施入於寺家。自尔以降<small>（マ、附カ）</small>国郡 帳、注附永寺田、以其地、永<small>（利、附カ）</small>用彼<small>（マ、充カ）</small>経料、耕佃已年序。今故高子内親王 家庄専当荒城永人等、庄家田相論<small>（マ、マ、シ）</small>。因茲寺依<small>（実カ、マ、マ、シ）</small>中弁<small>（マ、マ、シ）</small>札之、 須依牒状、勘<small>（マ、マ、シ）</small>。五日牒<small>（編纂書）</small>、件庄故高子 内親王家庄也。今估進<small>（語）</small>寮家。被别当右大臣宣稱、寮牒送於国、令勘 申町段步数・利割便不、及当正品直等者。仍勒使從<small>（マ、八位カ）</small>下伊勢朝臣春 富、牒送如件。衛寮之状、慙<small>（語）</small>使勘附、廻報示<small>（マ、マ、シ）</small>。依牒状、以同年 六月九日下符、郡司与便者共勘注。即副<small>（附）</small>弘<small>（マ、附カ）</small>、言上已記。但、抛 寮牒勘之者、庄田之内、不可有寺田。依<small>（マ、附カ）</small>之者、鹿田之中、注寺 家<small>（マ、治田、彼此雜年）</small>。因茲不可<small>（マ、今カ）</small>行、須寺家申府聽裁。随裁下<small>（マ、行）</small>行 之者。望請 府裁下符於、依実勘札之。今録具状、以牒。 貞觀十年二月廿七日 都維那僧<small>在判</small> 講師智円 上座僧<small>在判</small> 講師定如 寺主僧<small>在判</small> 别当少貳 大監三原朝臣<small>在判</small> 大典坂上宿祢<small>在判</small> 筑前国牒 觀世音寺 不能行故高子内親王家庄田式拾捌町參段佰肆步之状 牒、寺今月五日牒、廿一日到來稱、件<small>（マ、シ）</small>以去延曆十一年三月十三日為一切 （紙繼目・朱印）</p>

經料〔所カ〕□、施入於寺家。自尔以降、附国郡凶帳注寺田、以其地利、充用彼經料、已年序久遠。〔而カ〕□前齋院〔庄カ〕□称家田、項年妨頻〔頃カ〕件田。因茲寺以去年十一月一日、可勘弁〔之ニ重キ書カ〕「申」送之状、下知郡司。即得郡司同月九日解僱、去承和十四年校凶帳目錄、被載寺田如数。但、坪附相誤、以彼本券文申於国者。国衙察状、早依実被弁糺、以絶論緒者。国須依牒状、勘弁行之。而得内藏寮去年三月五日牒僱、件庄故高子内親王家序也。〔庄〕今怙進〔進〕於寮家。被別当右大臣宣僱、寮牒送於国、令勘申町段步数・利害便不及当土品直等者。仍勒使從八位下伊勢朝臣春富、牒送如件。衙察之状、慇懃搜勘附、所報示者。国依牒状、以同年六月九日下符、郡司与使者共勘注、即副坪附帳言上已訖。但、拋寮牒勘之者、庄田之内、不可有寺田。依凶帳勘之者、者庄田之中、注寺家治田。彼此雜年難一定。因茲不可弁行。今須寺家申府聽裁、随裁下弁行。以牒。

貞觀十年二月廿三日少目忍海造為秀

守紀朝臣恒身

掾興世朝臣

介永原朝臣〔永原カ〕

掾紀朝臣

權介長峯宿祢恒範

權掾有良朝臣

大目大中臣朝臣松守

權大目刑部造

權大目佐伯連

博太庄

内藏寮博太庄牒 觀世音寺政所

不堪參向之状

一切經田

右、得今月十一日帖依〔僱カ〕、早速參向、可弁定一切經田七段、席四部六〔田郡〕段三里廿八坪云。須随帖旨、參向弁申。〔而カ〕向近者扶身受瘡病、不堪進

退致怠。然此田故高子内親王御处分七十七町余内也。处分帳在一通、国明白也。而今号一切經田、年々所被妨取

(紙継目・朱印)

③平一一
六〇(内
藏寮博太
庄牒案)

④平一
一王家
四(高
子内親
王
家莊牒案)

4

一切經田

高子内親
王家莊
圖里

之田二町六段一町九段先々被取、七段今年被取。但以今年被取七段者、以去

八年百姓等令開也。不納其地子。但、自來年者可納地

子。加以伴庄田、依數雖被取、長人等不有所可愁。何者、

此田長人之非長財物。而寺度々給帖備、犯仏物罪、

豈空少矣。咎積成災、罪重害身、不可不慎云。此庄

預等非所妨申。又副使雖參進於寺、無可論申

事。今望、寺家之号一切經田、録所被取之町段坪

付之状、寺之別当三綱并府判、被給於庄々。則以是

進上於寮者、則与寮与寺可相弁給。又国田祖祖之

迫、被切勘庄家。望、早被取之状、報帖被給於庄、将

免田祖祖迫。仍今録具状、附還使申上。以牒。

貞觀十年十月十二日庄預荒城長人

前齋院高子内親王家庄牒 觀世音寺政所

合被障妨田參町參段

六圖三里廿八坪七段 今年三月廿三日帖所載、

四里二町六反、

十八坪八段、十九坪五反、廿八坪二段、

廿九坪四段、卅坪七段、

右件等坪、從去年前所障取。雖然

未勘国図。但田実寺預僧定後悛後師作。

牒、得寺家今月廿三日牒備、荒城岑主為勘問彼

寺一切經田六圖三里廿八坪七段、經年序奸作

之由、所召者。須隨牒旨參向弁之。今撥案内、件

田以去嘉祥三年八月十七日、被載御方處分帳、所

被行也。從尔以降經十八箇年、如此無妨之。而今

(紙繼目・朱印)

⑤平一
六二(大
宰府田文
所檢田文
案)

田文所
席田郡

称寺家田、拾坪障妨。此庄専当等、任心難弁定。
今須与^{〔御之〕}处分帳・国凶共、理到^{〔非也〕}弁定間、件牒旨不
堪承引。仍還牒如件。以牒。

貞觀九年三月廿六日専当春花福長
撥^{〔檢〕}校介永原朝臣^{〔永原之〕} 別当荒城長人

田文所

檢席田郡仁寿二年班凶

六凶三里廿八坪 觀世音寺治田、不注、
高子内親王治田、不注、

同里廿九坪 觀世音寺^{〔注一里不寺之〕}「治一田、不注、
高子内親王家治田、不注、

同里卅坪 觀世音寺治田、不注、
高子内親王家治田、不注、

同里卅四坪 觀世音寺治田、不注、
高子内親王家治田、不注、

四里十八坪牟多田 觀世音寺治田、注二段、
高子内親王家治田、不注、

同里十九坪 觀世音寺治田、不注、
高子内親王家治田、不注、

同里廿八坪 觀世音寺治田、不注、
高子内親王家治田、不注、

同里廿九坪 觀世音寺治田、注二段、
高子内親王家治田、不注、

同里卅牟多田^{〔屏脫力〕} 觀世音寺治田、注七段、
高子内親王家治田、不注、

以前、仁寿二年班凶帳、撥^{〔檢〕}引注色目如件。

貞觀十一年十月十五日書生穗浪常吉

神奴春吉

頭穗浪

(紙繼目・朱印)

一切経料
田

席田郡

図里

高子内親
王家庄

財部貞雄

大宰府符筑前国司

応早弁行觀世音寺一切経料田壹拾町捌段貳佰陸拾肆步在席田郡

三図三里十三坪四段、 同里廿九坪一町、

四図二里卅一坪二段、 三里五坪二段、

同里卅一坪二段、 三里五坪・十八坪三段、

同里十九坪一段、

五図四里廿二坪四段、 同里廿四坪四反、

同里十五坪七段百卅四步、 同里十四坪四段二百步、

三里廿七坪五段一百八十步、

六図四里十八坪二段、 同里十九坪四段、

同里廿八坪七段、 同里廿九坪四段、

同里卅坪七段、 八里廿七坪一段、

同里卅四坪三段百步、

已上七町七段二百六十四步無妨、

高子内親王家庄妨取二町一段、

六図三里廿八坪七段、 同里廿九坪三段、

同里卅坪七段、 同里卅四坪四段、

伊勢守源冷家妨取五図三里廿三坪一町、

右、得彼本牒寺方、件料田自元來為寺家田、作來年久。

又明注図帳。而高子田親王家庄内方專當荒城長人、称庄

家田妨取之。因茲、寺可弁行之状、以去二月五日牒送於国。

国同月廿三日返牒、抛庄牒勘之者、庄田之内不可有寺田。

依図帳勘之者、庄田中注寺家田脱方、彼此相違、難取一定。仍不能弁

行者。寺依牒状、以去九月申府、引勘図帳、明注寺家田也。

望請、下符国司、早被勘糺者。国宜承知、早速弁行。不得

（紙継目・朱印）

疎略。符奉行。〔到脱カ〕
〔イノ書キサシカ〕

從四位上行大貳 茂世王 從六位上行少典官〔マツ〕枝者宿祢貞行

貞觀十年閏十二月廿五日

〔觀世音寺所司署判〕
「伴公駿、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。」

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔自撰、以下同シ〕「淨譽」
都維那從儀師「覺玠」

（紙継目・朱印）

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師 在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

〔大宰府官人等署判〕
「大宰府」

正六位上行大典藤原朝臣

從二位行權中納言兼權 源朝臣〔重徳〕（花押）

從五位下行大監紀朝臣

少貳兼筑前守從五位下源朝臣〔季忠カ〕

從五位下行大監秦宿祢〔花押〕

從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監御春朝臣〔重貞カ〕（花押）
〔從五位下行大典〕重承書ス〕

「少典、闕」

〔奥裏書〕
「一切経田」

- 印記 「観脩里印」一四アリ。
- 題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三七二」 「観世音寺」 「一切経田公驗」
- 伝来過程 東大寺↓大沢清臣↓小杉楯邨↓蜂須賀侯爵家↓古書肆弘文荘↓早稲田大学。
- 影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書 附興福寺所管・阿波国庄園文書（侯爵蜂須賀茂韶氏所蔵）』（一九一六年九月影写）。
- 参考文献 江藤正澄『都能家津登』（二八九〇年七月八月、九州大学附属図書館所蔵）、川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』（嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年）、早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵^{荻野研究室}収^集文書 上巻』（吉川弘文館、一九七八年）、荻野三七彦「秘庫の扉―非公開の問題―」（同『古文書研究―方法と課題―』名著出版、一九八二年）、福井俊彦編『^{早稲田蔵}資料影印叢書 国書篇 第一四卷 古文書集一』早稲田大学出版部、一九八五年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（太宰府市、二〇〇三年）、手嶋大佑「高子内親王家の庄園経営」（『日本歴史』第八五四号、二〇一九年）。

19. 「吳楽田文書」〔国立公文書館（内閣文庫）所蔵文書〕

寧・平	大	紙	標註	本文
①平四十一 三八〇（筑 前国観世 音寺大衆 解案案）	①東五十一 〇九（吳 楽田公驗 案） （観世音 寺所司大 衆等重解 案）	1	吳楽田 蕃客所	<p>〔^{編纂}二九枚〕 〔三二〕</p> <p>〔^{大宰少貳藤原盛房外題卷}一件吳楽田事、可依中古以後例之由、 下知已了。但猶理不尽者、^{（大江匡房）}新府御下向 之日、可訴申歟。在少卿判^{盛房卿}。 一</p> <p>観世音寺所司大衆等解 重申請 府裁事 請被殊任寺領理 裁定、依監代助正非道訴、背往代例、以 吳楽田、被裁判蕃客所領不当子細状^{（番）} 右、件吳楽田者、安居 御願初後、吳楽徭丁^{（册力）}卅二人功稻八百 卅束代、以去寛弘六年十一月十五日、寺僧増昭所申立之 寺領田也。而助正等、以件寺領田、之今欲擬領蕃客所、 構成 序判。或以件田公事免判等、為其証文、背 本寺 所訴申、尤不知理致。望請 府裁、任昨日 御參堂 御 定、賜 府判、如本為擬寺領。重注子^{（細）}佃言上如件。 永長二年七月十六日堂達法師隆円</p>

学堂

権都那法師林源

権都那法師快尋

都維那法師永与

権寺主大法師〔■〕_二重永書之
「永」□

権寺主大法師〔■〕_二重永書之
「寛」□
「殿」〔昭九〕

権寺主大法師安□

権寺主大法師永範

権寺主大法師長範

寺主大法師良朝

権上座大法師源尊

権上座威儀師念秀

権上座威儀師宥〔絶〕□

権上座威儀師永暹

上座威儀師

読師大法師

学堂

伝燈大法師

伝燈大法師教範

伝燈大法師源昭

伝燈大法師教春

伝燈大法師円〔英力〕
■

伝燈大法師隆算

伝燈大法師

伝燈大法師〔英力〕
■順

伝燈大法師湛秀

伝燈大法師胤尊

伝燈大法師浄経

（紙継目・朱印）

②平四十一
三一〇(筑)
前国觀世
音寺樂頭

②東五十一
〇九一(二)
(觀世音
寺樂頭山

3

音樂々頭
安居

大衆

觀世音寺音樂々頭監代山村助正解 申請 寺家裁事
請被殊許為支恒加副止、不令勤仕安居酒希子細狀
右、謹檢案内、依例今月十五日鍾堂酒希疑令勤仕之
處、支恒加副止之条、尤不審之事也。抑支恒所為、從本

- 伝燈大法師〔祐九〕覚□
- 伝燈大法師隆義
- 伝燈大法師安連
- 伝燈大法師
- 大衆
- 伝燈大法師頼尊
- 伝燈大法師觀尊
- 伝燈大法師仁快
- 伝燈大法師
- 伝燈大法師〔頼九〕□命
- 伝燈大法師行春
- 伝燈大法師円算
- 伝燈大法師觀昭
- 伝燈大法師
- 伝燈大法師頼慶
- 伝燈大法師兼慶
- 伝燈大法師頼暹
- 伝燈大法師良暹
- 伝燈大法師觀連
- 伝燈大法師觀耀
- 伝燈大法師
- 伝燈大法師

(紙継目・朱印)

山村助正
村助正解
案)

③平四十一
二四三(大
宰府蕃客
所々役注
進案)

④平未収
④東五十一
〇九一(四)
(觀世音
寺吳樂頭
補任状案)

4

蕃客所

安居初

蓮花会

蕃客所
吳樂頭

為御寺(之)御似無方心。其故以已主人、申成樂所別当之職と、地子米を令京上天、恒例仏事を疑令懈怠之旨、不当事也者。蒙 寺家之裁定、今度酒希(酒)之保(保)為令勤仕、言上如件。以解。

寛治六年七月十一日 監代山村助正

番客所

注進吳樂所役事

正月修善上七箇日所役、

四月十五日安居初所役、

七月十五日蓮花会所役、

右、件所役一々所注進如件。

応徳二年九月 日 執行山村助正

監代山村在判

(紙継目・朱印)

觀世音寺

番客所(番)勾当調公武

右人、吳樂頭伴師高死闕之替、所定如件。

但任先例、僧勝觀共可勤仕矣。

寛弘九年八月廿九日

講師代法師曆縦

読代法師湛源

別当代法師継守

上座代法師慶源

權上座代法師朝源

權上座代法師覚祐

權上座代法師

⑤平二十四 四二（筑前国符案）	⑤東五一 〇九一（五） （筑前国符案）
⑥平二十四 四二（大宰府政所）	⑥東五一 〇九一（六） （大宰府政所）

5

司 糟屋西郷	早良郡	吳樂預	府政所 安居 吳樂
--------	-----	-----	-----------------

權上座法師妙慶
權寺主大法師仁覺
別当大監藤原朝臣
權少監日下部是高

大典広山

国符 糟屋西郷司

可替宛觀世音寺吳樂徭丁功代荒田捌町肆段事

一、收公本領早良郡田捌町肆段

七畝三里七斗四反、九斗三反、十一斗四反、十一斗八反、十二斗一丁、

十三斗一丁、十四斗一丁、廿四斗一反、廿三斗四反、廿二斗二反、卅一斗七反、

卅三斗二反、卅一斗六反、廿九斗六反、卅二斗七反、

一、今改宛田捌町肆段

二畝一里卅三斗一丁、二里五斗四反、六斗四反、十一斗一丁、十三斗七反、

廿三斗五反、廿四斗七反、廿九斗五反、卅一斗三反、卅一斗四反、卅六斗二反、

三畝二里廿九斗三反、卅三斗七反、卅四斗二反、三里二斗三反、卅三斗一

四反、廿六斗四反、

右、依吳樂預僧增昭申請、件徭丁四十二人功稻八

百卅束代田、宛給早良郡先了。而今申改件郡。

仍所役如件。郡宜承知、為不輪祖田、依件宛之。

府到奉行。
少式兼大介藤原朝臣水道

寬弘二年十一月十五日

府政所下 筑前国

応依例宛下觀世音寺安居御願吳樂料物事

（紙継目・朱印）

（紙継目・朱印）

下文案)

政所下文
案) 6

⑦平二四
三〇(筑
前国觀世
音寺牒案)

⑦東五一
〇九(七)
(觀世音
寺牒案)

7

造名

吳樂

右、得彼寺牒状備、件吳樂、安居御願初後、筑前国
下行其料物、所令勤仕也。而自去長保三年^(宇)今不下其
料。因茲、樂人等叶例期不参仕。度々雖牒送其由、^(更)
不承引。御願旧蹤可謂廢忘。仍進牒如件。望請 府裁、
下給府符、令下行料物、依勤仕者。^(例脱力)中納言兼帥平卿
宣、件樂是鎮護例事、不可闕怠。而依不行料物、不
勤其事。国宰所為不可然。宜加下知、宛行樂人料物、
令勤仕件事者。所仰如件。国宜知状、依宣行之。

大監平朝臣

大監

長保五年七月十三日

(大宰府外題案)

「依「請」可下知。
■(二重本番又)

觀世音寺謹牒 大府衙

下文給了。」

請被給 府符於筑前国令勤仕安居御願供講^(恒力)

例吳樂状

牒、件吳樂安居御願初後、筑前国下行其料物、
所令勤仕也。而自去長保三年于今不下其料。
因茲、樂人等叶例期不参仕。度々雖牒送其
由、更不承引。御願旧蹤可謂廢忘。仍進牒
如件。望請 府裁、下給府符於件国、令下行

料抑^(物)、依例勤仕件案。以牒。

長保五年七月十一日 都維那法師^(造名)

講師大法師^(造名)

読師大法師^(同)

檢校大法師^(同)

(紙繼目・朱印)

⑧ 寧未収

⑧ 東五一
〇九一(八)
(筑前国
司牒案)

⑨ 寧未収

⑨ 東五一
〇九一(九)
(大宰府
牒案)

8

伎楽

伎楽頭面

伎楽

別当大監藤原同
曲代長峯同

筑前国司 牒觀世音寺三綱所

大宰府牒文卷 伎楽并衣服数状者

右、被府去三月卅日符僞、被 大政官去年九月六日

符僞、依勅、施筑紫觀世音寺伎楽頭面并納(并下納ノ間、二〇字種脱カ)

宛用。其筑前国司亦宜相知者。伎楽之数并(衣服)□□

具注別卷。国依牒旨、即具事状。故牒。

正三位上行介勲五等佐伯真子首(高カ) 史生大初位上白鳥(村玉カ)□□□

天平三年四月三日

大宰府牒

觀世音寺伎楽器具如左

合頭面式拾参種

(紙継目・朱印)

治道一面、 師子一面、 師子兒二面、 胡公一面、

金剛一面、 迦棲羅一面、 崑崙一面、 力士一面、

太孤父一面、 大孤兒二面、 婆羅門一面、 醉胡九面、

吳女一面、

装束色目略之、在本文。

右、被 太政官去九月六日符僞、依勅、施筑紫觀世音

寺伎楽頭面并衣服具如前。府宜承知、依数(檢カ)□□

領者。三綱宜檢納宛用。其筑前国司亦宜相知。故牒。

天平三年三月卅日 從六位上行大典麻田連陽(春カ)□□

從四位上行大式紀朝臣男人

(觀世音寺所司雜記)
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、進上之。

22. 「筑前国五仏聖例文」〔九州大学附属図書館所蔵、江藤正澄『寧楽雜纂』一二抄出アリ〕

平	大	紙	標註	本文
①平未収 (觀世音 寺解案写)			税司	一通 觀世音寺解 申請 府裁事 請重蒙 府裁任 本願施入帳、以筑前国進濟税司納庸米内十四石四斗 奏備不空觀音供米状 〔案カ〕 ○寛治二年五月―― 在御判
②平未収 (大宰府 政所下文 案写)			肥後国	一通 府政所 ^{本ママ} 下 筑前国 応任寺牒以本色充行觀世音寺五仏供米拾肆斛肆斗事 ○応徳二年三月十日――
③平未収 (大宰府 牒案写)				一通 府牒 觀世音寺 応永奉備新造菩薩天王燈油仏供事 日別 米肆升 充筑前国庸米内 不空羼索觀音壹升 飯 四大天王參升 飯陸升料 前別壹升伍合 油伍合 ^{五仏} 前別壹合 充肥後国年料 ○長保三年五月十五日―― 後書加ヘナリ 保安元年六月廿八日――

○影写本・写真帳等 謄写本『奈良雜纂一』(一九〇六年一月謄写)。
○参考文献 森哲也「写本に見える觀世音寺文書について」〔『史淵』第一三八輯、二〇〇一年〕。
23. 「金堂長講例文」〔東大寺成卷文書第四三卷〕

平	大	紙	標註	本文

①平四十一 四一三(大 宰府公文 所勘申案)	①東七二三 一五(觀 世音寺金 堂仁王講 公驗案) (一)(大 宰府公文 所勘文案)
②平四十一 四〇九(筑 前国觀世 音寺三綱 寺三綱等	②東七二三 一五(一) 二

1

2

塔院三昧	税司	公文所 金堂仁王 講
------	----	------------------

(大宰權帥大江房外題卷)
「可依前例。」

在御判。」

(編覽書)
「二十枚」 「三二」

公文所

勘申觀世音寺金堂仁王講仏供米例下子細事

合五石八斗四升(五九)

年料五石四斗

今年壬月料四斗五升

右、引勘例文之處、去永延二年十月廿五日庁判、可下

税司米日別一升五合、永下行件仁王講仏供料。以此

為本、例文次々府判明白也。又前府御任、税司米

下結解、注載嘉保二年五月七日庁判、五石九斗四升、

正五石四斗、干栗賃五斗四升、明白也者。相副件結解、

勘申如件。抑裁否、在御定。

康和元年壬九月十六日案主史生高橋在判

大典菅乃

監代藤原在判

監代菅乃朝臣在判

監代惟宗朝臣

(紙継目・朱印)

監代大中臣朝臣

大監惟宗朝臣在判

大監紀朝臣在判

(大宰府外題卷)
「在御判。」

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

請特在先例、被裁下年中例下米等子細状

(大宰權帥大江房外題卷)
「可依前。」

解案)

③平二二三

解案)

③東七二三

供
輕色米

稅司

本色米

一、塔院三昧供米陸拾漆斛肆斗伍升、背本色、近代以輕色米
令下行非例事

右件米、筑前国例進稅司庸米内也。因之、數代以見米
所被進濟也。而今因准余神社三昧供米、以輕色

米令下行之間、依調直僧等訴。以去永長二年八月日

雖申成府下文、国司寄事於左右、不下行本色米

之条、尤大愁、何過之哉。望請 府裁、任先例、以見米

可令進濟由、為被下知彼国、勒在状、言上如件。

一、金堂仁王長講仏料、稅司例下米伍斛捌斗伍升事

(大宰權帥大江匡房外題卷)

「可依例 在御判。」

右件米、以去永延三年十月廿五日大式藤原卿天下不安之

時、転禍為福料始行之後、百十一个年之間、代代都

督皆以下行、無有闕怠。而今年俄可進近代例文之由、

(紙繼目・朱印)

依有 府宣、相副本司定国朝臣等書状、所令進府

也。加之、件米下否之條、被召問章吉朝臣無隱欺。望請

府裁、任先例被下行件仏供料米者、將致聖朝安穩、

府国泰平、御願之勤。仍注先例下行之由、言上如件。

以前式个條、任先例為被裁下、言上如件。以解。

承德三年潤九月十一日權都維那法師快尋

都維那法師賢尊

權寺主從法師永与

寺主威儀師

權上座威儀師源尊

上座威儀師永暹

(大宰府外題卷)
一件長講尤為興隆仏法、鎮護国家、

前国観世 音寺長講 僧解案)	五一(筑 前国観世 寺金堂長 講僧等解 案)
④平二三 四〇(筑 前国観世 一五(四) 一五(四) 一三	④東七二三

4

把岐庄 僧 金堂長講	把岐庄 僧 金堂長講
------------------	------------------

所始行也。修僧二口尤叶其撰、所充

把岐庄、永依府定令

観世音寺金堂長講僧等解 申請 府裁事

進退。故府牒、

請被殊判定置雜事二箇条之状

即成送了。」

一、請被因准法花三昧堂例、差名府牒、成入長講僧二口事

右、慶源等、静案事情、寔雖蒙 御定勤修件長講、

未府牒被入寺底。就中府任僧俗之官、新司著任初、

悉以為撰、必在停止。何況未蒙 府牒僧等、尤非無

(紙繼目・朱印)

其疑者。望請 府裁、因准三昧堂起請之例、蒙

府牒、弥勤修件長講 御願、永為興法之跡。

一、請以重長講僧等、永可進退官燈分稻并把岐庄事

右官燈分稻、庄家等度度蒙 府牒御外題等之

後、僧等進退。隨即夜々挑燈明、日々長講、專無闕怠。而

時三綱等申云、御任之後、必件庄并官燈稻等、如本可

為寺家進退、既本願天皇 御施也。(入脱)何長講僧等、任

意恣可進退乎云云。蒙 府裁、進退為永代之例。

以前、条事如右。抑仏法興隆之跡、依人既顕。王法嚴

政之道、當時進退也。望請、重明時裁定、永為仏法興顯

之跡。仍録事状、請 府裁。以解。

正曆二年四月十三日長講僧覺運

僧慶源

把岐庄

金堂長講

(大宰式部藤原共政外題案)
一以件把岐庄、充長講料之由、定

示寺家畢。今須唯今長講

金堂長講僧等解 申請 府裁事

音寺長講 寺金堂長
僧等解案) 講僧等解
案)

⑤平二二三 ⑤東七二三
四三 (筑 一五)(五)
前国觀世 (觀世音
音寺長講 寺金堂所
所解案) 解案)

⑥平二二三 ⑥東七二三
三七 (大 一五)(六)
宰府牒案) (大宰府
牒案)

5

僧

金堂長講
所 把岐庄

把岐庄司
金堂仁王

僧等一向進退、檢田收納、不可遣

請被蒙 裁定進退把岐庄檢見作收納并庄司等狀

寺政所使。便令修僧等檢知之者也。在御判。」

右、謹案事情、件堂被奇把岐庄可進退之由、府

牒重疊也。而時三綱等、乍見其府牒旨、或庄司

暗以補任、或檢見作收納之事、任例可執行由云云

者。不蒙裁定、不可有。仍錄狀言上。抑興法之道自

然退、修僧之心又以懈。望請 府裁、將以件庄之事

進退。仍錄事狀、請府裁。以解。

永祚二年七月廿七日專寺僧覺運

五師僧慶源

(大宰大式藤原共政カ外題案)
「就寺可尋例」

但以參斗為定。

觀世音寺金堂長講所解 申請 府裁事 在御判。」

請殊蒙 裁定把岐庄田祖地子米三斗二升五合狀

右、謹檢諸封庄例、不輪祖田官物三斗二升五合也。而件

庄田作人等、称年来之例、段別二斗五升弁申、祖米七升五合

不弁進者。望請、蒙 裁定、件官物徵納。仍錄事狀、

謹解。

永祚二年十二月十三日長講僧

僧

(大宰大式藤原共政カ外題案)
「在合御判。」

府牒 觀世音寺

應停止僧明延把岐庄司事

牒、件庄金堂仁王長講仏僧供料、永割

(紙繼目・朱印)

⑧⑨平二丁 三三六(大 宰府序下 文案)	⑧東七二三 一五丁(八 序下文案)
-------------------------------	-------------------------

把岐庄田 上座郡	稅司 金堂仁王 長講
-------------	------------------

彼常食、徒備立用。為僧有罪、為寺無益。方今為鎮護國家、利益吏民、挾置僧二口於件堂、始修仁王長講事。即以彼寺女奴婢食米內、可充件僧供料之狀、所定如件。寺察之狀、以筑前國上座郡把岐庄田地子米、全以充行。若地子有剩者、全以納置、可充閏月料并同堂香花炭松鋪設等料。勿割他用致其闕怠。但納當年輸米、充明年八月以前料。

一、同僧二口衣服事

口別絹壹疋、直稻佰束

布式端、直式拾束(箱服之)
(端)段別十束

右衣服直、以同把岐庄田地子內、每年充行。取彼僧返抄、可立用途帳。

(紙繼目・朱印)

牒、滅罪生善、最緣佛法。転禍為福、不如般若。今件堂仏像儼然、戸牖鎮鑲、已無開枢、豈挑燈明。故今修件長講、期之不朽、上奉為 聖朝、下覃于黎庶、永攘災咎、將期榮樂。仍牒送如件。寺察之狀、始從今日、依件勤行。故牒。

永延三年十月廿五日大典日置宿祢(在判)

大式藤原朝臣(其政之)
(在御判)

序

応以稅司納米、日別充壹升伍合、永下行觀世音寺金堂

仁王長講仏供料事

右仏供料米、割大式月粮內、日別充一升五合、随彼寺長講所之請、可永下行之狀、所定如件。司宜承知、永為例下、不待新序判、依件充下之。

⑨東七十三
一五(九)
(大宰府
税司下行
日記案)

10

9

預
十郡司

永延三年十月廿五日大典日置宿祢 在判

大式藤原朝臣 (共政之
在御判)

即日下行漆升伍合、十月廿五日以後料、

預矢作

十郡司別 在判

別当散位橘 在判

十一月一日下肆斗伍升、当月料、預矢作 在判

十郡司別

別当散位橘

十二月一日下肆斗伍升、当月料、預矢作 在判

十郡司別

別当散位橘 在判

(觀世音寺所可署判)
「件公驗、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。」

保安元年六月廿八日權都那從儀師 (自署、以下同)「淨譽」

都維那從儀師「覺珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師 在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府官人等署判)
「大宰府

正六位上行大典藤原朝臣

(紙繼目)

(紙繼目・朱印)

<p>〔奥裏表〕 「金堂長講」</p> <p>從二位行權中納言兼權<small>源朝臣</small>（花押）<small>（重寶）</small> 從五位下行大監紀朝臣 <small>（兼忠）</small> 從五位下行大監秦宿祢 <small>（有願）</small> 從五位下行大監紀朝臣（花押） <small>（重寶）</small> 從五位下行大監御春朝臣（花押） 少典<small>闕</small></p>

○印記 「観脩里印」一七アリ。
○影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（成卷文書）（四十二―四十七）一三』（一九五八年二月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（四十三―五十一）八』（一九九二年三月撮影）。

24. 「勅封藏宝物実録帳」〔国立公文書館（内閣文庫）所蔵文書〕

平	①平四十一 三六八（筑 前国観世 音寺資財 牒案）	大	①東五十一 〇八（観 世音寺資 財帳案）	紙	1	標註	資財帳 交替 宝蔵実録 日記 見在 韓櫃 前帳 永保三年 帳 寛治六年 帳	本文	<p>前表紙表題 「嘉保 年資財帳 但不行交替。」</p> <p>観世音寺 嘉保 年宝蔵実録日記 一、見在 第一韓櫃 玉冠老蓋 前帳云、注玉拾丸。 永保三年帳云、見在一丸、残無実。 寛治六年帳云、玉無実。 今検、 銀錠式口</p> <p>〔端裏表〕 「第四」</p>
---	---------------------------------------	---	-------------------------------	---	---	----	---	----	---

二口有蓋。

前帳云二口、有蓋各一枚、全者。今檢、見在四口之中二口无蓋。

永保三年帳云、見在銅錠有二口并蓋、非銀錠。

寛治六年帳云、今檢、同。

今檢、

牙笏壹枚

前帳云、注長一尺一寸四分、入黒漆筥者。

(紙繼目)

寛治六年帳云、今檢、見在。

今檢、

仏跡壹雙員二枚

前帳云、入黒漆筥者。永保三年帳無実。

寛治六年帳云、今勘以紙図、裏青色紙。

今檢、

犀角坏壹口

前帳云、口缺三所、各一分者。

寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

紫染絹合仏蓋式帳

一帳、前帳云、表綾裏絹、其縁所損者、悉朽損。

一帳前帳、脱之云、注穀也。裏皆染紫。又所々損者、悉損無実。

寛治六年帳、今檢、同前。

今檢、

第二韓櫃

鏡參拾参面

九寸円花形一面

七寸花形一面

件鏡一面、治曆二年八月四日、下用中尊御天蓋料。

(紙繼目・裏花押)

第二韓櫃

北政所

海賊

第三韓櫃

六寸四面、三全面、一面、自中破損、無片破。

件内花形一面、治曆二年八月四日下用同前了。

七寸丸壺面

件壺面、同料下用已了。

四寸花形四面

五寸十三面

件内丸式面、同天蓋料下用已了。

四寸丸三面

六寸丸^{〔4、4〕}面

三寸四面、三面全、一面中穿。

一尺丸一面

前帳云、本北政所納、今移納者。

九寸一面、裏螺鈿、入黒漆筥。

前帳云、数三十七面也。四面為海賊掠取也。見在

三十三面者。治曆二年八月四日、講堂中尊天蓋

(紙繼目)

料下用者。今檢、見在二十八面也。注先帳六寸四面、

内片破一面無実。

寛治六年帳云、今檢、同前。

第三韓櫃

白銅窪鏡^{〔鏡力〕}拾帖

前帳云、八十一口者。治曆二年八月十九日講堂不空羅

索御闕伽器陸口^{〔陸〕}断下用、残七十五口者。

寛治六年帳云、今檢、同前。

同平銃壺口

前帳云、全。寛治六年帳云、同前。

今檢、

銅箸式具

前帳云、全。寛治六年帳云、同前。
今檢、

白銅尻付銃式口 在蓋

同酒坏式口

前帳云、一口入五合、有蓋、但蓋破。一口入二合、有蓋。
寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

同壺式口

前帳云、全。寛治六年帳云、今檢、同前。
今檢、

同丸銃式口

前帳云、有蓋各一枚。但一枚无葱花形。
寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

同盤參枚

前帳云、一枚端小破。寛治六年帳云、今檢、同前。
鏤白銅合子壺合

今檢、見在。但无納物。已管限也。

第四韓櫃

第四韓櫃

銅平銃漆口

白銅壺式口

前帳云、一口有蓋有臺、一口无実者。而見在壺口、治曆
二年九月十二日不空霜索御闕伽器踝盤鑄下用者。
永保三年帳云、无実。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

銅火炉壺

(紙継目)

(紙継目)

第五韓櫃

鐵鐙式懸

唐鞍鐙尅懸

小鍾尅口

虎頭尅口

前帳云、不具。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

銅鈔子式口

前帳云、全一口、有蓋、損一口、无蓋。

寛治六年帳云、今檢、同前。

銅鉞子式具

永保三年帳云、無実。寛治六年帳云、今檢、同前。

第五韓櫃

入呉楽舞調度

前帳云、破損、仍不注色目者。治曆二年七月十三日、講

堂中尊御料内下用已了。但見在銅陸斤者。

寛治六年帳云、今檢、同前。

第六韓櫃

今檢、

第六韓櫃

鐵槌尅隻小

同鉢尅口

前帳云、尻四所穿。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

勾鉄式隻

車爪式拾肆

前帳云、廿五口也。而二十二口全、三口破者。

寛治六年帳云、今檢、見在廿三口者。

今檢、

(紙継目)

第七韓櫃

鉄鑿壺隻

杖鉄尻壺隻

方磐調度式拾肆枚

前帳云、加三枚。今検、見在廿七枚者。

寛治六年帳云、今検、同前。

今検、

鉄箸壺隻

前帳云、片平料、鍛冶箸。寛治六年帳云、今検、同前。

今検、

同盤式枚

戸調度漸鏝伍隻

第七韓櫃

鈴捌拾叁口

前帳云、八十三口。治暦二年七月十三日用下式拾玖口、

講堂觀音御天蓋料者。今検、残見在五十四口者。

寛治六年帳云、今検、同前。

沈香拾肆両

銅印壺面

件両色、前帳云、全。寛治六年帳云、今検、

今検、

玉式仔式佰捌拾漆丸

赤三丸

青千三百七十七丸、大卅八丸、小千二百卅七丸。

水精六丸、大三、小三。

寛治六年「帳」云、今検、五丸大二丸、小三丸、一丸無実者。

今検、

(紙継目)

(紙継目)

第八韓櫃

匏玉佰陸丸
誦珠陸貫

前帳云、水精三貫、一乱繩緒虎珀二貫、一乱繩木一貫者。寛治六年帳云、今檢、同前。

練金式拾貳兩

前帳云、一裏焼三兩二分、二枚之中一枚重十二兩、一枚重五兩二分。同年帳、注見在一枚、重六兩一分者。治曆一年七月十三日講堂觀音御料下用伍兩壹分者。

寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

白腸（腸）大壹斤伍兩

前帳云、六兩者。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

繡経帙壹枚

前帳云、入黒漆韓櫃。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

柳筥式合

前帳云、見在中一、小一。

今檢、

第八韓櫃

幡參拾捌流

前帳云、大幡十、小幡十、全。自余大破不用。

寛治六年（帳云、脱力）、今檢、同前。

今檢、

紫染綱式条

前帳云、見在一条、所々絶損。无実一条、今檢、端々絶損也。寛治六年帳云、今檢、同前。

（紙継目）

第九韓櫃

琵琶耆面

前帳云、損物无頭腹絃。永保三年帳、無矣。
寬治六年帳云、今檢、同前。

今檢、同。

第九韓櫃

銅水瓶陸口

前帳云、水瓶一口、尼瓶五口、无蓋。
今檢、在水瓶二口。自余同前。

木水瓶式口

白銅壺肆口

前帳云、大一口、有臺并蓋。但壺腹方一寸穿。中一口、无蓋、
二口有蓋。寬治六年帳云、今檢、同前。

同白銅壺壹口、納二合。

龍頭耆面、銅

油坏參面、欠一口。

前帳云、全。今檢、同前。

今檢、

銅輪一合

第十韓櫃

第十韓櫃

琴式帳

一帳、頭片角并足欠落、无軫一。

一帳、无軫二。今檢、損色目同先帳。又無絃。

今檢、

篋篋耆面

前帳注、大破无絃。今檢、同前。

今檢、

吳床耆脚

(紙繼目)

第十一櫃
第十一韓

前帳云、左右端繼角。今檢、同前。
今檢、

權衡式柄

前帳云、一柄全、一柄无緒。今檢、同前。
今檢、

第十一韓櫃

胡粉拾貳兩

前帳云、小一兩。今檢、長德三年十月一日、下用御寺大仏採色料者。今檢、同前。
今檢、

朱砂陸斤參分

前帳云、小六斤一兩三分一畧、大十四兩一分一畧。大十四兩一畧、小十三兩无実、七斤十四兩一分。今檢、同用了者。

寛治六年帳云、今檢、同前。

綿納袈裟壹条

前帳云、所々破損。寛治六年帳（云脱之）、今檢、尽皆朽損。

紺納袈裟壹条

前帳云、所損同前帳。寛治六年帳云、同前。

白銅銃貳拾口

前帳云、全。今檢、見在九口、同盤一口。

寛治六年帳云、今檢、同前。

同上漆柄（七口）

前帳云、全。今檢、見在□枚（七口）。寛治六年帳云、今檢、同前。
今檢、

木鉢壹口

前帳云、黒漆全。寛治六年帳云、今檢、同前。

（紙繼目）

（紙繼目）

第十二櫃

今檢、

白銅行香壺拾口、加鉄七八

前帳云、本合者。治曆二年八月十九日行香料下用壺

捌合・七捌枚已了。残見在壺式合。

寛治六年帳云、今檢、同前。

鉄箸式具

水牛如意壺口

前帳云、片方三分破損、台所々虫食損。今檢、用先帳。〔同カ〕

寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

白銅香炉壺口。

第十二櫃

造面參拾式面

前帳云、破損。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

衣伍拾漆領

前帳云、見在五十七領。十四領全、十五領各三所〔三〕寸破

損、二十八領各六寸損。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

袴參拾老腰

前帳云、見在廿九腰、已破損。寛治六年帳云、今檢、同前。

第十三櫃

花机覆伍条

前帳云、皆損。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

青表裏緋横蓋老条

前帳云、全。寛治六年帳云、今檢、同前。

(紙繼目)

今検、
青絹纈式幅

前帳云、所々破損。寛治六年帳云、今検、同前。

色色絹端参条

前帳云、長各三尺。寛治六年長云、今検、同前。
今検、

支子染絹式丈伍尺

前帳云、損。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

白練絹壹条

前帳云、二尺五寸。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

仏蓋壹条

前帳云、表紫裏緋、所々破損。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

布織幡式流

前帳云、破損。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

白横蓋壹条

前帳云、注单先合。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

錦綾交繡蓋壹条、以玉将束也。全。

今検、

(紙継目)

第十四韓
櫃

第十一「四」韓櫃

(五二重糸書乙)

纈纈褥壹条

前帳云、注裏黄、大破不用。寛治六年帳云、今検、同前。

(紙継目)

今検、

白綾材取小褥壹条

前帳云、裏黄、大破不用。今検、同前。
今検、

紫褥壹条、裏白

前帳云、全。寛治六年帳云、今検、同前。

紫綿褥貳条

前帳云、裏緋、大破不用。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

白絹帷壹条

前帳云、四幅、一所朽損、方三寸。寛治六年帳云、今検、同前。

緋綾褥叁条

前帳云、五所朽損、方二寸。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

紺打敷壹条、裏緋

前帳云、全。寛治六年帳云、今検、同前。

緋綾褥壹条

前帳云、裏紺、二所方寸破損。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

緑絹単帳壹条、三所穿、方一寸。

綿褥壹条

前帳云、大破段々。寛治六年帳云、今検、同前。

花机紗覆五条

前帳云、四所朽損、方一寸。寛治六年帳云、今検、同前。
今検、

白絹壹丈

前帳云、二所朽損。寛治六年帳云、今検、同前。

(紙継目)

別納	第十六韓櫃	第十五韓櫃
<p>別納</p> <p>白檀八角浄土老帳<small>高九寸六分、下径四寸</small>、大唐仏像</p> <p>右、檢去天慶四年六月十四日云、<small>(記、脱之)</small> 釈迦牟尼仏右方御手落失、又舞菩薩一躰落失也。薬師仏蓋頂缺。</p>	<p>第十六韓櫃</p> <p>前帳云、朽損装束拾余領、段々不用、不見其像。損幡式拾余流、段々不用、不能注色目。寛治六年帳云、今檢、同前。</p>	<p>第十五韓櫃、入灌頂老流。</p> <p>前帳云、大破不用。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>今檢、</p> <p>白絹土敷式条</p> <p>前帳云、二所穿、方二寸。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>今檢、</p>
		<p>今檢、</p> <p>青絹式丈</p> <p>前帳云、破損。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>今檢、</p> <p>黄蓋老条</p> <p>前帳云、裏緋、不用。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>細布帳老<small>(ウヤ)</small></p> <p>前帳云、所々朽損、不用。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>今檢、</p> <p>黄絹老丈</p> <p>仏蓋骨拾枝</p> <p>緋絹老丈参尺</p> <p>前帳云、大破。寛治六年帳云、今檢、同前。</p> <p>今檢、</p>

(紙継目)

外陣飛天四躰歛。又外地音声菩薩歛。外地戸朽立
无輪也。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

錫杖參柄

同前帳云、見在二柄之中、一柄全、一柄^{〔折〕}析者。

今檢、已見在、但一柄无杖。

今檢、已見在、但一柄无杖。

師子頭像^{〔種〕}壹面

前帳云、无彩色者。寛治六年帳云、今檢、同前。

今檢、

治道壹面

前帳云、朽損、无彩色。今檢、同前。

今檢、

崑崙壹面

前帳云、无彩色。今檢、同前。

今檢、

金剛壹面

前帳云、无彩色。今檢、同前。

今檢、

厨子壹基

前帳云、入古弊不用幡、无戸番。今檢、同前。

今檢、

箏壹隻

前帳云、大破不用。今檢、同前。

今檢、

又別納鐳鈿鞍骨一口、在半舌鐙一懸。別当覚命施入者。

(紙継目)

(紙継目)

無実

一、無実

大刀伍柄、延喜十七年交替定。

一柄、有緒、長三尺、以金飴。

三柄、并黒作。

一柄、長三尺六分。一柄、長三尺八寸。一柄、長。

横刀壹柄、黒作。

小刀拾肆柄

二柄、鞘柄並牙。七柄、並木鞘。四柄、革鞘。

練金拾伍両参分 *押紙ノ痕跡アリ

梓弓壹張、无絃、入紫綾袋、三尺、破損。

葛壺朝腰、箭数不知。

水銀式拾壹斤拾参両、入二瓶。

以前、宝蔵雜物見在無実、具以勘録。但至于无実者、以

去天慶四年為賊被掠取也。仍勘記如件。

嘉保 年 月 日 權都維那法師

(紙継目)

講師兼別当大法師位

權都維那法師

読師伝燈大法師位

權都維那法師

都維那從儀師

上座伝燈大法師位

權上座威儀師大法師位

權上座威儀師大法師位

權上座威儀師大法師位

權上座伝燈大法師位

寺主伝燈大法師位

權寺主伝燈大法師位

權寺主從儀師法師位

		22		
				<p>権寺主伝燈大法師位 権寺主伝燈大法師位 権寺主伝燈大法師位 権寺主従儀師大法師位</p> <p>-----</p> <p>(紙継目)</p>

○**界線** 天界、地界ヲ含メ横界線九本ヲ引ク。各行高ハ界線ニヨル。

○**伝来過程** 東大寺↓小原正棟↓内閣記録課↓内閣文庫↓国立公文書館。

○**影写本・写真帳等** 影写本『東大寺文書(観世音寺文書)七』(一九五三年七月影写)、写真帳『東大寺文書(内閣文庫所蔵)五』(二〇〇八年二月購入)。

○**参考文献** 修史局編修長重野安繹『文書探訪日記 下巻』明治二十二年八月七〜一〇日条(国立公文書館所蔵『公文雑纂』同館編『内閣文庫百年史 増補版』汲古書院、一九八六年)、竹内理三「観世音寺資財帳と観世音寺伽藍」(『仏教芸術』七六号、一九七〇年)、森哲也「観世音寺資財帳案」の再検討」(柴田博子・長洋一編『日本古代の思想と筑紫』權歌書房、二〇〇九年)。

25. 「勅封蔵宝物下用帳」〔東京大学文学部所蔵文書〕

平	大	紙	標註	本文
①平三十一 〇〇四(造 観世音寺 行事所請 文案)	①東別一 一三(造 観世音寺 卷文) (一)(造 観世音寺 行事所請 文案)	1	造観世音 寺行事所	<p>(編異書) 「二二」</p> <p>造観世音寺行事所 請仏具料銅拾伍斤貳兩事 打物八斤十三兩 鑄物六斤十五兩 花瓶二口二斤 火舎五蓋四并四斤九兩 細々六兩</p>

②平三十一
 ○〇七造
 觀世音寺
 行事所請
 文案)

②東別一
 一三一(二)
 (造觀世
 音寺行事
 所請文案)

2

造觀世音
 寺行事所

右、為造調仏具、依 府宣、所請如件。

治曆二年五月廿一日 庁頭藤井在判

府老大中臣在判

典代不知山在判

少典宗形在判

權大監大藏在判

權少監御春朝臣在判

大監豐嶋真人在判

權大監紀朝臣

少典藤原朝臣

造觀世音寺行事所

請銅式拾斤拾肆兩參分事

水瓶廿口料十八斤七兩三分

火舎二口二斤七兩

右、為造調仏具、依 府宣、所請預
 如件。

治曆二年六月四日典代不知山在判

少典宗形在判

監代菅野在判

權大監大藏在判

〔白ノ一行、行間ニ書スル〕
 權少監御春朝臣在判

大監惟宗朝臣

大監菅野朝臣

權大監紀朝臣

少監藤原朝臣在判

(紙継目・朱印)

③平三十一 〇一一(造 觀世音寺 所雜物下 用日記案)	③東別一 一三一(三) 金白銅 下用日記 案)
④平三十一 〇一二(造 觀世音寺 行事所請 文案)	④東別一 一三一(四) 造觀世 音寺行事 所請文案)

3

御倉	造觀世音 寺行事所 北政所倉
----	----------------------

〔大倉府判卷〕
 一注付帳了。 權大監紀朝臣在判
 下用御倉雜物日記
 練金伍兩老分御仏薄料、鈴式拾玖口已小、天蓋宝幢
 庄幡等料
 白銅窪銃陸口小、不空羅索御閑伽器料、
 白銅壺老口在蓋臺、同閑伽器腓盤鑄料、
 吳樂舞調度破銅漆斤、仏具鑄料、
 白銅行香壺捌口鉄七拾〔捌力〕鏡伍面六寸一〔面〕、花形〔丸〕
 七寸二〔面〕、花形
 〇寸二〔面〕、已丸
 治曆二年九月十二日
 監代菅乃在判
 造觀世音寺行事所
 請北政所倉銅等事
 花瓶拾〔マシ〕、火舎捌口
 仏器肆口、〇捌口〔鈴力〕
 燒小銅少々
 右、為造調仏具、依 府宣、所請預如件。
 治曆二年十一月廿日文殿内藏
 府掌平在判
 庁頭藤井在判
 府老大中臣
 典代不知山在判
 少典宗形在判
 監代「藤原」〔菅乃〕〔藤原〕在判
 權大監大藏
 權少監御春在判

(紙継目・朱印)

⑤平未収

⑤東別一
一三一(五)
(觀世音
寺資材実
否勘文案)

5

4

辛櫃

前帳

大監豊嶋真人
權大監紀朝臣_{在判}
少監藤原朝臣

勘申

実録觀世音寺_{物内乍有}

合

一、乍有其実不注_(マ)物

仏蓋六条

緋三条、紫三条

大文広錦六条_{各別長三尺}

釧袋一条_{紫色}

錦端々_{依為段々不注色目}

黄青纈纈二条_{長各二尺}

舞将束_(巻)

衣六領、已纈纈_{大二・小四}

袴三腰、皆入綿

和琴袋一条、已纈纈

一、雖載前帳為无実物三種

紫綿褥二条、白絹帷一条

白絹一丈

已上、第十四辛櫃納

右、色目勘申如件。

寛弘八年十二月八日

寺家

都維那法師_{在判}

(紙継目・朱印)

(紙継目・朱印)

⑥平未収

⑥東別一
一三一(六)
6

寺宝蔵収
納品下用
日記案

宝蔵
松門寺
辛櫃

寺主大法師 在判
上座大法師 在判
別当大法師 在判
読師代大法師 在判
講師大法師 在判
使

序頭伴 在判
権少典上毛野 在判
大典紀 在判
大典広山 在判
少監御春 在判
権少監日下部 在判
大監藤原朝臣 在判
少監大蔵朝臣 在判

観世音寺長保三年七月廿八日立宝蔵納府交替宝物被下用張事^{〔帳〕}

第二御辛櫃納七寸丸鏡一面、被下用松門寺塔天蓋料。

第六御辛櫃納車釦一具四枚、荷^{〔ア概リ消シニ重キ書ス〕}「車」料在寺家修理所。

第八御辛櫃納琵琶一面、為修造被下以後、未被返納。

第十一御辛櫃納朱砂陸斤三分、千躰観音像并新造大仏御

採色料度々下用。

同御辛櫃納胡粉十二兩、同前打度々々下^{〔料カ〕}。

第八御辛櫃一合、度々御写経紙入打被下、在講堂、未返上。

右雜物、從御任之始長徳三年、度々御用、或御坐或差

遣官人、所被下用也。随則、注其年月日、立下記署判已^{〔用脱カ〕}

了。而以去月廿一日、指遣少典下能通^{〔目下カ〕}、被召取件下帳已^{〔用脱カ〕}

了。爰所司等度々參上雖申事由、終不被返給御上道。

(紙継目・朱印)

仍為後「記」。(次日記申ヲ墨抹シ書ス)

日記申。

權寺主大法師
權上座大法師

(大宰府判卷)
「判、件宝物、度々被下用有実。

又下用之日記召取之事明

白也。仍判之。」

講師大法師 在判

読師代大法師 在判

上座大法師 在判

權上座大法師

權寺主大法師

寺主大法師 在判

(紙繼目・朱印)

權都那法師

都維那法師 在判

(觀世音寺所司署判)
「件公驗、為本寺沙汰、書移案

文、進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師「淨譽」(自譽、以下同シ)

都維那從儀師「覚珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師 在京

權上座大法師「経暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府判卷)
「大宰府

從二位行權中納言兼權

源朝臣

(花押)

從五位下行大監紀朝臣

正六位上行大典藤原朝臣

		8		
	勅封蔵			
	勅封蔵下用例文		少式兼筑前守従五位下源朝臣 <small>(季忠)</small> 従五位下行大監秦宿祢 <small>(花押)</small> 従五位下行大監紀朝臣 <small>(花押)</small> 従五位下行大監御春朝臣 <small>(花押)</small> 少典 <small>闕</small> (紙継目)	

○印記 「観脩里印」一五アリ。

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三七四」「観世音寺」「勅封蔵下用例文」

○伝来過程 東大寺↓根岸武香↓東京大学文学部。

○影写本・写真帳等 影写本『根岸文書一』(一九〇〇年七月影写)、影写本『観世音寺文書(東京大学文学部所蔵)』(一九四四年一〇月影写)、写真帳『観世音寺文書(東京大学文学部所蔵)』(一九七九年七月撮影)。

○参考文献 「本会大会記事(彙報)」「史学雑誌」第二四編第四号、一九一三年、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』(太宰府市、二〇〇三年)。

26. 「観音講料米例文」〔現存未確認〕

27. 「諸会米例文」〔現存未確認。題籤残存〕

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三七五」「観世音寺」「諸会米例文」

28. 「郭内田公験」〔国立公文書館(内閣文庫)所蔵文書〕

平	大	紙	標註	本文
①平四一一 四七七(筑 前国観世 音寺三綱 案)一(一)	①東五一 一〇(郭 内田公験 案)一(一)	1		<small>(編纂志)</small> 「観世音寺三綱等解状」 <small>(康和四年)</small> 「十七枚」 <small>(大宰権帥藤原季仲外題案)</small> 「府御判」云、 可依前例。各可尋子細。
				「三」

解案)

(觀世音寺三綱等解案)

②平三一
○九七(大宰府政所下文案)
②東五一
一〇一(二)

2

安養寺

左郭

兵馬所

勘出田

右郭

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

請被殊任調度文書理、停止安養寺住僧等以他条防田等、(防以下同之)号彼寺領田、

押妨当寺領田式坪子細状

当寺領田

左郭九条十一防内老段、十六条十一防伍段、

安養寺

左郭五条九防一段、廿二条九防三段、十一防六段、

副進調度文書等

右、謹檢案内、件田者、以去天延三年十月十一日大式藤原朝臣(國書)

御施入并府牒文稱、常住大悲觀音・新造藥師・十一面・延命等四躰

尊像常燈分施入如件云々者。謂彼安養者、陰陽師安禪私建立。

以同坪雖被施入、專以御願寺領田、不可寄私堂舍。何況以他条

他防田、何押妨件寺領田哉。望請 府裁、任調度文書理、為被停止

安養寺妨、注子細、言上如件。以解。

康和四年三月十一日權都那法師良意

都維那法師賢尊

權寺主從儀師大法師永与

寺主威儀師大法師

(紙継目・朱印)

權上座威儀師大法師源尊

上座威儀師大法師永遲

下 兵馬所

可任先例并觀世音公驗理免除、三綱等訴申寺領田

二坪内勘出田事

在右郭四条七防八防者、(防以下同之)

右件坪々田、依寺家愁、遣実檢使序頭奏貞元、

令実檢之処、勘申云、件二坪如公驗者、可開加

③平三十一
○八〇(大
宰府政所
下文案)

③東五一
一〇一(三
政所下文
案)

3

兵馬所
勘出田
右郭

無常荒。爰又南北已以峯也。從繩手東兵馬田、西公田等也。仍無有相違者。任公驗之理、可為寺領之狀、依 上宣、所仰如件。

延久五年十二月十日

權大監豐嶋 在判

少監藤原

大監紀 在判

少監清原 在判

監代伴 在判

監代秦

下 兵馬所

可永免除、觀世音寺三綱等□申寺領田坪内勘出田

壹段式之拾步事

在右郭廿一条二防内二百七十步、廿二条二防内百十步

右件田、彼寺所領公驗明白也。而兵馬所前預師吉之時、

已無其愁。爰吉助沙汰之間、今有此訴者、任代代例、件

勘出田永可從免除之狀、依 上宣、所仰如件。

延久四年六月五日

權大監豐嶋 二元

少監藤原朝臣

權大監紀朝臣 在判

權少監大藏朝臣

大監紀朝臣

少監清原

監代宗形 在判

監代大中臣 在判

(紙継目・朱印)

④平三十一 ○七九(大 宰府実檢 使注進状 案)	④東五十一 一〇一(四) (大宰府 実檢使論 田勘注状 案)
⑤平三十一 ○七八(筑 前国觀世 音寺三綱 解案)	⑤東五十一 一〇一(五) (觀世音 寺三綱等 解案)

4

兵馬所 勘益田	兵馬所 勘出田 右郭
------------	------------------

監代藤原
大典伴
典代大
中臣

注進

觀世音寺与兵馬所訴申論田実檢坪々事

合一丁七段廿步 之中寺領田二丁六段
勘出田一段廿步

在右郭

廿一条二方八段二百七十步 在少嶋
之中二百七十步

之中二百七十步一方内 兵馬所訴申。

廿二条二方八段百十步

之中百十分一方内 兵馬所訴申。

右件論田、依 御定、檢知件坪々之处、子細如此者。

勘注如件。

延久四年六月四日

監代伴 在判

(大宰大貳藤原良基外題卷)
「府御判云、

可尋問。」

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

請被殊任 旧年例裁免、為兵馬所本司注出、令勘責郭内

寺領田内勘益田一段三丈官物愁状

廿一条二方三丈、廿二条二方一段

右、謹檢案内、件坪々田一端勘益分所見也。其故如何者、

相雙寺領田四坪、廿一条二方・廿二条二防・廿一条三防・廿二条

三防等也。而東坪西繩手寄於西矣、或坪者一段或坪者

(紙継目・朱印)

⑥平二一五
七七（大
宰府政所
下文案）

⑥東五一
一〇一（六
政所下文
案）

政所

兵馬所

市町

開発田

三丈也。爰兵馬所之檢田使不勘西坪之不足、偏号東坪之余田。有限寺用燈油料官物勘責、不知其理。

加之去年作田入勘 府使注進之帳顯然也者、言上如件。望請 府裁、任久年例、被免除者、將仰正理貴。仍注事狀、以解。

延久四年五月廿八日權維那師蓮尊

寺主大法師觀秀

上座大法師

読師大法師在判

政所下兵馬所

応任先判旨免除、觀世音寺所領市町畠内開発田〔ママ〕之段事

右、得彼寺司解狀備、請被任前々御判旨、裁許領掌、為兵馬所

被坊寺領市町畠内開発田〔宛〕式段狀。右件市町畠、為寺領經

年序也。而依有水便所開等也。而依前々如此妨、進府申文

之處、任理被免除已了。而今有此妨。仍言上如件。望請 府裁、

任前々御判旨、被免除者。都督藤原卿宣、件田任先判旨、可

免除之由、下知者、所仰如件。宜知狀、依宣免之。

大監平朝臣

權大監秦宿祢

少監豐嶋真人

少監大藏朝臣

少監御春朝臣

權大監豐嶋真人

大監秦宿祢

大監日下マ

（紙継目・朱印）

（紙継目・朱印）

右郭

学校

大野河
公驗

式条陸坊式段、拾式坊式段佰捌拾歩、
 参条玖坊参段半、拾式坊式佰漆拾歩、
 肆条捌坊参段、玖条拾壹坊壹段、拾式坊
 肆段、拾肆条拾壹坊参段、拾伍条拾壹坊参段、
 拾陸条拾壹坊参段、拾玖条拾坊伍段、式拾条
 拾壹坊漆段、式拾壹条拾式坊肆段、式拾式
 条参坊捌段、肆坊内参段、

右郭漆町、

肆条捌坊式段、漆坊式段、捌条伍坊漆段、
 拾陸条捌坊参段半、式拾条参坊漆段半、
 漆坊捌段、式拾壹条式坊捌段、参坊捌段、
 陸坊捌段、式拾式条式坊捌段、参坊捌段、
 四至内開田捌段、

学校東從小道東式段、南大門鳥居
 西壹段、南大門東大野河北式段、東大門
 北大野河西参段、■

右、被 上宣云、件坪坪田比校寺公驗之處、

已入其四至之内。但至本領田者、領知可然。於新
 開田者雖四至内、非可必領。然而事縁善根可從
 優免。宣仰在地郭、停兵馬所妨、永令寺家領者。
 所仰如件。郭宜承知、依 宣行之。

長曆二年二月十六日

大監平朝臣

權大監秦宿祢在判

少監豐嶋真人

少監大藏朝臣在判

少監御春朝臣

(紙継目・朱印)

⑧平二一五
七一（大

⑧東五一
一〇一（八）

公文所
兵馬所
左郭

公文所

勘申觀世音寺与兵馬所相論左郭赤坂浦田由緒

權大監豐嶋真人在判
 權大監藤原朝臣
 大監秦宿祢
 大監日下部
 大監大藏
 大監御春
 大監大藏
 少監藤原在判
 少監酒井
 權少監紀
 權少監大藏
 監代紀在判
 監代大藏
 監代大藏
 大典伴在判
 權大典建マ
 大典上毛乃
 大典山在判
 大典伴在判
 大典国
 權大典防刀
 大典伴
 少典大中臣在判
 少典財部

（紙継目・朱印）

赤坂浦

十郡司
序頭
府老

事

一、依觀世音寺愁、召問兵馬所直人序頭中臣師信之處、師信申云、件浦田一所、北坪所在田三坪也。其中至于二坪者、實彼寺之領田也。其外廿二条十一防一坪（明、以下同之）者、兵馬所可領掌也。而混稱彼寺所領、令預作寺家雜役人、寺領之由所愁申也。專無相妨彼寺本領田者。爰彼是之愁依縱橫、彼寺講師并師信等差副府使、臨在地令糺定之處、件三坪之內廿二条十一防、相当兵馬所愁申坪之由、使勘狀明白也。

（紙繼目・朱印）

一、以師信陳狀使勘文等、問觀世音寺上座運妙等之處、申云、件田為寺領雖及六十余箇年、寺家之所領廿条十一防、廿一条十一防兩坪之外、專不知有別坪。隨亦未聞有如此妨、每年耕作、其地子物所勘納寺家也。而今俄立別坪、稱兵馬所領之由也者。又召問作人法高之處、申云、法高為件坪之作人、雖經數十年、無件妨、所当地子米所進納本寺也者。
以前、彼是所申如此。但兵馬所之申旨、頗似有其理。然而不領可領經數十年之後、今超越更成件妨之旨、可有遺迹之法。仍勘申如件。抑至于裁不者、可隨 裁定。

長元九年五月十日十郡司酒井

序頭中臣

清原

府老大中臣

山宿祢

少典大中臣

⑨平二一五
三八（筑一〇一）（九）
前国觀世
音寺牒案）
寺牒案）

⑨東五一

12

11

兵馬所

国分寺

市町垣内

赤坂浦

東林寺

大典阿刀

監代伴 在判

少監酒井 在判

大監日下マ 在判

權大監豊嶋真人

少監御春朝臣

權大監秦宿祢

散位守中原朝臣

散位藤原 在判

（紙継目・朱印）

〔大宰權帥藤原実成外題案〕
「可依勘状之。」

〔大宰權帥藤原実成外題案〕
「下公文所。」

觀世音寺謹牒

大府 衙

欲被免除寺家四至内并散在領田、為兵馬所被注取寺役雜人等

作田壺町參佰步地子米、令責凌状

寺家南大門三段六十步 酒光作、 筑前国分寺前二段 行利作、

市町垣内二段 惟命作、 赤坂浦一段百八十步 法好作、

東材寺背二段大半 行利作、

牒、件田或都督被奉入仏聖燈油料、或所領四至内、尋

水便、寺役雜人等彫作、既及数十年也。而兵馬所雜人

等、恣互条里可領兵馬所由申、責凌作人等尤甚。望請

府裁、早被免除件責、將如本壇越御施入、獻仏聖燈

油料。今勒事状、謹牒。

長元八年六月廿日都維那法師

別当大法師覺命

權都維那法師 在判

講師大法師 在判

読師代大法師 在判

上座大法師 （蓮妙之）

（紙継目・朱印）

⑩平二一四
四五（筑一〇一）
前国觀世〇）（觀
音寺牒案）世音寺牒

案

13

左兵馬司
左郭
右兵馬田
左兵馬田

權上座大法師 在判
寺主大法師
權寺主大法師興真

〔大宰府外題案〕
「可除寺家四至内田。」

觀世音寺謹牒 大府 衛

欲被下知於左兵馬司、令免除寺家四至内雜役人等、尋
水湿便耕作 〔マ、シ〕 等、付徵地子物愁状

左郭、

二条十二防内 〔以下同之〕 二百八十步、

三条十二防二百七十步、

九条十一防内一段 〔不作田〕、

牒、寺家四至内、本自無注其坪田。随則年来無入徵
使。去今年之間、寺役雜人等、尋水湿所、僅所開作、其數
不足町。而俄今年注兵馬田、各注負二三束四五束稻、入
責尤切者。寺家檢 旧例、大府代代或奉造三仏、被施
入常燈料右兵馬田六町、或奉造大仏、被施入左兵馬田
四町。至于件雜役人作田者、不幾其數。仍進牒如件。乞
衙察之状、寄事於 大府御功德、欲被免除非例之責。
謹牒。

寬弘三年十一月廿五日權都維那法師

權都維那法師

講師大法師 在判

都維那法師 在判

読師大法師 在判

檢校大法師 在判

上座大法師 在判

上座大法師 在判

（紙継目・朱印）

⑪平二三
七五（筑
前国觀世
音寺牒案）

⑪東五一
一〇一（一
世音寺牒
案）

14

兵馬所

兵馬田
左郭
右郭

權上座大法師
權寺主大法師 在判
權寺主大法師 在判
寺主大法師 在判
檢校少弐藤原朝臣 （永道）
別当大監藤原朝臣
少典日下部

（天守府外題卷）
「下大帳所。兵馬可
勘申。」

觀世音寺牒 大府衛
雜事

一、請被判斷三仏常燈料田漆町佰捌拾步、号兵馬田取妨事
左郭九条十二防四段、廿二条三防八段、三防内三段、
右郭十六条八防三段、廿条三防七段百八十步、七防八段、廿一条二防八、
三防八段、六防八段、廿二条二防八段、三防八段、
右、去天延三年十月十一日大弐藤原朝臣 （國常） 御施入并
府牒文稱、住大悲觀音并新造藥師・十一面・延命等
四躰尊像常燈分施入如件。寺察之状、自明年春

（紙繼目・朱印）

執行奉充。庶幾至于尽未来際、常念挑此燈明者。
又同年月廿四日兵馬所進府符請文、去十月廿日
符到來傳、件田觀世音寺常住大悲觀音并新造藥
師・十一面・延命四躰尊像等常燈分料、以今月十一日
施入已下。（了カ）所宜承知、自来天延四年春、不可領知。但政
所院料、先年所割度秣田十町・秣畠等依停止、彼
院如本猶所之可領也。其内十六条八防三段、廿一条二防八段、
六防八段、廿二条二防八段、三防八段并四町三段在此。施入之
内、除此之外、既可返領、所請如件者。而彼所司具乍知此

由、今年号兵馬田取妨、徵責作人。仍可被判断之状、申牒如件。

一、請被下知筑前国、令備濟新造丈六觀世音菩薩常燈料油漆斗

二升直祖穀（鼠、以下同之）式拾捌斛捌斗状

右、去寛和二年十二月十九日大式兼式部權大輔（輔正）菅原朝臣

御施入文云、件常燈料油七斗二升、年中三百六十夜料、

夜別二合、買直祖穀廿八石八斗、充油一升直粗四斗。

筑前国以件祖穀交易、注載調庸抄帳、毎年進濟、

可預備状下符已了者。然而国乍承知、專不充下。仍可被裁定状、言上如件。

一、請被判免同菩薩常供料田式町陸段兵馬所取妨事

左郭十五條十一防（三）口段、十六條十一防三段、廿條十一防七段、

廿一條十二防四段、

右郭八條五防七段、四條八防二段、

（紙繼目・朱印）

右、被同日府牒僞、參詣彼寺拜仏之处、堅固道心忽然發起。為鎮国利生、始自官人至于人庶智識、府国刻造形像、開講供養、其誠纒畢。今可令具足者。件日供燈明而已。王者之地有限、官納之物雖重、不堪仏法之難忍。為備供具之可久、下符於国并所司、奉施入如件。寺察之状、依件檢納、永為供料、以此微細之燈、統彼逸多之曉者。其後寺領無妨。而今俄為彼所取妨。仍為蒙裁定、進牒如件。

以前、雜事言上如件。望請府裁、可被裁下。勒状以牒。

長徳四年十一月五日

講師闕

都維那法師在判

⑫平二三
一〇(大
宰府兵馬
所解案)

⑫東五一
一〇(一
宰府兵馬
所府符請
文案)

16

公驗

兵馬所

左郭
右郭

政所院

官人代
勾当
廉仗長

読師大法師 在判

上座法師 在判

寺主法師

權寺主法師 在判

檢校少貳藤原朝臣

別当大監豐嶋

大典酒井

(天宰府外題卷)
一判、或無所擲公驗、或不見施入文書。

然而神社仏寺之施入。宜免

兵馬所責以寺家令遣之。

兵馬所解 申請府符事

被載不可領知秣田漆町佰捌拾步状

(紙繼目・朱印)

左郭九條十二防、(防以下同之)廿二條三防八段、三防内三段、

右郭十六條八防三段、廿條三防七段百八十步、七防八段、

廿二條二防八段、三防八段、六防八段、廿二條二防八段、三防八段、

右、被去十月廿日符到來備、件田觀世音寺常住大悲

觀音并新造薬師・十一面・延命四躰尊像等常燈

分料、以今月十一日施入已了。所宜承知、自来天延四年

春不可領知。但政所院料、先年所割度秣田十町・秣島

等依停止、彼院如本猶所之可領也。其内十六條八防

三段、廿一條二防八段、六防八段、廿二條二防八段、三防八段

并四町三段、在此施入之内。除此之外、既可返領者。

所請如件。以解。

天延三年十一月廿四日官人代建部

別当少監藤原在判

廉仗長清原邦縁

勾当百濟

調

執当

蔭孫高階理家

海原在判

執当赤染末貫

宗形

官人代小治田

〔觀世音寺所司署判〕
「件公驗、為本寺沙汰、書移案文、

進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔自署、以下同シ〕「浄誉」

（紙継目・朱印）

都維那從儀師「覚珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「経暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

「大宰府

從二位行權中納言兼權

源朝臣〔季忠之〕

〔花押〕

正六位上行大典藤原朝臣

少弐兼筑前守從五位下源朝臣

從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監秦宿祢〔花押〕

從五位下行大監紀朝臣〔有願之〕〔花押〕

從五位下行大監御春朝臣〔重貞之〕〔花押〕

少典闕

〔奥裏書〕
「郭内田」

○印記

「觀脩里印」二三アリ。

○題籤

〔東大寺未成卷文書第一〇部三七一〕「觀世音寺」「郭内田公驗」

○伝来過程 東大寺↓小原正棟↓内閣記録課↓内閣文庫↓国立公文書館。

○影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（観世音寺文書）七』（一九五三年七月影写）、写真帳『東大寺文書（内閣文庫所蔵）五』（二〇〇八年二月購入）。

○参考文献 修史局編修長重野安繹『文書探訪日記 下巻』明治二十一年八月七〜一〇日条（国立公文書館所蔵『公文雑纂』。同館編『内閣文庫百年史 増補版』汲古書院、一九八六年）、鏡山猛「大宰府の遺蹟と條坊（其二）」『史淵』第一七輯、一九三七年）、金田章裕「大宰府条坊プランの形成」（同『古代日本の景観 方格プランの生態と認識』所収、吉川弘文館、一九九三年。初出一九八九年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 美術^建工芸編』（太宰府市、一九九八年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（太宰府市、二〇〇三年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 通史編Ⅰ』（太宰府市、二〇〇五年）。

29. 「杵岐嶋継埼牧文書」〔現存未確認〕

30. 「諸封庄勘返田等免判」〔現存未確認〕

31. 「学校東田文書」〔伊藤尚明氏所蔵文書〕

平	大	紙	標註	本文
①平三十一 〇七三(大 宰府政所 下文案)		1	政所 左郭使 学校院 公驗	<p>政所下 左郭使 応任代代例、令観世音寺領掌学校院東小路東田地式段事 右、依学校院訴、比较彼此公驗之处、代代之間、可為観 世音寺領之由、依府宣旨者。依先例早可為寺領之 状、依 上宣、所仰如件。</p> <p>延久四年三月十一日</p> <p>権大監豊嶋真人 少監藤原朝臣 大監菅野朝臣 権大監紀朝臣 <small>在判</small></p>

②平三十一
○二六(大
宰府政所
下文案)

2

政所
左郭使
流記帳
学校院
勝示
安樂寺

大監豐嶋真人
權大監大藏朝臣
少監^(多力)刀治真人
大監紀真人
權少監多治真人
大監紀朝臣^{在判}
少監大中臣
監代津^(朝臣カ)一^{在判}
監代大中臣^(朝臣カ)
監代紀^(朝臣カ)一
少典宗形朝臣

(大宰府外題卷
「在判」)

(紙継目・朱印)

政所下 左郭使
可任寺家流記帳并前例、如旧今觀^令世音寺領掌学校
院東小路東地式段事
右、得彼寺牒状僞、欲被任道理裁定、為学校院司恣
書改勝示、拔却立寺西境勝示状。牒、件学校院東小道
東地、往古已降、寺領年尚矣。而件院司以去天祿四年
燒失日記為公驗、愁申大府之時、給府下文也。^(言二天ヲ重テ書シタモノヲ墨抹シ傍書)因茲帥「大」納
言殿御任、進寺牒之日、府下文云、前後勝劣非一同之論
者。寺家永可領知之明白也。抑前大式殿御任申請條條^(高階成章)
之事之内、寺家勝示其一也。即為大典正道府使、寺家所
司共以去年三月中、如本立東勝示之日、從安樂寺恣
当寺西鳥居之際、立勝示之由、愁申之時、不被召問。号府
使正道之過失、不令陳左右、被勘当之時、号勝示破、大監
頼任朝臣不隨身指府下文、大卿御上洛。即又寺司俄得

開発田

替上道之間、抜却西境勝示、恣書替其銘、寄立東方之旨、未知其理。擬言上非道之由之處、御遷替之間、不訴申件由。其後抱愁經數日。件境内開発田二段、寺家大工高重耕作之後、于今十箇年也。而去年穂田院司押苜取之旨、已不安。若為院領田者、須令弁地子米也。適遇明鏡正理之時、注由緒進牒如件者。依牒状比校兩方文書之處、去康平

二年七月廿七日政所下文状、件地糺決彼是訴申之旨、可為寺領之由、詳所見也。然則任彼時之例、可為寺領之状、依上宣、所仰如件。宜知状、依例行之。

治曆四年四月九日

權大監豊嶋真人

少監藤原朝臣

大監菅乃朝臣

權大監紀朝臣在判

大監大藏朝臣

大監豊嶋真人

大監大中臣朝臣

少監藤原朝臣

權少監大藏朝臣

少監豊嶋真人

大監藤原朝臣

權少監豊嶋真人

少監紀朝臣

權少監豊嶋真人

大監紀朝臣

權大監大藏朝臣

權大監日下部朝臣之

(紙継目・朱印)

③平三十九
三二（大
宰府政所
下文案）

政所
左郭司
流記帳
学校院
公驗

權大監大藏朝臣

大監紀朝臣在判

少監清原朝臣力

監代惟宗朝臣

監代紀朝臣力

監代大中臣朝臣在判

監代大中臣朝臣力

監代建部朝臣力

監代大中臣在判

監代藤原朝臣朝臣力

監代紀朝臣力 在判

大典紀朝臣力

大典津朝臣力

少典宗形

（紙継目・朱印）

典代大藏朝臣力

典代大中臣在判

〔大学府外題案〕
「在少卿判。」

政所下 左郭司

応令任流記帳公驗理、觀世音寺領掌学校院東小路東

地式段事

右、權中納言兼中宮權大夫都督藤原卿宣、（経補）件地式段、觀世

音寺与学校院互成相論。仍令比校兩方公驗之处、学

校院公驗以天禄四年四月十日立焼亡日記状注載

云、四至東限松崎小溝者。觀世音寺公驗以寛平五

年十一月一日付朝集使進官資財帳也。為流記帳尚

以置之。其状注載四至、西限松岳并学校東小道者。計

其年限寬平以降天祿以往隔八十箇年。但以去長曆二年成相論之日、觀世音寺依不進寬平流記帳。彼時学校方給下文云々。今比校件流記帳、前後勝劣非同論。然則任理以觀世音寺永可令領掌之由下知者。所仰如件。宜承知、依件行之。

權大監豐嶋真人 在判

少監藤原朝臣

少監平朝臣

大監秦宿祢

權少監紀朝臣 在判

大監秦宿祢

大監御春宿祢 在判

大監菅乃朝臣 在判

權大監紀朝臣

大監大藏朝臣

大監大中臣朝臣

大監源朝臣

少監藤原朝臣 在判

權少監大藏朝臣

權大監平朝臣 在判

大監藤原朝臣 在判

大監藤原朝臣

權大監藤原

權少監日下部一

權少監源朝臣

權少監豐嶋真人

權少監源朝臣

少監山■朝臣

(紙継目・朱印)

④平三十八
九九（筑
前国觀世
音寺牒案）

6

公驗
開発田
学校院
公驗

康平二年七月廿七日

〔大宰権帥藤原経輔外題案〕
「依公驗并先判可領知。」

監代和氣朝臣在判
監代小野朝臣
監代丹治一
監代多治朝臣在判
監代多治朝臣
監代清原真人
大中臣一〔朝臣カ〕
大中臣一〔朝臣カ〕
大中臣一〔朝臣カ〕
大典津一〔朝臣カ〕
典代津一〔朝臣カ〕
典代大中臣在判
典代大中臣在判
典代建マ〔朝臣カ〕

觀世音寺牒

大府衙

在府判。」

欲被任公驗理判定、寺家四至内開発田式段、号学校院領俄

勘責当年地子米非例状

副進公驗

牒、件寺領田依為四至内、領知経年序矣。而依彼院之

愁、各沙汰之時、於大炊帥 御任、寺領明白之由、被判定先了。爰

近来院司忝称院領内、其地利俄勘責、已以非例也。□茲進〔四〕

牒如件。乞也、衙察之状、任旧例被判定者、且任本願聖靈

之旧記、為他妨為寺領、且知不朽 御願之嚴。今勘状、以牒。〔無カ〕

天喜六年十一月廿三日權都那法師

（紙継目・朱印）

⑤平二十六
二二（大
宰府政所
牒案）

7

府政所
学校院
府老

都維那法師 在判

別当兼講師大法師 在判

読師大法師 在判

檢校大法師

上座大法師 在判

權上座大法師 在判

寺主大法師 在判

權寺主大法師

〔大宰府外題案〕
「在少卿判。」

府政所牒 觀世音寺衛

欲任宮内卿帥時公驗、領知為学校院并府老千兼等、

被相妨寺家四至内南西兩方状

（紙継目・朱印）

牒、得彼寺牒状僞、件寺是鎮護国家之砌、從建之昔、
点定四至之内、如此無妨。加之故民部卿殿御時、長元六年七
月七日序判已明鏡也。而学校院并府老千兼等強言上
於大府成妨。數百年間專無如此例矣。望請府裁、任道理
被糺定、將仰嚴政之貴者。都督藤原卿宣、件四至可依宮内
卿時公驗之由、宜牒送者。牒送如件。寺宜察之状、依宣領
知。以牒。

寬德二年二月廿九日

少監大藏朝臣

少監御春朝臣 在判

權大監豐嶋真人

少監豐嶋真人

少監平朝臣

權大監藤原朝臣 在判

〔大宰府外題案〕
一任年来例可領掌。但新都督
御下向在近。猶理不尽者、彼時

少監藤原朝臣
權大監藤原朝臣在判
少監大藏朝臣
權少監紀朝臣
少監藤原朝臣
少監酒井朝臣在判
權少監紀朝臣
權少監大藏朝臣
監代津朝臣カ一在判
監代大中臣
監代大藏朝臣
監代大藏朝臣
監代布勢在判
監代日奉
監代■朝臣
大典紀朝臣
大典和氣朝臣
大典上毛乃
權大典前田朝臣カ
大典酒井朝臣カ
權少典山朝臣カ一在判
少典藤朝臣カ一
典代宗形朝臣カ一
典代清原
典代大藏朝臣カ一
典代大藏朝臣カ一
典代阿マ

（紙継目・朱印）

学校院

遠賀門
大野川

資財公驗
帳

公驗

可被申也。 在府判。

觀世音寺謹牒 大府衛

請被任道理裁斷、学校院別当權少監多治、乍見寺家所領公

驗、号学校院所領四至内、相妨寺領四至内地式町
状

寺領四至從寺以北限大野南廂邊遠賀門下道、東限大野川原、南限大野川、西限松岳并学校東小路南大野川、

牒、件寺為天皇御願、九国綱所、鎮護國家之砌也。即任 勅施

入、寺領之後、經數百年之間、以去寬平五年十一月一日、立資財公

驗帳之後、既經百廿九歲也。其後至于今年、件四至内專無他

妨。而件天驗之為学校院別当、以今月廿日、放使於寺家四至内、乖例越

來、領地計二町余之桑也者。寺家以各所領公驗為其領堺、相

糺之處、適件監隨身学校公驗來著。即与寺家公驗比較處、学

学校院所持公驗云、本文書燒失之後、去天曆マ十二年六月二

日進彼時院司申文、申立公驗也者。自寬平五年至于天曆

十二年マ、算其年數六十六箇年之後、所立学校公驗也者。

今寺家謹案事情、地入仏界、不可有他妨也。加之当寺

是聖朝 御願、所領寺財皆悉勅入御施物。若妨奪 勅入地

者、忽有違 勅之咎歟者。如此爭論之由、非蒙 府裁者、何難

相定矣。望請 府裁、任寺領公檢、被裁給、將斷各愁訴、永

為寺領。仍勒事状、謹牒。

寬仁五年三月廿二日權都那法師

權都那法師

權都那法師在判

講師大法師在判

読師代大法師在判

檢校大法師在判

(紙継目・朱印)

上座大法師 在判
権上座大法師
権上座大法師
権上座大法師 在判
寺主大法師 在判
権寺主大法師
権寺主大法師 在判
別当権少監大蔵朝臣

（観世音寺所司寄附）
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。

保安元年六月廿八日権都那從儀師「浄誉」
（自署、以下同之）

都維那從儀師「覚珍」
権寺主大法師「暹智」
寺主威儀師
権上座大法師「経暹」
上座威儀師「暹増」
檢校大威儀師「源尊」

（大宰府官人等署名）
一 大宰府
從二位行権中納言兼権 源朝臣（花押）
少式兼筑前守從五位下源朝臣 （季忠之）

正六位上行大典藤原朝臣
從五位下行大監紀朝臣
從五位下行大監秦宿祢（花押）
從五位下行大監紀朝臣（花押）
從五位下行大監御春朝臣（花押）
少典闕 （重貞之）

（紙繼目・朱印）

○伝来過程 東大寺↓松浦伯爵家↓守屋孝蔵↓守屋美孝↓伊藤尚明。
 ○影写本・写真帳等 レクチグラフ『観世音寺文書案 東大寺注進状 正中三年観桜御宴記(伯爵松浦厚氏所蔵)』(一九二八年五月撮影)。
 ○参考文献 『松浦伯爵家蔵品入札目録』(一九三一年)、文部省宗教局保存課編『国宝(宝物類) 目録』(一九四〇年)、文化庁監修・毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編『重要文化財第二二卷書籍・典籍』(毎日新聞社、一九七七年)、文化庁監修・毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編『重要文化財総目録書籍・典籍』(毎日新聞社、一九七七年)、文化庁監修・図書編集部編『国宝・重要文化財大全8書跡(下巻)』(毎日新聞社、一九九九年)。

32. 「布薩放生田文書」〔九州国立博物館(福岡県立東アジア文化交流センター)所蔵文書〕

平	大	紙	標註	本文
①平九一四 四六六(大 宰府牒案)		1	布薩戒本 田 放生田 国分寺	<p>〔編纂書〕 「第一」 府牒 観世音寺 合水田肆町 布薩戒本田式町 放生田式町</p> <p>右、検案内、府去六月十四日下筑前国符僞、被民部省 三月十五日符僞、被太政官去二月廿二日符僞、得彼<small>〔府脱之〕</small> 去年十一月十五日解僞、観音寺講師伝燈大法師位道 叡牒僞、検案内、諸国国分寺皆有件田。而此寺不置 其田、如今勤修。御願、不異国分<small>〔寺脱之〕</small>。望請、依格置布薩 田四町・放生田二町、永弘其道者。府司覆審、所陳有 実。謹請官裁者。大納言正三位兼行右近衛大将藤原 朝臣良相宣、奉 勅、布薩戒本田、宜定式町、自余依 請者。省宜承知、以乘田充之者。府宜承知、依件行之 者。国宜承知、依件行之者。寺家察状、牒到准状。 故牒。</p> <p>斉衡二年七月十一日大典刑部造真鯨牒 <small>〔奉問之〕</small> 在御判</p>

少式藤原朝臣

〔觀世音寺所司署判〕
一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、
進上之。

〔紙継目・朱印〕

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔淨誓〕

都維那從儀師〔覺珍〕

權寺主大法師〔暹智〕

寺主威儀師〔在京〕

權上座大法師〔經暹〕

上座威儀師〔暹增〕

檢校威儀師〔源尊〕

〔大宰府官人等署判〕
「大宰府」

從二位行權中納言兼權 源朝臣〔花押〕

少式兼筑前守從五位下源朝臣〔季忠〕

正六位上行大典藤原朝臣

從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監秦宿祢〔花押〕

從五位下行大監紀朝臣〔花押〕

從五位下行大監御春朝臣〔花押〕

少典 闕

〔奥裏書〕
「布薩田公驗」

○印記 「觀脩里印」九アリ。

○伝来過程 東大寺↓東京の古書展（一誠堂）↓觀世音寺↓九州国立博物館（福岡県立東アジア文化交流センター）。

○影写本・写真帳等 写真帳『平井文書 今村文書 觀世音寺文書』（一九七三年九月撮影）。

○参考文献 「未採訪史料の集中的遺存地域における古代・中世史料の総合的調査研究」〔『東京大学史料編纂所報』第九号、一九七五年〕、太宰府市史

編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（太宰府市、二〇〇三年）。

平	大	紙	標註	本文
①平二四 三五（大 宰府牒案）		1	最勝会	<p>府牒 觀世音寺 <small>（紙巻）</small> □□三月八日以後五箇日毎年勤修最勝会事 牒、中納言兼帥平卿宣、維摩詰浄名、是 往古哲人、住世聖者也。智慧明了、広慶 衆生。积尊称嘆其智水、文殊闡揚其言 泉。古往今来、莫不蒙利益矣。公家依斯 帰依、緇素依斯尊仰。即於南京興福 寺、修件維摩会、以毎年十月定為其会。斯 年年歳歳無敢改易。最勝王経護持国土 之妙文也。弘誓広大勝利甚深也。爰公家以 毎年正月上旬於八省大極殿、被修御齋会。 同以毎年三月於南京薬師寺、被修最勝会。 会号雖異意趣是同。講読経王皆是最勝 妙典也。抑静檢案内、当府是悉同朝廷、名忝 外朝。京洛雜事之中、鎮護国家之願、移修 当府有何誹謗乎。仍始莅当境之時、深企興 復之志、以此三会修件等処。自尔以降、年穀豊 饒、桑麻鋪芬、病患不発、恠異無聞。会之 為会、靈驗尤明。因茲支配料物充件等料。 其中、觀世音寺料寄入警固所領田式拾 町、為不輸祖田、永令充其料。以十町為仏僧供 料、以十町為請僧布施料。遍知院料亦寄主 厨司領田式拾町為同料。府院御齋会料、以</p> <p style="text-align: center;">（紙継目・朱印）</p>
	2		<p>警固所 遍知院 主厨司 御齋会</p>	

藏司
税司

老伎嶋

藏司税司并諸司納物、今充其料。〔谷乙〕但撰管内〔重本書乙〕「有」

智淨行輩、為件三會請僧、以講師一口聽衆
式拾口、為恒例定數也。其講師則經三會訖、
号為已講。春諸国正税日別充米老斗、件人
生前之間長為其供養料也。前人昇進、举用
次人、已講聽衆共以僉議、抽聽衆中之堪能、
請補当年之講師、以聽衆年勞之者、補任
老伎嶋之講師。然即以彼嶋、為此三會之分、不
任他人、常補件人、待其闕年次第行之。方今
草創此會之趣、上奉為聖朝安穩、鎮護国家、
中為左右承相、文武百僚、当府都督、府官
僚下、安穩泰平、下為万民百姓、福寿增長、

五穀成熟、蚕養如意也。每会差行事、每年令
勤修、官人檢校、勿令疎略。願以会遙伝不朽、至
于未来際、期弥勒出世者。牒送如件。寺悉之状、
依件令修。故牒。

長保六年十一月十九日少典日下部在判
少式兼肥後守平朝臣在判

〔觀世寺所可書用〕
一件公驗、為本寺沙汰、書移、〔マ乙〕
進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔自署、以下同シ〕「淨誓」

都維那從儀師「覺珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

（紙継目・朱印）

		4	
			<p style="text-align: right;">(天守府官人番附別)</p> <p style="text-align: center;">大宰府</p> <p style="text-align: center;">正六位上行大典藤原朝臣</p> <p style="text-align: center;">(紙継目)</p> <p>.....</p> <p>從二位行權中納言兼權源朝臣<small>(重寶)</small> (花押) <small>(季忠之)</small> 從五位下行大監紀朝臣 從五位下行大監秦宿祢<small>(有頼之)</small> (花押) 從五位下行大監紀朝臣<small>(重寶)</small> (花押) 從五位下行大監御春朝臣<small>(重寶)</small> (花押) 少典<small>闕</small></p> <p style="text-align: left;">(與張書) *第3紙裏 「最勝会府牒」</p>

檢校大威儀師「源尊」

○印記 「觀脩里印」一〇アリ。

○伝来過程 東大寺↓赤星家↓大東急記念文庫。

○影写本・写真帳等 写真帳『大東急記念文庫所蔵文書 一』(一九六四年二月撮影)。

○参考文献 (財団) 法人大東急記念文庫編『大東急記念文庫書目』(同文庫、一九五五年)

34. 「五仏常燈例文」〔現存未確認〕

35. 「早良奴婢例文」〔早稲田大学所蔵文書〕

寧・平	大	紙	標註	本文
①寧下―七 八三(筑 前国政所 牒案)	①編一四― 二六九(筑 前国政所 牒案)	1	国政所	<p>国政所牒 觀世音寺三綱</p> <p>合奴婢五人<small>(三人)</small> <small>(三人)</small> <small>婢二人</small> <small>年卅八</small></p> <p>奴久佐磨<small>年卅八</small></p> <p>奴種守<small>年十七</small></p> <p>直稻肆仟陸<small>(百ニテ加エテ)</small>「佰」束</p> <p>直稻壹仟貳佰束<small>准銀卅兩</small></p> <p>直稻玖佰束<small>准銀廿二兩半</small></p> <p style="text-align: right;">(編張書) 「五枚」</p>

②寧下 _{一七}	②編一四 _一
八二(早)	二七〇)
良郡三家	二七一(筑
豊継解案)	前国早良
	部(郡)
	人夫三家
	連豊継解
	案)
	2

早良郡司	早良郡
額田郷	

奴多利磨^{年十五} 直稻玖佰束^{准銀廿二兩半}
 婢宅壳^{年卅六} 直稻壹仟束^{准銀廿五兩}
〔奴二重承書文〕
 「婢」小黒壳^{年七}、宅壳之女、誤脱^{補力}囑帳、今追附帳 直稻陸佰束^{准銀十五兩}
 以前、得部内早良郡司去七月廿二日解僱、得部内
 額田郷戸主三家連豊継申状云、已父息嶋別当
 觀世音寺之稻、損失捌仟貳佰參拾束、今息
 嶋交死、不堪備稻。仍男豊継母早良勝飯特
 壳等二人、上件奴婢且報進寺家者。郡依申状
 勘、所申事是有実。仍除本籍、謹請処分者。
 政所依申状具状。故牒。
 天平宝字三年八月五日史生從八位上額田部連君万呂
 正六位上行少監中臣朝臣伊可万呂
 正六位上行大典伊部造社麻呂

(紙継目・朱印)

筑前国早良部^郡人夫三家連豊継解 申進奴婢等券立事
 合伍人^{奴三人 婢二人}酬直稻肆仟陸佰束^{准銀一百一十五兩}
 奴賀比麻呂^{年卅一} 直稻壹仟貳佰束
 奴奄美^{年十五} 直稻玖佰束
 奴粳麻呂^{年十五} 直稻玖佰束
 婢宅壳^{年卅七} 直稻壹仟束
 婢小黒壳^{年六} 直稻陸佰束
 右、觀世音寺之稻代物進納既畢。仍録事状
 依式立券。以解。
 天平宝字二年十二月廿二日
 奴婢主三家連豊継
 母早良勝飯特壳

③寧下―七
八一〜七
八二(早
良郡三家
豐繼解案)

③編一四―
二七一〜
二七三(三
家連息島
戸口豐繼
解案)

3

早良郡
額田郷

證人早良勝足嶋
三人「大」足(夫ニ重テ書ス)

郡司依状、勘当奴籍帳并年紀、事既令美、仍放附。(全)

天平宝字二年十二月廿二日主帳外小初位上平草部(少カ)

擬大領外從七位下三家連(在判)

擬少領无位早良勝(在判) 弟子

彼時上坐半位僧定信

前寺主複位僧

国師使僧(在判)

(紙継目・朱印)

早良郡額田郷人夫戸主三家連息嶋戸口三家連豐繼解 申稻代物進奴婢等事

合伍人(奴三人 婢二人)

奴賀比麻呂(年十五) 充直稻壹仟貳佰(「束」准銀卅兩)

奴奄美(年十五) 充直稻玖佰束(准銀廿二兩半)

奴粳麻呂(年十五) 充直稻玖佰束(准銀廿二兩半)

「婢」宅売(「奴ノ書キサシニ重テ書ス」年卅七) 充直稻壹仟束(准銀廿五兩)

婢小里売(「黒カ」年六) 充直稻陸佰束(准銀十五兩)

惣充備稻肆仟陸佰束(准銀一百一十五兩)

右、豐繼父三家連息嶋、預觀世音寺稻事仕奉。此上件稻不進、身命死亡。

今男子豐繼、件奴婢等補化物、於寺家進入既畢。仍録具状申送。以解。

天平宝字二年十二月廿一日奴婢主三家連豐繼

母早良勝飯(稱) 特売

證人早良勝足嶋(三人) 大足

④平未収
(太政官
判案)

4

5

郡司依状、勘当奴籍帳并紀、事既合実、仍放附。(在脱之)

天平宝字二年十二月廿二日主帳外小初位上平草部(少カ)

擬大領外從七位下三宅連(在判)黄金

擬少領无位早良勝(在判)弟子

彼時上坐半位僧(在判) 定信

前寺主複位僧(在判) 国師使僧(在判)

從四位下行左中辨兼木工頭周防權守源朝臣當時 正六位上行左少史伊福部宿祢邦弼

延喜七年十二月十三日

(觀世寺所司啓別)
一件公驗、為本寺沙汰、書移

案文、進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師「浄誉」(自署、以下同シ)

都維那從儀師「覚珠」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師(在京)

權上座大法師「経暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府官人等差別)
一 大宰府

正六位上行大典藤原朝臣

從二位行權中納言兼權 源朝臣 (花押)(重宣)

從五位下行大監紀朝臣

少弐兼筑前守從五位下源朝臣(季忠之)

從五位下行大監秦宿祢 (花押)(有賴之)

從五位下行大監紀朝臣 (花押)(有賴之)

(紙繼目・朱印)

(紙繼目)

寺田園山
林凶案)

③ 寧未収
(大宰府
移案)

④ 寧未収
(觀世音
寺水陸田
目錄案)

2

布刀浦
韓泊

波岐荒野

竺志前国

上旦座郡

賀太荒野

竹志後国

三井郡

御笠郡

自布^② 浦至于韓泊以道為 東之山

大宰 移觀世音寺三綱等

波岐荒 竺志前国上旦鹿郡地^③

賀太荒野 竹志後国三井郡地

今用上件野充寺苑國地。若 充

可妨禁。今以状移。々到即准状。故移

大宝四年十二月十一日少典荊助仁^④

少貳正五位下勳四等佐伯宿祢

之類^⑤府印在。
廿二所。

筑前国觀世音寺

田冊町 御笠郡

和銅二年歲次己酉十月廿五日正六位下守民朝臣^{在判}

陰陽寮曆博士宮屏田主^{山口守}

正三位行中納言^{阿倍} 朝臣宿祢麻呂 正八位上守大史勳等佐伯道足^{十郎}

正三位中納言兼行中務卿勳三等小野朝臣毛野

從六位下守大史佐伯直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣

正八位下守大録船連大魚

從五位下守左中弁賀毛朝臣^使

正五位下右中弁阿倍朝臣^使

從五位上行治部少輔委朝臣比良^{采女}

民部大輔正五位下佐伯宿祢湯^{石鹿}

〔觀世音寺所司署判〕
一件公驗、為本寺沙汰、書移

案文、進上之。

(紙繼目・朱印)

	3
<p>保安元年六月廿八日權都那從儀師<small>（自署、以下同）</small>「淨誓」</p> <p>都維那從儀師「覺瓊」</p> <p>權寺主大法師「暹智」</p> <p>寺主威儀師<small>在京</small></p> <p>權上座大法師「經暹」</p> <p>上座威儀師「暹增」</p> <p>檢校大威儀師「源尊」</p> <p>正六位上行大典藤原朝臣<small>（紙繼目）</small></p> <p>從五位下行大監紀朝臣<small>（重忠）</small></p> <p>從五位下行大監秦宿祢<small>（有賴之）</small></p> <p>從五位下行大監紀朝臣<small>（有賴之）</small></p> <p>從五位下行大監御春朝臣<small>（重貞之）</small></p> <p>少典<small>闕</small></p> <p>「大宝縁起」<small>（奥裏巻）</small></p>	<p>「大宰府」<small>（大宰府官人等署判）</small></p>

○印記 「観脩里印」九アリ。

○題籤 「観世音寺」「大宝四年縁起」

○伝来過程 東大寺↓久原文庫↓大東急記念文庫。

○影写本・写真帳等 写真帳『大東急記念文庫所蔵文書 一』（一九六四年二月撮影）。

○参考文献 財団法人大東急記念文庫編『大東急記念文庫書目』（同文庫、一九五五年）、平野博之「観世音寺大宝四年縁起」について、『日本上古史研究』

一卷七号、一九五七年）、松田和晃「和銅二年の「水陸田目録」をめぐって」（『古文書研究』第二〇号、一九八三年）、石上英一「古代荘園と荘園
 図」（金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史
 通史編Ⅰ』（太宰府市、二〇〇五年）、北村安裕「寺領の歴史的展開―筑前国観世音寺領杷岐野を例として―」（同『日本古代の大土地経営と社会』
 所収、同成社、二〇一五年。初出二〇一三年）。

37 「郭内畠地例文」〔東京帝国大学文科大学所蔵文書（現存未確認）〕

平	大	紙	標註	本文
①平二三 六四（大 宰府牒案）		1	左郭 大野河	<p>府牒 觀世音寺 施入郭地壹町參段事 左郭四條七坊八坊内、 四至 <small>東限大野河、南限同河、 西限寺大門、北限大路、</small></p> <p>牒、得彼寺牒狀稱、件地相交寺家領地之中、 <small>（後続文書ニヨレバ「件地永為私地、続尽」カ。但、殘画ハ約五字ヲ</small> <small>無人居住、依事功德、被判加□□□□□□</small> <small>未來際者。依請施入如件。寺察之狀、永</small> <small>寺領。故牒。</small></p> <p>長徳二年閏七月廿□□□□□□^{〔五日乙〕} 少弐兼筑前守藤原朝臣</p> <p>右郭^{〔五九〕} 勘申觀世音寺請申地壹町參段荒地有実事 在四至請文</p> <p>右、件地内東三段、府掌中臣助保住所、請申早了。但西^{〔合乙〕}□□ 一町者、以先日前專僧聖蓮請申之日、依上外題勘□</p> <p>已了狀。而未人寄住、抑可隨処分。仍勘申。</p> <p>長徳二年壬七月廿五日郭非違近江近正 <small>勝在判</small></p> <p>檢郭使額田^{在判}</p> <p>〔大宰府外題卷〕 一件地、為寺家門前、徒以荒廢者、永 為寺領之由、成府判了。猶</p>
②平二三 六五（大 宰府左郭 勘申案）		2	右（左）郭 檢郭使	<p>（紙継目・朱印）</p>

左郭
大野川

給府牒了。」

観世音寺牒

大府衙

請被加入寺家所預四至内相交郭地壹町參段状

在左郭四条七防西角、八防北西角、

四至 東限南大野川、限西寺大門、
限戌亥角寺領厩垣、限北大路、

牒、件地相交寺地与郭地之中、荒廢地也。而無住人、徒為

荒野也。今須依事善根、被判加。件地永為仏地、続尽

未来際。今録状、謹以牒。

長徳二年壬七月式拾伍日都維那師法師在判

都維那法師在判

講師大法師在判

上座法師在判

上座法師在判

寺主法師在判

寺主法師在判

別当大監藤原

大典刑部

(紙継目・朱印)

一件公驗(観世音寺所司密判)、為本寺沙汰、書移

案文、進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師(自署、以下同シ)「浄誉」

都維那從儀師「覺珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹増」

検校大威儀師「源尊」

（大宰府官人等証明）
一大宰府

正六位上行大典藤原朝臣

從二位行權中納言兼權源朝臣（花押）（重徳）

少式兼筑前守從五位下源朝臣（季忠之）

從五位下行大監秦宿祢（花押）（有頼之）

從五位下行大監紀朝臣（花押）（重貞之）

少典闕

○印記 「観脩里印」九アリ。

○伝来過程 東大寺↓東京帝国大学文科大学↓関東大震災のため焼失か。

○影写本・写真帳等 影写本『東京帝国大学文科大学所蔵文書』（一九一四年九月影写）。

○参考文献 鏡山猛「大宰府の遺蹟と條坊（其二）」『史淵』第一七輯、一九三七年）、金田章裕「大宰府条坊プランの形成」（同『古代日本の景観方
格プランの生態と認識』所収、吉川弘文館、一九九三年。初出一九八九年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（太宰府市、一九
九八年）、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』（太宰府市、二〇〇三年）。

38. 「専寺僧四十口例文」〔現存未確認。題籤現存〕

○題籤 「東大寺未成卷文書第一〇部三七六」「観世音寺」「専寺僧卅口交名」

39. 「悔過例文」〔九州国立博物館（福岡県立東アジア文化交流センター）所蔵文書十大東急記念文庫所蔵文書〕

平	大	紙	1	標註	本文
①平一〇 四九〇〇 （大宰府 牒案）				四王寺 悔過	府牒観世音寺 忘四王寺悔過預彼寺講師事 牒、案太政官主大 <small>（正）</small> 同四年九月十三日符傳、被右大臣宣 傳、奉 勅、令筑前国講師伝燈満位僧道証等、依旧

（○以下、九州国立博物館所蔵）

筑前国金
光明寺
大野城

修行者。府依符旨、比年奉行。然今道証解任(マツ)但去。仍令其替講師勤覺遵行其法。此則別国之時、国司掌城之日所行事矣。府今商量、件悔過法、始去宝龜五年行之。而依太政官去延曆廿年正月廿日符停止此法。即其像移属筑前国金光明寺畢。此則府带国之日所為也。今件寺在大野城中、彼城且付府已了。然則事須停止。国講師別当府講師寺察此状、自今以後、依預掌。以牒。

弘仁十一年三月四日少典嶋田臣清田

大式安倍朝臣寬麻呂

(織世寺所可書判)
一件公驗、為本寺沙汰書移案文

進上之。

保安元年六月廿八日權都那從儀師「淨蒼」

(自署、以下同シ)
(○以下、大東急記念文庫所藏)

(紙継目・朱印)

都維那從儀師「覺珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹增」

檢校大威儀師「源尊」

(大宰府官人等署判)
「大宰府」

正六位上行大典藤原朝臣

從二位行權中納言兼權源朝臣(花押)(重要)從五位下行大監紀朝臣

少式兼筑前守從五位下源朝臣(季忠)從五位下行大監秦宿祢(花押)

從五位下行大監紀朝臣(有賴)(花押)

從五位下行大監御春朝臣(重貞)(花押)

少典闕

②平一十二
四九（源
敏施入状
案）

②東七十三
一八（二）
（源敏家
地林田地
施入状案）

3

凶里

穂浪郡
伏見郷
高田村

講師 在判、
正印、

読師 在判、
正印、

別当 在判、
正印、

別当 在判、
正印、

別当 在判、
正印、

別当 在判、
正印、

上座 在判、
正印、

謹言

奉施入雑財物事

合参種

家地老院

四至 東限穂浪並貞垣、南限小道、
西限大柿木、北限山林、

林壹町

四至 東限田、南限垣、
西限岳、北限谷河、

治田拾老町玖段佰歩

九匁五里卅五坪五段、

九匁五里廿六坪二段、

十匁三里卅二坪四段、

十匁五里四坪三段百八十歩、

十匁四里廿一坪一段、

十匁五里十坪二段、

十匁二里廿五坪一段、

在筑前国穂浪郡、

在伏見郷高田村、

九匁五里廿四坪三段、

十匁三里卅三坪三段、

十匁四里四坪三段、

十匁四里卅坪一段、

十匁四里廿八坪六反、

十匁四里廿六坪二段、

十匁二里廿六坪三百四歩、

（紙繼目・朱印）

阿自井田
津波木田

浦田

本公驗

十畝二里卅六坪三百卅步、 十畝五里八坪二段、
 十畝「四」^(三加卷)里廿九坪五段、 十畝四里卅二坪四段、
 十畝四里卅三坪一段、 十畝三里三坪二段、
 十畝三里卅三坪一段、 十畝三里廿三坪三段二百步、
 十畝三里十六坪一段、 十畝三里十四坪一段、
 阿自井田一畝三里三坪五段、 同里四坪五段、
 同里二坪五段 字津波木田云、

(紙繼目・朱印)

浦田八畝九里七坪三段、 八畝九里十六坪二段、
 九畝八里卅二坪九段百八十步、 九畝九里六坪四段、
 九畝九里五坪四段 西方、 九畝八里廿八坪三段、
 十畝八里七坪五段、 十畝八里八坪三段、
(コノ行、存關ニ書キ入シ)
 十畝八里九坪四段、 九畝八里卅三坪九段百八十步、
 十畝八里十六坪三段、 十畝八里十七坪七段、
 右、大姉故從四位下源朝臣珍子忌日法事并盆供
 等料、副本公驗、永奉施入觀音宝殿如件。謹言。
 天慶三年四月五日蔭孫正六位上源朝臣 (取) 在判

講 師 在判、正印、
 讀 師 在判、正印、
 別 当 在判、正印、
 僧 在判、正印、
 僧 在判、正印、
 僧 在判、正印、
 上 座 在判、正印、
 寺 主 在判、正印、

③平一二
四八（筑
前国穂浪
郡司解案）
③東七二三
一八一（三）
（穂浪郡
司解案）

6

5

檢臨使

穂浪郡司

伏見郷

高田村

畝里

都維那 在判、正印、

別当小監伴宿祢

檢臨使帥家令紀朝臣

（筆跡公題）

筑前国穂浪郡司解 申立券雜財物事

合

一、笠門々子所進參種

家地老院、在伏見郷高田村、

四至 東限穂浪並貞垣、南限小道、
西限大柿木、北限山林、

林壺町

四至 東限田、南限垣、
西限岳、北限谷河、

治田伍町漆段佰歩、

玖匁伍里參拾伍坪伍段、玖匁伍里式拾肆坪參段、

玖匁伍里式拾陸坪式段、拾匁參里參拾參坪參段、

拾匁參里參拾式坪肆段、拾匁肆里肆坪參段、

拾匁伍里肆坪參段佰捌拾歩、拾匁肆里參拾坪壹段、

拾匁肆里式拾壹坪壹段、拾匁肆里式拾捌坪式段、

拾匁伍里拾坪式段、拾匁肆里式拾陸坪式段、

拾匁式里式拾伍坪壹段、拾匁式里式拾陸坪參佰肆歩、

*料紙左端二墨附キアリ。料紙改訂前ノ記載殘画力。

（紙継目・朱印）

拾匁式里參拾陸坪三百卅歩、拾匁伍里捌坪式段、

拾匁肆里式拾玖坪伍段、拾匁肆里參拾式坪肆段、

拾匁肆里參拾參坪壹段、拾匁參里拾參坪式段、

拾匁參里參拾參坪壹段、拾匁參里式參坪參段式佰歩、

（紙継目・朱印）

④平一十二 四六（筑 前国笠小 門治田壳 券案）	④東七十三 一八（四） （笠小門 門子家地 林治田壳 券案）
--------------------------------------	---

8

7

阿自井田 津波木田 浦田	本公驗	檢校	穗浪郡	図里
--------------------	-----	----	-----	----

拾図参里拾陸坪壹段、拾図参里拾肆坪壹段、
阿自井田一図三里三坪五段、同里四坪五段、
同里二坪五段字津波木田云、
浦田捌図玖里漆坪参段、捌図玖里拾陸坪式段、
玖図捌里参拾式坪玖段佰捌拾步、同里参拾参坪玖段佰拾步、

紙継目・朱印

玖図玖里陸坪肆段、同里伍坪肆段公田東方、
治田西方、

玖図捌里式拾捌坪参段、拾図捌里拾陸坪伍段、

同里捌坪参段、同里玖坪肆段、

同里拾陸坪参段、同里拾漆坪式段、

右、得蔭係正六位上源朝臣敏今月七日牒状稱、件田地
等、從各本主手、加本公驗所買得也。仍可被立券之状、
牒送如件。乞也察状、欲立新券者。与使者共引檢本公
驗、勘定町段四至等、立券敏名既畢。仍与公驗如件。謹解。

天慶参年参月式拾参日 主帳秦

大領關

少領關

檢校穗浪吉志在判

謹解 申沽進治田立券文等事

合参種之中 在筑前国穗浪郡部下

治田伍町漆段佰步、直米伍拾漆斛参斗

家地壹院、直米式斛

林地壹町、直米壹斛

九図五里卅五坪五段、去延長八年二月廿九日僧平弘沽進券、

九図五里廿四坪三段、同里廿六坪二段、

（紙継目・朱印）

弩師

已上、去延長八年三月五日穗浪清景沽進券、
 十畝三里卅三牟久奴田三段、同里卅二屎田四段、四里四坪広岐田
 三段、

已上、去延長六年十月廿八日穗浪後安子・大江朝海等進券、
 十畝五里四垣辺田三段百八十歩、同畝四里卅三川原田一段、

已上、去延長七年三月廿二日前弩師穗浪後生并同浦景等進券、
 十畝四里廿一河依田一段、同廿八袴田二段、

已上、去延長八年二月廿九日穗浪安子并大江朝海等沽進券、
 十畝五里十垣辺田二段、四里廿六池後田二段、

已上、去延長七年八月三日穗浪清景・同浦景等沽進券、
 十畝二里廿五桑原田一段、同二里廿六桑原^{〔田脱方〕}三百四歩、同里卅六川依^{〔田脱方〕}三段
 百卅歩、

已上、去延長八年八月廿六日穗浪後安子男子大江当明・仏子弘運等
 進券、

十畝五里八垣辺田二段、已上、去延長七年五月五日穗浪清景等沽進券

十畝四里廿九袴田五段、同里卅二高面田四段、

同里卅三川原田一段、同畝三里十三野依田二段、

同里卅三牟久奴田一段、同里廿三於保木田三段二百歩、

同里十六長田一段、同里十四桑本田一段、

已上、去延長六年十月廿八日前郡老穗浪幸生活進券、

家地老院、

四至 東限穗浪並貞垣、南限小道、

西限大柿木、北限林山 在桑木并雜木等、

林老町、

四至 東限田、南限垣、

西限岳、北限谷川、

已上、去延長六年十月廿八日前郡老穗浪幸生活進券、

(紙継目・朱印)

⑤平一二
四六（筑
前国美作
真生等治
田壳券案）

⑤東七二三
一八一（五）
（筑前国
美作真生
等治田壳
券案）

檢校
追捕長
阿自井田
凶里
樁田
浦田
帥御館
公驗
大分寺

右件治田、依見直、限永年、蔭孫源敏所沾進如件。仍進立券文。以解。

天慶三年三月七日 笠小門々子

相知觀世音寺上座伝燈住位僧良延

判

（二次的切断力）

大領 闕 主帳奏

少領 闕

檢校穗浪吉志 在判

故追捕長美作広並男真生等解 申進永年治田立券文事

合、陸町式段

直稻老件式佰肆拾束

阿自井^{（田脱力）}凶三里三坪五段、同里四坪五段、

同里二坪五段^{字樁田者、}

浦田八^{（田脱力）}凶九里七坪三段、同里十六坪二段、

九^{（田脱力）}凶八里卅二坪九段百八十步、同里卅三坪九段百八十步、

..... 同里廿八坪三段、 九里五坪四段、 （紙継目・朱印）

九里六坪四段、 十^{（田脱力）}凶八里十七坪五段、

十^{（田脱力）}凶八里八坪三段、 同里九坪四段、

同里十六坪三段、 同里十七坪二段、

右件治田、故父広並存生之時、坪付進上於帥御館^{（帥）}。而今

不立在地公驗、其身死去。方今依故広並解文、被給御帖。

仍為蔭孫正六位上源朝臣敏名立券所進如件。但去年十一月

十一日勘定陸町伍段也。而件六町五段之内、十^{（田脱力）}凶八里十九坪三段、

依大分寺所領公驗明白也。所減如件。仍注事状、以解。

天慶參年參月式拾參日從八位上右近衛美作真生

美作利明

		11	
			檢校
			判 大領 闕 少領 闕 檢校穗浪吉志 在判
			〔 <small>（觀世音寺所可署判）</small> 〕 一件公驗、為本寺沙汰、 書移案文、進上之。
			保安元年六月廿八日權都那從儀師〔淨譽〕 <small>（自署、以下同シ）</small>
			都維那從儀師〔覚玠〕
			權寺主大法師〔暹智〕
			寺主威儀師 在京
			權上座大法師〔経暹〕
			上座威儀師〔暹増〕
			檢校大威儀師〔源尊〕
			正六位上行大典藤原朝臣
			從五位下行大監紀朝臣 <small>（重賢）</small>
			從五位下行大監秦宿祢 <small>（花押）</small>
			從五位下行大監紀朝臣 <small>（花押）</small>
			從五位下行大監御春朝臣 <small>（花押）</small>
			少典 闕
			〔 <small>（奥表書）</small> 〕高田庄公驗

○印記 「觀脩里印」一八アリ。

○影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（成卷文書）（四十二―四十七）一三』（一九五八年二月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（四十三―五十一）八』（一九九二年三月撮影）。

○参考文献 川添昭二『嘉穂地方史 古代中世編』（嘉穂地方史編纂委員会、一九六八年）、平野博之「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」（坪井清足・平野邦雄監修、下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉編『新版「古代の日本」第三卷 九州・沖縄』角川書店、一九九一年）、飯塚市史編さん委員会編『飯塚市史 上巻』（飯塚市、二〇一六年）。

42. 「仁王不断経例文」〔現存未確認〕

43. 「紫田高田庄例文」〔現存未確認。題籤残存〕

○題籤 〔東大寺未成卷文書第一〇部三七〇〕「観世音寺」〔治安三年紫田高田両庄公験〕

44. 「墾田五百町例文」〔東大寺成卷文書第二八巻〕

寧・平	大	紙	標註	本文
①寧未収	①編二四一 六〇三、 六〇四・ 東六一二七 一（大宰 府牒案）	1	国師所 国分金光 明寺 国分法華 寺 定額寺	大宰府 牒国師所 観世音寺、 右寺伍伯町 ^{〔傳〕} 諸国分金「光」明寺 ^{〔明ヲ撰リ消シ重テ書ク〕} 右寺壹仟町 諸国分法華寺 右寺肆伯町 ^{〔傳〕} 自余定額寺 右寺別壹伯町 ^{〔傳〕} 牒、被治部省去七月十九日符称、被太政官 ^{〔今月〕} □□ ^{〔十三日カ〕} 符称、奉今月一日 勅称、去四月一日詔書、寺寺墾田地 ^{〔傳〕} 許奉者。宜依件数施行者。省宜承知、准勅 ^{〔施行者〕} □□□□。 府宜承知、准状施行者。宜知此状、准状施行。今以状牒。々至准状。故牒。

天平勝宝元年九月廿九日從七位上行少典茨田宿祢五百〔稜〕
少式從五位下小野朝臣田守

〔觀世寺所可署判〕
一件公驗、為本寺沙汰、書移
案文、進上之。

〔紙継目・朱印〕

保安元年六月廿八日權都那從儀師〔自署、以下同シ〕「淨誓」

都維那從儀師「覺珍」

權寺主大法師「暹智」

寺主威儀師在京

權上座大法師「經暹」

上座威儀師「暹増」

檢校大威儀師「源尊」

〔大宰府官人等署判〕
「大宰府」

從二位行權中納言兼權源朝臣〔重〕「花押」

少式兼筑前守從五位下源朝臣〔季忠〕

正六位上行大典藤原朝臣

從五位下行大監紀朝臣

從五位下行大監秦宿祢

從五位下行大監紀朝臣〔有賴〕「花押」

從五位下行大監御春朝臣〔重〕「花押」

少典闕

〔奥裏書〕
「墾田五百町例文」

○印記 「觀脩里印」八アリ。

○影写本・写真帳等 影写本『東大寺文書（成卷文書）（二十六―三十一）一〇』（一九五八年七月影写）、写真帳『東大寺文書（成卷文書）（二十五―三十二）六』（一九九二年三月撮影）。

平	大	紙	標註	本文
①平一〇 四八九八 (大宰府 牒案)		1	2	<p>府牒 觀世音寺三綱</p> <p>寺并王臣百姓山野浜嶋尽收入公事</p> <p>牒、被太政官去年十二月八日符傳、被右大臣宣傳、奉勅</p> <p><small>(准令)</small> □□、山川藪沢公私共利。所以至有占点、先頻禁斷。如</p> <p>聞、寺并王臣家及豪民等、不憚憲法独貪利潤。広包</p> <p>山野兼及浜嶋、草木魚塩每事成妨。慢法蠹民莫過斯</p> <p>甚。自今以後更立嚴科、不論有官符賜及旧来占買、並</p> <p>皆收還、公私共之。墾田地者未開之間、所有草木亦令共</p> <p>採。但元来相伝加功成林、非民要地者、量主貴賤、五町以下</p> <p>作差許之。墓地牧地不在制限。但牧無馬者亦從收還。若</p> <p>以嶋為牧者、除草之外勿妨民業。此等山野並具録四</p> <p>至、分明榜示、不得因此濫及遠處。仍国郡官司專当</p> <p>糾察。如慣常不悛、違犯此制者、六位已下科違 勅罪、</p> <p>五位已上及僧尼神主録名申官。仍聽捉彼使人申送所</p> <p>司、登時示衆決罰、以懲将来。若所司阿縦、即同違 勅坐</p> <p>者。府宜承知、依宣施行、要路榜示、普令知見。其入公并</p> <p>聽許等地数、具録申官、不得疎漏者。三綱宜察状、依</p> <p>件施行。今以状牒。</p> <p>延曆十八年正月十一日從六位下行大典勲六等御使朝臣 <small>在判</small></p> <p>正五位下行少式勲十等阿倍朝臣 <small>在判</small></p> <p>.....</p> <p><small>(觀世音寺所司署判)</small></p> <p>一件公驗、為本寺沙汰、書移案文、</p> <p>進上之。</p> <p>.....</p> <p><small>(紙繼目・朱印)</small></p>

<p>保安元年六月廿八日</p> <p>權都那從儀師「淨誓」<small>(自署、以下同シ)</small></p> <p>都維那從儀師「覺珍」</p> <p>權寺主大法師「暹智」</p> <p>寺主威儀師<small>在京</small></p> <p>權上座大法師「經暹」</p> <p>上座威儀師「暹增」</p> <p>檢校大威儀師「淨与」</p> <p>正六位上行大典藤原朝臣</p> <p>從五位下行大監紀朝臣</p> <p>從五位下行大監秦宿祢<small>(花押)</small></p> <p>從五位下行大監紀朝臣<small>(有頭)</small></p> <p>從五位下行大監御春朝臣<small>(重寶)</small></p> <p>少典<small>闕</small></p>	<p>「(奥裏書) 山川藪沢例文」</p> <p>「(大宰府官人等署判) 大宰府</p> <p>從二位行權中納言兼權源朝臣<small>(重寶)</small></p> <p>少式兼筑前守從五位下源朝臣<small>(兼忠)</small></p>

- 印記 「觀脩里印」九アリ。
- 題籤 「觀世音寺」「山川藪沢例文」
- 伝来過程 東大寺↓玉井大閑堂↓根津嘉一郎↓根津美術館。
- 影写本・写真帳等 写真帳『根津美術館所蔵文書一』(一九九八年七月引伸)。
- 参考文献 田中稔「根津美術館所蔵文書(上)」(『古文書研究』第二八号、一九八七年)

東京大学史料編纂所研究成果報告書 2021—5
観世音寺公験案の集成と研究
2019・2020年度一般共同研究研究成果報告書
2021年12月20日発行
発行者 2019・2020年度一般共同研究
「観世音寺公験案の集成と研究」グループ
(研究代表者 森 哲也)
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学史料編纂所
印刷・製本 有限会社一正堂

